

平成27年第1回大多喜町議会定例会

9月会議会議録

平成27年 9月9日 開会

平成27年 9月18日 散会

大多喜町議会

平成27年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録目次

第 1 号 (9月9日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	6
同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
一般質問	8
麻 生 勇 君	8
山 田 久 子 君	19
小 高 芳 一 君	38
吉 野 一 男 君	57
野 中 眞 弓 君	78
根 本 年 生 君	94
吉 野 僖 一 君	111
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
議案第54号の上程、説明、質疑	153
散会の宣告	158

第 2 号 (9月10日)

出席議員	161
欠席議員	161
地方自治法第121条の規定による出席説明者	161
本会議に職務のため出席した者の職氏名	161
議事日程	162
開議の宣告	163
町長の報告	163
諸般の報告	163
議案第54号の質疑、討論、採決	164
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	200
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	202
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	205
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	210
議案第60号から議案第66号、報告第6号から報告第8号の一括上程、説明	216
散会の宣告	258

第 3 号 (9月18日)

出席議員	259
欠席議員	259
地方自治法第121条の規定による出席説明者	259
本会議に職務のため出席した者の職氏名	259
議事日程	260
開議の宣告	261
行政報告	261
諸般の報告	262
議案第60号から議案第66号の質疑、討論、採決	262
選挙第1号の上程、説明、採決	326
日程の追加	329

発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	329
休会について	336
散会の宣告	336
署名議員	337

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 1 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成27年9月9日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
税務住民課長	市原和男君	健康福祉課長	永嶋耕一君
子育て支援課長	吉野敏洋君	建設課長	末吉昭男君
産業振興課長	野村一夫君	環境水道課長	米本和弘君
特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君	会計室長	三上清作君
教育課長	野口彰君	生涯学習課長	関晴夫君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第48号 大多喜町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第49号 大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第50号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第52号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第53号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第54号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

議員各位を初め、町長及び執行部職員、また滝口代表監査委員には、9月会議にご出席をいただきましてまことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名でございます。したがって、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

ただいまから、平成27年大多喜町議会第1回定例会を再開します。

これより9月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成27年第1回議会定例会9月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会9月会議を再開をさせていただきましたところ、議長さんを初め、議員皆様方には、大変お忙しい中をご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろから議員各位におかれましては、行政の推進に当たりまして、多方面にわたりましてご協力賜りますことを、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと思います。

さて、ことしの夏は7月下旬の梅雨明けからお盆過ぎまでは猛烈な暑さが続きましたが、その後、急に雨や曇りの日が多くなり、気温も下がるなど、変化が激しい天気が続きまして、天候不順により稲刈りや農作物の生育にも支障が出ているのではないかと考えられます。

さて、今回の定例会の会議事件でございますが、固定資産評価審査委員の選任同意に関するものが1件と、一般質問の後、条例の一部改正が6件、条例の新規制定が1件、そのほか一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の補正予算を提出させていただいております。そして、議事日程の最終日になりますが、平成26年度の各会計の決算につきまして認定をいただきたく、提出させていただい

ているところでございます。

ここで、平成26年度の決算概要について若干述べさせていただきますが、平成26年度の決算の主要事業といたしまして、一般会計では、農業基盤整備促進事業による暗渠排水設置事業、そしてトンネルや道路の調査事業、また、大多喜小学校の校舎増築事業など、さまざまな事業を実施してまいりましたが、歳出において25年度決算対比で3.6パーセント減の45億1,974万2,000円となりました。特別会計につきましては、それぞれの目的に沿った決算となりました。

また、財政の健全化法の指標でございますが、いずれの項目も早期健全化判断比率の基準を大きく下回っており、財政の健全化が図られているところでございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

結びに、各議案とも可決または承認くださいますようお願いを申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会7月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。なお、この8月7日に開催された、千葉県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会の関係につきましては、11番野中眞弓君から報告をお願いいたします。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 平成27年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会の臨時会議が、8月7日、千葉市ホテルオークラで開かれました。

中身についてご報告します。

議長選挙が行われました。選挙でした。その選挙の結果、茂原市の森川雅之氏が議長に選出されました。

監査委員2名が任期満了に伴い、新しく選出されました。1名は千葉県税理士会副会長の加藤武人氏、もう1名は富津市議会議長の鈴木幹雄氏です。

選挙管理委員及び補充員の選挙がありました。全県から選ぶのは大変だということで、千葉市から推挙された人たちをお願いすることで、これは申し合わせ事項のようになっておりまして、千葉市の選挙管理委員及び補充員の方、選挙管理委員が4名、補充員が4名、議長

の指名推選により提案され、承認、選出されました。

それから、専決処分の承認が2件ありました。1件は、低所得者の保険料軽減措置の拡充のために、均等割の2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の基準を見直し、軽減の対象を拡大するというものです。2割軽減の基準が258万から262万円へと引き上げられました。5割軽減が217万から220万に引き上げられました。

もう一件は補正予算です。重度心身障害者の医療費の現物支給に伴う電算システムの整備の補正予算です。歳入歳出とも4,178万6,000円。歳入は、これは県の事業ですから、県から全額費用が出ております。

専決処分の承認については、両議案とも承認されました。

なお、今議会での議員の入れかえは、前議会、2月議会からどのくらい入れかわったかといいますと、統一地方選挙もありましたせいもありますが、54自治体中21の自治体で議員がかわっています。毎回、後期高齢者の議員は入れかえがありまして、この全県の議会というのは形骸化しているのではないかということ、今回は特に感じた議会でした。

以上、報告を終わります。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、8月28日に開催された、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会第2回定例会の関係につきましては、4番麻生勇君に報告をお願いいたします。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それでは、8月28日に行われました、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の会議について報告いたします。

本会議の前に全員協議会がありまして、その中で仮議長の選出から始まりました。大多喜町からは志関議長、野村副議長、私です。それで、その仮議長には志関議長が選ばれてスタートいたしました。

勝浦市議会の新しく選挙されました3人の紹介がありました。その後、今期で退任になります野村議長の退任挨拶がありまして、その挨拶の中に、懸案であったごみ処理施設問題の早期決着を望みますのご挨拶がありました。

その後、管理者の挨拶ですが、いすみ市長なんですけれども、同じくごみ処理施設建設の計画説明がございまして、全員協議会2月以降、地元の合意が得られなかったという報告がありました。

その後、協議事項になりますが、協議事項では夷隅郡市広域ごみ処理施設建設の話題が中

心で、事務局長の説明では地元の合意が得られずとの報告がありまして、このことに各議員から活発な意見が出されました。地元の不信感を拭うために、正副管理者でありますいすみ市長、勝浦市長、それから御宿町長、大多喜町長という4首長が地元に出向いて誠意を見せたらどうだという話で、好転させることにいたしました。

定例議会なんですが、議案審議の前に議長・副議長の選出がありました。議長は勝浦市の寺尾議長、それから、いすみ市の半場新一さんが副議長に選ばれました。これは、推薦で選出されました。それから、先ほど言いました勝浦市議会の選挙の後でしたので、議席の指定がされました。

また、日程では、議案が4本ありまして、報告事項がありましたが、全員の賛成で可決されました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から8月26日に行いました、例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次にお手元に配付いたしましたとおり、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情と、緊急に介護報酬の再改定を求める陳情書が提出されております。議員各位には陳情の趣旨をご理解いただきたく、その写しを配付いたしましたので、よろしく願います。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本9月会議につきましては、審議期間は本日から18日までとし、本日と明日10日、そして18日を本会議開催日とし、この間14日に福祉経済常任委員会協議会を、また16日に総務文教常任委員会協議会を開催することといたします。なお、所属委員会以外の傍聴もできますのでお知らせします。

それでは、お配りしてございます議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

なお、本会議での傍聴の関係ですが、本日午後1時から大多喜町企業連絡協議会から15名の傍聴が予定されておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（志関武良夫君） これから、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

3番 吉野 一男 君

4番 麻生 勇 君

を指名します。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第2、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

次の者を大多喜町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、大多喜町西部田218番地1。

氏名は、江沢正明。

そして生年月日、昭和29年11月14日。

提案理由でございますが、現委員であります江沢正明氏が平成27年10月3日をもちまして、任期満了となりますので、再任として推薦をお願いするものでございます。

江沢氏におかれましては、経験も豊富で人格、識見ともにすぐれておりますので、再度委員をお願いしたいと考えております。ぜひ、議員皆様の同意を賜りたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 挙手多数です。

したがって、同意第5号は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長(志関武良夫君) 日程第3、一般質問を行います。

◇ 麻 生 勇 君

○議長(志関武良夫君) 通告順に発言を許します。

4番麻生勇君。

○4番(麻生 勇君) 麻生勇です。一般質問の前に、きのう記事が出ていましたので報告したいと思います。

老川の面白の小水力発電所が稼働したというニュースが入っていました。今後の管理と、また観光に寄与できるようにしたいということでしたので、期待しております。よろしくお願ひします。おめでとうございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

マイナンバー導入時期と問題についてということで質問させていただきます。

先日の新聞によりますと、国民一人一人に12桁の番号を割り振る共通番号、マイナンバー制度について、世論調査の結果では、この制度を知らないと答えた人は6パーセントで、名称は知っているが内容は知らないの46パーセントと合わせると52パーセントだと。知っていると答えた人は「よく」は3パーセント、「ある程度」の43パーセントの合計で、46パーセントだと。政府が制度の説明について国民に十分説明しているかどうかでは、「そうは思わ

ない」が96パーセントに達したそうです。来月10月には個人番号通知が始まり、来年1月から税や社会保障関係の手続などに使われるというが、前述のとおり、国民への理解の広がり
は課題になると思います。

また、制度の導入による個人情報の流出を「大いに不安だ」と答えた人は47パーセント、「多少は」と答えた人は42パーセント、合わせて「不安だ」が89パーセントに上がった。ことしの6月に発覚しました、日本年金機構へのサイバー攻撃による個人情報の流出が影響したと見られます。また、マイナンバー制度が検討されていることについては、患者の病気や使用した薬が各病院で共通化、戸籍にナンバーをつけて申請手続の簡素化では、60から71パーセントが賛成だったと。銀行口座では、国や自治体が口座の内容を把握できるようにするは「反対」が87パーセントで、「賛成」の12パーセントを大きく上回りました。

このような結果から伺います。実施の方向になっているのは承知していますが、町民も国民皆が大変不安に思っていることから、不安解消方法の具体化が必要と思いますが、この点について伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではお答えします。

マイナンバー制度に関しましては、間もなく個人番号の通知が始まりますけれども、大手新聞社の調査によりますと、8月の段階で内容を知らないという方が、約半数いると結果が報道されておりまして、今ご質問のとおりでございます。また、ご質問にありましたように、銀行口座にマイナンバーをつけて国や自治体が口座の内容を把握できるようにする。このことに関しましては、90パーセントの方が反対しているとのことでございます。

マイナンバーの利用は、法律で定められた社会保障や税制度、災害対策の分野と、地方公共団体が条例で定めた分野にしか利用できませんけれども、利便性を向上させるという基本的な法律の理念がございますので、利用範囲の拡大が検討されております。このため、番号法と関連する法律の改正案が、先週末に国会で可決成立をしております。

マイナンバー制度そのものにつきましては、国の制度でありますので、町としては法律で定められたとおりに運用していくこととなりますけれども、この制度に関して不安があるとのご質問でございますので、マイナンバー制度に関しまして、町民の皆様にご理解をいただき、少しでも不安を解消するため、町としては情報の提供に努めていきたいと考えております。

具体的には、広報の3月号に概要を掲載し、また、広報の9月号の配布にあわせて、全戸

にパンフレットを配布させていただいております。また、ホームページに関しましては、以前から掲載しておりますが、引き続きこれらの方法により情報提供を行って不安解消に努めていきたいというふうに考えております。なお、10月9日になりますけれども、商工会と連携をいたしまして、商工会の会員、また企業さん、そういう方の事業者向けの研修会のほうも開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） その不安解消なんですけれども、先日の広報と一緒にチラシが入っていましたが、私、集会に出たんですが、その集会ではただもらって、しまっただけで、うちにもありましたけれども、多分よく理解しないまましまっただけで、もっとわかってもらえるにはどうしたらいいかということが必要なのかなと思います。

というのは、ホームページも掲載するとかと言っていますが、ホームページはパソコンがないと見られないわけですね。見られない人もいますので、さっき商工会は特別にやるんですね。個人も何か考えてもらったらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 特に企業の方については、非常に負担もあるんじゃないかということで町のほうで計画をしたんですが、個人につきましては、今の例えば新聞も半面を使って大きく出ている。最近出ておりました。また、町も既に広報で1回、別のもので1回お配りしておりますので、この後、間もなく番号の通知が始まりますので、そのときにご質問等あれば、お答えすることも可能ではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 先日全員協議会で説明がありましたけれども、私もその席で聞いてまして、またチラシも見ましたが、やっぱり理解するのに非常に難しいなと思います。この一般質問を考えたときには、この法案が通る前だったんで、きのうの新聞でも今度消費税が10パーセントに上がったときの2パーセントの還元とか何とか、それもこれで引くよという話ですと、今度そのパスをとられちゃったら、とられちゃったって変なことかもわかりませんけれども、紛失したりなくしたら、またそこで問題が起きるんじゃないかなと思うんですよ。だから、その対策も何かしておかないとだめなのかなと思います。

これは、答えられるのなら答えてもらってもいいんですけれども、多分もう少し検討した

ほうがいいのかと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 消費税のことは、まだいろいろ計画段階ということで、あれを個人番号カードを使うというのは、ちょっと私も無理があるような気はいたしますけれども、これはまだ検討している段階ということですので。

あと、いろいろご指摘はあるわけですが、基本的には市町村としては、法定受託事務というようなことになりまして、本来、法律、そういう政令等では市町村が実施するようになっているんですけれども、本来は国が果たすべき役割のもので、そういう区分として法定受託事務とっておりますけれども、市町村としては国のマニュアルとかガイドライン、そういうものに沿って実施していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） これは決まっていますので、ただ、問題が起きるといけないので、もう考えておかれたらどうかなということで、ただそれだけでございます。

それから、自分の番号の町の周知方法は、先ほど案内でやられるということなんですが、うちにいない人、もしもカードを配布してもらおうというときにうちにいないというのは、例えば入院している人、それから介護を受けている人の番号というのは、どうやってやるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、個人番号の通知の関係ということで、家にいない方、仮に入院されている方等ということでございますけれども、原則、住民票を置いてある市町村の住所地に配付というようなことでございます。仮に入院等で家にいない場合には、病院等に通知を転送することもできます。ただ、その場合には、ご本人のほうから、こちらのほうに転送してくださいというふうな届け出を出していただく形になります。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） そのときに、このマイナンバーは写真が必要だという話でしたよね。

写真はどうするんですかね。変な質問なんですけれども、入院している人、寝ている人の写真を撮るんですか。これ、前の健康なときの写真を使うなんて、ちょっとないですよ。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 写真が必要となるのは、個人番号カードというものがござい

ます。そちらはご本人の希望によって交付されるものですが、そちらのほうを希望する場合には、ご本人で写真を用意していただくと。

今回、最初に10月に交付されるものは、個人番号通知というふうなものでございます。それにつきましては、写真等は載っておらないものでございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） その番号通知はそういうことだから何も要らないと思うんですけども、実際にカード発行をする場合、発行してもらう場合は、つくる場合は写真が必要なんですよね。要らないんですか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） そのとおり、個人番号カードの交付を希望する方につきましては、ご自分で写真を用意していただくと。余り古い写真は使用できません。撮ってから6か月以内のものを使用させていただくというふうな形になると思います。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 盛んに希望する人ということなんですが、それを希望しなければ全員でこのナンバーというのは使用できなくなるんじゃないかなと思うんですけども、強制的じゃないというか、義務にならないんですか。いいんですか、やらなくても。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 個人番号カードを受領しなくても通知カードには個人の番号が入っておりますので、それで一人一人には番号は通知されますので、一人一人が番号を持つというようなことになります。

ですから、それを本来制度の趣旨から言えば、全員といいますか多くの方が自分の個人番号カードをつくってと、これからまたいろいろ運用が拡大されていくと思いますので、そういうことになろうかと思えますけれども、これは例えば子供さんとかもいるわけですので、そういう方、あるいは例えば長期入院の方ということで、それが特に使わないということであれば、それは申請をした方だけですので、それは番号そのものは、通知カードそのものは行かないことにはなりますが、ただ番号そのものは付番されておりますから、それをいろいろなことで使っていく、そういうことは全く可能でございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） わかりました。

使わなくてもいいと、カードはね。番号だけは受け取ってくださいと。そういうことです

よね。わかりました。

次に、先ほども言いましたけれども、日本年金機構でサイバー攻撃がありました。その情報の流出問題を受けての、町の具体的な取り組みを伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではお答えします。

日本年金機構の情報流出ですけれども、これはインターネットを介したサイバー攻撃により、使用していたパソコンがウイルスに感染して起きたというふうに言われておりますけれども、このマイナンバー制度での情報のやりとりに使用するパソコンといいますのは、インターネットから切り離れた独自の回線を使ったパソコンを使用しておりますし、また、国のマニュアル等もそうっております。ですから、インターネットに接続をしませんので、日本年金機構で発生したようなインターネットを介したサイバー攻撃によって、情報が流出することはないというふうに考えております。

また、実際に事務を行う職員に関しましては、研修を実施するなどいたしまして、情報が流出することがないように努めていきたいと思っております。基本的には、インターネットから切り離れた専用回線を使用したパソコンを使いますので、日本年金機構で起きたような情報流出はないというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それは通常の作業ではインターネットは介さないということなんですけれども、非常にまじめな職員がいて、それを保存してうちに帰ってパソコンで残業したと。そういうことになると、それがインターネットに通じちゃう場合があるわけですよね。それは教育の中でやっていけばいいんでしょうけれども、それを徹底しないと、やっぱり国民も町民もみんな不安な点ですので、それはきちっとやってもらうと。情報が漏れないように徹底していただければと思います。よろしくお願いします。回答は要らないです。

それから、この導入のメリットですね。メリットとデメリットですけれども、それについて伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではお答えします。

まずメリットのほうからでございますけれども、住民にとりましては、社会保障や税の手続に伴う添付書類が省略できることとなります。また、行政側にとっては事務の効率化、また所得の適正な把握ですとか、きめ細かな社会保障制度を進めるために役立つものというふ

うに考えております。

デメリットにつきましては、制度の面からは、これからスタートするものでございますので、現段階では特に事故等がなければ、ないものと思いますけれども、ただそのシステムの導入費、また会社等にとりましては従業員などから集めた個人番号の管理など、そういうものに費用がかかるということが想定されまして、特に企業にとっては負担になるというふうに言われております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 事業所、役場、町としては、事務が煩雑になるというような話も聞いているんですけども、その辺は全然問題ないんでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 事務的なものは、例えばその番号を今度は町でいいますと、職員例えば給与等に関しましてもそういう番号を管理していかなければいけません。それも適正に管理していかなければいけませんので、そういう面では、今までと違ってそういう事務がふえる。そういうことであれば、そういう面で負担になることもあろうかと思えます。ただ、それにかわるだけのメリットはあるというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） できるだけオーバーワークにならないように考えていただいて、自宅勤務しないように、よろしくお願いします。

続きまして、電気柵の総点検について伺います。

静岡県で電気柵近くにいた7人が感電して、2人が死亡した事故は、皆さん記憶に新しいところと思いますが、全国の電気柵の点検実施計画では、7,000カ所の違反の疑いがあったとのことです。全国約10万カ所の点検で約7パーセントが法令違反の疑いがあり、電気柵設置の表示なし6,713件と9割以上を占めております。重大事故のおそれのある漏電遮断器未設置は606件、適切な電源装置不使用が22件で、1カ所で複数の違反が見つかったそうですが、そこで伺いたいと思えます。

本町では、この事故を受けて調査したと聞いておりますが、その結果について具体的にお願いたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 電気柵の調査についてですが、町ではこの事故を受けて調査

した結果についてですが、国・県の調査依頼により、各補助事業で実施した電気柵の点検を実施いたしました。国・県事業により設置した電気柵は過去3年間で17地区、37カ所あり、いずれも問題はありませんでした。そのほか、補助事業実施箇所周辺において、個人で設置した柵についても、目視により安全状況について確認しました。

また、農協、コメリ、小松屋農機商会などの販売店に、今回の事故原因となった変圧器の販売状況とAC電源使用電気柵、高速漏電遮断器の販売状況を確認し、設置してある現地で調査点検を行いました。点検を行った電気柵については、事故につながるような違法な設置はありませんでした。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 設置箇所って随分少ないんですね。37カ所ですか。もっとないんですかね。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 過去3年間の国・県の補助事業で実施した箇所について点検、それとまたその周辺で個人で設置してある電気柵についても確認したということです。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 個人でやった電気柵の周辺というのは、やっぱり37ですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 箇所数はわかりませんが、100カ所以上は確認いたしました。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 次の質問で、ちょっとかぶるところがあるんですけども、その設置届の義務はあるということを聞いているんですけども、個人的に100カ所近く設置したところというのは、届け出があったんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 電気柵については、届け出の義務はありません。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ないんですか。あるという話、じゃこの間静岡で事故をやったのは、あれは無届けでもいいということですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） あの電気柵については、うちのそばで直接100ボルトのコン

セントにつないで、自分でつくったもので、間の漏電遮断器とかそういうものを設置していなかったんで、ああいう事故が起きたということです。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 漏電遮断器をつけてあれば、届け出なくてもいいと、そういうことですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 電気柵については、届け出の義務はありません。それで、ソーラーとか乾電池式、バッテリー式については、電牧器が間に入りますから問題ないんですけども、問題は100ボルトに直接つないだ場合に、電線につないだ場合が事故が起こるといことで、100ボルトにつなぐ場合は、やっぱり漏電遮断器、ACアダプターとか電牧柵、そういうものを設置しないといけませんけれども、その届け出の義務はありません。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 今、電牧と言ったけれども、電牧って何ですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 設置してあると思うんですけども、このくらいの電線の前に、例えばソーラーとかの下にある機械ですね。スイッチとか、昼間、夜とか、そういう。

（「あれを電牧というんですか」の声あり）

○産業振興課長（野村一夫君） 電牧器といいます。

（「何か略しているでしょう」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） この電気柵の場合は、何か届け出が必要だという話、私されたんですけども、明示してあれば好き勝手につけちゃっていいと、そういうことですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） それについて、届け出については調べたんですけども、届け出の義務はないということです。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） じゃ個人責任だと、自己責任だということですね、事故は。そうですか。大変ですね。はい、わかりました。

じゃ、届け出が要らないということは、大多喜町もゴルフ場がいっぱいあって、ゴルフに行くとき電柵いっぱいやってあるんですけども、あれも自己責任でやっているということ

すかね。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 大多喜町ゴルフ場4カ所設置してありますけれども、いずれもゴルフ場に行って確認しました。安全確認についてはやってあるということで、当然そういう事故があれば自己責任ということになります。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。

じゃ、全体の調査を終えての感想と、今後の課題について伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 調査を終えての感想と今後の課題についてですが、有害鳥獣の被害を受ける範囲が広範囲化している中で、電気柵は現状で農作物を有害鳥獣の被害から守る有効な方法と考えます。数年前では、高価で国や県の補助事業でのみ施行が主流でしたが、近年さまざまな電気柵が安価で購入できるようになり、今回パトロールをして予想以上に設置数の多いことが判明いたしました。

今後は、正しい使い方について、補助事業については設置者に直接話し、また、販売店にもお願いして、事故のないようにしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 最後ですけれども、問題があったらの場合ですけれども、その対策についてお願いします。お聞かせしてください。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 事故につながった電気柵は市販されている電気柵ではなく、自作品で構造上違法なものでした。現状で、本町ではこのような電気柵は確認されていませんが、一般的にこのような電気柵を見つけ出すのは困難なため、日本電気さく協議会に登録のある、安全対策が図られた電気柵の推奨と、違法な電気柵の危険性や違法性に疑いがある場合には、役場に通報してもらうこと。また、電気柵の安全な使用方法について、広報紙などで住民や設置者に機会あるごとに周知を徹底し、安全確保に努めたいと考えます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） よろしく申し上げます。安全第一ですので。

次に、人口増対策について伺います。

城見ヶ丘団地の人口増対策で、運用すべく計画した場所は、現在ではすばらしい病院の施設に変更されています。6月議会でも質問させていただきまして、しつこくて申しわけありませんが、10カ所の空き地処分方法の具体化を当初の住人とは、何か約束ができていて、安く売れないとか、いろいろな問題があるそうですが、城見ヶ丘団地の住民と、さらに打ち合わせが必要だと思いますが、その点について伺います。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 城見ヶ丘団地の10区画の未分譲地の処分方法ということで、城見ヶ丘団地の住民と話し合いを持ったらよろしいんじゃないかということでございますけれども、この城見ヶ丘団地の10区画の未分譲地につきまして、現在1区画につきまして、申込者と交渉中で、残り9区画になろうかというところですが、これにつきましては、先ほどお話がありましたように、住民の方ですね、お住まいの方と既に値下げはしないということで、前回もお話しさせていただきましたけれども、そういう形で取得者には500万円の、今現在補助金を出しているところでございます。そして、25年、26年と1区画ずつ販売しております。

そして、本年12月からオリブを発着といたします、羽田品川行き的高速バスの運行も予定していることから、東京方面の交通がさらに便利となってまいりますことから、当団地の付加価値も上がってくるのではないかなというふうに考えられますので、今後も、もうしばらく推移を見守っていきたいと考えます。よりまして、現在のところ城見ヶ丘団地の住民との話し合いのほうは考えておりません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 私、心配しているのは、今1カ所が交渉中、成約できそうだという話ですが、あと9カ所残るわけですよ。9カ所残った場合、何かしないと町で草刈り業務がずっと続くわけですよ。前回聞いたときには10万円ぐらいだからという話を聞いたんですが、でも何年もたつと大変な金額になるわけですよ。だからできれば、全然相談にならないかどうかわかりませんが、できれば負担軽減のためにも、少しバーゲンセールをやって、やられたらどうかと。

安く売るための条件として、隣の睦沢町では年齢制限をしまして、30代以内は、40歳代はという、レベル分けして販売しているそうです。できればそんなことも町としても考えられたらどうかというので、最初に言いましたけれども、大変何回も何回もうるさいようで

すが、質問させていただきました。

以上です。何かあれば、今の段階別で考えられるかどうかとかね。いろいろ具体的に何か考えられたらどうかと思ったんで。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 確かにあとの9区画、うちのほうとしても何とか早く売って処分したいなということで、いろいろと策は練っているところなんですけれども、何とかいろいろとあの手この手を尽くしてはいるんですが、なかなか成果が上がってこないところでまことに申しわけございませんけれども、うちのほうも努力しておりますので、引き続きまた努力はしてまいりたいと思いますけれども、その年齢制限とかにつきましては、新しく分譲地をつくるということで、そっちにつけられるかもしれませんけれども、城見ヶ丘団地につきましては、現状のままでいくしかないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） わかりました。

以上で終わります。

○議長（志関武良夫君） 以上で麻生勇君の一般質問を終わります。

ここで、会議途中でありますので、10分間の休憩をとります。

11時5分の再開とします。

(午前10時53分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

◇ 山田久子君

○議長（志関武良夫君） 次に、10番山田久子君の一般質問を行います。

○10番（山田久子君） 10番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

暑い暑いと思っていました毎日が遠く感じられるような気候となり、台風シーズンを迎え、風や雨の心配が必要となってまいりました。本日は、大綱2点にわたり質問させていただきます。

ます。よろしくお願いいたします。

初めに、水道施設の整備充実について伺います。

水と食料とエネルギーは人の生活の基本をなすものと言えます。しかしながら、本町では地形の関係などもあり、上水道の給水対応ができていない地域があります。住民の方からは水もない家に住み続けられるのか不安である。水のないところに子供たちは住み続けてくれるのだろうか。空き家があっても水がなければ、とのお声も伺っております。特に、日々の家庭生活を担っている主婦には大きな問題です。水の供給は町民の生活に直結し、一日も欠かせないものであり、将来にわたり安全な水を安定的に供給していくためには、さまざまな問題に対処しなければいけないのではないかと思います。今までも、多くの議員さんから質問がされていることと思いますが、改めてお伺いをさせていただきます。

まず、本町の上水道の未普及地域や場所はどこがあるのか。また、そこがなぜ整備されていないのか、その理由をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、ただいまの配水管の未普及区域と、その理由についてということでお答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、配水管が布設されているかどうかというようなことですが、配水管の定義ということなんですけれども、町では配水管としての位置づけを、原則的に公道内に布設された、口径が30ミリ以上の管であって、かつ給水戸数が5戸以上をもって配水管扱いということで取り扱っております。

ご質問の配水管未普及区域、これは給水区域内ということで前提に話をさせていただきますけれども、この要件に当たる区域となりますので、現在では小土呂の市部地区、それから久我原及び石神の三育学院、この区域が対象になるのではないかと思います。この未普及区域になっている理由ですけれども、次のようなことが考えられますが、市部地区につきましては、昭和58年度に大多喜町の第4次拡張の際に、小土呂地区の住民からの給水申し込みを募って配水管の布設を実施しておりますが、市部地区につきましては、この時期に加入申し込みをしなかったために、現在まで至っていないのではないかとというようなことが考えられます。

また、三育学院につきましては、学校、それから教職員住宅を含みまして、専用水道という給水区域となっておりますので、このために給水未普及というような形になっております。以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、理由ということで承ったわけなんですけれども、市部地域等におきましては、以前に藤平議員さんからも何度かご質問をさせていただいているかと思えます。いまだこういった状況で、非常に住民の皆様はお困りになっているわけですが、町はこの地域の皆様の生活をどのように認識して、どのように今現在受けとめていらっしゃるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 市部地先の水道施設整備に関する質問につきましては、ただいま議員さんからありましたように、前回、平成24年度第2回の議会定例会で一般質問で答えさせていただいております。このときには、これまでの当地域への整備に向けた取り組み状況とか、当地域への町としての水道に関係する対策や整備計画の考え方、それから整備手段として地元負担等が最も少なく済む方法、また概算額及び負担額について説明をさせていただきました。しかしながら、その後、当地域からの水道の加入の要望等についてはありませんでした。具体的な事業実施に向けて検討は、現在も進んでいないというような状況になっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、市部地域のことでご回答いただきました。久我原、それから三育学院に関しましては、現状をお話しいただいたんですけれども、ここは今の状況でそのまま問題がなくて、このままにしておくとか、変ですけども、このままの状況でいくというようなお考えなんですか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 今の、三育学院ということですね。

（「三育学院ですね、はい」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君） 先ほども話しましたように、三育学院は専用水道というように形で、県のほうに届け出をいたしまして、あの区域をそういう区域に指定して給水しております。あそこは、現在井戸によって滅菌施設とか浄水施設を備えて給水しております。

何年か前には、三育学院さんのほうから給水についての要望といいますか、今後の長期的なところを見た中で、今後上水道の普及も考えていきたいというようなお話もいただいているのは実際にあります。ですので、もう少し具体的な話が出てくれば、そこら辺も進め

ていくような考え方をしたいと思っております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

すみません。それでは話を戻させていただきます。

市部地域の皆さんのことに戻らせていただきますけれども、市部地域におきましては、前回のお話の中でもかなり高額に、簡易水道を入れた場合でもかなりの高額になるということに伺っております。しかしながら、現在今の水道、井戸等を使って、もしくは自然水などを使いながら生活をされていらっしゃるわけですが、実際に夏場、ことしの夏なんかもそうでしたようですけれども、照りが続いたりしますと水が出なくなっているという、こういった問題もあるようでございます。

また、長年の水道の問題の中から、この水のことを地域で話すということが非常に難しいと、そういったこともあるようでございます。やはり水というのは、非常に大事なものであって、地域から要望がないから放っておくと、そういう状況をしていていいのかどうか、この辺を私は非常に疑問に思っております。

実は、そういう中で、例えば費用負担という問題の面でお伺いをさせていただきたいと思うんですけれども、これは平成27年度の実施予定事業の資料という形でのお話になってしまうんですけれども、今回三又から川畑間の配水管の布設が1,458万円、それから同じくこの舗装のほうも復旧ということで、975万円の工事が予定されております。私はこの工事は必要だと思っておりますので、このお金に対してどうのこうの言うつもりはないんですけれども、また、伊保田地区におきましても、以前は簡易水道で実施されていたものが、やはり簡易水道での水の供給が厳しくなったということで、面白浄水系の布設工事をされて、今、そちらのほうの水を使われているのではないかと思います。

この区間の配水管布設の工事に対して、地元の負担というのはあったのか、またあるのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいまのご質問ですけれども、基本的に現在、ただいま言われた場所については、現在町の配水管というような位置づけで管理をしております。伊保田につきましても、町のほうでその施設の管理をしておりました。実際、その水質の問題とかで、これ以上井戸水を利用した施設利用というのが非常に難しいというようなことの中で、

上水道の、国道のほうから配管をして給水するような形にしてあります。

それから、今年度実施計画しております配水管の、やはり布設がえとか舗装の関係につきましても、町の配水管として、現在給水している部分でございますので、これは当然町の管理でやるべきところでございますので、そういった部分については町の負担のみでやっておりますので、地元負担というのはございません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしますと、両方とも地元の負担はないというふうに考えさせていただきますのでよろしいでしょうか。

両方とも既設の配水設備の不都合が生じているための対応ということで、水がない、水がなくなる、出なくなるということ、そういったものは生活に支障を来すという意味では大切だと思います。ですが、そういった意味では、井戸水で生活をしている地域の住民の皆様も同じではないのかと思います。今、くみ上げている水が出が悪くなってしまった、水がない、出ない、生活は同じなんです。やっぱり水がないと困るんですね。

そういった中で、町では水道を、町の水道事業のほうの水ですね。そちらを供給している方にはそういったいろいろな事業費が高騰することによって、水道料金が高くなることを防ぐために、事業費とか水道料金ですね、そういったものを防ぐために高料金対策として、一般財源から繰り入れをしているのではないかと思います。

私が調べたものでございますので、もし間違っていたら恐縮なんですけれども、高料金対策として一般財源から、平成24年度には9,549万7,000円、25年度には7,708万8,000円、26年度には7,566万3,000円、27年度におきましては7,300万円を繰り入れているのではないかと思います。

このことから、町においては大多喜町水道事業に加入していなくても、配水管の布設に対し、地元への配慮があってもよいのではないかと、私はこう思うんですけれども、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいまの質問でございますけれども、基本的に浄水場の給水区域というのは、町の給水条例のほうで決まっております、そういう地域については、ほとんど地元の給水施設等を持っているところを給水外というふうな形で、町の浄水場の区域としてはおりません。

ただいまの一般会計からの高料金の補助金というようなことでございます。確かに、上水道の給水区域内の人たちについては、そういう料金を抑えるために補助金としていただいておりますので、そういう面では給水区域外の人には、そういったメリットがないというのが現実にはあります。ですから、そういった部分の方々には、今後何らかの支援をしていくような形では考えていく必要があるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

それでは、もう1点ですけれども、市部地区の件でお伺いをさせていただきますが、以前にも町としてもまた動いていただいたということで伺っているんですが、長南町などからの給水の試みということでご検討いただいたことがあります。現在、県内水道の統合、広域化の検討がされておりますけれども、これが実現した場合には、長南側からのこの市部地域への配水布設管工事というのも考えることができるのでしょうか。この点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいまのとおり、広域化に向けて、県を中心にして現在進めているところです。広域化になって事業統合等になれば、そういったことも可能ではないかと思われま。過去に話がありましたけれども、平成16年度ですか、やはりそういった話があったときに、長生広域のほうの水道担当のほうといろいろ話はしたようでございます。その時点では、まだ給水区域外に対しての給水というのは無理だというような話で、話は終わっている状況ですので、今後広域化というのが実現してくれば、そういったことは可能になるのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

私としましては、そういった動きもあるということの中で、少しこの市部地域におきます給水管の布設ということは、少し望みを持っております。今後そういった試みが前進するような場合におきましては、積極的に大多喜町としても働きかけをしていただきたい。そのように思います。

また、現在もう既に水が出なくて困っていらっしゃる方もいらっしゃいます。やはり町の

給水の範囲ではないからということではなくて、やはり町民でございますので、町に住んでいる場合、どこに住んでいても同じ町からのサービスが受けられるということは大事なことでないかと、こういうふうに思います。住んでいるところが違うからこっちは見られるけれども、こっちは見られないというのでは、町民として非常に悲しいものがあります。こういった水の問題は、大変大事でございますので、今後ともぜひ地域の皆様にも声をかけていただくとともに、地域の中では水のことを言うのがタブーなぐらい皆さん肩身の狭い思いをしている人もいますので、積極的に町として取り組んでいていただきたい、このように思うわけでございます。

これに関しての回答は結構でございますので、よろしく願いいたします。

話はまたもとに戻らせていただきますけれども、先ほど給水設備というところで、町としての配水管の位置づけというお話がございました。そういった中でしますと、ちょっと外れてしまうのかもしれないと本当に恐縮なんですけれども、大多喜町中野の庄司土田線というところを例にとらせていただきます。

ここは国道がありまして、そこから中にちょっと入っていくような形になっております。給水戸数としては現在3軒が残っているような、こういう形になっております。やはりここでも、ここも井戸水を使って生活をされていらっしゃったわけなんです、その井戸がやはり出なくなってきていて、非常に不便を来し始めているという、こういった状況があるようでございます。これに対して、今のお話ですと、配水管の位置づけとしては難しいんだということでもございましたけれども、ここを個人で給水施設という形で引く場合には、いすみ鉄道の鉄道があるという、この問題がございます。この点から少し町のほうのご意見を伺わせていただきたいと思っております。

まず、この庄司土田線なんですけれども、この本管のほうの配水管はどこのところまで、今現在引き込みをしていただいているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいまの町道庄司土田線ですけれども、この町道に入るところ、国道から本管が1本というんですか、4メートルぐらいなんですけれども、それぐらいの管は、過去の図面なんですけれども、向かっているようになっております。ですから、その町道に入ってから、それから先が全く入っていないというような形になると思っておりますので、新しく加入するとなれば、そこから引いてもらうような形になると思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） この場合、そこからその先を配管する場合、予算的にどのくらいかかるというの、もしおわかりになりましたら教えていただけませんか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） この庄司土田線の3世帯あるということですが、実際にこの3世帯のうちの1世帯の方が、町のほうに相談に来られたことがございます。そのときに、業者さんのほうの見積もりを持ってきました。その見積もりによりますと、約500万ぐらいの経費がかかるんだというようなことで、町のほうに相談がありましたけれども、基本的に全部入っても3戸というような形になりますので、踏切横断というのは確かに費用がかかると思います。そういうようなものを含めての工事費だったと思いますけれども、それらについては加入者のほうで負担していただくというような形になってくると思われま。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） この踏切横断というのは、ある意味普通の生活をしている方の場合は余りないケースで、特殊なケースではないかと思うんですけれども、これ、特殊なケースというふうに思わせていただいてもよろしいでしょうか。町の見解を伺いたいんですが。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 確かに、町の管理している配水管の部分でも踏切横断というのは余りあるわけではありません。確かに特殊というような形になれば特殊、通常の配水管以上の工事がかかることになりますので、特殊と言えは特殊だと思います。過去においては、総元地区のほうで、こういった踏切横断をやらなければ給水を受けられないというような形の中で、その場所についてもやはり3世帯なんです。その3世帯の皆さんが負担をされて給水を、工事をされているというような、過去の中での事例はあります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

過去にそういう事例があるということでございますけれども、先ほどもお話ししましたように、この方たちはずっと税金を払ってまいりまして、高料金に対する一般財源の繰り入れに対しても貢献をしてきていただいているわけでございますので、そういった意味で、少し譲歩していただくことができないかということも踏まえまして、あえて聞かせていただきます。この町で引く配水管を全て踏切の先まで、町の本管の配水管工事として捉えていただい

て、実施をしていただくことというのはできないものでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど市部の問題、今の土田線の話もご質問いただいております。ただ、水道は初期に設置するときに、やはり町民の皆さん、これにいわゆる加入される方も初期投資では、みんな出しているんですね。ですから、初期投資のときに加入した方は全て出しています。ですから、必ず新しくやる場合に、初期投資の分を、やはりいいというわけにはいかないんですよ。それで、条例というものはっきり決まっていますので。

ただ、今お話ししましたように、1人の方が申し込むんですけれども、あの方がいいよと、こういう話になるんです。それで市部につきましても、土田線につきましても、全員で加入したいと、だから何とかということで話になれば、また水道のほうとしてもいろいろ考える方法もあるんです。ですけれども、どちらの部分も全員が、地域の皆さん全員が入りますということじゃなくて、一部の人が入る、あとは私はいいですよという話になるわけですよ。その辺がまとまってくれば町としても対応の仕方もあるんじゃないかと思いますが、そういったところを議員さんにも、もしまとめていただければ、我々もまた話の向きはできるかなと思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そのまとめるに当たりましては、やはり金額が高過ぎて、とても町民の皆様の、水が井戸水より上水道がいいのはわかっているわけで、引きたいのは山々なんですね。でもそれが余りにも高過ぎて手が出ない。だけれども、その中にはせっぱ詰まっている人たちもいらっしゃるということの中で、この金額を何とか下げる方法、下げていただく、自己負担が少なくて済むものを考え出していただくことができれば、また今はできないけれども、その金額ならうちだってやりたい、もともと本当はやりたいんだけど、その金額だからできないというのが現実の問題ではないのかなと、私はこのように思うわけなんです。

そういう中で、何とか自己負担を減らせていただくような形でお願いすることができないかと、こういうふうに思っております。私も町民のこの方たちだけじゃなくて、町民の皆様の税を使わせていただくということに対しては、非常に重いものがあるというふうに考えております。しかしながら、先ほどもありましたように、町に住んでいるということに対して、同じ町民でございます。そして、やはりこれから住み続けていくということの条件の中に、やはり水がないかあるかというのは、やっぱり生活をしていく上で一番大事なことになって

くると思います。

また、空き家も周りに最近ふえているわけですが、その空き家を活用するにしても、お声としてあるのは、水がなければ空き家を使えないよね。くみ取り式の家だったら今さら空き家があったって住まないよね。やっぱり浄化槽じゃなきゃだめだよと、せめて浄化槽に空き家がなければだめだよって。それには水がなければだめだという、こういった問題もあるかと思えます。やはり水というものをもう一度、本当に低料金で工事ができるということの中で、それで何とか町の力をかりることができないかというふうに思うわけでございます。そういう中で、大変しつこく聞かせていただきます。

今、踏切を越えるというのはある意味特殊なケースであるということで、判断ができるのではないかという、こういったお声をいただきました。ここも水道を今布設をさせていただいているところから、各ご自宅に給水装置の新設工事という、要するに自己負担での新設工事というふうに考えた場合に、大多喜町の水道事業給水条例の第6条に、「新設等の費用負担に給水措置の新設、改善、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。」とあります。この町長が特に必要と認めた、踏切という特殊なケースであるという部分において、特に町長が必要と認めたものと解釈をしていただくことはできないでしょうか。全額とは言わないまでも、踏切の工事の部分だけでも軽減として考えていただくことができればと思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 議員さんの気持ちも、今のご質問の趣旨もよくわかります。しかしながら、私どももいわゆる自己負担につきましては、過去の事例というものを参考にしています。ですから、過去にやはり皆さんがどのくらい負担したかというの、全部参考にしながらそういうものを立てていきますので、そういうことを逸脱してまで、町は支援ということではなかなか難しいと思えますので、そういう事例を見ながらつくりますが、ただ、何よりもその1軒ですから、3軒ありますので、3軒が一緒に入っていただくという条件になるとまた考え方も違うんですが、1軒だけでそれをという話になるとなかなか厳しいものがあるかなと思っています。

ただ、できるだけ3軒の方が同じ場所にいますので、一緒に加入してもらえよう話の中でまた相談ということであれば、過去の皆さんがいろいろ自己負担をしている事例がいつ

ばいありますので、そういったことと照らし合わせながら、また考えられると思うんです。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

できるだけ善処していただくことができればと思うわけですが、この話の続きと
いうことで伺わせていただきます。

踏切を越えてからその先の工事についてなんですけれども、ここは今庄司土田線におきま
しては、道路整備の要望も区から出されているようでございます。この道路整備の際に給水
管の布設工事を共同施工することで、舗装の復旧費用を抑えることができるのではないかと
思うんですけれども、こういった点についてはいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） おっしゃるとおりです。ですから、私どもは水道につきましては、道
路改良がある場合には、必ずそれと同時施工のほうが条件がいいわけですよ。普及してい
る管につきましては、常にそういう方法をとっております。特に、なぜそれが有効かとい
ますのは、舗装の復旧費用が浮くということなので、そういうことであれば、また費用も下
がりますので、そういったところでうまく地域の皆さんが、そのチャンスを捉えて加入する
ということであれば、非常にその辺は有効になろうかと思えます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひ、何とぞ少しでも安く費用ができるような形をご検討いただく
ことをお願いしたいと思います。

水の問題は生活に密着した重要なものです。本日は水道の未普及地域の質問をさせていた
だきましたけれども、老川地区の宇野辺、小倉野、星井畑、物見塚では、高齢化と人口減少
により、簡易水道の維持管理が難しくなっていると伺っております。板谷地区、平沢地
区の高台では、水量が細く、使用に不便があるとの声も伺っております。これからも町民の
皆様の安全で安定的な生活水の供給のために、諸課題への取り組みをお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

次に、井戸ポンプの購入、買いかえ時の助成金制度の創設についてお伺いをさせていただきます。

配水管の布設されていない地域の住民の方は、自費で井戸の掘削を行い、井戸ポンプを購
入し、水の確保をしております。あるいは、自然水を活用する中で、井戸ポンプを使用され

ている家庭もあるかと思えます。先ほども触れましたが、町では高料金対策として、一般財源から水道会計へ繰り入れをしています。平成27年度予算では7,300万円、仮に予定給水戸数3,784戸で割りますと、1戸当たり平均1年間で約1万9,291円の繰り入れを受けていることになるのではないかと考えます。

このことから、井戸ポンプを新規に購入する場合や、ある程度の年数が経過して買いかえる場合などに、費用負担の軽減のための助成金制度の創設をしてはどうかと思うのですが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいまの助成金制度の質問でございますけれども、この助成金制度につきましては、次期総合計画の第1次実施計画の中で、上水道の未普及地域の支援事業というような形で、生活用水移動工事及び設備改修に対する支援制度の創設について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） もう少し具体的にこういったものをというような、今はまだ案だと思うんですけども、そういったものがありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいま申し上げたとおり、実施計画の中で検討していきたいというふうな考え方をしておりますので、今現在こういう形でというのはまだ出ておりません。いろいろな話を聞いた中で、それぞれの地域に応じた支援制度というものがあると思えますので、それらを研究した中で今後創設に向けて検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

私は今ここで井戸ポンプの購入ということで、助成制度を創設したらどうかということで申し上げましたけれども、場合によっては井戸の掘削費用ですね、こういったものを助成していただいたほうがいい場合もあるかもしれませんし、そのほかの、例えば加圧ポンプですね、高台にありまして加圧ポンプを設置して、そういったところで普通に上水をされている人と高台にあるがために自費で加圧ポンプをつけなければいけないというような、そういっ

たことに対して、どうなんだというご意見なんかも伺っておりますので、今、課長さんは皆さんのいろんな意見を聞いてということでもございましたので、積極的にいろんな地域の皆様の実情を聞いていただいて、少しでも皆さんによりよい制度をつくっていただくことができればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいま言われたようなことで、今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

以上、税の負担の公平性の観点からも、この水道の問題というのは、やはり加入していない方はちょっと不公平に感じているところもございます。また、大多喜町に住み続けていただくためにも、水の問題は切っても切れない問題がございますので、今後も大変難しい問題だということは重々わかっておりますが、さまざまな検討とご対応をお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、大綱1を終わらせていただきます。

次に、大綱2、味の研修館、農村コミュニティーセンターの調理加工用の設備・器具・備品の維持管理についてお伺いいたします。

大多喜町味の研修館は、地域住民がよりよい暮らしをするための知識と技術を習得し、伝承することを目的に設置がされております。大多喜町農村コミュニティーセンターは、大多喜町における農村の健全な発展を期するために、農業経営の合理化、生活の改善及び健康の増進、地域連帯感の高揚と、農村の環境整備を推進することを目的とした施設として設置がされております。主に、地域の女性の皆様が、タケノコ、山菜の加工、みそづくりなどに両施設の食品加工室を利用しております。安全に楽しく利用していただくために、日ごろの維持管理は大切であると考えます。

初めに、味の研修館食品加工室に設置されている器具、備品等の種類、台数とそれらの状態は、今現在どのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 味の研修館の調理加工用の設備の維持管理についてですが、本年2月及び3月に食品加工室内の機器の一斉点検を実施しまして、現状のまま使用が不適

切との結果が報告されたものの多くにつきましては、既に修理済みであります。一部の機器につきましては、修理が不可能な状態のものがあります。そのような機器につきましては更新を進めたいと考えております。また、その他の機器も購入から多くの年月が経過しているため、今後数年をかけて計画的に順次更新または修繕を実施していく方向で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） それでは、ただいま課長のご返答の中から、修理済みの機械、それから一部修理が不能との機械があるとのことでございました。具体的にどういう機械なのか教えていただきたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 一部修理が不能な機械というのは圧力釜。圧力釜については計器と温度計の連動がしていないということと、長年使っていて金属疲労があるということで、メーカーのほうから稼働はするけれども保証はできないというようなことで、今使用を控えております。

ほかの機器につきましては、フードミキサーにつきましては、事故を受けまして9月の補正で計上をしております。また、ほかの機器につきましては、真空包装機とみそこし器、蒸し器などについては修理済みでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） それでは、申しわけございませんが、回答とダブらせていただくこともあるかもしれませんが、個々に聞かせていただきたいと思えます。

私も味の研修館のほうへ2度ほど見学というか見に行かせていただきました。時期がずれておりますので、もしかしたらその後の改善修理をしていただいているかもしれませんので、そういう点がありましたらおわびさせていただきたいと思えます。

まず、今一部修理が不能ということの圧力釜殺菌器ですね。こちらは缶詰の煮沸殺菌に使っているものと伺っております。たしか2台あったと思えます。見た目もかなり傷んでいるという、正直言ってそういう印象を受けました。この辺の今後の対応はどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 圧力殺菌釜については、先ほど申しましたように、温度と連動しないということで、また、鍋の厚さが金属疲労で計測が不能だということで使えないんですけれども、これについては、タケノコの加工に主に使うんじゃないかと思imasので、できれば順次、それまでに間に合うような方法で、購入できればというような考えでいます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 細かく掘り下げてお伺いしたいところなんですが、時間の関係もありますので、先へ進めさせていただきます。

次に、鋳物のガスコンロ、こちらのほうが、やはり大分傷んできているかなと思っておりました。赤い炎や、不完全燃焼でしょうかね、赤いというのは。そういったものからコンロをさわりますとぼろぼろと落ちていってしまうというような状況があるんですが、こちらのほうに関しては、町はどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） ガスコンロにつきましては、一応点検して異常ないということなので、そのまま使用しています。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 点検はガス業者さんにしていただいたということでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） ガス業者じゃなくて、一斉点検のメーカーですね。ほかの機器と一緒に点検したメーカーにやってもらいました。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そこにはガスの資格を持った方がいらっしゃるのでしょうか。実は、私この鋳物コンロも気になったんですけれども、LPガスのガス検知器がついているんですね。設置がされていることは非常にいいんですが、上についていたんですね、LPガスのガス検知器が。天然ガスの場合は空気より軽いので上に上がりますからいいんですけれども、LPは重いので下にないとだめだと思うんです。ですからあれだとちょっと意味がないのではないかなと、意味をなさないのではないかと思imasして、非常にガスの点検、これがどうなのかなという不安を持ちました。

できましたら、一度プロパンガスの購入会社さんでもいいと思うんですけれども、専門の方にこのガス警報器の設置の部分も含めまして見ていただいたほうが、より安全ではないかと思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） それについては、ガスを納めている業者がいますので、早速現場で見てもらいたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

それから次に、中央にあります作業台なんですが、こちらのほう、課長はどのような認識をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 作業台については、あのステンレスの作業台だと思うんですけども、一部下のほうが腐食してまして、それを補修して使っている状況です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私も見てまいりました。作業台、足が4本あるんですけども、その1本が確実に下がらないんです。そこにパイプを、作業台、足がありまして横に支えみたいなものが出ていて、パイプみたいなものを2つ切ったものをそこにかませる形で、台を支えていると、そういった形で今現在使っております。

しかしながら、私が見させていただきまして、その作業台の周りにいろいろなほかの機械がありまして、人の動態線上にあるわけなんです。それで、そのパイプみたいなものが2つ置いてあるだけなので、場合によって人がちょっとこういうふうにやると、そのままがたんといってしまう。そういう危険も非常にはらんでいるという感じがいたしまして、この作業台に関しては、全部変えることができないのであれば、きちっとそのところを溶接なり何かするなりして、直されたほうがいいのではないかなど。結構お年寄りの方もご利用されているということでございますので、台に寄りかかるということは十分考えられることですので、安全性の部分で再度点検をしていただいたほうがいいと思うんですけども、この辺どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 作業台につきましては、そのパイプを一番下のところに差しであるんで、落ちるということはないんですけども、再度現地で検討したいと思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私とちょっと認識が違うので、もしかしたらその後に直していただ

いていたら申しわけないんですけれども、確認をお願いをしたいと思います。

次に、はかりの腐食なんかもかなり進んでいるのかなと思いました。それと、真空包装機、先ほど交換済みというお話だったんですが、私が行かせていただきましたときに、1回目に行きましたときにはかなり漏れておりました。2回目に行きましたときは修理していただいたのかなというふうに思いました。しかしながら、まだ下に新聞紙か何かが敷いてありまして、オイル漏れがところどころある状況だったんですね。これはこういう状況でいいものなのかどうかというのが、ちょっと私はわからなかったんですが、これはオイルが漏れていてもいいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） オイルが漏れていてはいけないと思います。それで、一応点検して修理しなきゃいけないものは修理してありますけれども、再度現場へ行ってみたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしくお願ひします。

細かいことがたくさんあって恐縮なんで、ぜひ課長の目でしっかりと見ていただいて、安全な対応をしていただきたいと思います。

それから、攪拌機と冷蔵庫等が置いてありました。こういったものはどのような形で対応、処分についてどのような形をしていくのか。攪拌機は味の研修館の調理室の中にはまだビニールシートをかぶせて、そのときは置いてありました。冷蔵庫は工事部屋のほうに、2台ほどですか、置いてあったんですけれども、この辺の処理というのはどのような形でお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 攪拌機というとフードミキサー。

（「そうですね。この間事故の」の声あり）

○産業振興課長（野村一夫君） フードミキサーについては、早急に片づけ処理したいと思います。それから冷蔵庫については、通常の大きなのですか。

（「小さなやつでしたね。庭の外にもう出してありました」の声あり）

○産業振興課長（野村一夫君） それについても、早急に片づけたしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、味の研修館の施設は、最近では子育て支援のピヨちゃんなども行われております。すみません。今の機械に関しましては、ぜひ課長の責任でしっかりと見て、点検、修理をお願いしたいと思います。

次に、味の研修館の施設におきましては、子育て支援ピヨちゃんなども行われるなど、若いお母さんが訪れております。子育て中のお母さんたちが子供のおやつをつくったり、食の安全を考える場として、オーブンを設置していただけないかというお声がございます。お聞きするところによりますと、農村コミュニティーセンターのほうにはあるそうなんですけれども、味の研修館のほうにはオーブンがないということで、できたらそのオーブンを味の研修館にも欲しいんだけどというお声があるんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 昨年度、農村コミュニティーセンターの調理台に据えつける、調理台と一体になったオーブンを設置、3台故障していましたので更新したんですけれども、味の研修館については、先ほども申しましたように、今ある現在の機器がかなり年数が経過してしまっていて、その辺の修繕とか更新とかありますので、オーブンについては、それらが解決してからでないと無理じゃないかと思えます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私も修理とか修繕をしないととても安心して使える状況でないというのはわかっておりますが、そういった中で、その計画の中に若いお母さん方の意見も組み入れていただいて、検討していただくということは難しいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） それについては、やっぱり今あるものが優先されますけれども、検討ということでは、今あるものの修繕あるいは更新が済んだ後であれば、また可能かと思えますので、検討はしてみたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひまた検討をお願いしたいと思います。

あそこは本当に若いお母さんたちが集まる場として、一つの場所にもなっておりますので、そういったお菓子づくりなどを一緒にやってみたいというお声などもありますので、子育て支援の一環としてもご検討いただくことができればと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、農村コミュニティーセンターの農産加工室に設置している器具・備品等の種類、台数、それからそれらの今の状態について、どのような形になっているのか、お伺いをさせて

いただきます。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 農村コミュニティーセンターの農産加工室の機器についても、味の研修館と同時に一斉点検を実施しておりまして、現状のまま使用が不適切との結果が報告されたものにつきましては、既に修理済みであります。こちらにつきましては、点検時において使用不可能な機器は報告されておりませんが、農村コミュニティーセンターの機器につきましても、味の研修館と同様に購入から多くの年月が経過しているため、今後数年をかけて計画的に、順次更新または修繕を実施する方向で検討していきたいと考えております。

台数については、圧力殺菌釜、回転式ガス炊飯釜等でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

こちらの日常の点検維持管理というのは、ある程度定期的に決められてやっているのか、思いついたときにやっているのか、この辺どのような形でやっていただいているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 今までそういう定期的に点検ということはやっていなかったんですね。それで、この間の事故がありまして、早急に点検してもらったんですけども、もう年数も経過しましてかなり古いということで、定期的に点検できればと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今課長がおっしゃられたとおりだと思います。大分古くなっておりますので、ぜひ定期的な点検ということで、皆さんが安心して使えるような形をお願いしたいと思います。

私も農村コミュニティーセンターのほうも見させていただきました。こちらのほうは、課長おっしゃるように、機械も比較的よい状態になっていたように感じます。

その中で1点、利用者の方のお声がありまして、排水管、下水管というのでしょうか、室内から外へ出る排水管がさびみたいな、鉄みたいなのが重くて上げることかできない。その管のところに詰まってしまうと水が逆流というか、流れていけないので、ちょっと水が滞留してしまって、それがにおいが出てしまったりしているということでございました。

町のほうできちっと対応してくださっていらして、業者さん呼んで、その鉄のふたみた

いなものをあけて掃除をしていただいているということだったんですけれども、その鉄のふた自体を、もう少し女性でもあけられるというか、取り外しができるものに変えていただくことができれば、自分たちで、その場で掃除ができて、排水を流すことができるんじゃないかしらという声があったんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 多分裏の排水のところの汚いものが詰まるところじゃないかと思うんですけれども、それについては、職員も掃除したりしてしまして、現地、私も知っているんですけれども、再度現地を見まして、軽いものがあればかえたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 山田久子君に申し上げます。

持ち時間があと5分になりましたので、お願いします。

○10番（山田久子君） 今のところですけれども、もしかして後ろにつながっているのかもしれないんですけれども、利用者の方のお話で、部屋の中の室内のところの、外へ出るところの枠と言っていましたので、行きましたときに、再度ご確認をいただければと思います。

農村コミュニティーセンター、味の研修館は本当に女性の方が多く使わせていただいております。地域の産物を生かす、そういった加工にも取り組んでいただいております。これからも安心して使えるように、維持、点検をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） これで山田久子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩に入ります。午後1時からの再開とします。お願いします。

（午後 零時01分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時59分）

◇ 小 高 芳 一 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、今回は1点、町の農業再生と専門職採用についてを質問させていただきますと思います。

質問の前に申し上げておきますけれども、本議会は、反問権を許していますので、どうぞ遠慮なく、私がおかしいと思ったら反問して結構ですし、市町村の中で執行部と議論する議会で余りない話でありますので、議論していいものをつくっていきたいと思いますから、遠慮せずに意見があればすぐ私も折れますから、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、町の農業の再生ということで掲げましたけれども、あえて再生という言葉を使わせていただきました。町の基幹産業、昔は農業の部分が相当あったんですけれども、今は基幹産業というにはちょっとそういう状況ではなくなっている。これを何とかしなければいけないというふうな思いで、今回質問をします。

農業は国際化、グローバル化という中で、本当に価格、あるいはコスト高、そういう面から非常に年々大多喜町の農業も非常に衰退してきている。やっぱりもうからないから結局は若い人もついてこない。ある程度後継者も出ても、私たちが若いときには結構いたんですね。どんどんやっぱりそこからこぼれていったといいますか、やめていっちゃった。こんなような状況で、生産額も年々減少してきています。

今、TPPの交渉が、7月にハワイで閣僚会議が行われましたけれども、まとまりそうだというような話でありましたけれども、ここへ来て年内は難しいだろうという話が伝わってきています。この交渉次第では大多喜町の農業そのものにも相当影響がある。さらに悪化してくる。こんなふうに思っています。

このような中で、国ではアベノミクスの第3の矢である成長戦略を農業分野でも掲げています。今回、米の生産調整も非常に見直しました。需給バランスがとれて、要は簡単に言えば生産調整する必要もなくなって、飼料米をつくりなさいよと、今まで制限したものが、そっちに移行できるような、そんなような改革をしたり、6次化、あるいは農地の集積、経営感覚のすぐれた若い人を確保したいと、あるいはまた輸出戦略というようなことを打ち出しています。

この大多喜町においても、今、総合計画をつくっていますけれども、あるいは総合戦略をつくっていますけれども、この農業分野も非常に大多喜町の将来、どうするのか、こういう戦略をしっかりと立てるべきであると思います。それには今までやってきた農政をきちんと検証して、そしてどこに問題があるのか、そういうことを改善すべきところは何かを明らかにしていく。こういうことが必要だろうというふうに思います。

今回の提案は、農業振興の今までのやり方、どこかおかしいんじゃないか。もう少し変えたほうがいだろうと。やっぱり町長はいつも言うように人材、この部分は非常に大きいん

だろうと思うし、産業振興課をさらに体質を強化する、こんなようなことが必要であると思います。そういう面で、今までと違うのは、この町の行政と現場とを結んでいく人、こういう人が余りにもいない。いろんな政策をつくっても、それを実行しますよといっても、じゃ農家はどうやって動くんだ、行政がどうやって推進するんだ、その間に立つ人が少な過ぎる。こんなようなことで、今回、専門職ということで、専門機関とかあるいは専門室であったり、NPOだっていい。再雇用、そういう人たちの助けをかり、形はどうあれやっぱり専門的に農業分野、農政を扱う人を採用するなり、そういうものを設けたらどうかということで、提案をしているわけでありましてけれども、まず、専門職、この辺について採用する考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、職員採用の立場ということで、総務課の考えをお答えさせていただきたいと思います。

農業は産業の基本であって、単に食料を生産するだけでなく、土地の保全や景観の維持、そして水源の確保など、さまざまな機能を担っております。この農業が衰退すると農地が荒廃し、田園風景が損なわれていくことになることを考えれば、農業の振興は決して農家だけでなく、町全体で考えていかなければいけない問題だというふうに思います。

農業を取り巻く環境は厳しくなる中で、町の農業再生のため、例えば農政ですとか経営、技術、また販売などに精通した専門職を採用してはどうかというような趣旨のご質問だと思いますけれども、本町では、類似団体と比較しまして職員数がかかなり多くなっております。このことや引き続いて人口減少が続くことが想定される中で、今後の人件費の負担を考えれば、計画的に職員を削減する必要があるものというふうに考えております。

このようなことから、専門職として正規の職員を採用することは困難と思われましてけれども、例えば任期付職員や嘱託職員として、質問にあったような分野で知識あるいは経験を持った方を採用することはできるのではないかなというふうに考えております。ただ、農業の技術に関しまして指導できる方は、これは町内にも大勢いらっしゃるものと思いますけれども、例えば農業経営ですとか商品の販売、こういうものに関して人材を確保するということが難しいのかなというふうに思われます。

なお、農業技術の向上を図るためには、県の農業事務所には専門の普及指導員がいらっしゃいますし、販売に関しましては農協もごございますので、これらの機関と連携を強めていくことも大切ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ということで、採用するんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 職員採用ということになりますと、私の口からします、しませんというのはちょっとはばかれるところがあるんですけども、そういう分野で必要性があって、近隣の町でも採用している例もあるようですから、本当に目的を持ってそれなりの人材がいれば、正規の職員としては無理だと思いますけれども、任期付きあるいは嘱託職員、そういうようなことで採用することはできるのではないかなというふうに、町長もそういうふうに思われているのではないかなと思います。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 採用したらどうですかというふうに伺ったんですけども、可能であるということは、やってもいいということの判断でよろしいのかなと思いますけれども、そういうことで採用してやるということであれば、これで一般質問は終わるんですけども、どうもその辺が様子が悪そうなので、さらにこれから必要性について質問をさせていただきたいと思います。

まず、今の大多喜町の農業の現状、あるいは課題は何であるか。簡単に説明をいただけますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 大多喜町の農業の現状と課題ということですが、本町の農業は従来から本町の土質に適した稲作を中心とした農家が主であるが、米価の低迷や担い手の不足、さらには有害鳥獣の被害拡大などにより、従事者の高齢化が進むとともに、耕作放棄地の増加が目立つ状態です。今後、水稻以外への転換及び農作物の6次産業化などを目指す必要性があると考えますが、本町の農地は多くが粘性土であり、水稻には適しているものの畑作には不向きな場合が多く、水稻以外の栽培は非常に難しいこと。また、兼業農家の農家数が多く、さらに従事者が高齢化しているところなどにより、従来の農業からの脱却が難しいことが挙げられます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 現状って簡単なお話でしたけれども、時間がありませんので、私のほ

うからちょっと数字をもってお話をしたいと思えますけれども、よく言われるのが、大多喜町の今、センサスのこれは関係だと思えますね。大多喜町の粗生産額は約20億ちょっと、5年前です。でもこれはセンサスなんで、内容的にはもう少し精査しないととてもここまではないだろうというふうに思えます。

今、現時点では、多分私の計算だと10億ぐらいだろう。米は大体600ヘクタール、単価を掛けて、あと畜産農家は十二、三軒しかありませんから、すぐ出ちゃいます。大体この2つで大多喜町の基幹産業というものは成り立っています。ですから、相当前の、5年前が20億で、今回10億ぐらいと私の試算ですけれども、前はもっと、野菜が前のときに4億、5億ぐらいあるんだけど、自家野菜の部分もみんなカウントされているような感じで、野菜でせいぜい売っていても、交流センターで全部売ったとしても2億ですから、そこにほかの部分加わってもそんなに大した数字にはならないはずなんで、そうすると、やっぱりどんどん生産額が減ってきている話です。

T P Pこれからありますと、畜産は多分全滅だと思います。今回も養鶏屋さん1軒やめましたんで、ここで4億減っていますので、そうすると、本当にこれから先の農業そのものは、米の話を、米しかつけれないという話でありましたけれども、米ももっと効率的につくらなければいけないということはあるんだと思います。

そこで、職員の採用は難しいということでありましたけれども、可能であるということでありましたけれども、大多喜町には農業基本計画がありません。総合計画の中に農業政策が入っていると思えますけれども、今回の大多喜町の新総合計画の、これは産業振興課から出たものですが、評価としてほとんど3段階ですけれども、1段階、皆さんの計画をつくったやつが実際に実行されていない。じゃ何で実行されないんでしょうか。

職員の採用は難しくても、じゃこういう施策はできなくてもせつかく目標を持って計画を立ててやったけれども、評価は全部1あるいは2ということでもあります。この辺は何が問題でできなかったか。具体的なことを詰めていうと時間がありませんので、総合的な判断で結構でありますけれども、ほとんど計画どおりには全くいっていない。ここは人がいなくてできないということではないんでしょうか。課長、どうしてほとんど実行されないんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 一つには高齢化とか担い手不足とか、そういうものもありますけれども、有害鳥獣とかの被害とか、そういうことでやめていくということも考えられるの

ではないかと思います。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） じゃ、もう少し詳しく言いますけれども、担い手あるいは生産組織の育成、この辺はほとんどできていないという評価なんですけれども、これから集積は余り進んでいないため経営の効率化が図れない、あるいは担い手がいないから中核農家育成も進んでいない。認定農業者制度を活用しながら育成をしたい。これからどんどん改善をしてきて、後継者を育てたい。そういう部分あるいは課題が、あるいはまた生産性の向上については、関係機関とも連携をしながら、現状の課題をしていく、畜産農家や農業事務所などと連携をとりながらしていく。これ、誰がしていくんでしょうか。

今、お話ししているのは、実際に農政課でつくったものは、ただつくるだけで誰が農家に行って橋渡しをして、勧めたり、どうですか、あるいはどういうことが問題ですか、全然わからない。産業振興課はただつくって書いてあるだけです。広報に載せるだけ。それでは振興はできないんじゃないか。もっともっと間に入って、農家と直接結びつく人をつくる。こういうことが必要ではないかと思いますけれども、課長の見解はいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 当然実際に動くのは産業振興課農政係、5人いますけれども、職員が動くことは当然だと思いますが、その中で、やっぱり技術的な人がいればなお結構ではないかと思います。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 総務課長、町でいろいろ総合計画をつくりますよね。それはやっぱり達成していかなければいけない。そのためには人材が必要だというときには、あるいはそれはいないからやれないということで済ましてよろしいんでしょうか。やっぱり職員の数が足りないという意味では。財政的には財政課長にお話を伺いたいと思いますけれども。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 職員に関しましては、例えば産業振興課ですと、昨年度に比べまして本年度は、再任用ですが、1名増をしております。確かにかつては産業振興課は相当の人数がおりました。その後いろいろ時代が変わるといいますか、それぞれどこに重点を置くとかシフトするとか、今、福祉が多くなっているんじゃないかなど。

それと町の課題はいろいろありますけれども、子育てもありますし、これからいろいろ人口減少対策を進めていく上で、決して農業だけが重点を置くべきものではない。福祉も教育

も防犯もまちづくり、みんなそういうものに力を入れていって、総合的に進めていかないと、これから人口減少社会に太刀打ちしていくということはできないということを、これはみんな共通しているところだと思いますけれども、そのような中で、産業振興につきましては、1名再任用を増させていただきまして、やらせていただきました。

ですから、これから人数はそれなりに、いろいろ毎年見直しをするんですけども、まず、冒頭申し上げましたように、職員数が非常に多いというのは、これは事実ですので、その中でどこに重点を置いていくかということが重要なと思います。ですから、特に課題がある部署につきましては、職員が決まった中ですけども、やりくりをしてそこをふやすとか、そういうことも可能だと考えております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） それはちょっとありがたいというか、ちょっと曖昧でよくわかりませんが、今、私が専門職と言っているのは、例えば再任用でもNPOでも農政課内に置かなくても、別団体でという意味も含めてということで、新たな職員を農政課にしてという話は、これから申し上げる、どういうことをやっていけば農業が再生できるかという部分においては、今までの職員の中で農政課にいて事務をとっている人はもう要らないでしょう、そんなに要らないでしょうと。

要するにもっと農家を、現場に行って農家と話をできたり、あるいは農家の相談役なりコーディネーターなりを務められる人。つまり技術系、技術のことがわからなければ技術の農業振興を農業事務所に相談したりとか、販売がこの人はできないと思ったら、販売のプロのところに連れていくとか、紹介するとか、それはある程度肩書きを持っている人でないといけないという意味もあって、民間ができないという意味で、そういう部分で必要だろうということで申し上げていますので、その点を踏まえて答弁をいただければと思います。

それでは、やっぱり財政的にというか、職員の数がという話でありますけれども、じゃこういうことはどうでしょうか。今、町では人・農地プラン、こういうものを当然作成していますよね。25年度はたしか70万の予算をつかってプランをつくりました。26年度は農地集積で440万ほどの予算をつけました。この人・農地プランの内容あるいは実効性、この辺について、さらには農地の集積状況についてお聞きをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 人・農地プランの概要ということですが、地域農業が抱えている農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの人と農地の問題として、5

年後、10年後の展望が描けない地域がふえております。この人・農地プランでは、地域の皆さんで話し合い、今後の中心となる経営体の選定や、中心となる経営体へどうやって農地を進めるかなどの話し合いをするものです。

大多喜町人・農地プランは、旧町村エリアを単位として5地区ごとに作成しております。認定農業者、規模拡大志向農家、青年就農者給付金受給者を地域の中心経営体として位置づけ、プランの作成に至っております。

実効性としては、プラン作成により、地域の農業のあり方など、話し合いが進むことと、プラン作成により、各種施策が受けられます。人・農地プランは、最初からパーフェクトなプランにする必要はなく、随時見直すことができます。プランができて3年がたちますが、今後は地区単位ではなく、集落単位での話し合いを積極的に進めていき、現状では農地の集積が進んでおりませんので、もう一度、1から説明して、農地の集積などの推進をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 何点かまた伺います。

前回の人・農地プランは、予算70万でしたけれども、当然決算で上がってきましたから、できているということでしょうか。

そして、今回26年の決算ですけれども、農地の集積はほとんど進まなかったということで、予算に上げました。それは実際に何も根拠がなくて上げたわけでもないと思いますし、この人・農地プランによってある程度作成したもので、当然集積はこのくらい進むだろうということで行われたと思いますけれども、どうして進まないのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 最初の70万というのは、どういう数字でしょうか。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 建設課長のときに、人・農地プランの作成費用が70万ありまして、その作成費用で人・農地プランをつくったんです。そこのお金ですけれども、その70万でつくられたプランはちょっとこんなプランでいいのかなという思いがあって、つまり課長が先ほど説明したように、大多喜町の農地をいかに利用していくかというプランをつくる話なんですけれども、これ外部委託だと思うんですけれども、この程度のプランで70万出すのかという思いがありますし、人・農地プランはもっと地域に密着して、その地域の中でどうやるか、

きちんと話し合いをしながら利用計画をつくっていきなさいと。その中で農地集積を誰に頼むか、どうやって集積をするかということの基本プランをつくりなさいというものですから、その辺は実際に農家に行ってみないと難しい。

だから、農政課だけでそういうことができるのかなという、そういう部分もやっぱり農政、農業振興課が、職員が地域にどんどん出て行って、そういうことを農家と一緒につくれますかということの意味を持って質問しているんですけども、このプランあるいは400万の集積ができなかった理由を再度聞きます。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） その70万はちょっと思い出せないんですけども、人・農地プランについては、職員である程度つくって、青年就農者給付金の関係があるので、その地区単位じゃなくて、部落単位ではなくて、大多喜町全体でプランをつくれば、どこからでも就農者給付金事業、年間150万の5年受けられるということで、とりあえず5地区に絞って、5地区ごとにつくったわけです。

それで、集積が進まないかということなんですけれども、やっぱり当初この事業で集積、例えば3反歩、5反歩以下は幾らとか、2町歩までは幾らとかという、貸し手に対して給付金が出るんですけども、当面貸し手が多いだろうと思って、たしか440万計上したんですけども、実際は集積が進まなくて、例えば自分で1町歩持っていて、そのうち1反歩でも地目が農地で山があると、そういう場合は農業委員会に届けて非農地証明、非農地化にしてもらって残りを貸すというようなことで、面倒なことがあるということで、何人かは相談に来ているわけですね。でも、手続が大変だということでやめている状況です。

それから、もう1点は何でしたか。

（「いいですよ」の声あり）

○産業振興課長（野村一夫君） 以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） この400万というのは、貸し手に対してあるいは借り手に対してお金が出るという話ですよ。農家の人はほとんど知らないですよ。ことしもあるいは去年も、これだけ米価が安くなったんだから任せるよといってもそのままの話です。ですからやっぱりどうしても農政と、産業振興課と現場との話は全く通じない部分があるんだろう。これがどんどん進めば町の農業振興にも大きく役立つだろうし、コストダウンという国の政策も集積しなさいよということで、今一生懸命やっているわけですね。

これは、ただ行政が鉛筆で書いて計画を張って、広報で流しただけじゃ全然進まないでしょう。もっともっとやっぱりその間に入って、進行してくれるような人をつくって、常に現場を歩いてくれるような人を、そんなにお金はかからないと思いますけれども、そういう人をやっぱり採用しながら、農業振興なりいい施策はどんどんやっていくという部分も、多分、これ昔、飯島町政の前の田嶋さんにもお話ししたんですよ。やっぱり一つの農地でこんなにいろんな人がやっていたんじゃないだろう。1区画で1単位でやっぱり一つの機械で整理組合を一つにした形で、営農組合というものをどんどんやっていくべきでしょうという話をしました。でも、モデルをつくってそれからだよというような話でありました。

大多喜町は非常に基盤整備はしっかりとやりました。それがそれで終わりです。だからその後どうやって利用していくか、計画をしっかりとつくりなさい。もうやり手がいなくなっているんだから、誰がどの土地をどういうふうにするか、あるいはこの農地はほかに転用しようか、そういう計画をつくるにも、農家とやっぱり意思疎通というか、現場とつながらないと、そういうことも、町長できないと思いますよ。

今、規制緩和じゃないけれども、農地ばかりじゃなくて、いろんな素案つくりなさいといっても、急に言ったってだめだろうし、その地域はこうやるんだというのが見えてくると、じゃ誰もいないのならほかに貸そうか、あるいは農地でなくてもということも出てくるけれども、現場がどうなのかが、やっぱり一緒になって話していないとわからないでしょうということで、この辺についても専門分野の人が中へ入って進めていただきたいと。そうすることによって、どんどんそういう事業は進むんじゃないでしょうかということです。

もう一つ、多面的機能支払交付金事業、今どんどんふえていますね。国のほうも予算がもう足りないということで、増額したような話も聞いています。この辺はもっともっと積極的に推進すべきだと思いますけれども、現状なり、推進方法なり、お話をいただけますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 多面的機能交付金につきましては、農村地域の過疎化、高齢化及び混住化に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動により支えられてきた多面的機能の発揮に支障を来していることから、農業、農村の有する水源の涵養、自然環境、良好な景観の形成・保全など、いわゆる多面的機能の維持、活況を図るための共同活動を国・県・町により支援する事業であります。

本年度は、既存5集落に加え、3集落が新たに参加し、計8集落が事業を実施しております。

す。集落への周知については、広報9月号へ参加募集の記事を記載し、28年度も新たに3集落が参加を希望しているという状況です。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 広報に、これもすばらしいことで、広報に1回載せただけです。いい事業であってもなかなかわかりにくいところもあります。この前身は、農地・水保全交付金というのが、もう大分前からできました。本当にあの地域の水路や道路を直すのにいい補助金だなということで、ぜひ町のほうもやったらと、ただネックになるのは国庫補助だから事務が大変だよと。その分は町で少し事務費を、事務を少しやってもらえないか、そうすることによってすごい伸びますよということを申し上げたことがあるんですけども、まず、この辺の事務のことについてですけども、今土地改良でもこの事務を扱ってくれていますよね。

この事業をやるには、非常に事務が面倒で、会計検査があるということで、多くが、日本のですよ、日本の中のやっている多くはもう土地改良に任せるようなところがありますし、この間の農業新聞に載っていたのは、農協でもこの事務作業をやっています。つまりそこからある程度わずかなお金をもらって事務作業をやっている。だから、こういう部分というのは、やっぱり一番推進していくにはネックになるのは事務作業なので、専門職あるいはそういう部分が担って多少なり事務費をもらって、どんどん積極的に進めたらどうでしょうか。という思いで、この辺にも専門職をどんどん使ってほしい。

ここで提案したいのは、大多喜町約600ヘクタールですよ。大体8,000円ぐらいというふうに、交付金聞いています。最高で九千幾らですけども、いろんな事業をやるには。600ヘクタールあって8,000円だと六八、四十八で、5,000万弱のお金が、毎年毎年大多喜町に落ちるわけですよ。だからそういう部分をどんどん全農地でやっても、ネックになるのが多分事務作業の部分で、農協や土地改良がやるというのは、農家は非常にそういう部分、書類づくりが負担でしょうがないからということで、それを請け負ってやるということで、全国が今、こんなふうになっていますので、多少なりとももらいながら、ある程度事務費を稼ぎながら、そういう振興もできるんじゃないの、生産的に。

ここでもう一つ申し上げておきたいのは、最初に課長のほうからお話がありました。やっぱりこの多面的機能というのは、農業生産だけじゃなくて、国土の保全だったり、自然環境だったり、景観だったり、町全体の中でそういうものをきれいにして、これはそれぞれの地

域に別にやることだけれども、町全部にとって、大多喜町の景観をしっかりと守るという部分からも、行政がきちんとやっても全然問題ではない。そこにまたお金も、それだけのお金が落ちてくるという部分では、ぜひ積極的に進めるべきだと思いますし、進めるに当たっては、そういう事務負担がないような方法を考えるべき。そしてそこに、さっきのそういうこともやれるような人材、うちなんかも来年からやるということですが、町の職員上がりの方であれば全然問題なくできますよということで、そんなに難しい話じゃないし、ソフトもできていますので、そういう部分で町中の農地をどんどん進めたらと思いますけれども、産業振興課長、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 先ほど、人・農地プランの関係で、もう一度1から説明会をやるというようなことで、職員間でもとりあえず農地プランはつくったんだけど、みんな知らない、そういう集積協力金とかそういうものを知らないということで、5地区の地区ごとにやっても、またわかりづらいので、今度は部落に入って人・農地プランについても再度説明しようということで、職員間で話し合っているんですけども、その中でこういう多面的機能交付金についても触れようと思っています。

それで、事務費をもらうというか、事務費は出ないんですけども、例えば今やっている10地区とか8地区が共同でお金を出し合って、事務費を出して臨時職員を雇うというような制度はありますけれども、それに対して別途で事務費をもらって、その地区の事務をかわりにやるという制度はないです。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） そのとおりで、要は土地改良にしろ、さっき言ったJAにしろ、やっぱりそこからわずかの事務費をもらうということですから。

これ今やっていますけれども、確認をしますよね。草刈りやったとか、こういう直したとか、道路を直したとか、そういう部分は事務費が国のほうからおりにしているということを聞きましたけれども、それは町ですと水土里ネットにお願いしているよという話でしたけれども、それはどうなんですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 現地の確認とか、そういうものは実際に現地に行って職員が確認しています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） そうですか。私は職員から聞いたのは、事務費が来ていますので、そちらにお願いしていますよと聞いたんですけれども、職員が実際に確認をしているということであれば結構であります。

ですから、これからそういう部分も職員が実際に現場に出て行ってやるということであれば、本当は大いに結構ですけれども、それが長続きとってはなんですけれども、実績がさっき申し上げたようにできませんでしたというか、まだもう少しですよという結果にならないければ、別に問題ないと思いますけれども、今までの例を見てもなかなか難しいだろうという部分で、本当にこれから事務作業ではなしに、現場に行って本当に話をまとめていくというのは、みんな町の中では土地改良やるときは、相当やっぱり人数もいたし、何回も何回も来て見てもらったりなんかしたので、相当エネルギーが要る話ですから、できるということであれば結構でありますけれども、本当にやっていただければというふうに思います。

次に、青年就農者確保育成給付金事業、この現状と効果について伺いたいと思います。

今どんなような現状でしょうか。もう何年かやっていますけれども、効果はどの程度あるというふうにお考えでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 青年就農者確保育成給付金につきましては、新規就農者を対象に、先進農家や農業法人などに研修を受ける場合の準備型青年就農給付金と、自営就農を目的とした経営開始型の青年就農給付金があります。本町では、平成27年度現在、経営開始型で5名の対象者がおります。農業を始めて初期のころは経営が不安定になるかと思えます。本給付金を交付されることにより、使い道には制限がないため、施設整備や生活費の一部として使うことも可能であり、生活していく上での一助を担っているところです。

この給付金事業ですけれども、本町で5人の受給者について、3人については新たな部門の開始あるいは経営継承型であり、順調に農業者として成長していると思います。また、2人については新規就農者で、農地を借りて水稻や野菜の栽培をしており、直売所にも最近はお出しているようですが、あと2年後には給付が終了することから、給付終了後の安定した経営ができるような、関係機関との協力のもとに、受給者へのサポートをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 1人150万で5年間ですよ。農業って非常に難しく、5年何とか面倒見てくれたから、その先は大丈夫かという、そんなに簡単な話ではまずないということ、頭を置いていただきたいんですけれども、計画をつくった時点で、この計画どおりにいけば生計が成り立つよというプランが、本当にそうなのかどうか。非常に難しいと私は思っていますけれども、でも机上ではこの計画どおりにやれば大丈夫だということ、そしてこれがこの人たちが、期待をしているんですよ。ぜひ大多喜町の中心的人物になって引っ張ってほしい。だからこそ一人前になってほしいという部分での質問ですからね。

本当に経営的に大丈夫なのかどうか。この計画が、取り組みの状況を確認することになっていますよね。本当に作物が適正に生産されているか。あるいは作業日誌とか帳簿とか、きちんと見て計画どおりかどうかという判断をされているわけですが、大丈夫なんですか。再度お聞きをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 先ほど申しました新たな部門の開始、例えば新たに作物を、違う作物をつくるか、親から経営を継承して経営をしているというような方3人については、もう生産してそれなりの成果を上げております。

それから、もう2人については、現場にも足を運んでいますけれども、一生懸命、それこそ板谷の奥で休耕地を開墾して稲作をやったり、上原のこっこの畑をやったりして、順調じゃないかと思えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 非常に、冒頭申し上げましたけれども、農業生産額も減っているし、農業者も減っているし、何でかという、もうからない話で誰もついてこない。そこで、これから新規なりあるいは夢を目指して、これはすばらしい志ですけれども、本当に生きていくというのは、農業で飯を食うというのはそう簡単な話じゃないと思います。だから、きちんとそれは見ると同時に、私は相談役というか、そういう部分でこの経営に何が足りないのか、技術なのか販売能力なのか、あるいはもっとほかのネットワークなのか、もっともっといろんな情報が与えてやれるとか、やっぱりそこに相談的なものを、自分が相談できなくても困っていることはどこかに解決策があるだろうと、そこにつなげてあげればいいわけで、その専門職としてそこにという話ではないです。

常に、その経営を見て、何が必要か、これ足りないならこういう解決策がこっちにあるだろうと、そういうふうにつなげてあげる人を、ただ半年に一遍見てチェックして、それだけでそんなに農業で見たからって、必ず計画どおりにもちろんいかないし、年1回、2回の話では、全然プロに育つにはほど遠いだろうと思います。だから、そこにもやっぱりある程度情報なり伝達をして、相談的な人が常に見てあげるという部分というのは、やっぱり育成するにはそのくらいコストがかかりますよ。

150万で国からくれたから、これ渡しておけば育つだろうなんて話では全然ありません。それほど大変だと思います、一人前になるには。ちょっと甘やかし過ぎじゃないかというけれども、多分育たない。だからやっぱり最初のころは一人前になるまでは鍛えることも大事だろうし、いろんなサポートもある意味してあげてほしいなど、これだけのお金をかけて5年後あるいは10年後だめだったよということであれば、まさにもっとそっちのほうが無駄になるという思いでありますので、これをぜひ、町の中核に育てるなら、そこにもう少しサポートをしてあげるような、そういう人は必要ではないかなというふうに思います。

これも専門職という部分というか、そういう部分でぜひ活用してほしいなという意味のことです。

次に、直売所のことについてでありますけれども、町には交流センターとやまびこというのがあります。ほかに幾つかありますけれども、とりあえず町が関与しているのはこの部分でありますけれども、やまびこの経営はまだまだ厳しい部分があるんですけれども、非常に考え方といいますか、直売所としての理念というものがすばらしいなというふうに思っています。これぞ町が目指すべき直売所だろうと。交流センターも当初は、消費者と生産者の交流の場ということでつくられたものであります。今は、維持をするだけで大変だということで、もう利益を上げるという方向に向いていますけれども、本来は交流の場としていろんな機能が、本当はあったわけで、そこに大多喜町に来た人が、やっぱり大多喜町の中にどんどん入っていけるような、そういうものが必要だったというふうに思います。

そういう意味では、やまびこが交流あるいは体験農業、癒やしの場をつくる、あるいはいろんな体験教室をつくったり、多分これってお金にならないけれども、消費者の皆さんに老川に来てくださいよ、そこでいろんな体験をさせたり何かして、農産物を買ってください。こういうことが交流で大多喜町の人口は、交流人口がふえて、その先には滞在をして定住という可能性が、こういう直売所の中には非常に機能があると思っています。

交流センターも本来そういうものを目指すところだったはずですけども、やっぱりだん

だんだん大きくなって、今は経営も厳しくなると、なかなかそこまで手は回らなくなってきているというのが現状でありますけれども、本来行政がやっているのであれば、赤字になっても、もっともっと町全体に波及できるようなものをつくっていくべき話ですけれども、ここにもやっぱり今の経営者だけではなしに、ちょっと違いますけれども、農産物が足りなければ、計画生産で難しいんですよ。そんなに農家にみんなやれやれと言ってもできない。

そこに誰か入ってくることによって、今品物がこれ足りないよ、何かあんたつくりなさいよ、じゃ指導はこっちいいから持ってきてこうやるよ、あるいは余ったら本当はこれは直売所がやるべき話だろうけれども、今はできるような状況じゃないからという意味で、販売もやっぱり外販もどんどん進めていくべき話で、セブンカラーというのがありますけれども、やっぱり直売所ではとても賄い切れなかったから外に出ていった話で、売ってどんどんあそこからの拠点でどんどんさばけば、全然問題なくいったはずなんだと思います。

ですから、もっともっと販売戦略の中で動いていく人が、一つもないじゃないですか。大多喜町の品物をどんどん、ほかにも、結構、ごじゃ箱なんかでも、あるいは大原の農協がやっている直売所にいろんなイベントにそれぞれが出て行って売りますよ。だから、やっぱりそうやって、自分たちでできなければ、そうやって仕掛けてくれる人、こういう部分も担う人があっていいんだろうというふうに思います。

この辺の交流センターの話になっちゃうと、副町長になっちゃいますけれども、今実際に品物とか販売とか、あるいは欠けている部分、こうしたいという部分は、なかなかやっぱり農家まで手が届かない、あるいは販売もその先まで行かない、こういう部分ではそれを担う人、こういう部分というのは必要というふうに思われませんか。

突然の質問で恐縮でありますけれども。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、私のほうから、私副社長という立場で回答させていただきますけれども、今、小高さんからお話がございました都市交流センターを使用しての農業振興ということでございますが、確かに今農産物は都市交流センターでも売っているんですけれども、いまだ現在、やはり農家さんのほうから出てくる農産物が非常に少ない状況です。午前中売っちゃいますと、お昼からほとんど農産物がないというような状況です。中に入ると新聞紙だけが目立つということで、そういうような状況です。

ということで、やはり都市交流センターのほうも営業が一つです。人件費もかかっています。あるいはそういうことで赤字を出すわけにはいきませんので、町外からの生産者からも

農産物の出荷もお願いしている状況です。

それでもう一つは、いろんな生産物、花卉ですとか野菜だとか、それでも種類がございませうけれども、やはりそれぞれのところで都市交流センターのほうで、作物の栽培指導ですとか、そんなことも、あるいは栽培だとか消毒だとか、そういったものの指導も年数回、都市交流センターの主催のもとに農家への指導もさせていただいております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） そうなんです。例えば講習をやったりとか、栽培技術とか進めるんだけれども、じゃ実際の農家が、今これが足りないからこういうものをつくって、じゃつくろうかというのは、やっぱり間に立つ側が、それつくるなら俺が責任持って、ここへ持って行って売れなければどこかへ持って行くよぐらいの、そういう間に立って進めてくれる人、あるいは販路もやってくれる人、実際に今までもずっと直売所ではそういうことをやっています。やったから生産がふえるかというふうにふえないです。

じゃ何でふえないのという話になると、やっぱりみんな計画生産はできないですから、みんなつくるときには一緒だし、気候もみんなそうだからそうなるんだし、売れなければやめちゃうんだけれども、そこでやっぱり調整をしたり、いろんなアイデアを持って進めてくれる人をつくることによって、ある程度品物はそろそろ、そういう仕掛けをするような人がいたらいいんじゃないでしょうかという話です。

時間もありませんから、もう1点。農業・商・観の連携によりまちづくりということで挙げさせていただきました。

総合戦略の中でもそうでありますけれども、農業の果たす部分で非常に大きい部分があるんですね。町は観光で生きようという中で、いろんなところをやっていますけれども、来たお客さんもやっぱり大多喜の食べ物、大多喜はこんなものがあるよ、米もうまいよ、野菜もうまいよ、見てくれは悪いけれども味はいいよって、もっともっと宣伝すべきだし、タケノコなんかは料理として町中が振る舞っているけれども、やっぱりよそから来た人は、大多喜の食を楽しみの一つでもあるし、それも戦略の一つに加えなければいけないというときに、この連携をとる人って、連携しなさいよって我々も言うけれども、じゃ誰がやるんですかと。農家がやるんですか、食堂をやっているそういう人たちが自分たちで集めてやるんですか、観光業者の人がやるんですか。誰もつなぐ人、何だかんだといたって、連携は自分たちが生活するのがいっぱいだからできないですよ。農家の品物をどんどんうまくつなげてあげることが必要だろうと、そういうつなげる人をつくれればと。そういう人がいないと、全然、連

携、連携といっても基本的には進みませんよ。

例えば給食センターでも、大多喜の品物といったけれども、非常に難しい部分はあるけれども、一つ一つそういう人が仕掛けて、使うような仕組みをつくってあげる。まさにこれは行政の仕事だと思うんだけどね。1カ所の大多喜に町並みをやってばんとお金を落とすけれども、そこの波及効果は全部に広げていかなくちゃいけない、そういう仕掛けは行政がやるべき話だと思う。お客さんが来れば、じゃ農家から大多喜の品物を、これは言われていることだよ、連携って。でも進まないよね。進まないのは、じゃ何で進まないかと、そこに動く人が少な過ぎるんじゃないですか。

だから、こういう面で、やっぱりそこに動く人、そういう部分の専門職、つまりトータルの中でコーディネートできる人という部分を、やっぱり部署をつくって、そういう部分で町の農業の活性化とまちづくりを、一番足りないのは私はその部分だと思っていますので、ぜひこれをということで申し上げました。

最後に、町長のほうから、ぜひそういう部分で、そういう専門の方を、ひとつ採用するようになりたいという答弁をいただいて、終わりにしたいと思いますけれども。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど1時間に及ぶ小高議員のご質問の趣旨は、終始一貫して人材というところにあると思います。当然私も今のお話につきましては、まさに人がつくるものですから、そういう人材というのが必要であることは十分承知しています。ただ、なかなかそういう人材を探すときに非常に難しいところが、そういう人材がないというところもあります。人によって、事業というのは物すごく変わるということも、私も既に実感しているわけですね。

ですから、例えばここに商・観・農ですか、この連携ということは重要であると思っています。観光一つとりましても、例えばあそこに大勢の人を置いても何も動かないものが、一人の人材がいたことによってがらっと状況が変わるとい、こういうことも既に経験しているわけですね。また、今たけゆらの里につきましても、今のご質問もありましたけれども、私も6年近くになりますけれども、ずっと衰退の一途をたどる中で、これを赤字を出さないためにどうするかという中で、やっぱり最終的には人なんですね。そこをマネジメントする人であるということで、今そこに人を置くことによって何とか転落するものを防いだということで、やっぱり人材によって全て変わることは間違いないわけです。

ですから、今小高議員のおっしゃるそのことには、私も賛同しているところでございます。

当然私もそのことを考えておりますが、これからそこにつきましては、またさらにそういう人材を求めて、ただ今お話の中で、ちょっとまだ小高議員にお聞きしたいんですけれども、例えば技術がなければだめなのか。いわゆる連携がうまくできる人材だけでいいのか。その辺はどのように考えますか。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。

技術を持っている人というのは、やっぱりどこかにいます。農業事務所でも全部が全部じゃないです。農業事務所も今は一般の人がみんなそういうところに入ってきますから、専門的な人はほんのわずかです。でもその上には試験場もありますし、国の機関もありますし、また篤農家でそれを特別に技術を持っている人もいます。

ですから、自分自身が技術を持ってなくて、私は結構だと思うんです。そういう人を紹介するなり、間に入ってあげればいいし、入るのも行政職というか、一般の人がそんなことやって相手してくれないですよ。やっぱりそこはある程度身分というか、しっかりと行政の一部だよという人がいろんなそばを紹介してくれると、相手だってどんどん、逆に言えば行政が来たんならやらざるを得ないというか、これはもう真剣になってくるだろうし、我々農家がそういうそばに行ったら、それはそんなに簡単に親身にやってくれません。

だからこそ、そこに、間に入って来る人が必要だ。技術を全部持って、いろんな部門がいっぱいあるじゃないですか。そんな技術を全部持っている人はほとんどいません。専門職だっていったって、1軒1軒みんな環境が違います。土壌も違うし、やり方も全部違うから、そこを指導しろといったって基本的に無理なんで、そういうそばのヒントを与えてあげるとか、あるいはそういう技術を持っている人をつなげてあげられれば、全然問題がないし、常に相談的な部分があればいい話なんで、そんなに難しい話ではない。実行力のある人さえいれば、十分可能だというふうに私は思います。

○議長（志関武良夫君） 小高君に申し上げます。

持ち時間が迫ってまいりましたので、簡潔にお願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大変参考の意見をいただきました。確かにマネジメントできる人がいれば十分であると。私もかねがねそのようには思っておりましたけれども、実際に農業を専門としている小高さんにですね、そういう話をお聞きするわけですね。このマネジメントできる人材というのは、特に技術ではなくて、いわゆる全体をまとめる能力があればよろしい

ということでございますので、これから町のほうとしても、その辺を踏まえながら、また進めてまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 以上で小高芳一君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。2時10分からの再開とします。

（午後 2時01分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 3番吉野一男です。

通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

第1点目につきましては、道の駅たけゆらの里大多喜の修繕工事についてであります。第2点目は、味の研修館厨房機器の交換について。また、第3点目は、空き家等への調査についてであります。以上3点についてお伺いいたします。

まず最初に、道の駅たけゆらの里大多喜の修繕工事についてお伺いいたします。

道の駅たけゆらの里大多喜は、千葉県が道路通行者のトイレ、休憩施設を建設省交通安全施設整備事業により整備し、あわせて大多喜町が多種多様な資源の総合的な活用による、都市との交流を通じた農業及び農業関連産業の経営基盤の確立と、活力ある地域の形成を図るため、大多喜町都市交流センターを整備したわけでございます。平成12年8月18日に千葉県で9番目の道の駅として、建設省の登録を受けたものです。

今現在、千葉県内の道の駅は26カ所あります。現在、登録されている全国の道の駅は1,030カ所です。道の駅の認定は無料の休憩所、24時間利用可能なトイレ、駐車場、情報発信の場があるなどの条件があるわけでございます。

そこで、以下の項目についてお伺いいたします。

大多喜町都市交流センターの関係については、町長及び副町長のみで答弁をお願いしたいと思います。課長については、味の研修館また、空き家等の調査については、また細かい点

をお伺いしたいと思いますので、その点、執行部のほうはよろしくお伺いしたいと思います。
都市交流センターにつきましては、特に有限会社でありますので、町長、役員でありますので、町長並びに副町長という形でよろしくお伺いしたいと思います。

そこで、以下の項目についてお伺いいたしたいと思います。

また、町長に対しては、今回の質問に対して耳の痛い話を、大変申しわけございませんが、質問したいと思います。これは、町長のためでもありますので、質問させていただきますので、町長よろしくお伺いします。

まず最初に、大多喜町都市交流センターはどこが所有しているのかお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、ご指名をいただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきますと思います。

吉野議員さんのご質問の要旨の前段でございますが、これは本来の道の駅のことをおっしゃられておりますけれども、今回の工事につきましては、道の駅ということじゃなく、都市交流センターの増改築工事であるということを、まず念頭に整理させていただきたいと思えます。

ご質問の都市交流センターはどこ持ち物かということなんですけれども、この都市交流センターにつきましては、町の公の施設ということで、地方自治法に基づきまして、町の都市交流センターの設置及び管理に関する条例ということで、町の条例の中に規定してございますので、建物につきましては町の建物でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 確かに町の建物であります。ありがとうございます。

それでは、大多喜町公の施設に係る指定管理の指定手続に関する条例につきましては、第2条により、「町長又は町教育委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明記し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募する」と規定されております。どのような公募の仕方をしたのかお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 都市交流センターの指定管理者の手続ということなんですけど、確かにそういう手続がございます。公募によって指定管理者を募るということもございます。そ

れ以外にその施設が公募によらないで、本当にその施設を有効的に活用できるという団体あるいは人であれば、当然これは議会の議決が必要なんです、そういう手続をもって、指定管理ができるということで、今回は指定管理につきましてはそういうことで、平成8年からと思いますけれども、平成8年から有限会社たけゆらの里ということで、町100パーセントのたけゆらの里のほうに、公募によらないで指定しているということでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ありがとうございます。

ただいまの副町長が言ったとおり、指定管理者は公募によらないという形がありますけれども、公募によらない理由ですよね。何で公募にしなかった理由です、それをお聞きしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 先ほど申し上げましたけれども、あの施設が当初都市交流センターということで、先ほど小高議員さんのお話もございましたけれども、都市と農村の交流の施設が一つの目的でもございます。そしてまして町の農業生産、農業の方の生産された物を展示販売するというようなことを、目的を持って設置されたということでございます。そういうことでその有限会社たけゆらの里というのが100パーセントで、町が有限会社の法人を設置いたしましたので、そこに公募によらないで指定させていただきたいということで、議会の議決をお願いしまして、指定されたものでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 確かに、条例等また規則によってそういう形はできるんですけれども、実際に公募したことがあるかどうかお聞きします。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 公募した経緯は過去にございません。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、条例で公募をするという規定がありますので、何でそれを公募しなかったんですか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 条例を見ていただくとわかると思いますけれども、条例の中には公募以外に、公募によらないで指定することができるということが規定されていると思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 確かに、条例の中にそれはあるんですけども、実際には公募した中で、全然誰も公募がなかった場合には、そういう形でもいいんでしょうけれども、実際に公募しなくて、実際条例でうたわれているのにかかわらず、公募しないで、実際公募した場合にある可能性はありますよね。どうしても全然なかったら、一人もなかった場合にはそういう形で選定してよろしいと思うんですけども、その点がちょっと疑問なんですよね。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） その公募によらないで指定しておるということで、今回たしか有限会社たけゆらの里への指定管理につきましては、たしか3回目ぐらいになると思います。過去の指定につきましては、全て公募によらないで有限会社たけゆらの里に指定管理をするということで、これも議会の議決を得て指定しておりますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、議会の議決は当然必要なんですけれども、結果として実際に公募するということが本来であれば、公募した中でこの議会に報告して、どなたも手を挙げる人がいないから、こういう形で指定したんだと、そういう理由であればよろしいんですけども、公募しないでそういう形をとること自体おかしいと思うんです。いかがですか、町長。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、やはりたけゆらの里有限会社につきましては、先ほど言いましたように、町の資本が入っている会社ですよね。特に、大多喜町の農産物をあそこで売るという農業振興の目的があります。そういうことで、今の資本が100パーセントの大多喜町のたけゆらの里有限会社というところで指定しているんだと思います。

ですから、やはり農業振興も一つの大きな目的にあるわけです。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 確かに、農業振興ということはあるんですけども、農業振興があっても、これは誰を指定しても、指定管理されてもいいわけです。手を挙げる人があればですね。そういう人たちにやってもらって、結局今までが実際的にいって、町長ご存じだと思うんですけども、役場職員のOB上がり、1年ぐらいでどんどんやめていっちゃいますよね。

そういう状況じゃ困ると思うんですよ。やっぱりああいうところはノウハウのある人が入って、将来的にずっと使ってやっていかないと、いきなりちょっと事務屋が入ったからといって、簡単に生産組合に入って運営していくというのは、経営上ノウハウもないから、それではやっていけないと思うんですよ。

いろんな関係があってやめているんでしょうけれども、やっぱりそういうものを指定するか採用するからになれば、当然そういうものも考えた中でじゃどうしたら長くいてもらえるかということ、考慮して、そういう人員を配置すべきだと思うんですよ。

現在そういう形が大分あるんですよ、実際的に1年交代でずっといっていますよね。今は違うんですけども、その前の話ですよ。そういう形でありますので、上がやめちゃうから結局統制がとれなくなっちゃうんですよ。いろんな関係でね。やっぱりこれはよくないと思うんですよ。これからたけゆらの里という場合は、一応圏央道の隣だし、その点で重要になりますので、これからは地方創生もありますから、これはやっぱりたけゆらの里自体を大きくした中で、やっぱり発展させていかないと、そういう人間を、人員を配置するということは、一番重要だと思います。それは町長の役目だと思うんです。

その場合、町長がやって、管理者にならなくても、実際ノウハウのある人が管理者としてつけばいいわけです。やっぱり町長の場合は、町長と二股ですので、そういう形は実際におかしいと思うんですよ、二股かけるということは。結婚するんだって二股かけちゃ困りますからね。それと同じように二股かけるということは、一つのことができないのに何で二股かけるんだということになっちゃうわけですよ。そういう点では一つがお留守になっちゃうわけ。だからそういう点でやっぱり町政に、町政なら町政にちゃんと取り組んでいくということが、一番町長の場合重要だと思うんですよ。

それで、その次に何かできれば、たけゆらの里もいいでしょうけれども、やっぱりそれはたけゆらの里は第三者機関として、そういうものはちゃんとそういう人たちがノウハウも何しようが、社長としてやってもらうことも一番重要だと思います。

その点を踏まえて、今後においても、余り長くなっちゃうと思いますんで、検討していただきたいと思います。町長に。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） おっしゃるとおり、私は町長になってから、大変業績も下がりました、確かに今言いましたように、部長というのを役場のOBあるいは農協のOB、そういった方が部長ということで配置されました。それで、大体皆さん1年で退任されるわけですね。そ

れは何で退任されるかというのは、いわゆる生産者の皆さんのクレームと、それから消費者のクレームの中で、大体半年ぐらいで皆さんがノイローゼになっちゃうんです。それで半年ぐらいたつとやめさせてほしいということでみんななってきたんですね。

やはり、今おっしゃりますように、プロという視点の中でたけゆらの里というものをしっかりと運営しなきゃいけないという中で、昨年、ご存じかどうかわかりませんが、オリックス証券の社長をやられました北山氏、ちょうど若くして社長を退任されましたけれども、ちょうど上治さんのNPO法人のところで一緒に動いておまして、その中で私も1年間いろんなお話をいたしまして、この方なら多分経営をしっかりとやってくれるだろうということの中で、北山氏にお願いをしたところでございまして、ようやく3年赤字の続いた、3期連続の赤字の中で、ようやく26年度、若干ですが、わずかですがいわゆるプラスに転じたところでございまして、やはり経営のノウハウを持った者をしっかりと、職員の人材を育てていく。経営とは何たるか、事業とは何たるかというものをしっかりと職員に教えるということが重要でありますので、そういうことを踏まえて、今進めているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 私はその関係について、北山さんの関係者に聞いてあるんですけども、また後ほどちょっとお話ししたいと思います。

続きまして、道の駅たけゆらの里の大多喜の起債関係なんですけれども、これは平成18年9月で償還済みということをお伺いしているんですけども、こういう、指定管理者を民間の社長にする考えがあるのかどうか、町長、お伺いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それは今、ご質問は何ですか。たけゆらの里の社長をとということですか。

（「そうです」の声あり）

○町長（飯島勝美君） これは、今のところはまだそういう考え方は持っておりません。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、先ほどの小高議員からも話していたやまびこですよ、やまびこの鶴ノ澤さんが一応社長になって運営していると思うんですけども、ああいう形が一番いいと思うんです。やっぱり民間の社長を置いて、中で運営するというのが、やっぱり正常になりますので、そうするといろいろ関係も、横のつながりとかいろいろ関係が出てきますので、その点やっぱり民間の社長を置いた中で指定管理しまして、そういう方向で進め

ていったほうがいいと思うんですけれども、その点お願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 確かにいい方向に行けばよろしいんですね。やまびこセンターの場合は、まさに民間の資本でそのままやっています。ですからまだまだあの自体はとても黒字になるようにない状態で、恐らくまだまだ数年以上黒字になるには本当に時間がかかると思います。皆さんの人件費がもらえない状態でやっているわけでございますけれども、たけゆらの里はもう既に事業年度が長く、ある程度規模も大きくなっております。

一つそれは順調に行けばいいんです。しかし赤字が出た場合、これは町が資本を出しておりますので、やっぱり最終的に赤字負担は町は背負うことになっていきますので、やはりそういうことを考えますと、いすみ鉄道との兼ね合いも考えますと、いすみ鉄道もやっぱり同じように社長を公募して、社長にお願いしました。しかし、それはあくまでも社長であって、債務負担の責任を負うものではございません。最終的には資本を持っているところの会社が背負うわけでございますので、それは一長一短がありますので、今後の推移を見ながら、必ずしも私が社長をやりたいわけではありませんので、状況によってはそういうことも考えられるかと思いますが、現在のところは考えておりません。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 公募において、確かに町長が言っているとおり、マイナスになればそういう補填するという形も、町からあるわけですので、そういったものを踏まえた中で、順調にいった時点で、ある程度社長を任せる人をつくってってもらいたいと思います。それじゃないと、なかなか活性化にもならないし、そうするといろんな関係の人というのは入ってきますので、また町が余り管理してもそういう点ではどうかと思いますので、民間に任せ、中で対応するのが、やっぱり生産者との話し合いとかいろいろコミュニケーションをとりますので、ぜひ、ずっと後で黒字が続いた中ではそういうことも考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、先ほど町長が言ったとおり、先ほどオリックスを退職して去年の4月からですかね、会社経験がありノウハウもある北山久行部長を非常勤として採用したことは、有限会社たけゆらの里大多喜の経営に手腕を発揮していただけるものと確信しております。また、今後も日本一をとるといった意気込みで、道の駅たけゆらの里大多喜を目指していただきたいと思います。町長のお考えをお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ちょっと質問の内容がわからないんですけども、ただ、どちらにいたしましても、やはり道の駅は農業振興にも寄与しなければいけませんし、また、地場の産業でございますので、就業の場所確保という意味で発展させることは重要でございます。ですから、先ほど申しましたように、誰でも経営ができるものじゃなくて、やはり経営のノウハウを持った方、そういう経験のある方というのは非常に重要でございます。今、北山氏がそれなりの成果を上げておりますので、これからさらに道の駅を発展させながら、大多喜町の皆さんがあそこで働けるような、就業の場所拡大にも努めてまいりたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、実際北山氏とそういう形で大変いい成果を上げているんだと思います。そういう関係、オリックスの社長をやったぐらいですので、その辺一つには伸ばして、採用しまして、やっぱりそういうノウハウのある人を採用して、すばらしい道の駅というのをかたちをとっていただければありがたいと思います。

そこで、またお伺いしますけれども、今のたけゆらの現状と課題についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 現状と課題につきまして、今のたけゆらの里の現状は、先ほど副町長もお答えしたとおりなんですけれども、それは小高議員の質問にもありましたけれども、農業の生産者の皆さんが高齢化の中で、なかなか生産が思うようにいかないということ。それは先ほどマネジメントする人が必要であろうとか、そういうことのご質問もあったわけですが、ただ先ほど副町長が答えましたように、農産物は午前中、大体地域の皆さんに出していただきます。そして地域外の方は午後ということ、今お願いしているところでございます。ところがやはり午前中で農産物が全てなくなり、そして午後は棚はほとんど新聞紙になるわけですね。ですから、そういうことで3期連続の赤字ということは、そういったことがずっと10年続けて、毎年農産物が2パーセントから3パーセントずつの決算で減少傾向の中に、最終的そうなったわけでございます。

そういうことで、昨年実験的に、午後の商売をどうするんだということの中で、地域の産物あるいは土産物を少しふやしてでも、午後の売る物をふやそうということの中で、26年度そういう成果が出てきているわけございまして、やはりこれからの課題は、農産物をどうやって確保するか。それは先ほど小高議員の中にもありますように、そういった形でまず農産物をしっかりと、一日通して売れるようなことをどうするかということですね。そして、さらにはそういったことを通じまして、また午後もしっかりと商売ができるような形、そう

いった形にしていかなければいけないと思っています。

○議長（志関武良夫君） 吉野一男君に申し上げます。

ただいまの質問が通告外の質問になっておりますので、注意をしていただきたいというふうに思います。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 続きまして、大多喜町の都市交流センター設置及び管理に関する条例の中に、利用料金が売り上げの20パーセントとうたわれているんですけども、実際に聞いたところ、何か15パーセントということを知っているんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 吉野議員おっしゃるとおり、規定の中では利用料につきましては、展示販売の利用料につきましては20パーセントということで、基本的には決めております。しかしながら、やはり生産者から手数料をいただくということで、現在15パーセントいただいております。しかしながら、これも設置当時からずっと15パーセントで来ております。消費税等も上がっているということで、見直しについては、今、センターの中でも協議をしている段階です。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、見直しというのは、結局20パーセントですよ、実際に条例上は。それを15パーセントにすると、消費税も上がると20パーセントそのままにするんですか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 設置条例の中では、別表の中で20パーセント以内ということで規定されていると思います。したがって、今現在は15パーセントでいただいているということでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） わかりました。

実際に、たけゆらの里に出している生産者がいるんですけども、実際的に、当初は町内の方を優先で、そういう形で入れるという話を聞いているんですけども、今現在町内、町外も入っているようなんですけども、これは品不足という形で町外を入れるという形をと

ったわけでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、先ほど議員がご質問でありましたように、やはりたけゆらの里有限会社に指定管理をするということは、農業振興ということがあって、地域の生産者になるべくそこで販売の拠点という直売所ということでございますので、そういうことで進めてきているところでございますが、しかし先ほど申しましたように、午前中でしか商売ができない。午後は売る物がないという中で、やっぱり10年の決算の状況を見ますと、赤字に転落することは見えておりまして、3期連続の赤字の中でありました。

これは生産者組合と何度も話し合いの中で、これをどうやって解決していくかという中で、生産者と調整をして進めてきたところでございまして、別にたけゆらで単独で進めてきたところではございません。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） わかりました。

続きまして、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の第3条、「指定管理者は、条例第3条の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、変更届書により町長に届け出なければならない。」と条例施行規則で規定されておりますが、有限会社たけゆらの里大多喜の謄本ですよね、有限会社の謄本を見ますと、履歴事項全部証明書謄本には、役員に関する事項で、町長就任が平成22年1月25日の就任で、同年2月9日登記ということで、住所が大多喜町中野435番地、取締役飯島勝美となっておりますが、現在この住所で住民登録されているのかお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その住所につきましては、今現在、船子893の3なので、それはちょっと手続、所管のほうでやっていなかったんだと思いますが、早速進めたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ぜひ、そういう形ですので、正しい住所にしていきたいと思えます。これはもう大分前からの話ですので、実際にここにいるかという、一般の人が見るとそういう形になりますので、やっぱり変更した時点でそういう形で住民票の登録を変更して、登記をしていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

もう一つ、それと有限会社たけゆらの里大多喜の履歴事項全部証明書の役員に関する事項の中で、取締役飯島勝美氏の住所が大多喜町中野435になっています。いいんですけれども、

新住所が変更登記されるということでありますので、これは893の3ということでもわかりました。

続きまして、2番目といたしまして、有限会社たけゆらの里大多喜の修繕工事が、大成建設（株）千葉支店が落札して工事完了しておりますが、その入札方法についてお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 修繕工事の関係ですけれども、都市交流センターの増改築工事ということで、議員おっしゃられたとおり、大成建設千葉支店が落札、落札というか、これは入札ではございません。8者からの見積もりをいただきまして、見積もりによって大成建設に工事をお願いしたということでございます。

この見積もりにつきましては、やはり町内業者の育成という意味もございまして、極力町内の業者も入れるということで、この業者の選定ですとか、予定価格といいますか、そういったものにつきましては、全て、町の入札もそうなんです、町長から私のほうに託されておりますので、私のほうから町の指名業者の認定申請の業者、また、町内業者を選びましてお願いをして、8者からお願いをして、見積もり合わせによって工事を執行してございます。したがって、工事につきましては入札ということではなくて、見積もりをとって最低業者との間で工事請負を契約したというような経緯でございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、実際に町が、公共的機関が工事をする場合においては、私は言いますが、130万未満の場合は相見積もりでもよろしいという規定になっております。これは自治法等、町のほうの関係になるんですけれども、それによってそういう形になっております。それで、130万以上500万未満の場合が5者以上とか、そういう形になるんですけれども、実際的に見積もり合わせ8者ということでもありますので、私金額聞いていないんですけれども、これは後で聞きますけれども、この中で聞いちゃいますけれども、金額は幾らだったんでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 建築部門と、今回設備工事を、まず分けて発注してございます。というのは、今回の工事につきましては、営業を、食堂部門を営業しながら工事を進めるということもございまして、したがって、工事をなるべく早く終わりにして、営業的なマイナスを出さないようにということで分離発注をしてございます。

今ご質問の大成建設への請負契約の額につきましては、3,650万円でございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 一応金額については3,650万円ということでありまして、実際的に相見積もりが、一般的に町の規定だと130万円以下の場合には相見積もりでもよろしいと、そういう規定になっています。ということは、これはあくまでも有限会社たけゆらの里大多喜というのが、あくまでも町が出資しています。これ3,500万ですか、出資していると思います。これは副町長よろしいですか、金額的に。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） ちょっと質問を聞き漏らしたんですが。

（「出資金が幾らかって」の声あり）

○副町長（鈴木朋美君） 出資金ですか、出資金については今ここで把握してございませんので、3,500万ということですよ。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 私調査してあるんですけども、一応出資金が3,500万円だったんです。そういう関係で町が出資しているということは、当然入札関係をやるべきだと思うんですよ、これは。3,650万出ていますので、大金ですよこれは。実際この金というのは、当然町から出ていないと思うんですけども、この金というのは当然たけゆらの里で出すと思うんですけども、これは公の施設でありますので、当然入札をやるべきだと思うんですよ、あくまでも。実際それを入札でやらずに、これを相見積もりでやったら、随意契約でやったら、そういうことになると、これはとんでもないことですよ、実際的に。

これはどこの町村でもどこでも同じ、国だって同じことです。随意契約でやるということは、今問題になっていますけれども、オリンピックの関係で競技場の関係がありますけれども、あの競技場につきましては、どうしてもあの金額でやる業者がないということで、1者しかいないわけですよ。何者もいるわけじゃないです、その場合には随意契約でいいと思うんです。あの国のやり方で。1者しかないんだから入札もできるわけないんだから。

それは一般的に言うと、そういうときには、特別な事情があるときには相見積もりでいいですよ、随意契約で。それを、特別の理由がないにもかかわらず、3,600万もの金を出しておいて、それは有限会社たけゆらの里、会社だからいいということをしているかもわからないけれども、そういう問題じゃないと思う。あくまでも町が出資して、町の建物でありますので、それを維持管理するというのは、町はそれを直すわけじゃないと思うんですよ、

工事関係はね。その場合に実際に直すということで、たけゆらの里からそういう申請は出ていますか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 工事の申請ということなのですが、これはやはりたけゆらの里と町が指定管理の協定書を結んでおります。その中で、町の建物ですので、そういうところに自費、要するに自分のところで、お金で、そういう建物をふやしたり改築をしたり、そうするときには町と協議をなさいという項目が1項ございます。今回につきましては、そういうことでたけゆらの里から町のほうに自費で改築工事をしたいという届け出がございまして、それに基づいて、町で、自分のところの経費で、全て自分の管理でやるということでございましたので、これを許可したということで、今回の工事が行われております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、今自費でやったということがありますけれども、出資金も株出していますので、町から出していますので、その場合に3,500万というのはいじっていないわけですね、お金は。支出していないわけですね、その出資金の。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） ちょっと質問の内容が把握できないんですが。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 株で結局出資金を町から出したわけでしょう。それで設立しているんだから、有限会社を。その金の出資額3,500万あるんだから、その金自体を使っているわけじゃないでしょうということ。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それは使ってございません。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） いずれにしても、町の金を使っていないといっても、公的な機関でありますので、これは実際的に町のほうがそういう指導をしたんですか。相見積もりでやれと、やらなくちゃいけないということを行ったんですか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 工事の執行方法につきましては、議員さんおっしゃられたとおり、有限会社たけゆらの里ということで、1法人でございます。したがって、吉野さんもその行政経験が長くておわかりかと思えますけれども、市町村の場合は地方自治法の中で随意

契約ができる範囲、それが規定されております。地方自治法の中で。また同法施行令の中でその額が決まっております。それに基づいて町の財務規則の中でも、ご存じのように一定の範囲、工事請負契約等につきましては130万円以上のものにつきましては、原則、特別の場合がなければ入札によって行わなければならないという規定がございます。

しかしながら、今回の工事につきましては、吉野議員おっしゃったとおり、有限会社たけゆらの里が行うということで、入札約款ですとかそういったものを準備してございません。

したがって、これまでも全て、大きな工事はないんですけれども、見積もりによって随意契約の方法をとらせていただいているというような状況でございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そうであれば、実際に町がそれを随意契約でやれということは、役場でやっても同じようなことが言えると思うんですよ、公的な場合は別なんですけれども。あくまでもこれは町の建物であって、町の建物じゃなければいいですよ。別に使っても。実際に町の建物ですよ。それは工事をやるから申請して、こういう形でやるからというのを、それは出してもらうのは当然だと思うんですけれども、町の建物であって、それをたけゆらの里に委託して、指定管理してやっているわけです。

それで実際に大多喜町長飯島勝美が、大多喜町長であって、有限会社たけゆらの里の大多喜が代表取締役、大多喜町長飯島勝美ですよ。同じなんですよ。実際に。イコールなんですよ、結局は。そのものを、イコールのものがあって、何でそういうことを、当然であれば指導しなきゃいけないんですよ、町として。町の関係するわけですから、そんなことをやっていたんじゃ。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私は吉野議員にちょっとお尋ねしたいんですけれども、入札というのは何のためにやるのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 入札は実際的に、あくまでも明瞭公平にやるのが入札ですよ。それと同時に実際的にそれだっていろいろあるかもわからないんですけれども、入札をやっておけば一応間違いないですよ。というのは、相見積もりの場合は、一般的に見積もり合わせです。実際のどうやったかわかりませんが、業者でこれだけ見積もり出してくれということでやると思うんですよ、事務局でつくってね。見積もりをくれというやり方はありますので、やっぱりそういう点で出してもらった中で対応するわけですから、一般公開入

札じゃないですけども、指名競争入札ですから、町の場合はね。一般公開やっていないでしょうから。指名でやる場合は、そういう形で指名でやりますので、そういうことが一番重要だと思うんですよ、あくまでも。それは相見積もりでやったって、同じと言えば同じかもわからない。実際にはそういう形を公にできるのは競争入札ですのでね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いや、入札は何のためにやるかをお聞きしているんです。もう一回答えてください。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 入札は、実際それは金額を各業者から見積もり来ますよ。町が指定した金額をある程度つくりますよね。それで大体そういう関係でつくって、その近くになった業者を選定するわけですので、そういう形でやるわけですのでね。

（「議長、これ動議だしていいですか」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 議運で許可した一般質問であります。ただ内容がすごく違うので、戸惑っているんですけども、議長、これどうなんですか。

○議長（志関武良夫君） 吉野一男君に申し上げます。

質問が通告外にわたっている可能性がありますので、通告に沿った質問をされるようご注意ください申し上げます。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） いや、議長、そうじゃなくて、実際これは通告に従って、内容的には細かいことは一々知らないけれども、たけゆらの里の関係で言っているわけですので、それを通告にないから、細かい点まではそこまでは通告していませんけれども、当然やるべきことをやらなくちゃいけない話ですので、これはあくまでも私はやりますよ。

通告以外というんじゃない、たけゆらの里以外のことを言っているのであれば通告外かもわからないけれども、じゃ、一切全部あれですか。通告しない場合、一言も通告していない場合できないということですか、議長。

○議長（志関武良夫君） 一応、この議会の中での一般質問というものは、こういうことを質問しますよということを、執行部の方々に通告しておいて、簡潔に答弁をいただくというのが一般の議会の運営方法ではないかというふうに思っております。それから大きく離れますと、やはりどうしても通告外のそういうものに該当してくるというような形になろうかと思

います。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それというのは納得できないんですけれども。というのは、あくまでもたけゆらの里についての質問をしているわけですから。一般質問って全部そうでしょうよ。一つの事柄について細かい点一つずつ全部一般質問に出しますか。そうじゃなくて、たけゆらの里に関しては、執行部だって同じことですよ。全部そのものを調査しなきゃいけない、何のことでも。どういう形で質問が出るかどうかというのをやらなきゃいけないですよ。どこでもみんなそうですよ。

質問が答弁書にないからだめ、質問書にないからっていったって、質問するには裏側のやつはあるわけですので、これでたけゆらの里の関係の部外のことを質問しているのであれば、それは当然のことですけれども、これはあくまでも部外じゃないですので、たけゆらの里の関係の質問をしていますので、それちょっと議長お願いしますよ。

○議長（志関武良夫君） 吉野一男君の質問の内容については、たけゆらの里の修繕工事の詳細についての質問がされております。それにつきましては、本人の質問に沿って答弁をもう一度されるようお願いして、吉野一男君に対しても、簡潔なわかりやすい質問を心がけてやってもらいたい。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） わかりやすく言っていますよ、私。だから、入札の方法が、金額が3,650万ですよ。そのものを町でやる場合は130万は相見積もりだと。それでたけゆらの里の会社でやる場合は、相見積もりでいいと、随意契約でいいと、それがおかしいというのです。結局町の建物であって、それを出資しているんですからね、町が、3,500万も。それは町の建物なんです。そういうものを結局やることは、実際的に有限会社がそれをたけゆらの里を運営していますよ。運営しているのはいいんですけれども、それはやっぱり明らかに、何でやっている、結局公的なものなので、準じてその規定に、条例に従ったものでやって入札かける、相見積もりなら相見積もり、入札なら入札をかけるのが、それは当然のことだと思います。それを質問外だと言っているのは、ちょっと不満です、それは。

じゃ議長。

○議長（志関武良夫君） ちょっと待って。吉野一男君が言っているのは、3,500万の投資を町でしている。そういう中で、3,650万の工事の内容について、そういう町のものに対して建設をするのに、そういう指導ができなかったのかというようなことだと思うんですけれど

も、どうですか。

○3番（吉野一男君）　そうです。

○議長（志関武良夫君）　それについて教えてください。

副町長。

○副町長（鈴木朋美君）　ご質問の内容はよくわかりました。

先ほど申し上げましたとおり、有限会社たけゆらの里につきましては、やはり1法人、有限会社1法人ということでございます。町の場合は、先ほど申し上げましたけれども、地方自治法ですとか施行令、また財務規則の中で一定金額以上の場合は、特別な場合がなければ入札によらなければならないという規定がございます。

法人の場合は町の規定とは違いますので、なおかつ、それを町がやるというのもおかしな話で、1法人が町の建物に増改築をしたいということで、町から許可を得て行っている工事でございますので、特に、そういう法的な規制等がございませんので、これまでたけゆらの職員もそういう入札とか、そういったものを経験してございません。したがって、随意契約、要するに見積もりを徴取して、競争させて執行しております。

当然そういう談合だとか、そういう防止をするために現場説明につきましては、時間をずらした中で現場説明をして、それで見積もりをいただいているという中で業者の選定をしたということでございますので、その辺のところは、やはり競争の原理、入札もそうなんですが、あくまでも入札をやったから安くできるというものではございません。見積もりによっても競争の原理を働かせれば、これは当然競争の原理が働いておりますので、私は有限会社たけゆらの里が見積もりによって業者選定をしたということは、間違いではないというふうに、私は考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君）　吉野一男君に申し上げます。

残り時間が10分となりました。迫ってきておりますので。

（「まだやることはいっぱいあるんですよ」の声あり）

○議長（志関武良夫君）　議事の進行上、速やかに通告に従って。

（「あれが長かったからね」の声あり）

○議長（志関武良夫君）　あと幾つかありますのでよろしく。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君）　続いて、設備関係について、どこの会社が落札して工事を行ったかを

お伺いします。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 設備工事につきましては、先ほどお話ししましたとおり、この工事は増築、建築の部分と設備関係は分離発注してございます。町内業者の育成という観点から、設備工事につきましては、飯島設備工業株式会社が見積もりの結果、最低見積もりということで、飯島設備工業さんのほうに工事請負契約をしてございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、何者で幾らだったんですか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 見積もりにつきましては、5者から見積もりをとっております。内2者が棄権でございます。3者から見積もりいただいて、最低見積もりが飯島設備工業株式会社ということで、この飯島設備工業にお願いをしてございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 幾らですか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 税込みで1,447万2,000円でございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 実際、これ修繕工事、建築と設備関係、分離発注ということなんですけれども、これ一括発注はなぜしなかったんですか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 一括発注をなぜしなかったかということなんです、これは前にも申し上げましたけれども、今回の工事は食堂部門の改築もでございます。吉野議員さんもお存じかと思いますが、改築前は今の店舗の間に空間スペースがあったと思います。空が見えるようなところがあったと思いますが、あそこの屋根をつけて店舗スペースを広げるというふうな工事でございます。

なるべく営業を早くできるようにということで、まず一つにつきましては、早く工事が終わって営業活動ができるというのが一つでございます。そしてあと、工事につきましては、当然設計者がおるんですが、設計者のほうもこの工事につきましては、いろいろ難しい面もあるんで、工事を早く終わらせたりするには、やはり分離発注のほうが早く終わるんじゃないでしょうかという指導も受けまして、そういうことから分離発注をしたという経緯がござ

います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 一般的にはですね、これは一般的ですよ、一般的にはわざわざ分離発注しなくても一括で発注すればいいわけですよ。それからあとは、早くできる云々は一括だって早くできるんだから、そういう業者、受けたところに頼めばいいんですけども、それを分離発注だから早くできる云々と言っていますけれども、これはそういう問題じゃないですよ、実際的に。分離発注だから早くできる、一括だから早くできないという、そういう問題じゃないんですよ。一括だってすぐ出せばできるわけですので、そのところは意味があったんですかね、分離発注の。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） どういう意味があったかということのご質問なんですけれども、私が今話したとおりで、早く工事を終わらせたいということで、工事場所もちょっと異なっておりますので、分離のほうが早く工事が進めるということでございます。ということで、今回につきましては分離発注をして、工事発注をしたということでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） さっきから言っているんですけども、私は分離発注であっても一括発注であっても同じだと思うんですよ、早くできるのは。分離発注だから早くできるというものじゃないですよ。それは分離発注が早くできるという理由を言ってください。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 一般的というお話がございましたけれども、確かに町の工事もそうなんです、一括で工事発注をすることもございます。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、この工事につきましては営業をしながらの工事発注ということでございますので、特に食堂部門は早くやって終わらせないと、食堂部門の営業収益がかなり落ちてしまいますので、営業しながらその工事を行うには、増築工事と設備工事につきましては分離でやるほうが早くできるということで、先ほど申しましたけれども、設計者からもそういう指導もございましたので、今回そういう方法をとらせていただいたということでございます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それは私おかしいと思うんですよ。それはまた後でやりますけれども、実際に分離発注と一括発注というのは、どこが違うんだと言えば、それはやりようで幾らでもできるんです。そんなことは分離発注だから早くできるという、そういう問題じゃないと

思うんですね。これは引き続いて、私大分言いたいことはあるんですけども、とりあえず1時間内ということですので、再質問できませんので、とりあえず残った部分については12月議会で徹底的にやりたいと思います。

それと、一つこの関係について1点、实际的に設備関係について、それは相見積もりで5者で飯島設備工事がとったということですよ。一般的な考え方ですよ、私が思っているのは。一般的な考え方で町長がたけゆらの里の社長の町長だよ、同じなんですよ、同等なんです、これは。違うといっても。同じところが、飯島設備という自分のせがれがやっているんだから、でしょう、町長。そうだと思うんですよ。答えなくていいけれども、そうだと思うんですけども、それは不審が、一般人が考えてもそう思う、どうですか、皆さん。議員も皆さんも職員の皆さんも、悪いけれども、傍聴は言えないでしょうから。

それは町長、それは違うと思うんだよ。やっぱり自分の親族に対して、自分が町の町長、一番頭ですよ、何でもできる。それで自分が社長やって何でもできる、たけゆらの社長をやっている。そのものを自分のところに持ってくること自体が、一番根本なんですよ、ここは。それはあくまでも町長として資質が欠けると思いますよ。道義的責任があると思って。というのは、幾ら何ぼ相見積もりでとったからといったって、それはそれなりにやり方があるんだよ、逆を言えば。そういうものを町長が、みんなそれは知らないから言わないんだろうけれども、そういうのは誰も思うでしょうよ、一般人が考えて。

(「入札じゃ、しようがないよ」の声あり)

○3番(吉野一男君) だから、そういうものはやっぱり心に、町長感じておかないといけないと思うよ、公人としては。あくまでもたけゆらの社長、有限会社であっても公人なんですよ。町長も公人だから。同じ公人同士なんだから。それはやっぱりやらないといけないと思うよ。大多喜の町内業者はいっぱいいるんだから、その業者にしても、今回はお願いするという形でやればすんなりいくんですよ、逆に言えば。それは一般的なやり方をすれば。とったからといってまずいから、ちょっと次に回すとか、逆に言えばそういう観点もとれるわけですよ、实际的には、内々の話で。そのやり方があるんだから。それはとったからといったって、みんなが聞けばそれはまずいなと言われますよ、100人が100人。聞いてください。私はそう思います。

やっぱりそういう点で、町長という立場でありますので、公人ですので、そういう点はよく踏まえながら行動してもらいたいと思いますよ。やっぱりそれはいろいろ町長としての、会社としてということがあるかもわからないんですけども、やっぱりこれはまずいと思

ますので、それなりに町長自体も、決定権は社長はあると思いますので、町長はそういう点ではどう思っていますか、教えてください。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大変疑いを持って私を見ているようでございますけれども、私はこの6年前、6年になりませんが、6年前、町長選に出ることになりました。そのとき私は3つの会社に籍を置いていたんです。町長選に出るときにこの3つの会社を全て退職をいたしました。それで町長選に出たわけでございますが、私を一生懸命支持していただいた皆さん方に2つの約束をいたしました。一つは、まず給料を、職員の目線に合った給料に下げるということを支援者の皆さんにお約束しました。そして、私はなってから即最初の議会で給料を削減し、この2選におきましても、最初の議会で25パーセントの給料削減ということで、私は最初の支援者の皆さんに約束したことでございます。

もう1点は、やはり役所というのは、こういういろんな発注の事業がございます。ですから、今議員さんが根拠もなく私を疑っておるようでございますけれども、非常に重要な問題でございますので、これは後々の問題になるかもしれませんので、それは気をつけていただきたいと思いますが、私がお約束したことは、まず、事業に、発注の業務について携わらないということをお約束いたしました。それで私は町長になってすぐ、当時の副町長に全ての権限を副町長に委任しました。ですから、私はそこに携わらない。

ですから、その後、今の鈴木副町長に委任をしております。ですから、私は発注業務については一切携わらないということが、支援者にこの2つの約束を、これからもまた今町長として続ける以上、このことはしっかりとやっていかなければいけないと思っています。そういうことで、それは何かそういうことであるならば、はっきりと根拠を持って疑念を出していただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 吉野一男君に申し上げます。

終了時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○3番（吉野一男君） 実際に、町長、たけゆらの里の社長でありますので、副町長に委任したから云々もあるけれども、実際的には社長ですよ。社長って会社で登記されておりますので、これ副町長に委任されたから云々ということは、それは内規をやっているかわかりませんが、そういう問題じゃないと思います。そうすればこの内規自体を、内規じゃないよ、謄本自体を変えて、社長を副町長にするとか、そういう形をとればいいんじゃないですか。そういう形をとらないと疑念が生まれるわけです、あくまでも。

やっぱりそういったものを踏まえた中で、慎重にやらないといけないと思いますので、一応そういうことで、大変町長とか副町長に対して心苦しい発言をしたわけですがけれども、これ残りが大分あるんですけれども、当然12月の定例議会におきまして、また再度追求していきたいと思います。よろしくをお願いします。きょうはどうもありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 吉野一男君の一般質問をこれで終わります。

ここで、10分間の休憩をとります。25分からの再開とします。お願いします。

(午後 3時13分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時23分)

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 11番野中眞弓です。

私は3点にわたって、時間におさまるように落ちついて一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、戦争遺跡の保存と継承について伺いたいと思っております。

1931年の満州事変に始まり、15年間続いた日本の侵略戦争は、日本人だけで300万人以上、アジア全体で2,000万人を超える犠牲者を出しました。皆さんご存じのとおりです。その悲しみと反省の上に、二度と戦争をしない、恒久平和を希求すると誓う日本国憲法が生まれました。そして、戦後70年間、日本の平和を支えてきましたが、今、その日本の平和が最大の危機に直面しています。自衛隊を海外で戦争できるようにするための法案が、国会で審議中ですが、最高裁長官を初めとする全法曹界、そして学者、学生、若いママや高齢者など、集会には雨の中を、障害者の方が車椅子に乗ってまで、必死の思いで集まって、戦争する国は嫌だという気持ちをあらわしておりました。

さまざまな方が、さまざまな階層の方たちが、今出されている法案に反対や不安の声を上げています。日本を再び戦争する国に逆戻しさせてはなりません。戦争の記憶を風化させてはならないと、痛切に思います。

この大多喜町も第二次世界大戦中は、爆撃を受けたことが、去年3月に発行された小・中

学生のための副読本「わたしたちの郷土 大多喜町の歴史」に載っています。これです。全巻を通じて読みますと、史実に基づいた、今残っている文化財に基づいた、そういう実に地道な本となっていて、まさにこの本で郷土の歴史だなと思います。したがって、証拠が残っていない部分は大変少なくて、証拠が残っている、特に明治以降の記述が多くなっているんですけども、この中にも、爆撃がありました、こういうところがやられましたというのが、わずかに四、五行ぐらいに載っているんですけども、この爆撃の戦跡は残っていないと聞きます。だから、今聞く子供たちはぴんとこないと思うんです。

ところが、この夏なんですけれども、全く知らない方から電話がありまして、黒原地区に終戦間際につくられた特攻の出撃基地跡が残っているということを知りまして、今は滑走路の縁石の一部、飛行場の格納庫と転車台、方向転換するターンテーブルですね。転車台の跡などが見られるとのこと。これらの形に残っている戦跡と、当時の記録を掘り起こして、町の文化遺産、戦争遺跡として保存し、未来へ継承し、平和の守り手としての町民の育成に役立ててほしいと願って、以下伺いたいと思います。

1点目は、町内に残る戦争の痕跡、戦跡は、どのくらいあるのか把握していらっしゃるでしょうか。まず、伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 町内に残ります戦争の痕跡、どのくらい把握しているかというご質問でございますけれども、町における太平洋戦争の、いわゆる戦争遺跡といたしましては、旧大多喜のドレメ、それと泉水の機関銃を配備していた壕、それと各地区につくられました防空壕、そして、今議員さんおっしゃられました黒原につくられようとした特攻のための飛行場跡、あと航空燃料とするための松やにをとるために、木に切りこみを入れた松などが残っていることは把握しております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ありがとうございます。

それらはどういう形で、今残っていますか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 旧の大多喜ドレメにつきましては、もとの宮田の自転車工場がありまして、そこはそれこそ空爆といいますか、それを受けました。弾の跡が残されているということで聞いております。

それと、泉水につきましては、一山がもう、一つの要塞ということで、現地調査をやったんですが、山の頂上に大きな防空壕がつくられてありました。

それと、あとは各地区の防空壕については、皆さんご承知のとおり、今野菜をしまったりとか、そういうもので使われております。黒原については、今は格納庫も取り壊されているというふうに聞いております。

それと、航空燃料をつくるための松やにをとった松については、ほとんどもう枯れてしまっていて、残っているところはほとんどないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、特別な保存の手だてもなく、これは、こういう歴史を背負った遺物だよという看板のようなものもなく、ただ、そこにあるがままという、そういう状態ですね。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） そのとおりです。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 時間がたてば風化していくんですけれども、記憶もそういう、痕跡も消えるということは、だんだん戦争が身近にあった、すぐ戦争の真ただ中に私たち庶民も巻き込まれるという証拠と記憶が消えることなので、それを保存する、町の文化遺産として保存するという考えはありませんか。

というのは、この郷土の歴史って本当に細かく、あそこの神社にこういうのが残っていて、何々氏が、武田氏がどうの、正木氏がどうのと、実に史実に忠実に掘り起こしているんですね、町の歴史を。ですから、そうすると学ぶほうも、そうか、そうだったんだねと納得すると思います。納得すれば、愛着も湧くし、これは神社仏閣に納められているのが多いんですけれども、これ、自分の町の歴史を本当に心から理解できると思うんです。

戦争もそうで、あつてはならないことですから、ぜひ町の遺跡として、文化財として保存していただきたい。文化財というのは仏像とか掛け軸とか、そういうものではなくて、人間がここでしっかりと生きてという証拠が文化財だと思うんです。ですが、黒原の場合は、私は黒原の方たちに聞いたらある、竹に覆われちゃっているんですけども、ある。ただ、夏はマムシが出るからね、行かないほうがいいよという忠告を忠実に聞きまして、私自身はまだ現場を確認しておりません。ただ、地権者については、もし町がそういうつもりがあるので

あれば、協力はしますというお返事をいただいているんですけども、町としてはどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 今、黒原の飛行場跡を文化財として指定というお話がございましたけれども、町内に飛行場を太平洋戦争のときにつくられた跡といいますと、黒原もそうですけれども、現在の大多喜高校にもつくられたようです。それと、川畑と押沼の間のムネヤマというところにもつくられたと。それとあと横山のゼネラル地先にもつくられたというふうに聞いております。

これは、文化財として指定するためには、戦争体験を伝える一環として、このところこういう戦争の遺跡を、文化財として指定しているところも多くはなっておりますが、文化財として指定するためには、文化財審議会へ諮問をして、そこで答申を受けないと、文化財としては指定はできないというふうになっております。

諮問するためには、写真であるとか図面であるとか、そういう資料が必要となってまいりますので、ただ、飛行場とかといいますが、日本軍の兵隊さんがつくったものですので、なかなかそういう資料というのが出てまいりません。そうしますと、諮問するといってもただここに痕跡がありますよということだけでは、なかなか諮問というのでもできませんので、今後の調査、研究をしていく上で明らかになってくるようであれば、諮問したいというふうに考えております。そうすれば、また文化財審議会のほうでも、文化財指定に向けて考慮していただけるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 諮問するのに日本軍の資料がなくても、あの奉仕作業ということで借り出された中学生たちや、あるいは近所のお年寄りが、まだ今生きてらっしゃいます。私も何人かの方にお伺いしました。この方たちが亡くなってしまえば、本当に消えてしまいます。人の記憶も文化財だと思います。ですから、その記憶の掘り起こしで、その全容というか、黒原だけではなくて、掘り起こして行ってほしいと。

今、課長が前向きな答弁してくださいましたけれども、役場だけではなくて、子供たちも、それから平和を願う住民たちも含めて、自分の地域の戦争体験を記録する。それから検証するという活動を、社会教育課だけではない取り組みでやっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 今議員さんおっしゃられたように、戦争体験を後世に伝えていくということは、非常に大事なことだと考えております。うちのほうでも、人数的に大変厳しいので、調査とか、地域に出てお年寄りから戦争の体験をお聞きして、それで記録として残していくというのは、非常に大事なことだとは思いますが、ちょっとやっぱり時間的にかなりの時間を要するのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ということは、やらないということですか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 特にやらないということではなくて、今現在、生涯学習課のほうに、各地区で古文書調査を行っております。

（「すみません、何調査」の声あり）

○生涯学習課長（関 晴夫君） 古文書調査を行っております。

今、東大、千葉大、学習院の学生、卒業生の人たち、房総資料調査会というんですが、その方たちが年1回、2泊3日に来て調査を行っております。また、毎年夏休みには、立教大学の史学科の学生がフィールドワークということで、大多喜町に来て、やっぱり古文書の調査を行っております。その方々に協力していただきながら、生涯学習課の職員も含めて、各地区に出向いて、そういう体験も集めていければいいなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 古文書は死んだりしません。だけど、戦争体験は全体を掌握できている、その地域でこんなことがあった、あんなことがあった、こんなにこうというのは、やっぱりある程度成人になった人でないと全体を捉えていないと思うんですね。子供の、今80歳ぐらいの方に聞いてみると、やっぱり記憶が曖昧なんです。そんな話は聞いたことあるけれども、どうだったかわからない。

ところがもう85を過ぎた方、その当時、終戦のときに15歳ぐらいの方だったら、あのときはこうで、あそこにはあそこがあってと鮮明なんですね。100近くになると、まさしくすごく壮年時代終戦だったんだけど、今度は認知症みたいな感じで、話がおぼろげになってくる。だから今本当に80の半ばぐらいから90の前半ぐらいの方が、お元気うちに掘り起こしておかなきゃできないと思うんです。

本当に、小学生に、自分の家も含めて近所のじいちゃん、ばあちゃんのお話を聞いてとかという、そういうふうな形だったら、継承しながら残っていくというふうに思うんですけども、大人も子供も一体になって、どこそこの偉い人に委託するとかではなくて、自分の町の戦争の歴史を掘り起こして、みんなで掘り起こして、もう二度とこういう思いをしない時代をつくっていこう、継続していこうという気持ちを、しっかりと育てるような活動。

もしもそれが戦争遺跡のところ、例えばハイキングコースになるのであれば、ここにはこのあれはこういうことでした、ほかにも滑走路はこんなふうにありますよと付随して、看板をつくるとか、あるいは記録簿をつくるとか、そういうときに少しまとまったお金が必要なときに、町のほうで援助してくれるとかというようなことでいいと思うんです。主な活動は町民にしてもらおうような手だてを、社会教育と学校教育の連携と、それから町民の大人の、もしかしたらグループをつくっていただいてやるという形で進められないかなと思うんですけども、教育課はどうですか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 学校教育の中では、現在も戦争遺跡、先ほどもございましたけれども、防空壕とかを教材として活用して、勉強しているというところがございます。今後、活用できるものがあれば、それはぜひ活用していきたいというふうなことでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 生涯学習課はどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 戦争の体験を記録として収集するといいますが、そういうことはうちのほうでもできると考えておりますので、できれば、そういうものを集めて記録集ができれば一番いいんですが、それで今小・中学校で読み聞かせとかやっておりますので、読夢の会とかに協力していただいて、そういうのを子供たちにお話ししていただくのも、一つの伝承のというか、後世に伝えていく一つの方法なのかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、教育課も生涯学習課も前向きに取り組んでいくというふうに受け取ってよろしいですね。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） そのとおりでございまして、教育に活用できるものは、ぜひ活用していきたいということでございます。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 生涯学習課としましても、そういう戦争体験、集めることができれば集めていきたいというふうに考えます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 大人たちの間にも、やはり憲法を守りたいという人たちが、少しずつ声を上げ始めているようで、そういう方たちと一緒にになると仕事が進むかなという気がします。憲法の精神の恒久の平和を希求する子供たちが、大人たちがこの町にあふれることを期待して、役場と民間と一緒に心耕していきたい。そのきっかけになることを願って、この項はこれで終わります。

2つ目にいきます。

小・中学校のエアコンの設置拡充についてです。

ことしは猛暑が連続して2週間ほどぶっ続いて、本当に昼間はクーラーがないと動けませんでした。うちはクーラーがないから動けませんでした。それで、学校の子供たち、それでも自分の家にいますと、比較的涼しいところと扇風機で対応を何とかできるけれども、学校の子供たちはどうしているんだろうということが、ずっと気になっておりました。

小・中学校にクーラーをとというのは、前にも出されたことがあるし、私以外にも一般質問や普通の質疑で出された議員もいらっしゃいましたけれども、改めてここで要求したいと思えます。

ことしの暑さ、それ以上の暑さが今後も続くであろうと懸念されます。小学校は、児童・生徒の学びと生活の中心である教室にエアコンが設置されておられません。猛暑の中でも子供たちが学習等に集中できるよう、教室に何としてもエアコンを設置してほしい。喫緊の課題ではないかと思えます。

そこでお伺いしますが、学校でもエアコンが入っているところがあると伺っておりますけれども、それはどこで、どういう理由で設置されているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 学校でエアコンが設置されている部屋と、その理由とのご質問ですが、各小・中学校でエアコンが設置されている部屋は、職員室、校長室、保健室、パソコン室、大多喜小学校以外の図書室に設置がされております。さらに、西小学校では特別活動室。大多喜小学校では特別支援学級2教室、ことばの教室、教育相談室、音楽室及び図画工作室に設置がされております。また、西中学校では会議室に設置がされております。

職員室、校長室に設置されている理由といたしましては、児童・生徒が夏休み期間中でも勤務する先生や、校長への来客者がいることから設置されていると考えております。パソコン室には、パソコン機器等がございますので、温度・湿度の管理が必要なため、エアコンを設置しております。その他保健室、図書室等がございますけれども、児童・生徒の体調管理や共有場所であるため、設置がされております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 校長室、職員室は夏休みにも出勤する先生のためだったり、来客のためだったりというんですけれども、ということは職員室は夏休み以外は、やはり子供と同じようにつけないんですか。どうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 職員室は夏休みにつけない。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ううん、夏休みにも出勤する先生のために職員室はつけるのではないですか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 職員室はエアコンは入っておりますので。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） だからそれを稼働させる。学校があるときは普通の教室にも、子供たちの部屋にも冷房がないから、職員室にあっても先生も我慢するよ。でも夏休みは子供がいないでしょう。だから日直で来たり、ほかのお仕事で来たりする先生のためにつけてあるんだからといって、夏休みだけつけるんですか。そうではないでしょう。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） そうではなくて、ふだんからつけてはおります。

○11番（野中眞弓君） 元小学生に聞きました。コンクリートの建物に入れられちゃうと暑くて、もう髪の毛びしょびしょ、手もびしょびしょ、だからどうしたかという、休み時間になると図書館に行くんですよって。勉強なんか本当にぼうっとして手につかなかったっていう声を聞いています。

ですから、子供の学びの部屋、人間ってやっぱり知性で動く動物ですから、そこを磨く学びの部屋にもきちんと、本当だったらほかになくても、保健室と子供の生活する部屋には基本的についているべきだと思うんです、ほかは我慢しても。そのところが、本末転倒では

ないか。校長室と職員室にはついているけれども、普通の部屋についていないというのは、正しい対処の仕方ではないと思います。

だけど、教室にエアコンを設置しない理由は何なんですか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 教室にエアコンを設置しない理由といたしましては、学校建設当時の気候は、ここ数年のような猛暑日が少なかったことや、また熱中症になるようなことも少なかったことなど、また予算の関係もございまして、教室には設置しておりません。

現在、普通教室で小学校18教室、中学校9教室、特別支援教室で小学校4教室、そのうち2教室についてはエアコンが設置されております。中学校4教室ありますが、全ての普通教室、特別支援教室に設置した場合、概算で6,000万円から7,000万円の設置費がかかる試算となっております。去年のデータになりますが、大多喜小学校の教室で、平成26年6月30日から7月18日までの15日間で、室温調査をしたところ、室温が30度を超えるような暑い日が5日間ございました。また、学校は7月下旬から8月中旬が夏休みとなり、最も暑い時期に学校での授業がございません。中学校では夏休みに補習授業を行っておりますけれども、これはエアコンのある図書室等を使用しております。

このようなことから、教室にはエアコンは設置されておませんが、今後、子供たちの状況、気候の状況を見て、エアコンの設置については検討してまいりたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今後というのはいつごろなんですか。もう多分温暖化はまだこれから、残念ながら抑えられないで進むのではないかと予想されます。今の調査でも、6月30日からというからほとんど7月なんですけれども、ことは6月からだぜ、こんなに暑いって、そのくらい暑かったですよね。でも、そちらにいらっしゃる方々は、みんな真っ昼間冷房の中でお仕事をなさっているからわからないかもしれませんが、30度を超えると本当に室内でも動けなくなります。もう喫緊の問題だと思うんです。いずれやるだろうではなくて、すぐにやっていただきたい、来年度の予算で。それはいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） エアコンにつきましては、議員のご指摘のとおり、もう私立では大体入っているようでございますので、公立としてもやはり入れていくという方向で、考え方は決まったんですが、ただ予算をどうつけるかというのは決まっていますので、できるだけ

早い時期にやりたいとは思いますが、今ここですぐに来年度という答えはちょっと出せませんけれども、できるだけ予算がつき次第、できるだけ、子供さんは宝でございまして、できるだけ、本町の子供にはそういう環境の中で教育をさせたいと思っておりますので、努力ということで答えさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 概算で6,000万から7,000万、普通教室だけですけれども、6,000万から7,000万、これを一気に出そうと思うのは大変なお金なんですけれども、これを出してしまってから、9月に入ってから千葉日報に長生村の記事が載ってまして、電話をしました。伺ったところ、10年リースで計画をした。そうすると、費用が平準化されるので、1年間に1,200万だそうです。全体の予算は1億2,000万だけれども、リースだから利子分が入って、もし利子分でない本体の費用はといたら、利子分が大体1,000万ぐらいだということでした。

本町でもリースというか債務負担行為を組んで、平準化すれば、10年間に6,000万から7,000万の中間値をとって6,500万、1年間だと650万でできるじゃないですか。それって東京にバスを走らせるよりもはるかに安い費用です。ぜひ来年度からやっていただきたいと思っております。それと、水力発電でも10年間のリースでした。パソコンを入れるときも債務負担行為で出費を抑えて導入しています。数百万のお金というのは町予算の中では工面できないお金ではありません。ぜひ入れて、来年度予算化すると。町長いかがでしょうか、もう一押し。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大変押しが強くて、今負けそうですけれども、ただ、パソコン等のリースにつきましては、これはほとんどリース以外にはないということであるんですけれども、リースと言えども一つの方法かなと、今思います。あらゆるものを検討させていただきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） じゃよろしく願いいたします。

次は3番目、最後の問題にいきます。

ごみの減量化について質問いたします。

昨年の9月議会でも、私はごみの減量化について質問いたしました。そのときも、広域ごみ処理場建設の計画の進捗状況についても伺ってきました。どうなっているのか聞こうと思ったのですが、今議会の冒頭の広域の報告で、麻生議員から現状を伺いました。確認させて

いただきます。

広域ごみ処理場の建設計画は、地元の理解が得られないで、今進んでいないと。それから、地元との話し合いに2市2町、4人の首長が直接地元を赴いて話し合いをします。これが今の進捗状況、現状だというふうに取り受けましたけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） そのとおりだと思います。

これも若干経過をお話ししますと、今回野村さんが広域の議長をおりられました。そのときに、くしくも先ほどお話にもありましたように、その議長の期間、広域のごみ処理が一步も進んでいないと。ですから最後の思いとしてこれをぜひ進めてもらいたいということで、議長の挨拶にあったわけですが、退任のですね。そのとおりで、確かに私も町長になりましたから、既に6年目に入るわけですが、ほとんど進んでいないのが現実であります。常に山田6区という問題で延びておりました。

今回大多喜の広域の議員さんに大変お力をいただきまして、まず何とか動かそうということの中で、まず何よりも2市2町の首長が、顔を出すような方向にまず持っていこうということで、勝浦市、御宿さん、また大多喜と1市2町で相談をしながら、今回の全員協議会、また、それに臨んだところでございます。そして、今お話のあったように、ようやく2市2町の首長で山田6区に行くこと。きょうかな、たしか日にちも決まりまして、伺うことが決定したところでございます。これから全体の内容が見えてくるとは思いますが、何とか動かしてまいりたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、今後の見通しについては、まだ地元との懇談、説明と、それがやってみない分にはわからないということでしょうか。見通しについて、おおよそわかっていたら、そこまで。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、例えば同意がなければできないかといいますと、これは同意はなくてもできることはできるんです。ということは、いわゆる広域のごみ処理建設をして、何か被害を出したら損害賠償ということになるんですが、ただ、一般的に進める上で、できれば地域の同意をとったほうがスムーズにいくであろうということの中で、今話を進めております。

しかしながら、何よりも2市2町が同じ歩調をとらなければできませんので、できれば今

言いましたように、2市2町で協力して同じ歩調で進められるようにしたいと思いますので、その辺はまだ若干流動的でございますが、だんだんその補助事業は延びていきますと難しくなる関係もありますので、何とかまとめたいとは思いますが、今のところまだ見通しは立っていないです。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） もしかしたら、私は、夷隅郡市の広域ごみ処理について、もう一度計画を練り直す機会になるのではないかなという思いがあるんです。3月議会のときに、鹿兒島の志布志市のお話をちょっとしたと思います。燃やす行政ではなくて、徹底してごみを減らしてリサイクル率約80パーセント近くまでやって、燃やさないで20パーセントのごみは最終処分場に持っていく。これは広域なんですね、隣町と広域で。

つくったときには10年しかもたないと言われたのが、もう20年くらいたつのに、今はあと30年以上もちますと言われていて、ごみ処理費用なんだけれども、1人当たり7,600円ぐらいかな、1年間に。燃やさないから焼却炉をつくる必要がなし、焼却炉の維持費用もなしということで、本町の1人当たりの費用が、私の計算だと、ほぼ1万1,800円なんですけれども、それでも全国平均よりは低いと思っはいますけれども、本当に灰にするのに多額のお金をかけるのは、実にもったいない話で、夷隅郡市が今回のこの中座を機会に、燃やす政策を続けるのはいたし方がないとして、できるだけごみを低くして建設費も維持費も安く済まないかという気持ちがあります。

高齢化を控えています。温暖化はますます激しくなるだろうと、国連の地球の気候を操る部会は、もっと厳しく規制をしなければというようなことを言っています。私たちもここに住まわせてもらっている以上、ほかの動物たちに本当に迷惑をかけながら人間が暮らしているわけで、できるだけやっぱり温暖化を阻止したい。それこそいい時代に生かさせてもらった。孫子に少なくとも今の状態くらいを手渡したい、平和と一緒にという思いがあります。

大多喜町から、まず広域のごみ処理場を新しく建設する前に、夷隅郡市でごみの減量をしようよという、そして少なくとも多くても50トンぐらいの焼却炉で済むような、そうすれば建設費もずっと違います。

国は、本当にいつも期限を切って、物すごい高い焼却炉をつくらせようというような気がします。この行政のほうは、20年スパンぐらいで建てかえるというようなことを言われると、職員はどんどんかわりますから、担当者はいつでも素人だから、何ていうかセールスに、すごくおいしそうなセールスをやられると、そうだなという気になって、大きい炉とか高性能

だとかというのを押しつけられる気がします。

今度も高性能の発電機をといるんですけれども、高性能の発電装置を持っている自治体は、今ごみの減量化というのは、住民の意識の高まりでどんどん進んでいます。高齢化が進むとごみは余り出しません。ごみが少なくなると、今度どうかというと、エネルギーが少なくなるので発電効率が落ちるんだそうです。そうすると、これだけの発電してこれだけの売電で回すよといった計画が狂うもので、どんどんごみを集めて、減らすんじゃなくて燃やしてしまう。それは、やっぱり本末転倒なので、高齢化、それから過疎化、残念ながらそれも予想しなきゃならない、この周辺地域では、やっぱりごみの減量、ごみが住民の行政の足かせ、大変なお金を食う足かせになる可能性があるわけなので、大多喜からぜひとも広域全体、2市2町でもっとごみを減らそうじゃないかというキャンペーンを張って、可燃ごみを50トンに抑える。そういうのを発信できませんか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） このごみの減量化につきましては、今、野中議員のご質問のとおり、これは2市2町もいろいろと検討しながら、ごみの減量化についてはこれからも、この建設とはまた別にやっていく必要があると思います。ただ、今回の広域ごみ処理の建設につきましては、基本は100トンなんです。ただ、将来の人口構成等、またごみの減量化等を含めて、どんどん小さくできるではないかということで、議会と一体となりまして、いろいろ検討していきまして、今73トンかな、そのくらいまで落としているんですね。

じゃ、これよりもっと小さくできないかという話になっているんですが、ただこれは補助率の問題になるんです。高効率発電はこれ以上落とすとできないと。高効率発電をやることによって補助率が2分の1、高効率発電をやらないときには3分の1の補助金になる。そういうことを計算すると、それでは73トンというのは、計算していきますと、そのほうが効率がいいということになるんです。

ただ、今お話のありましたように、ごみの減量化というのはこれとは別にやっていかなければいけませんし、ごみを減量化することによって稼働率が下がりますので、そうすれば焼却炉の寿命が長くなるということになりますので、これはこれからまだまだどうなるかわかりませんが、やはり夷隅郡市2市2町としては、このごみ処理建設計画については、やはり完成の方向に、また実現できるように、今議会と一体となって努力しているところでございますので、今ここでやめようという話にはならないと思いますので。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 日量73トンで高効率を発電する。ごみの減量化を進めていきますと、エネルギーが減るわけですから、高効率にならなくて、高効率というのは一定程度のエネルギーになって効率のいい発電ができるわけで、ごみの減量化をしたら高効率の発電ができないので、ごみの減量化をするということであれば、高効率発電はつけないというんでなければ、将来もたないと思います。ですから、高効率発電は、発電はどこかでやればよいと思うんですけども、高効率といって補助金2分の1、2分の1ということにつられて、整合性を見失ってはならないと思いますので、そのところの見直しというものを、これを機会にしていっていただきたいと思います。それを大多喜からぜひ、町長、発信していただきたいと思います。

ところで、本町のごみの減量化の取り組みなんですけれども、この1年間のごみの減量、取り組みどうなっていますか。それからごみの減量の実態はどうなっていますでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、減量化の取り組みについてということで答弁させていただきます。

今年度からごみの減量化へ向けた取り組み内容につきましては、まず1点目としては、昨年9月会議におきましてご提案をいただきました、衣類の資源化について今年度より実施をいたしました。4月から8月までの資源化量につきましては、1万1,284キロという量でございます。金額にしまして約18万円の収入となっております。

2点目といたしましては、粗大ごみとして出された物のうち、硬質プラスチックを分別し、資源化を図りました。資源化量につきましては、4月から8月までで1,260キロとなります。約10万円程度の経費節減ということになりました。

3点目といたしましては、生ごみ処理機の購入助成の推進が挙げられますが、平成26年度は5機分の助成を実施したところです。

その他、広報等を通じまして、町民の皆さんに適正なごみの出し方についてをお願いをしているところです。以上が、主な取り組み内容となりますが、いずれにしましても、ごみの資源化については職員による手作業での分別がどうしても必要となります。資源化を進めるには、手間と時間が必要となるのが現実となっている現状です。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 町として、行政としての取り組みはわかりました。それで、可燃ごみの量は減っているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ごみの処理量ですけれども、この処理の内容につきましては、まず事業者からの持ち込みの量、それから収集した量とあるわけなんですけど、全体を見ますと伸びている状況にあります。昨年度の可燃物の処理量が2,474トンとなっております。このうち事業系持ち込み量が1,209トン、49パーセントですね。それから一般ごみ収集量が1,260トン、51パーセントということになっております。

年度別の推移につきましても、事業系持ち込み量が3年間で約258トン、27.1パーセントの増となっております。一般ごみの収集量については、3年間で63トン、率にして5パーセントの減となっているような状況でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 大多喜町のごみの減量って、今の答弁でわかったことは、今まで単純に捨てていた物の中からリサイクルごみを人手で拾い出すことによって、燃やすごみの量を減らしているようだということと、全体としてはふえているということで、ごみの減量化はできていないということですね。

それからもう一つ、私の計算によると、家庭ごみがこの3年間で63トン減っているという報告がありましたけれども、この間、人口も減っておりまして、じゃ1人当たりのごみの量ってどうなの、家庭から出るごみの量ってどうなのって見てみますと、この3年間ほぼ横ばい。24年度128キロ、25年度1人当たり127キロ、26年が同じく127というか、四捨五入すると8になりますが、ほぼ横ばいなんです。つまりごみの減量化が進んでいないという実態になって、こここのところでやっぱりいま一度しゃかりきに町民に訴える。行政がお金をかけてごみを拾い分けるんじゃなくて、住民にかくかくしかじかだからということで訴えてやる必要があると思うんです。

私その志布志市に行ったときに、どうやって町政が、政治が住民に働きかけて住民をやる気にさせているのかと思ったら、本当にきめ細かく、さっき農林課のほうが、農地集約ですか、何かで部落ごとに入ろうと思うということをおっしゃいましたけれども、それと一緒にごみの係が行って、集落の懇談会。

○議長（志関武良夫君） 途中ですが、野中君に申し上げます。

あと3分です。

○11番（野中眞弓君） 懇談会を開いて、徹底してごみの減量が必要なんだということと、ごみの分別の仕方を徹底するということが必要なんじゃないでしょうか。農林課がやろうというんだから、一緒に行けば余計心強いですよ。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 野中議員のおっしゃるとおりでございます。実績等については横ばいの状況となっております。

それらを勘案しまして、昨年度の取り組み状況等お話をさせていただきました。それと同時に、またさらに来年度からは、今まさに言われましたとおり、各地区に回って直接家庭から出されるごみ、まず一番必要なのは水切りだと思います。あの水切りをすることによって、かなりの量が変わってくると思いますので、そういったごみの出し方についての協力について、できる限り各地区を回って、そういった呼びかけをしていきたいというふうに、環境センターのほうの担当とも、今話しているところです。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 事業系のごみについてはどのような取り組みをなさいますか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 先ほどごみの処理量の実態を話させていただきましたが、その処理量の中で、事業系の持ち込み量がふえているということでございますが、中でも事業系持ち込み量の約8割が、収集運搬業を業としている専門の業者の人からの持ち込みとなっております。

今後は、これらの対策について、一つの要因としては現状の事業系ごみが増加している要因の一つとして、確かに事業活動が盛んになっているという面もあると思います。また、そのほかに大きな要因の一つとして、持ち込み料金が近隣の市町より安いということが挙げられます。

ご承知のように、大多喜町はごみ処理量はいすみ市に委託しております。大多喜町といすみ市の金額については、同額で1キロ6円という金額となっておりますが、近隣の長生広域が17円、市原市が20円という金額となっております。こんな中で、業者としては金額の安い大多喜町及びいすみ市へのごみと混入して持ち込みが行われているのではないかと、そういうことがあるんじゃないかということが考えられております。まずは来年度からこのご

みの持ち込み料金の見直しを、現在検討しておるところです。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 野中君に申し上げます。

持ち時間が来ております。速やかに質問を終わらせてください。

○11番（野中眞弓君） はい、一言。

現実、結果の見えるものですから、結果が見えるように取り組みをよろしく願います。

以上で終わります。

○議長（志関武良夫君） 以上で野中眞弓君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩をとります。35分から再開します。

（午後 4時26分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時36分）

◇ 根本年生君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 根本です。質問をさせていただきます。

雨も大分激しくなってきたので、簡潔にお答えいただきたいと思います。簡潔な答弁をよろしくお願いします。

では、大多喜町は急激な人口減少及び少子高齢化により、大変厳しい状況になっています。このまま少子高齢化が進めば、多くの集落では機能が低下し、維持存続が難しくなることを大変危惧しています。そこで、各行政区及び小さな集落の人口構成はどうなっているのか、調べてみようと思い、役場の関係部署及び学校関係者、保育園、小学校、中学校、高校と行ってきました。本当に皆さん親切丁寧に資料を提示していただき、大変助かりました。ここに本当に厚く御礼申し上げます。

ただ、この資料は私個人が収集して、自分で独自に解析したところがありますので、町のほうが多分今は一生懸命総力を挙げて人口推計とかやっていると思います。それと各地区の実態数とは異なる部分もあるかと思いますが、その辺はご了解いただければと思いま

す。

では、まずお配りしたこの資料について、気のついたことを簡単に説明したいと思います。

まず、資料1については、行政区別の人口構成表、各区の行政区の人口の割合というんですか、構成がどうなっているのか、これも資料をいただきまして、それで調べましたところ、中位数、中間値は55歳から64歳の間に集中している。人口が多い層は60歳から69歳に集中しているということが、改めてわかりました。

続いて資料の2については、そのうち子供の数はどうなんだということを調べさせていただきました。それでこれも行政区ごと、あと各地区ごとですね。それで老川地区を見てみると、ゼロ歳は1人、10歳から14歳とゼロ歳から4歳を比較すると、44パーセント、10年前に比べると44パーセント減っているということですね。

西畑地区においても、10年前と比べると、30パーセント小さい子供が減っているよと。総元地区は20パーセントの減ですけども、直近3年間は平均6人と、これもかなり減ってきています。大多喜地区もかなり減っていると同時に、大多喜町の場合には商店街が中心地ですね。新丁、久保、桜台、この辺の子供の数が非常に減っています。上瀑地区は、伊藤の集落が非常に厳しい状況ですけども、それ以外はほかの地区と比べると案外安定している感じだという気がしています。

あと、資料3から7は、今度は独居老人とか高齢者、その割合がどうなっているのか調べさせていただきました。

どこもやはり高齢化が進んでいることは否めません。老川地区にとっては、やっぱり5地区の中では、一番少子高齢化が進んでいる地区であるということを再認識いたしました。西畑地区も同様に高齢化が進んでいます。西畑地区もやっぱり同様に旧商店街ですか、商店街の地区では非常に子供の数が少なくなっているということがわかりました。

あと、総元地区もやっぱり高齢者の割合は高いんですけども、これは比較的他地区に比べると安定しているように思われます。ただ、総元地区の場合、子供の少ない行政区と多い行政区が極端です。5地区のうちで一番極端になっています。多いところはたくさんいるんですけども、少ないところは1人とか2人とかというところになっています。

大多喜地区、やっぱり高齢者は多いです。子供も大多喜地区は多いんですけども、城見団地とか町営住宅があるためにそうなっているのかなと。上瀑地区は先ほど言いましたように、比較的5地区の中では安定していると。

あと、全体で見ますと、やはり老川地区、西畑地区の少子化が進んでいる。大多喜地区、

西畑地区の商店街で子供の数が本当に少なくなっています。今後最も少子化が進むんじゃないかならうかと思われま。それと、ゼロ歳から9歳の子供の数が少ないところと比較的多いところの差が、全体的に見受けられます。

続いて資料8、資料8においては、ゼロ歳から9歳の子供の数がゼロ人から2人の行政区の状況、これをまとめてみました。63行政区のうち、17行政区がそれに該当し27パーセント、子供の数をゼロ歳から4歳、ゼロ歳から9歳ではなくて、ゼロ歳から4歳で数えると43パーセント、半分が子供の数が本当に少なくなっています。

続いて資料9は、その中でも老川地区の戸数の少ない集落の状況についてまとめてみました。ここがやはり子供の数がほとんどがゼロ人。それで15年、30年子供がいない集落、今後もし子供がそこで集落にいるようになるのか、これも全く見通しが立たない状況です。それで聞きますと、既に一部の集落の組の単位では、回覧板も回せないような状況のところがあると聞いています。それは周りの方々が協力しながら何とかやっているんだけど、やはりうちを出て、じょうぼを出て隣に行くまでに100メートルとか離れちゃうと、やっぱり年老いた方だけだと回覧板も回せないよという状況だそうです。

それで、改めてこの人口構成表を調べさせていただいて、本当に人口減少、少子高齢化が深刻な状況であるということを感じました。特に、子供の数がゼロとか2人までの間の集落については、大変厳しい状況であるということがわかりました。

このことを挙げて、人口減少は大多喜町全体で広がっていくんですけども、特に直近ですぐ影響を受けるのは、先ほど言いましたように、ゼロから2人の子供がいない、今後生まれそうもない、15年から30年も子供がいないという地区を、すぐ5年後、15年後には非常な打撃を受けるのではなからうかと思っています。このような現状をどのように認識しているのか、お聞きします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ただいまの根本議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、すばらしい資料を作成していただきありがとうございます。

さて、町の人口につきましては、昭和29年の合併時1万8,379人を有しておりましたが、平成27年4月1日現在の人口は9,896人と、4割以上減少しております。将来人口につきましては、このままで推移すると、10年後には8,005人、そして45年後には4,056人になるという推計がされております。

このように、人口減少が進む中、ご質問のように人口が少ない行政区や、行政区の中の集

落もありますし、行政区の活性化は必要なものだと認識をしているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません。同じ認識を得られたことを、これからの審議、非常にやりやすくなったと思っています。

それで、集落の振興について、多くの集落では高齢化が進んで担い手が不足し、荒廃地が拡大し、有害獣が増加し、農業生産や定住が困難な状況になっています。特に、老川地区の戸数の少ない集落は、大変厳しい状況だと思っています。そこで、私、老川地区の戸数の少ない集落に行きまして、皆さんから話を聞かせていただきました。

皆さんは、大変地域には誇りを持っています。多くの集落は農業集落として形成され、独自の歴史と文化を培ってきています。自分が生まれ育ったふるさとが、今大変厳しい、難しい局面を迎えようとしていることについて、何とかしたい、しかし自分たちの力ではどうしようもできない現実、本当に心配しています。最悪の事態になる前に、今ならまだ間に合うではなかろうかと、みんなで協力して、行政と議会と住民とが協力して行動を起こせば、今なら何とかなるのではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ご質問のとおり、行政でできることは実施するべきだと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。

続きまして、都市交流の継続性とNPO法人と町の連携について。都市との交流事業は3月までは行政、農業体験推進室が中心だと思います。あと、地元住民、特に老川地区だとやまびこセンター、NPO法人が連携して行ってきたとっております。

交流事業を通して、都市の住民と交流を図り、いろんな面で地域の活性化につながっております。都市住民の移住・定住化、集落の振興に大いに役立っていると思われま。そのためには、1回きりじゃなくて、継続的に5年、10年、都市住民も1回だけ大多喜に来て、じゃ大多喜に住もうという方はなかなかいらっしやらない。やっぱり去年行ったからことしまた行ってみよう、また来年行ってみよう、そうすることによって地域住民とのいろんな信頼関係ができたり、ここなら住めるなという思いをすることが、定住化につながるのではなかろうかと思っています。

しかしながら、町も3月までは農業体験室があったんですけども、ちょっとこれがなく

なってしまって、今までのように行政とNPO法人と地元住民の関係が、以前に比べて弱くなったのではなかろうかと危惧しています。NPO法人については、ことしに入っても7回ほど、やまびこを中心とした地元住民と協力しながら交流事業を行っています。なぜ4月からは農業体験推進室がなくなってしまったのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、総務課のほうからお答えさせていただきますけれども、農業体験推進室でございますけれども、主にNPO法人と連携して、農業を体験することを通じて、本町への移住者の増加を図るために、平成24年度に産業振興課の組織として設置をし、職員1名を配置しましたけれども、平成26年度末をもって廃止をいたしました。

この理由といたしましては、当初からNPO法人への移住者対策の委託は、3年を予定しておりましたので、昨年度でこの3年が経過したこと。また、これまでNPO法人と農業体験推進室は、移住者対策に関連しさまざまな事業を実施してきましたけれども、今年度からは移住者対策に専念してもらおうということもありまして、農業体験推進室を廃止したものでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） では、農業体験推進室の事業というんですか、主に交流事業と思えますけれども、それはもう十分目的は達成されたと、もう必要ないんだという認識でなくなったということですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それは、先ほど議員さんの質問がありましたけれども、それはすぐに、2年、3年、そういうものでできるものではないと思いますけれども、ただ、組織というのは常に見直していくことも必要であると考えております。

先ほど小高議員の質問にもございましたけれども、産業振興課に関しましては、平成26年度と比べまして、今年度は1名職員が増になっております。農業体験推進室が分掌していた事務、その事務も産業振興課で引き継ぐと。引き継ぐといいますか、事務分掌の見直しをして、その中で分掌でいうと農政係ですね、それが引き継いでいると。そういうような形になっておりますので、決してそれが十分で廃止をしたと、そういうことではございません。これまで、農業体験推進室が行っていた事務も、産業振興課で引き継いでいるというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 少なくとも交流事業に関しては、農業体験推進室がなくなったことについて、弱くなってきているんじゃないですか。それをもっと推進しようと思えば、これをもっと発展的に解消して、新しい何か室とか何とかをつくれば別ですけれども、なくなってしまうというから少なくとも下向きになってきているんじゃないですか。いかがですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） NPO法人みらい塾につきましては、上治さんともいろいろお話もするんですが、とりあえず先ほど申しましたように、3年で一つの区切り事業として、時限的に始めたところでございます。特に、この3年の中で、余りにも幅広く総花的になっているということと、そういうことで収拾がある程度つくのに非常に難しくなってきたと。そういうことありまして、移住というところに絞ろうよということで、とりあえず今年度はやっているところでございます。

特に、今、根本議員のご指摘のように、老川地区の地域住民またはやまびこ、その辺とは十分連携をしているところでございますけれども、またことし1年の状況を見ながら、また、NPO法人といろいろ相談をしながら、じゃ次年度どうするかというのは、これから詰めるところでございますが、とりあえず今年度は、まず何よりも総花的に広げたものをもうちょっとしっかりと、移住というところで1回焦点を絞ってやってみようということでやってきたところでございまして、決してそれを絞るということではない。一つの目的を持って話をしているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） では、とりあえず1年休んで、このことを真剣に考えてみようと、それで来年については、もっとことしいろんな問題提起とかいろいろさせていただいて、来年はもっと活性化させようと、この交流事業をです、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ことし1年の、また成果を見て、次年度どうするかというのは、またこれから利用者と相談して決めるところでございます。ある程度ことしは絞りましたんで、特に老川地域に根を張って、ことしは活動しているようでございますので、その辺のことも踏まえて、また相談をしていきたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 特に、老川の人たちにとっては、何かNPO法人さんが、何か契約をまだ役場としていないというようなことで、非常に危惧しています。一生懸命やっているの

に何で行政が少し、形的には農業体験室はなくなってしまったので、引いちゃっているような形になっていますので、非常に危惧していますので、心配しています。それでなくても老川地区は非常に人口減少が進んでいますので、その辺はぜひ考慮していただきたいと思いません。

それともう1点、今回、移住者に絞るということで、恐らく去年まではNPO法人さんのほうに交流事業等を通じて、大多喜町に移住したいんだけど、相談があると、NPO法人さんのほうで、現地空き家、当然地元地域とNPO法人さんは密接な関係がありますから、そこにみずから案内して、地主さんと交渉して、何かいろんなことをやってきたと。移住に向けていろいろ相談に乗っていたと。

しかし、今までは役場と一緒に行動していた。農業体験室と一緒にやっていたということで、宅建法というんですか、不動産業の場合でいうと、町と一緒にあれば宅建法にひっかからないんだけど、町と関係なくなってきた団体が、そういったことをやると宅建法にひっかかってしまうと。ですからなかなか動きづらいんだよということで、NPO法人さんのほうには当然今までやってきた事業の関係で、問い合わせがあると。それを自分のところではもうできないんで、役場のほうにその旨を連絡して、対処してもらっていると。NPO法人さんの話だと、ことしになって20件以上の問い合わせがあつて、それについて町のほうにこういった情報、人がいるんでということで、情報を流しているということです。

NPO法人さんから情報が来たときに、行政側はどのように対応しているんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） NPO法人は、先ほど言われたように、いろいろな事業も行っておりますし、あと、マスコミ等を通じた情報発信も多く、移住を希望する方からの問い合わせも多くあるということで伺っております。

また、NPO法人からは移住者の空き家の案内ですね。それと移住相談に関する依頼が町のほうにあります。そして、その依頼があったときは案内業務と相談業務に、担当の職員が対応しているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 多分今までは、移住者の案内は上治さんと農業体験室があった時代には、その担当の職員とで現地に行っていたんじゃないかならうかと思えます。今度はそういった室もなくなってしまったし、上治さんも行かなくなってしまうと、そこで果たしてスムーズにいくんだらうかと。ただ紹介しただけで、そこに住んでもらうにはいろんな面でいろんな

相談に乗って、本当に親切丁寧にやっていかないと、移住してくれるということはなかなか難しいと思います。その辺はどうなのでしょう。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） NPO法人さんは本当に親切にいろいろとご案内していただいているところだと思います。町のほうも決してそういう、なるべく親切なふうに対応するような形ではいるんですけども、どうしても温度差というか、その辺は否めないところもあるのかなというふうには思っておりますけれども、町としては町にももちろん来る方もいらっしゃるし、NPO法人から依頼のある場合もありますので、それについては、職員でなるべく丁寧にご案内するような形を、今推進しているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 一般質問中ですが、ちょっと皆さんにご連絡申し上げます。

間もなく5時になりますが、議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。よろしいでしょうか。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ありがとうございます。会議延長することに決定します。

どうぞ、1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ、NPO法人、行政、地元住民、本当に協力し合って、本当に過疎化の解消に向けて頑張ってもらいたいと思います。

次にいきます。

集落が抱えている諸問題について。集落が現在抱えている諸問題はどのようなものがあるのかなと、いろいろ本を見ながら、これ全国町村会を出している、都市農村共生社会の創造、田園回帰の時代を迎えてという、こういった本もありましたので、これ等を参考にして考えてみました。

そこに列記してあるようなことが考えられると思います。それ以外にもたくさんあると思うが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） その地区に住んでいる人、それぞれでやはり内容は異なると思いますけれども、生活基盤、産業基盤、自然環境、災害、地域文化、景観、住民生活等で多くの問題はあるだろうというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それでこれを考えているうちに、集落の問題を考えていたんだけど

も、これは集落だけの問題ではなくて、大多喜町全体が抱えている問題であるという認識を発見というんですかね、改めて強く感じました。だから集落問題を解決すれば、大多喜町全体の解決につながるのではなかろうかと思っています。

ここに列記した、幾つあるかわからないけれども、このうち、多分集落によっては、これなら何とかなるよと、買い物の弱者対策、これなら今のところ何とかなるんじゃないのかとか、空き家の件、これはまだうちは空き家が少ないから何とかこれはなるんじゃないかろうかとか、あと、いろいろ地区によって、全部は一挙には解決できないだろうけれども、1つでも2つでも、今なら何とかなるんじゃないかということが、集落によってあると思うんですよ。

いろんな問題もそうですけれども、10ある問題を一気に解決しようと思ってもなかなかできないんで、どんどん悩んでいっちゃうんだけど、10あるうち1つでも解決、いい方向に向かっていくことができれば、本当に元気が出るんですよ。だから、こういったことをその地区で、集落でできること、今なら、これなら何とかなるというものを探し出して、みんなで協力してやっていくということが必要ではなかろうかと思われま。

それで、また次にいきますけれども、最も懸念されるのは、人口減少、少子高齢化によって、集落の機能が脆弱し、集落の人々がその地域に住むことについて誇りを持ってなくなってくる。集落を何とかしようという意欲、主体性が弱まってきちゃうと、これは何もできなくなってきちゃうと思うんですよ。その前に、みんなで何とかしたい。

縮小社会、多分人口がふえるということはなかなか難しいでしょう。減っていく中で、何とか皆さんが安心して暮らせるようなことを見つけていく。それが行政の責任なんじゃないでしょうか。当然、集落の住民も自分自身の対策を明らかにしていくことが大事です。住民が主体であることは変わりません。そのためには、住民と行政が連携することが極めて大事です。

人口構成表が示しているように、60代、70代がどこの集落も多いんです。団塊の世代と言われるところですね。今、その人たちが頑張っているから何とか集落の維持を果たしている。こういう方が多いと思います。しかしその人たちが5年、10年たって、言うては申しわけないけれども、後期高齢者とかになってきたときに、果たしてできるんだろうかと。60代以下の人は本当に少なくなっているんです。ですから、今なら行政と議会と住民が一致協力して、この危機を乗り越えられるんじゃないかと思っています。そういった可能性が今ならあるんじゃないかと思っています。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおりだというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。

ぜひみんなで協力してやっていきたいと思います。

それで、あと次に、またこれも考えてみた、こういった本を参考にですけれども、考えてみました。行政と集落住民が共同で集落問題を取り組むためのそれぞれの課題について。

まず、集落住民の取り組む課題、こういったことができたらいいなということを考えてみました。まず、伝統的な集落運営を改めて、最近は少なくなっているのかなと思いますけれども、発想の転換を図ることが必要ではなかろうかと。

次に、区長とか首長とか、さまざまな組織が、やっぱり男性中心になっていると思います。やはり女性の登用、女性の知恵や感性、本当に女性は各地区に行っても頑張っています。女性というのは本当に横のつながりというんですか、仲間意識が非常に強いものがあるんじゃないかなろうかと思っています。

ですから、本当に女性を組み込む。あとIターン、Uターンの人たちの考え方を尊重する。それと住民一人一人が健康状態に留意して、いつまでも元気でいられるようにして、地域の一員として行動するようにする。そのほかに書いてあります。あと集落外にいる出身者を準構成員と位置づけて協力を求める。こういったことも必要ではなかろうかと思っています。

次に、行政が取り組む課題について考えてみました。自然環境は公益性があるので、その維持に努める。住民が安心して暮らすことを支援する。空き家対策、近隣集落、これは遠くのということではなくて、すぐ隣の集落、単独で集落は維持機能が難しくなってくれば、隣の集落と連携することも必要だと思います。

あと、集落人口は先ほど言いましたように、住民が一義的には主体的に取り組むんだけれども、その取り組みに対して行政が人的・財政的に支援を積極的に行う。あと、職員の採用に当たっては、地域活動の実績も含めて評価する。採用する人がテストというんですか、問題とかそういったのは解決能力はあるけれども、それはそれとしてすばらしいんだけど、そのほかにもう一つ、地域の活動に対していろんな面で協力してきたか。過去に実績がある。その人は申しわけないですが、ちょっと点数では優秀な人に負けるかもわからないけれども、地域の活動には本当に一生懸命やる。そういった方もたくさんいらっしゃると思うので、そういった方を今度職員の採用の面で、多少考慮したらいいんじゃないかなろうかと思っています。

あと、地域担当制ですね、職員の。こういった形、こればかりじゃないと思いますけれども、こういった形をつくって、地域と密接にかかわって、今まで前に述べたいろんな諸問題、今後解決しなければいけない問題、これを地域の課題を住民とともに研究・調査する。住民の方は何してくれというのはなかなか言いづらい。特に大多喜町の町民の方は、何か協力してくれと言えど一生懸命やってくれるんだけど、なかなか自分から率先してこうしてくれ、ああしてくれという方は少ないんじゃないかなろうかと。それが大多喜町のいいところでも、協力性というんですかね、あると思いますので、そこに皆さんがデスクワークもいいと思いますけれども、積極的に地域に出かけて行って、住民の声を聞く、住民とともにいろんな悩みを研究・調査する。何も地域担当制だからということで、これは職務で行くわけですから、私が考えるに、盆踊りの人が足りないから手伝ってくれとか、草刈りの人がいないから一緒にやってくれとか、そういったことは私はやらなくてもいいんじゃないかなろうかと思っているんですよ。

自分1人が出かけて1人ふやすより、いろんなことを住民と調査・研究して、2人でも3人でも多く、地域の住民の方に参加してもらおう。恐らく地域住民の方でも地域の事業に参加していらっしゃらない方も何人かいるんじゃないですかね。そういった方々を一緒になって参加させるような調査・協力する。そういった姿勢が大事で、町民の意見を聞いて、行政も仲間なんだから一緒に行動するよと、そういった姿勢が必要ではなかなろうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、初めに集落住民の取り組む課題ということでございますけれども、これにつきましては、議員さんがお話しされたような課題が主なものではないかなというふうに思っております。

それと、行政が取り組むべき課題についてでございますが、職員採用での評価、あるいは職員の勤務環境、職員の地域担当制など、これはもう少し検討しなければならない問題もあるようにも感じますけれども、住民が主体的に取り組み、町が支援を行うことは必要なことだと考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、地域担当制については、大多喜町に合った、これは調べてみるといろんな形で地域担当制をしいています。100町村があれば同じ地域担当制をしいているところはないような気がします。ですから、大多喜町に合った何か体制をつくれればい

いのかなど。先ほど前のいろいろな議員さんの一般質問の中で、直接何か、各課長さんも集落に出かけて行って、住民と積極的に話し合うと、そういった姿勢も伺いましたので、それもあわせて一緒に取り組んでいただけたらと思います。

続きまして、最後、これで最後が私は一番言いたかったところなんですけれども、仮称集落支援条例を制定すること。これは、去年議会で視察に行きました飯綱町、そこで去年、26年度ですかね、議員発議で立ち上がった条例です。要は、町長、議員は選挙で交代してしまうと、そうすると変われば何もやらないよということになりかねませんので、条例をつくって、10年、20年、長期にわたって計画的、持続的に行う必要があると。それには、条例をつくってやるんだよという姿勢をとらないと継続性がないんじゃないかならうかと。

地域は、地域のことは地域で守るという地域住民が主体となり、行政と住民が共同で行うという形の条例を制定する必要があると思います。条例化されるということは、行政、議会の責任、役割も一層重大になってきます。住民の意見の多様化により、全ての住民の意見を実現することは難しいでしょう。ですから、こういった行政と住民が一体となってやるよというような形の支援の条例をつくって、その中で住民と積極的に話し合う。行政もできないものはできないと言う、住民に説明する、しかし、住民がこれはできるのではなかろうかということは行政と一緒に協力して、やれるものはすぐにでもやる。そういった形が必要なんではないでしょうか。

集落支援は多くの住民が望んでいると思います。現在作成中の総合戦略推進会議、総合計画の中に、ぜひこの内容を取り入れて、条例の制定をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 条例は、住民の権利、義務について定めるというようなものが主なものだと思いますけれども、この集落支援の問題につきましては、この集落という定義をどのように定めるか、非常に難しさがあるのではないかなというふうに考えております。その実効性をいかに保つかが重要で、町と各地区で気軽に話ができたり、相談できたりすることが一番大切なことだと思っております。

議員さんのおっしゃるとおり、集落を取り巻く環境は、人口の減少、流出、高齢化が進み、ますます厳しくなっているものの、生活関連道の整備、自家用車の普及などから、集落等移転事業や集落の再編成に取り組むまでには至っておりません。地域住民や地域活動団体等、さまざまな主体と行政が連携した取り組みを展開するための働きかけが必要だと思います。

地域の区長さんや関係団体の皆様などにご意見を伺い、どのような形の支援が町としてできるか、模索していきたいと思います。

また、総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づくもので、その施策により仕事をつくり、人がふえるのであれば取り入れることは可能だと思いますし、空き家対策事業などは、まさに該当するのではないかなというふうに思っております。

総合計画につきましては、本町の総合的な振興、発展を目的とした、町の最上位の計画で、地方自治、行政運営、産業、経済、生活基盤、社会環境、教育文化、健康福祉に基本目標を定めた計画になりますので、集落のそれぞれの問題ごとに施策項目で区分するようになると考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今、課長の答弁は、申しわけないですけども、何回もやりますよやりますよということで聞いているんだけど、要は、町長も言うように、これからは協働の時代ですよ。行政だけでは物事は運ばないというのは、これは本当に皆さんよくわかっていると思うんですよ。人的にも財政的にも難しいということは、住民と協働で何かをやっていくしか、大多喜町の発展はないんです。それには、やはり条例とかつくって、後戻りできない、必ずやるんだという姿勢がないと、今課長からは前向きな答弁をいただいたけれども、じゃ来年やるの、再来年やるの。進みますか、進まないんじゃないですか。非常に危惧しています。

さっき言いましたように、今は何とか皆さん一生懸命やって保っているんです。5年、10年たったら本当に大変なことになるんじゃないかなろうかと。ですから、ここは思い切って条例をつくって、条例の中で具体的に何をやれということは書く必要ないと思いますよ。要は町民と行政が協力し合って、集落問題について取り組むんだと。取り組まなければならないということ、住民にも認識させる。行政も認識する。議会も認識する。そういった形をとっていかないと、先に進まないんじゃないかということ言っています。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いかにもその実効性を持たせるか、いわば地域に入ってそういうことができるかということだと思います。

先ほど来お話のあるように、これから人口が減ってくる中で、職員数も減少してきて、なおかつ皆さんの要望がふえてくる中で、やはり職員は非常に厳しいものがございます。これは現状としてはもう事実でございまして、この後、そういう地域に入っていくに当たって、

どのように入っていったらいいのかというような問題は、やっぱり十分検討してからでないと、例えば職員がそのまま入っていくとなると、今の仕事プラスアルファの仕事になりますので、この辺は非常に厳しい問題もあろうかと思えます。

今、一つ考えておりますのは、この空き家とか、やはり十分に活用していかなくちゃいけないということでも考えております。これはこの前、各地区の区長会長さんにもその旨をお願いしたところでございます。その後、総合戦略会議の中で、いろいろな案を、うちのほうでも出させていただきました。

そういう中で、どういう形がいいかというのはまだあれなんですけれども、地域おこし協力隊という制度なんかもございます。そういう制度だとか、使いながら、地域おこし協力隊、例えば隊員が来たとした場合に、やはり空き家がないと来られない。住む場所を確保しなくちゃいけないというのが一つの問題になりますので、その辺が住む問題が解決できて、そして地域で何かができるのであれば、そういったものにも対処できるんじゃないかなということ、今回、あえて総合戦略のほうに加えさせていただいております。

また、ほかにも集落支援員制度というのもございますので、そういう中で一体的にできるような形、あるいは老川地区だとかいろいろなところもあるんですけれども、いろいろな団体がございます。そういった団体との協議というのは比較的簡単にできるのかなというふうにも考えておりますので、今すぐに地域に行けというと、仕事の都合でなかなか行けないことも多いかと思えますけれども、そういう中で少しずつ、やはり行政が地域との連携を強めていくというような方向性は、これからも、どういう形かははっきりとあれですけれども、何かしらの形で町のほう地域に入っていく必要は十分あるんだろうなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今、空き家のことが出たので、住民の方がなかなか貸してくれないと。そこにはいきなり行って貸してくれといってもなかなか貸してくれる人はいないんじゃないかなと。そこに、やっぱり行政と町民との信頼関係を築く、町のためにどうしても必要なんだよと、それについていきなり町でそう説明しても何もできないので、こういったふうに行政が地域の問題について真剣に考えているんだよと、そういったことを行うことによって、地域との信頼関係ができれば、そこに、じゃ町のためなら空き家を貸してもいいんじゃないの、町の活性化のためにぜひこれをほかに人に貸してもらいたいという、信頼関係がまずないと、いきなり行っても誰も貸してくれない。そのように思います。

高速バス、この間走らせる、これも大変いいことだと思います。ぜひ町の活性化のために必要だと思います。それにふるさと納税を使うと、それもいいと思います。しかし本来のふるさと納税の目的は、そういった目的で金を出しているかどうかは別にして、今まで生まれ育った地域が、自分が巣立っちゃった後に、大変な状況になっているから、そこにふるさと納税して、地域の活性化のために使ってくださいということで寄附してもらうというのが本来の姿だと思うんです。

ですから、集落支援をすることに、そんなに多額の費用はかからないと思います。何も集落支援のためにお金出せというような、青年館を直すから金出せとか、そういったことではないんです、私が言っているのは。要は地域の活性化のために、調査、研究するために必要なお金を、お互いに考えて出す。要はさっき言ったソフト事業、今ソフト事業とかって盛んにやっていますよね。そういったことで何かお金が出せないのかなと。当然青年館とかってほかの補助金でも出ていますしね。

飯綱町でも実は条例ができたきっかけは、前町長が公約のときに、各集落に、何だか50万だか100万だか配りますよとって当選したんだそうですね。それを配ったんだけど、要はそれがばらまきで、皆さんそれでもって何をやったかという、青年館の屋根を直したとか、何かほかのものを直したということで、それはほかの補助金でも出せるものを、わざわざそれで使っちゃっているような状況だと。それではいけないんだということで、この集落支援条例をつかって、明確に金の、支援をするに当たってのお金の使い道とか、その辺を明確にして、それでお互いに協力し合っていくという形で、この集落支援条例ができたというふうに聞いています。

先ほど、子供の数も大変少なくなってきました。子供の数を見るより、あと家庭数でまた見ると、子供は100人いても家庭数で見ると6割から7割ぐらいなんですよね。100人いるからって100戸のうちに子供がいるかというそうじゃないんですよ。一つの家庭には2人とか3人子供がいますから、そうすると戸数で見ると本当に少ないんです。ですから、今子供が仮に1軒のうちに3人いるからとって、3人だなとって喜んでいて、何かの拍子にどこかへ出ちゃえば、その集落はゼロになっちゃうわけですよ。だからそういったことがないように、町も支援しているんだから、なるべく地域に残ってくれよとか、そういったことをやっていかないと、どうなるのでしょうか、非常に心配です。町長どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 条例をつくる、つくらないというよりも、どういう形でそれを運用し

ていくかということだと思っんですね。ですから、要は実効性のあるものということですよ
ね。

ですから、先ほど申しましたように、総合計画の中に組み込むことも一つの要素であろう
かと思いますが、何よりもやっぱり、きょうの議会の中でも質問もありましたように、そう
いう世話人というんですかね、そういう方がやっぱり必要なんだと思います。そういう方が
どんどん調整をしながら、そこに費用ですね。調査研究費用は別にそういうものはなくたっ
て、出すことは全く問題ありませんので、その事業を進めるという上では全く問題ないと思
いますので、どうやってそういうところにたどりつけるかということの話だと思いますので、
むしろそこに介在するのは、きょうの議会を通じて見ますと、やはり人ということに、何か
キーワードがあるような気がいたします。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） やらなくちゃいけないことはわかっている。だから条例をつくるとい
ったら公表するわけですから、必ず行政は集落を支援するんだよ。集落の人たちも集落の維
持のために協力するんだよと。そういうことを明確にすることによって、自覚ができてきて、
動き出すのではなかろうかと思っています。

ここにご出席の中にも、本当に過疎化に悩んでいる地区の課長さんたちもたくさんいると
思います。もしよければその人たちの意見を聞かせていただければ。副町長、どうですか。
副町長のところも、もう何十年も子供がいなくて、これから先大変なことになるんじゃない
ですか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 私のところに回ってきましたので、この前根本さんこの資料をつく
られるときに、私のところにも来ていただいたんですけれども、確かに私のところも、も
ととは17戸ぐらい戸数があったんですけれども、今は11戸になってしまいました。子供がも
ういないと、高校生以下誰もいません。

ということで、今、集落の人口が27人で、高齢者、私もあと2年後高齢者の仲間入りする
んですけれども、高齢者が14人います。率でいいますと約52パーセントぐらいの率になると
思いますけれども、本当に私どもの集落も、ですからいわゆる集落でやる作業、草刈り作業
とか、そういったものも、もう女性の方だけのうちの方もいらっしゃいますし、空き家もあ
りますので、私もできる限り空き家に誰か住んでくれないかなということで、たまに電話は
しているんですけれども、貸してくれないかということで電話するんですけれども、出てく

れないので困っているんですけども、根本さんが言ってる、この条例につきましては、あえて条例をつくったからどうこうじゃなくて、今言ったように積極的な、相互に話し合いをしながら、こういうものから支援してくれないとか、住民から直接行政側に話していただき、これは区長さんたちが情報をくれますし、それに対して町は、そのことに対して積極的に支援していくというようなことをやっていけば、あえて条例をつくらなくてもやっていけるのかなと、私自身はそう思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） まだ時間がありそうなので、加曾利課長、老川で粟又で大変だと思いますよ。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 私も老川地区で、本当に少ないところであれなんですけれども、私見ですけども、うちのほうは比較的后継者というか、20代の方が比較的いるんじゃないかと思うんですね。いるんじゃないかと思うんですが、ただそれがいずれもみんな独身ですね。30にはならないので、そんなに年齢的に高いというわけではないんですが、20代から30未満の方が結構いるのかなという気がします。

その原因とといいますか、いろいろ考えてみると、今は景気も持ち直してきているようですけども、ちょっと景気の悪い時期がございましたよね。そういうときに逆に都会に出るのをためらっているのかなという気がします。ただ、独居の方も、高齢者の方もふえてきているのは事実です。

それが全く率直な意見ですが、あと、条例のほうは、副町長も今答弁がありました、私も飯綱町を見てみたんですけども、その中に町の責務とか基本的な指針というのが書かれておりますけれども、これは議会と言えば議会基本条例のようなものですかね。集落支援の基本条例ですから、議会では議会の基本条例、町で言えば集落振興のための憲法になるようなものなんでしょうけれども、ただ、いずれも書かれていることは町の責務、あと指針につきましても、先ほど副町長の答弁であったように、これがなければできないということではなくて、運用の中でといいますか、その中でやっていけるのかなという気もいたします。

ただ、それを憲法として定めるんだということであれば、また別ですけども、ただこれがないでも支援はしていける。要は当たり前のことを書かれているのかなという気はいたします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今、条例については非常に否定的な意見だったんですけれども、先ほど言ったように、これやるやるといって、恐らくできるんでしょうか。課長さんたちもかわる、申しわけないが町長も選挙でかわる、議員もかわる、じゃ継続性がないじゃないですか。町長がかわったら、議員がかわったら、執行部の皆さんがかわったら、行政の支援は行えないんだよということになりかねませんよね。1年、2年で集落が活性化するのはとても思えません。10年、20年、30年、継続的にやっていかないと。ちょっと気を緩めればすぐまたもとに戻ってしまう。これは、思い切って条例化して、お互いに行政と議会が責任を持って、集落の支援に当たるという覚悟が必要なんじゃないでしょうか。

本当にこのままいくと、大多喜町、さっき人口の予測がありましたけれども、10年後8,000人と出ていますけれども、これよりはるかに速いスピードで来ていますよね。10年間で2,000人減る。毎年200人減るだけけれども、調べてみましたら、26年4月1日のこれ、1万124人だと思います、ここに書かれている資料。現在幾らかということ9,800人ですよ。ということは、約300人減っているんですよ。ということは、単純計算して10年後7,000人ですよ。毎年200人減るというスピードで想定しているけれども、今300人。じゃ来年もっとどんどん加速していきますよ。6,000人ぐらいになっちゃうかもわからない。どうするんですか。

今すぐ条例をつくって、みんなで一緒に支援するという決意を固めて、住民とともにやっていく。難しい問題だから何とかならないかもわからない。しかし努力することが大切なんじゃないでしょうか。努力すれば、必ずいい町になると思って確信しています。

以上で終わります。

○議長（志関武良夫君） 根本年生君の一般質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。45分の開会といたします。

（午後 5時32分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時42分）

◇ 吉野 僖 一 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 議長さんのお許しをいただきましたので、きょうの一般質問、最後をやりますので、よろしくお願いします。

通告どおり、1番目、大多喜町地域公共交通活性化協議会進捗経過について質問します。

第1回が、この会議は平成27年3月25日に行われました。その後の会議については公開されていない理由は何か。初めのときは、議員さん3名、メンバーでほかの人は傍聴はオーケーということで、第1回目傍聴に行きましたけれども、その後の経過が全然わからないので、6月11日にやったようなあれもちょっとあるんだけど。

また、地域公共交通活性化計画の町の基本姿勢についての考えはどうか、伺いたい。さきに東京直通の高速バスのあれを聞いておりますけれども、ほかにもいろいろあると思いますが、よろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ただいまの吉野議員の一般質問にお答えさせていただきます。

大多喜町地域公共交通活性化協議会は、第1回の会議を平成27年3月25日に開催し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会が設立されました。この協議会は、住民、公共交通機関の事業者、道路管理者、港湾委員会等の関係者により構成されるもので、法定協議会と呼ばれております。

この法定協議会は、地方自治法上の町の附属機関ではありませんので、この協議会において、規約、財務規定、事務局規定、会議運営規定、事業計画、予算を定め、その規定の中で会議の傍聴について定められたものでございます。このため、次の6月11日に開催されました、平成27年度に入って第1回の会議から多くの皆さんに傍聴していただいたところでございます。

その後の経緯につきましては、7月10日にプロポーザルを実施し、地域公共交通網形成計画策定業務の事業者としてランドブレイン株式会社に決定し、これから町民アンケートを実施しようとしているところでございます。なお、協議会の次回の会議については未定でございますが、日時等決定しましたら、町のホームページ等により周知させていただく予定でございます。

なお、この協議会では、今年度中に大多喜町の地域公共交通網形成計画の策定を実施する予定でおります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

これは初めの説明を聞きますと、来年の3月25日まででこれは解散ということですか。その間何回会議を開く予定でおりますか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この会議は、今年度については交通網形成計画というものを定めるということでやっておりますけれども、また来年度になれば来年度で再編実施計画というものをつくっていかねばならないということになります。その後、検証もこの協議会の中で検証していくような形になろうかと思っておりますので、今年度いっぱい終わりにするとかという協議会ではないということでご理解いただければと思います。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 一応、議会から3人、たしか議長さん初め各委員長さん3名がメンバーだと思うんですけども、一般議員も資料をできるだけ、一応傍聴できるようなあれにしてくれば、またいいかと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。いいですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ことしになってからの会議については傍聴はできるということになっておりますので、その辺はまたご連絡はさせていただくというか、ホームページでも当然のように公表しておりますし、もしお時間の都合があるのであれば、皆さんにも傍聴していただきたいなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） できましたら資料も、ほかの議員さんもまちづくりに関心を持っているので、一応資料も配付していただければ一番いいかなと思います。よろしく。この件についてはこれで終わりにします。

続きまして、2番目の大多喜町総合戦略推進会議の進捗経過と目的についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 大多喜町総合戦略推進会議につきましては、7月23日に第1回の会議を開催させていただきました。総合戦略は行政だけの計画ではなく、広く産官学金労言との連携が求められておりますので、総合戦略推進会議には各団体からの代表者に加え、議会からも議長と両委員長に委員としてご協力をいただいております。

また、予算につきましては、平成27年第1回議会3月会議において、町の地方創生先行型

交付金事業として11事業、3,670万2,000円と、土地利用計画図策定事業として5,360万円を合わせ、地方創生総合戦略関連事業として9,030万2,000円の歳出補正予算案を上程させていただき可決いただきました。

町の地方創生先行型交付金事業の概要、予算につきましては、町のホームページ等で公表している実施計画書のとおりでございますので、ご了承いただければと思います。なお、この地方創生につきましては、多くの町民の皆様にごっていただきたいことから、第1回会議において、委員の皆様にご了解をいただき、会議の傍聴が認められているものでございます。この会議につきましては、今後も会議の傍聴が可能となりますので、また会議が決まりましたら、ホームページ等で周知していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、課長さんからの説明がございました。これが7月23日に第1回ですか、ありまして、2回目が8月28日、これは傍聴オーケーということで、私も傍聴させていただきました。なかなか議員さん全部が傍聴できなかったもので、できましたら大分資料が残ってありましたら、各議員さんにその資料、すごいプランニングなので、これはやはり議員の皆さんも知っておかなくちゃいけないと思うので、できましたらその資料の配付もお願いしたい。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 資料のほうは、多分お渡ししているとは思いますが、もしないようでしたら、企画課のほうから皆様のほうにお配りしたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） よろしく申し上げます。

全てこれ、皆さんのまちづくりというか、町長の言う協働のまちづくりということで、皆さんでともども話を進めなくちゃいけないと思いますので、よろしく今後ともお願いしたいと思っております。

3つ目に入ります。いすみ鉄道の今後についてお伺いします。

昨年の秋に県の知事の依頼によりまして、台湾の旅博覧会での大多喜甲冑会の人気にあやかかって、いすみ鉄道と集集線との姉妹鉄道締結にいたりました。また、ことしの7月に飯島町長を先頭に台湾の集集鎮友好親善訪問に行ってこられました。成果と両町と両線の今後の政策対応についてお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いすみ鉄道と集集線との姉妹鉄道につきましては、昨年10月に台北駅の台湾鐵路管理局において締結式が行われ、町からは鈴木副町長と国際交流協会の高梨会長が出席しております。日程が千葉県知事のトップセールスと同じで、県からの依頼により手づくり甲冑隊の皆様にも参加ご協力をいただいたところでございます。そして、締結式終了後、いすみ鉄道関係者と町関係者により、集集線に乗車し、集集駅の集集鎮で交流会が開催され、相互に交流を図ることができたと伺っております。

いすみ鉄道と集集線の姉妹鉄道の締結は、話題性はありますが、共通で使用できる乗車券だけなので、この締結だけで両鉄道に十分な経済的効果があるとは思われません。このため、本社のある大多喜町として、昨年の姉妹鉄道の締結時に歓迎を受けました集集鎮とさらに交流を深めることにより、また、大多喜町の情報発信を行うため、飯島町長の表敬訪問につながったものでございます。

この表敬訪問では、町の情報を発信するとともに、お城まつり、もみじまつり等へ来町されることの依頼と、大多喜町国際交流協会での訪問する予定などをお伝えしております。この成果は、お城まつりに鎮長等の来町が予定されていることなどがありますが、今回の訪問は町の日台関係のスタートとして、今後も交流を深められるようにすることが望ましいと考えております。

今後の政策につきましては、受け入れ体制の充実を図るということと、夷隅郡市での広域連携を推進することが非常に大切なんではないかなというふうに思っております。この連携の中で、いすみ鉄道の利用者が少しでも増加できればよいのではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

大いに期待したいと思います。

なかなか少子高齢化でいすみ鉄道の運営も定期券の購入も少ないし、役場の職員さんもマイカーで今通勤している。一時は存続ということで、いすみ鉄道で通勤ということを経員にもお願いした経緯があるので、本当に少子高齢化で経営も大変だと思いますので、そういう観光面で今頑張っていることと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2の少子高齢化と車社会の時代で、通勤・通学の定期券の売り上げが少なくなってきて、営業的には厳しい時代に、現社長みずから陣頭指揮で観光列車の数々のイベント列車で頑張っておりますが、今後の先の対応と対策についてお伺ひします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いすみ鉄道につきましては、通勤・通学者が減少している厳しい状況の中、観光鉄道として多くの観光客を誘致したり、マスコミに報道されたり、地域に対する貢献度は非常に高いものと評価しております。しかしながら、経営状況は非常に厳しく、平成25年度には上部損益で2,766万7,000円の赤字となり、長期収支見込みの見直しを実施しましたが、平成26年度決算ではさらに上部損益の赤字は増加し、4,535万円の赤字となったものでございます。

いすみ鉄道の運行は、いすみ鉄道再生委員会の長期収支見込みに基づき、平成31年度までは運行することとなっておりますが、このまま上部損益の赤字が解消しない場合は、最大の出資者である千葉県とは存廃を前提とした協議をせざるを得ない状況だと、危機感を持っております。県が事務局のいすみ鉄道活性化委員会で見直しを現在実施しておりますが、町としても存続に向けて赤字の原因は何か、各種イベントの収支はどうなっているのか、ほかの支出の削減はできないのかを、しっかりと確認する予定でおります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 一般質問に書いてありませんけれども、ちょっとよろしいでしょうか、関連があるので。

実は、鳥塚さん今頑張ってるんですけども、そういう赤字、数字的なことで町長さんも頭が痛いところだと思うんですが、仮に、大多喜高校の生徒も激減していますし、いすみ鉄道ともども今後の対応というか、ちょっと先のことを言って申しわけないんですけども、鳥塚さんの後のことを町長さんはどのように思っておるか、ちょっとお聞きできればと思うんですが。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まだ、現社長は任期が3月までなんです。要するに2年任期ですから。ことしがちょうど6年目ということになります。しかしながら、そういう役職につきましては、取締役会で決定することになるわけでございます。ただ、どちらにいたしましても、取締役会におきましても、現状の赤字が続けていくときに最終的には県、2市2町の負担を強えられることは間違いないわけでございます。

そういうことで、今後の推移を見守りながら、まず赤字をどうやって、課長の答弁にもありましたけれども、どうやって減らしていくか、その原因は何か。そういったことを今慎重

に調べているところでございます、これからその対策についてやるところでございますが、この先につきましては、まだまだ調査の段階でございます。進んでいるところもございますけれども、調査中のものでございますので、先行きについてはまだ申し述べられませんけれども、何らかの手を打たなければならないなというところだけは確かでございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 本当に誰がやってもこれは大変なことだと思うんですね。私も上総中野、始発駅、小湊線も始発、木原線はいまいすみ鉄道ですけれども、始発駅で地元中野で育ってきました。昔は貨車便とかあって、駅員もいっぱいいて、中野の商店街とか青年団とか局とか、いろんな野球チームがいっぱいあったぐらいの活気があったんですけれども、やはりこの人口減というのが一番のあれでもって、えらい厳しい現況ですよ。

今、私も前回の副議長でいすみ鉄道友の会の会長ということで、いろいろな人の意見を聞いていたんですけれども、中には、たまたま小湊鉄道の助役さんかな、夢の房総横断鉄道ということで、大分動いているんですよ。小湊さんもSLをちょっと模して、オープンカーというかトロッコ列車ということで、それもやるということで、観光でやはりやらなくちゃいけないし、菜の花ラインということも、それでいすみ鉄道も有名になったし、向こうもすごい規模でやっているんですよ。

その辺の、将来的には町長さんもどういうふうに考えているかわからないけれども、その辺小湊さんが受けてくれれば一番いいかなと思うんですけれども、その辺、今脱線しちゃって申しわけないんですけども、いすみ鉄道の赤字も、せんだっての脱線事故で、その復旧で結構お金がかかったということで、その辺もあるし、一生懸命やっているのは事実、職員も一生懸命やっているんですけども、やっぱり乗る人がいないんだからどうしようもないというか、観光、そういう鉄道ファンが結構いっぱい来ているので、その辺で小湊さんといすみ鉄道、町長さんの考えだと思うんですけれども、その辺は町長さん、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 房総の横断鉄道、当然このいすみ鉄道と小湊鉄道、これは唯一の横断鉄道になります。ですから、そういった強みを生かすということは十分考えられるわけでございます。今お話にもありましたように、小湊鉄道につきましては、今回トロッコ電車を走らせるということで、これは当面は五井、牛久間ということになります。その先の延長線上で牛久から養老溪谷までというようなお話でございます。

しかしながら、小湊鉄道は小湊鉄道でそれなりの対策を打っているところでございますが、今、両者で協力した形で両線にやっぱりうまく乗るような話ということで進めさせていただこうと思っております、市原市長の小出さん、また小湊鉄道の社長さん、私ども町と、それぞれ観光協会も含めまして近々にその会議を開く予定になっております。そういうことでいすみ鉄道と小湊鉄道が一体となり、また大多喜町と市原市、養老溪谷という観光地というのが共通のものでございますので、そういう中で共同で何とか再生に向けてやろうということで、これからその会議もスタートするところでございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

すごく建設的な意見で、やはり中房総ということで大多喜町だけ、夷隅郡市だけじゃなくて、やはり隣接の市町村と、ましてや高速バスのこともあるし、いろいろ絡みがあると思いますので、今後の町長さん、執行部皆さんも、議員さんの皆さんも、相互理解というか、そういう協力体制でご支援をいただければと思います。

いすみ鉄道に関しては、これで質問を終わります。

続きまして、改良土の問題についてお伺いします。

6月の議会でたまたま久我原地先の改良土の埋め立てで、補正で54万ということで出てきまして、ちょっと私も憤慨しまして、県のほうに電話を入れまして、初めは県庁のフロントのほうに問い合わせで電話を入れたんですよ。各課ぐるぐるたらい回しで、30分、40分かかって産廃の指導係のところに行ったんですよ。ちょうど5時過ぎたので、そこまで行ったから一応その日は電話を切りました。そのときは一般県民ということで問い合わせしたんですよ。

次の日、名前を名乗って、大多喜の町議員の吉野と申しますけれどもということで、実は6月議会で久我原の改良土の埋め立てで補正で54万というのが出てきたということで、ちょっと私も調べさせてもらって、町条例の1,609ページ、大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、これは県条例に右へ倣えです。この中で総務課長さんは改良土は土砂等の埋め立てとは別枠だということで言われたので、その辺は私もちょっと気になって、法令集のQアンドAで調べましたら、改良土はやはり埋設土ということになっていて、それを調べていたら印西市は改良土の埋め立ては禁止する、市条例でストップしたんですよ。

そういうことでありまして、その後県から多分町のほうへ、ワカツキさんですか、指導が

あって、それは自分で、地質調査の54万を自分でやると。これを条例で見ると、業者が自分で地質調査して、水質調査もして、2カ月に一遍町長に報告しなくちゃいけないという。それを県のほうに言いまして、そういう結果で来ています。

それはさておいて、問題はその板谷地先、私も地元ということで、すごく今問題になっているんですが、この板谷地先の改良土による埋め立ての申請受け付けの経過報告について伺います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 板谷地先の埋め立て申請受け付けの経過報告ですが、平成27年2月6日に林地開発事前協議書が事業者の海老原海運株式会社から南部林業事務所に提出されました。その複本が2月10日に町に届いております。その後、2月23日に事業者が林地開発許可申請書を南部林業事務所に提出し、その複本が5月15日に町に届いております。

現在は、現地赤道の立ち会いを建設課と地元で実施しましたが、立ち会いについては終了しているということです。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

この話は、実際に話が出てきたのはことしじゃないと思うんですよね。去年あたりから多分あったと思うんですが、その辺は昨年何月ぐらいから話があったんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） その辺は、ことしの2月、申請は2月なんですけれども、昨年いつごろというのは、ちょっと記憶がないです。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 実は、私がこの話を聞いたのは、2月8日に板谷区の総会があるということでありました、この件に関して。その2日前に私の先輩が来まして、地元議員さんでこの改良土の埋め立てのことを知っているかということで聞かれたんですよね。私は全然知らなかったから、えっということ、それでいろいろ調べたんですよね。

だから、こういう物事、町に申請が出たり、やっぱり地元議員にある程度話をしてほしいと、町民から逆に議員さん、あんたたちは知っているのかいというふうに問いかけられたんですよね。そうすると議員は何やっているんだというふうに一般町民は思っているらしくて、それで今一般質問しているわけですけれども、今言ったように先般の地元区に対しての

説明会の実施は、2月8日に第1回目があったんですよね。次に、町と地元の説明会は、今課長さんが報告したとおりだと思います。

現在は、実際は、最近の近々の状況というのはどういう状況ですか。5番目の。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 現在の経過状況ですが、現在は赤道の境界確定の作業を進めています。林地開発行為については、森林法第10条の2に適合しているものについては、県が審査し許可することとなっており、町に権限はなく、意見書の提出のみとされています。よって、町では今後意見書を提出するに当たり、地元板谷区と十分協議を行い、地元の意向に沿った意見書の提出を考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） もう一つ確認しておきたいんですけども、町の許認可が何平米以下か、県が何平米以上かというのを、皆さん知らないと思うので教えてください。

町長さんの許認可と。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 町の許認可3,000平米以下になります。

（「町が3,000平米以下ということですね」の声あり）

○産業振興課長（野村一夫君） そうです。

（「それ以上は県ということですね」の声あり）

○産業振興課長（野村一夫君） はい、そうです。

（「そういうことでございます」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） この改良土問題で、町は今後どのような対策をとるのかお伺いしたいと思うんですが。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） この改良土に関する問題でございますけれども、6月の議会でも申し上げましたが、現状の埋め立て事業等を規制している、大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正ですね、これに向けて、現在事務処理を進めておるところです。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今後、こういう案件は、県に問い合わせしたら、今そういう改良土のプラントが16社、県内であるそうです。まして税務署的な、私の見解は、発想から言いますと、建設課長さんに確認したら、立米平均3,500円ということで、インターネットで調べると3,000円から5,500円ということですね、改良土の値段が。ダンプ1台10立米としてそれに運賃とか、最低でも五、六万とかそういう感じで。初め区に説明したのは、日に70台のダンプが来るということなんだけれども、南部林業さんの管理事務所のほうへ、区長さんともどもお伺いして話を聞いたら、吉野さん70台じゃなくてその倍の130台だということなんですね。

そうすると、単純計算でダンプ1台5万円として100台で1日500万ですよ。申しわけないけれども、畜産をやっている申請者の方、片岡さんですか、その人が毎日500万を出して埋め立てして、初めは牧草地、2回目は植林、最後は麦の栽培だと。これは誰が考えたっておかしいよ。結局計算式というか想定でいうと、100台のうち10台危ないもの、1台50万ぐらい逆にもらえるもの、埋めればパーなんですよね。1日プラマイゼロになるんですよ。そういうことをしないと、こういうあれは、普通できないですよ。それだけの資金があってやるんならいいんだけど、肥料は一応乾燥したりして小売りできるらしいけれども、尿に関してはどうしようもないらしい。それをまいたりして、そういうことをやるとやはり公害の問題なんだろうと。

これは仮説、私の考えだから、多分そうじゃないかと。それはやはり小高さんもそういうことをやって、自分はそういう処理場をちゃんとして、お金がかかっている。そういうのを聞いていますし、そういうこれを認めちゃうと、大多喜は産廃のメッカになっちゃう。山が荒れ放題、後継者いない、埋められちゃうからね。やはりこれも歯どめをかけるには、町条例の制定を今後、議会も町もしないと印西に右倣えというか、しないといけないと思うので、その辺で時間が来たので、ちょっとその辺を私が今大分言っちゃった。

○議長（志関武良夫君） 吉野さん、コメントもらいますか。

○9番（吉野僖一君） 今言ったように、町条例を制定したほうが、今後のためにいいと思うんで、これを教訓にしたほうがいいと思うんで、その辺をお伺いしたい。町長さんでもいいですよ。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 条例の制定につきましては、先ほど現在の残土条例の改正に向けて事務処理を進めておりますというような説明をしましたが、この残土条例は、先ほど

県と同じような内容だという話がありました。今、県は3,000平米以上の場合は県の許可となっておりますけれども、県の現在の改良土に関する方針というのは、7月に開催されました知事と市町村長との意見交換会の席上でもあるし、それから改良土、再生土の残土条例の規制を、条例の対象にしてもらえないかというような提案がされたところですが、県としては、改良土の活用もまた進めていかなければいけないというような立場もあるという中で、今後は他県等の事例等も参考にして研究を進めていきたいというような話があったというふうに聞いております。

そういう中で、町条例で規制するとなると、今現在は3,000平米以上は県条例ということになっております。3,000平米を超える、例えば今回のように1ヘクタール以上のような残土の埋め立てとなると、県条例の対象となってきますので、今度町のほうで改正するとなると、今まで県がやっていた部分も、町のほうで規制をしていかなければいけないという部分が出てきます。そういった面で、事務的にはかなり大変な部分もありますけれども、ただ、条例のほうで規制にはなるという、そこら辺である程度の事前に残土を持ってくる歯どめといますか、そういう面にはなるのではないかというような形で、今現在本当に事務のほうは進めているところです。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

これはぜひ歯どめで作ったほうがいいと思います。それと、ちょっと時間がないので、もう少しいいですか。

というのは、野村課長、地元の説明会のときにちょっと言っちゃったらしいんだよね。裁判やると98パーセント負けると。町の何か弁護士さんがそういうふうと言っちゃったとみんなの前で言っちゃったらしいんだよね。それを自分は、これはまずいなと思って、小高さんも19年に絶滅危惧種のシャープゲンゴロウモドキ、一般質問を19年にやっているんですよ。議事録を見たら。それで大多喜町が筒森と小苗かな、それが指定地域があって、電気柵でもって防犯カメラでとって、現場見てきました。それでやはりこれは裁判になってやっちゃうと大変だなと思って、そうしたら、黄和田の七里川温泉のところの道路改良工事のときに、亀山に行くほうと、清澄に行くほうと、そこにたまたまシャープゲンゴロウモドキが1匹いたために、道路改修工事がストップしちゃった。

たまたまさっき言った、山野辺さんが今無農薬で、大広谷津というんだけれども、そこで

今稲を無農薬でつくっているんですよね。そこにやはりすごく、自分が昔、うちの田んぼがあったところでよく現場知っているんですよ。調べて、こういう資料はいっぱい出たんだけど、県の環境生活部の自然保護課自然環境企画室の生物多様性センターの副主幹の小野さんという方に電話しまして、自分でよそから持ってきて放しちゃうと懲役1年で、罰金10万円かな、ということなので、先生申しわけないけれども現場を見に来てくれると。そうしたら、気持ちよく先生と、中央大学の理工学部の人間総合理工学科保全生態学研究室の西原先生と一緒に見えまして、現場を見に来てくれたんですよ。

確かに水は常に流れているし、やっぱりプロですよ。網を持ってきてさささとやったらいろんなのが出てきましたよ。ただシャープゲンゴロウモドキはちょっといなかったんだけど、その辺を、トンボもいっぱい飛んでいるし、環境的にはすばらしいところだということで、ただそれで向こうから飛んできてそこにすめば、その上流は開発できないということで、裁判もやらなくて済むからと思って、ちょっと出しゃばって申しわけないけれども、そこまでやっちゃいました。

水道課の担当者も一応立ち会ってくれて、現場を確認して、先生もすばらしいところだということで、こういうふうな県のやつも全部資料を出して、資料がいっぱいになっちゃったんだけどね。

○議長（志関武良夫君） 吉野僖一君に申し上げます。

ちょっと路線が外れちゃっているので修正してください。

○9番（吉野僖一君） すみません。そういうことで、裁判にならないように、これがいれば一番いいし、そういうことで、以上でもって私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で一般質問が全て終わりました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第4、議案第48号 大多喜町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、議案第48号の説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

それでは、本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

条例改正の内容は、この条例で定めてある町内の5つの掲示場のうち、旧大多喜町立上瀑保育園前駐車場を上瀑ふれあいセンター前掲示場に改めるものでございます。

この理由としては、後ほど補正予算の中にも出てまいりますけれども、旧上瀑保育園跡地を、このほど住宅用地として造成することを計画しておりまして、これに伴い旧上瀑保育園跡地に設置してある掲示場が支障になることから、掲示場を上瀑ふれあいセンター前に移転しようとするものです。

それでは、本文でございますが、大多喜町公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町公告式条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5号を次のように改める。

第5号、上瀑ふれあいセンター前掲示場。

この改正は、掲示場の場所を定めた別表中、旧大多喜町立上瀑保育園前掲示場を上瀑ふれあいセンター前掲示場に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第5、議案第49号 大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、議案第49号について説明させていただきたいと思えます。

5ページをお開きください。

本文の説明に入る前に、提案理由及び改正の概要について説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、一部の規定を除きまして、平成27年10月5日から施行されます。以後、この法律を番号法というふうに略して呼ばせていただきますけれども、この番号法では、その内容に個人番号を含む個人情報、以後、説明の中で特定個人情報というふうに呼ばせていただきたいと思いますと思いますが、この特定個人情報の取り扱いについて直接規定している部分と、行政機関個人情報保護法など、3つの法律の規定を読みかえて適用している部分があります。また、番号法では地方公共団体に対して、地方公共団体が保有する特定個人情報に関して、必要な措置を講じなければならないことが規定されています。

このため、町の個人情報保護条例についても、改正が必要になることから、この条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の概要でございますが、まず、個人情報の範囲が町条例と番号法で異なるため、特定個人情報を条例の規定から漏れることのないよう、条例の定義に加えました。

次に、番号法の規定に合わせて、新たに用語の定義を定めました。

次に、法律の規定に基づき、町が保有する特定個人情報の利用に関して制限する規定を設けました。そのほか、番号法の規定に合わせて、条文の一部改正や新たな規定を設けるなどの改正を行いました。

なお、改正の内容の説明に当たりましては、改正文が長いものにつきましては、改正文の朗読は省略させていただき、概要のみを説明させていただきたいと思えますけれども、少し

時間がかかりますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、本文でございますが、大多喜町個人情報保護条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中、第12条を第12条の4に改める。これは、この改正は第12条の4を新設したことによる目次の改正でございます。

次に、第1条中、保有する個人情報の次に、（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）を加える。この改正は、個人情報の範囲が条例と番号法とで異なるため、番号法で定義づけされた特定個人情報について、この条例の適用から漏れることがないように加えるものでございます。なお、特定個人情報とは、先ほども申し上げましたが、個人番号をその内容に含む個人情報と番号法で定義をされております。

次に、第2条第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、同条第4号中、個人情報の次に、（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）を加え、同号を同条第8号とし、同条第3号の次に、次の4号を加える。この改正でございますが、以下、4号から次のページにかけて第7号まででございますが、主に番号法の定義に倣って、条例上の用語について新たに規定するものです。

また、これに伴って条例の号にずれが生じますので、これを改めるものです。定義は幾つか書いてございますけれども、例えば特定個人情報とは先ほども申し上げましたが、個人番号をその内容に含む個人情報のことで、第6号の保有特定個人情報とは、町の職員が職務上作成したり収集を行って組織的に利用するものとして保有しているものでございます。

次に、6ページの上から4行目、第3条第1項中、個人情報の次に、（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）を加える。

第5条中、事業者は、個人情報の次に、（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）を加える。

第7条第1項中、保有個人情報の次に、（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次項において同じ。）を加える。

この改正は、内容がほぼ同じで、第1条の改正と同様に、番号法で定義づけされた特定個人情報がこの条例の適用から漏れることがないように加えるものです。

次に、第8条の見出し中、利用を、保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用に改め、同条第1項中、保有個人情報の次に、（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を加える。

○議長（志関武良夫君） 課長、座って。

○総務課長（加曾利英男君） 申しわけありません。じゃ座って。

この改正は、第8条の2を新たに追加することによる見出しの改正と、保有特定個人情報を除いた保有個人情報をこの条の対象とするものです。

次に、第8条の次に次の1条を加える。これは、新たに条を設けるもので、第1項から次のページにかけて第4項までございますけれども、主な内容としては、番号法の規定により読みかえて適用される行政機関個人情報保護法の規定に合わせて、保有特定個人情報の利用制限について規定するもので、人の生命、身体、財産の保護のために必要な場合などを除き、保有特定個人情報を本来の目的以外に使用してはならないことなどを定めています。

次に7ページに移りまして、上から2行目。

第2章中、第12条の次に、次の3条を加える。特定個人情報保護評価、第12条の2、実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聞くものとする。ということで、規則を引用しておりますので、内容としては読んだだけではわかりませんが、この内容としましては、町が特定個人情報を集めるに当たり、それをどこからどのように入手し、どこに提供し、そしてどのように管理するかなどを、町が定める際は、それが妥当かどうか、大多喜町情報公開個人情報保護審査会の意見を聞くことを定めたものです。

なお、大多喜町情報公開個人情報保護審査会は、現在弁護士2名、大学教授1名、有識者1名で構成されています。

次に、第12条の3ですが、第1号から次のページにかけて、第10号までございますが、これは新たに条文を設けるもので、町において特定個人情報ファイル、これは個人番号をその内容に含む情報のファイルのことですが、これを保有するときは、あらかじめ大多喜町情報公開個人情報保護審査会に特定個人情報ファイルの名称、利用目的、記録の範囲などの内容を通知することを定めたものでございます。

条文のほうは飛ばさせていただきます、次に8ページの上から4行目の第2項でございますけれども、これも第1号から次のページにかけて第10号までございますが、これは、第1項の規定を適用しない場合を定めたもので、例えば、事件の捜査、職員の人事給与などの情報については、第1項で定めた審査会への通知を必要としないことを定めたものでございます。

条文の説明は省略をさせていただきます、次に9ページ、上から4行目、第3項ですが、これは特定個人情報ファイルの保有をやめるときや、特定個人情報により識別される個人の数が、町で定める人数以下になった場合は、審査会に通知することを定めたものでございます。

次に、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表ということで、第12条の4でございますけれども、実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。ということで、この改正は新たに条文を設けるもので、前の条の第12条の3の規定によりまして、審査会へ通知した事項について記載した帳簿を作成し、公表することを規定したものです。

次に、第2項と第3項ですが、これは第1項で帳簿を作成し、公表することを規定しましたが、この例外について定めるもので、例えば、犯罪の捜査、法律に基づく調査、帳簿に掲載することにより事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれなどがある場合は、帳簿に記載しないことができることを定めたものでございます。

条文の朗読は省略させていただきます、次に9ページの一番下になりますけれども、第13条の改正です。これは、次のページにわたり、第1項、第2項、第3項及び第5項を改正するもので、これは第1項は、条例で定義する個人情報に特定個人情報も含むこととするものです。第2項は、開示することができる死者の個人情報のうち、個人番号については番号法の規定に合わせて開示できないこととするものです。

第3項と第5項については、番号法に合わせた改正で、個人情報と特定個人情報では、情報を開示できる代理人の範囲が異なるため、第3項では、特定個人情報を除き、新たに第5項で特定個人情報の開示請求について規定をするものです。

条文の朗読は省略をさせていただきます、次に、10ページの真ん中からやや上の行になりますけれども、第14条第1項第4号中、保有個人情報の次に、（保有個人情報に該当しない、保有特定個人情報を含む。次項において同じ。）を加える。これは何回か出てまいりますが、町条例で定義する保有個人情報に該当しない保有特定個人情報についても、本条例の対象として加えるものです。

次に、第15条各号列記以外の部分中、保有個人情報の次に、（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条から第19条までにおいて同じ。）を加える。これは町

条例で定義する保有個人情報に該当しない保有特定個人情報についても本条例の対象として加えるものです。

次に、第20条第1項中、14日以内の次に、保有特定個人情報に係る開示決定等にあつては、開示請求があつた日から30日以内を加え、同条第2項中、60日以内の次に、保有特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30日以内を加える。これは、行政機関個人情報保護法に合わせて、保有特定個人情報の開示決定期限及び開示決定期限の延長を、開示請求があつた日から30日以内とするものです。

次に、第21条第1項中、保有個人情報の次に、（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）を加える。これは、第三者に対する意見書提出の機会の付与を定めた規定に関して、町条例で定義する保有個人情報に該当しない保有特定個人情報についても、本条例の対象として加えるものです。

次に、第24条第1項中、保有個人情報の次に、（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条から第28条までにおいて同じ。）を加え、同条第3項中、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときを、経済的困難その他特別の理由があると認めるときに改める。

これは手数料の負担を定めた規定に関して、町条例で定義する保有個人情報に該当しない保有特定個人情報についても、本条例の対象として加えるものです。また、手数料の減免に関して、経済的困難の場合以外にその他特別な理由がある場合を加えるものです。

次に、下から2行目、第25条第2項中、第13条第2項、第3項及び第4項を、第13条第2項から第5項までに改める。これは、第13条に新たに第5項を加えたことに伴い、第25条で規定する個人情報の訂正の請求についても、第13条の規定を準用することを定めたものです。

次に11ページに移りまして、第28条の改正ですが、これは、第1項と第4項を改正するもので、第1項の改正は、個人情報と特定個人情報では、開示できる代理人の範囲が異なり、保有特定個人情報については、本人の委任による代理人も含まれることから、法定代理人を代理人に改めるものです。

第4項は、情報提供等記録、これは特定個人情報の提供の求め、あるいは提供した情報、これをコンピューターに記録したもののことですがけれども、これを訂正した場合の通知先については、総務大臣、情報照会者、情報提供者とすることを新たに定めるものです。条文の朗読は省略させていただきます。

次に、11ページの真ん中よりやや上の行になりますけれども、第29条第1項というところ

でよろしいでしょうか。

第29条第1項中、30日以内の次に、保有特定個人情報に係る訂正決定等にあつては、訂正請求のあつた日から30日以内を加える。これは、保有特定個人情報の訂正の決定等の期限に関して、保有特定個人情報については、訂正請求のあつた日から30日以内とすることを定めたものです。

次に、第30条ですが、11ページの真ん中、中ほどから次のページの上から2行目までになりますけれども、これは、保有個人情報の利用停止を定めた規定に関するもので、まず、第1項は、保有特定個人情報については、第1項の規定を適用せず、新たに設ける第2項において規定することとするものです。

第2項は、新たに設けるもので、この2項の第1号は、保有特定個人情報は適法に取得されたものでないときや、目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている場合などには、保有特定個人情報の利用の停止または消去の請求をすることができる場合を規定するものです。

第2号は、番号法の規定に反して提供されているきは、保有特定個人情報の提供の停止を請求することができる場合を規定するものです。

第3項は、第13条に新たに第5項を加えたことなどに伴う改正で、ただいま説明した利用停止や提供の停止についても、第13条の規定を準用することを規定したものです。

条文の朗読は省略させていただきます。次に、12ページの上から3行目ですけれども、第34条第1項中、30日以内の次に、（保有特定個人情報情報提供等記録を除く。）に係る利用停止決定等にあつては、利用停止請求になつた日から30日以内を加える。これは、保有特定個人情報に係る利用停止の決定は、請求のあつた日から30日以内とするものです。

次に、第35条第2号中、開示請求に係る保有個人情報の次に、（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この号及び第37条において同じ。）を加える。これは、審査会への諮問を定めた規定に関して、町条例で定義する保有個人情報に該当しない保有特定個人情報についても、本条例の対象として加えるものです。

次に、第38条第1項第1号中、保有個人情報の次に、（保有特定個人情報を除く。）を加える。これは、この号で定める保有個人情報には、保有特定個人情報を除くことを規定したものです。

次に、第39条及び第42条中、個人情報の次に、（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）を加える。これは、苦情処理及び出資法人等の個人情報の保護に関して定めた規定に関して、保有個人情報に該当しない、保有特定個人情報についても、それぞれの規定の対象

として加えるものです。

次に、第45条中、個人の秘密に属する個人情報の次に、（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び第47条において同じ。）を加える。これは罰則を定めた規定に関して、保有個人情報に該当しない保有特定個人情報についても対象として加えるものです。

次に、第46条中、保有個人情報の次に、（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。第48条において同じ。）を加える。これにつきましても、罰則を定めた規定に関して、保有個人情報に該当しない保有特定個人情報についても対象として加えるものです。

附則として、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1項第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第12条の次に3条を加える改正規定（第12条の2、及び第12条の3に係る部分に限る。）。これは、公布の日でございます。

第2号、第28条第4項に次の各号に掲げる改定規定（第2号に係る部分に限る。）。番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日ですが、これは平成29年1月1日でございます。

この条例の改正でございますけれども、全員協議会の中でも説明させていただきましたけれども、番号法の一部が間もなく施行されますけれども、番号法では地方公共団体に対しても、地方公共団体が保有する個人番号をその内容に含む個人情報に関して、適正な取り扱いが確保されるよう、必要な措置を講じることが求められております。

個人情報の保護に関しまして、町では、これまで町が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適切な取り扱いに関する基本的な事項を定め、個人の権利利益を保護するため、平成16年に個人情報保護条例を制定して、これまで運用してまいりましたが、今般の番号法の施行に伴い、個人番号を含む個人情報についても、個人情報保護条例に明確に位置づけ、個人の権利、利益の保護等を図ろうとするものでございます。

なお、今回の改正につきましては、8月4日に開催しました、個人情報情報公開審査会で協議をさせていただいておりまして、原案のとおり了承をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 議案第49号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） たびたび審査会という文言が出てきます。その説明の中で、弁護士 2 名、大学教授 1 名、有識者 1 名の 4 人ということで、その方の氏名と報酬とはどうなっているのか。公表できるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 氏名は、今ちょっと正確には手元に資料がありませんのでわかりませんが、弁護士が一宮の弁護士と千葉市の弁護士がそれぞれ 1 名。あと三育学院大学の黒須教授。あと、今は千葉県の商工会連合会の事務局長をされております大多喜町の渡邊善男さん。4 名でございます。

報酬は 7,600 円です。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 7,600 円というのは 1 回 7,600 円ということと、あと審査会はそのたびに、何か事あるごとに何回でも開くということでもいいんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず報酬のほうは、これは 1 回というふうに考えていただいてもよろしいかと思います。あと、審査会ですけれども、情報公開あるいは個人情報の基本的な事項について協議するためということですので、回数としてはそんなに多くはございません。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ、何回開くかということは決まっているということでもいいですか。もし何月とわかれば教えてください。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それは定期的な開くものではございませんで、例えば町のほうから、実施機関から諮問する場合がありますとか、あるいは情報公開の請求があつて、判断に迷う場合とかですね。そういう場合にはお集まりいただいて協議したいと思っっているんですけれども、なかなかそういう機会は現在のところ余りございませんでした。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

10 番山田久子君。

○10 番（山田久子君） すみません、細かいことで申しわけないんですけれども、1 点伺わ

せていただきます。

第24条の第3項、番号法で読みかえられる行政機関個人情報保護法に合わせて、手数料の減免理由として、経済的困難な場合以外にその他特別な理由があるときを加えるものである。というふうにあるんですが、このその他特別な理由というのはどういう場合が想定されるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） これは、おっしゃるとおり、行政機関個人情報保護法の規定を番号法で読みかえるので、それを規定しておりますけれども、ですから、考え方としては経済的困難な場合、それをさらに拡大したというふうに考えてよろしいと思いますけれども、それが具体的にどういう場合という非常に答弁が苦しくなりますけれども、例えば、今現にそうではないけれども、それに準じた方とか、例えば手数料はコピーの手数料20円をいただくんですけれども、そういう場合、例えば本人が申請して間違っただけを渡してしまったとか、そういう場合も想定されるのかなというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

（「異議あり」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議ありということでございますので、これから討論を行います。

初めに本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、議案第49号 大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論させていただきます。

簡単に言うのは非常に大変なんです。というのは、これは個人情報、マイナンバー制度を施行するという前提で行われているのに、マイナンバーのことについては、次の議案がそれなんですよね。ですから、ちょっとしんどいのですけれども、マイナンバー導入に伴う個人情報の保護ということで、今までの個人情報条例にマイナンバーにかかわる条項がつけ加わったというふうに理解しております。

じゃそのマイナンバーなんだけれども、本当に便利になるものなのか、費用対効果にかなうものなのかというと、必ずしも先進国の例によればそうではない。この個人情報保護条例に書かれたからといって、共通番号や個人情報が守られるということではない。今既に行われているアメリカや韓国では、共通番号と個人情報がセットで大量流出し、プライバシーの侵害、犯罪利用、成り済まし被害が横行して社会問題になっている。そして、アメリカでは、国防関係の職員には異なる識別番号を導入するとか、州法をつくって州ごとに利用規制が始まっている。韓国でも利用範囲を限定する法規制が行われ、共通番号の利用を見直す動きが強まっている。

共通していることは何かと言われると、IT先進国と言われる国の政府機関や大企業でも情報漏えいが防げていない。2つ目として共通番号の官民利用の推進は、情報を取り扱う人、場所がふえ、不正利用や情報漏えいの危険が高まる。そして3つ目として、民間で普及した制度は、問題が生じてもすぐに中止したり見直すことが困難という、そういうことが明らかになっている。そういう中で日本が取り入れようとするのは、全く本当に国民にとっては非常に迷惑な話だ。

10月5日から番号が書留で届くということなんだけれども、実施は見送るべきではないか。そういう要請を町当局にはしていただきたい。本当に大きな問題を抱えているこの個人情報、このままやっぱりもろ手を挙げて賛成するわけにはいきません。町の責任ではないけれども、本当に私たちの個人情報を守るものではないと思います。

以上をもちまして、一部改正に反対する討論といたします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 反対討論が終わりました。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 私は、この議案第49号について、賛成の立場から討論をしたいと思います。

今、反対の理由、野中議員のほうからありました。懸念はあるだろうと思います。しかし既にマイナンバー法が施行された段階で、町がこの個人情報と番号法に整合性を持たせるということでもあります。もしこれを通せなかったら、やっぱり非常にこれから不都合が出てくる話でありまして、既に施行される番号法に今回整合性を持たせるということで、妥当な措置であるというふうに認め、賛成するものであります。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第6、議案第50号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、議案第50号の説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、省略しまして番号法あるいはマイナンバー法というふうと呼ばれておりますけれども、説明の中では、以下番号法というふうに省略をさせていただきます。

この番号法第9条第1項では、個人番号の利用範囲を法律で定めた範囲内として、限定的に規定をしております。同条の第2項では、そのほかに地方公共団体が条例で定める事務、ただし、福祉、保健もしくは医療その他、社会保障、地方税、または防災分野に限りますけれども、この事務において町が利用することができることを規定しております。また、番号法で利用できることが規定されている事務を処理するために、町の複数の部署で特定個人情報連携して使用する場合も条例で定めることが必要です。

このことから、個人番号の独自利用と町の機関の内部での連携を行い、事務の効率化や町民の行政手続における利便性の向上を図るため、新たに条例を制定しようとするものでござ

います。

それでは、本文でございますが、大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のように制定する。

趣旨。

第1条、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。ということで、これはこの条例の趣旨を定めたものです。

次に、定義。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。第1号、個人情報法、これは番号法のことですが、第2条第3項に規定する個人情報をいう。

第2号、個人番号、これは法第2条第5項には規定する個人番号をいう。

第3号、特定個人情報、法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。ということで、これは、個人番号をその内容に含む個人情報のことでございます。

次に、第4号、個人番号利用事務実施者、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。ということで、これは、個人番号の関係する事務を処理する者等でございます。

第5号、情報提供ネットワークシステム、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。ということで、これは、番号利用者をネットワークで接続しているシステムというようなことでございます。

いずれもこれは、この条例で使用する用語の意義を定めるものということで、番号法で定義しているものと同様の定義を使っております。

次に、町の責務。

第3条、町は個人番号の利用に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた視察を実施するものとする。ということで、これは番号法の中で、番号制度導入に伴う市町村の責務を定めてはいますが、本条例の制定に当たりまして、改めてその責務を条例の中で明示するものでございます。

次に、個人番号の利用範囲。

第4条、法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表

の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、及び町長または教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

ということで、これは、個人番号の町独自の利用について定めるもので、内容としましては、町で個人番号の独自利用ができるのは、別表があると思うんですが、別表の第1、15ページの上の表ですね。それに掲げる事務と別表第2、15ページの下の表に掲げる事務とするもので、別表第1、別表第2とも、この条例の中ではたまたま利用できる事務は同じでございまして、具体的には、町独自の利用ができるのはこの表のとおりということで、例えば子ども医療費の助成金支給事務、ひとり親家庭等医療費等の助成事務、重度心身障害者医療費助成事務とするものでございます。

そのほか、町の機関の中で複数の事務の間で特定個人情報を連携して使用する事務、いわゆる庁内連携と言っていますけれども、それができる事務は、これはこの条例には出ておりません。番号法の別表第2というのがありまして、それはもともと法律ですので、この中には出ておりませんが、番号法の別表第2に掲げる事務。この中で、例えば健康保険法による保険給付や児童手当の支給、地方税の賦課徴収などの事務とするものでございます。

次に、別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために、必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって、当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して、他の個人番号利用事務実施者から、当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。ということで、これは、別表第2の15ページの下の表の左の欄に掲げる機関、この場合は町長になりますけれども、町長がこの表の中央の欄に掲げる独自利用の事務において、表の右の欄に規定する、みずから保有する特定個人情報を利用することができますということを決めたものです。

ただし書きが、番号法の規定によりまして、国の情報提供ネットワークシステムを使用して、ほかの団体からその特定個人情報の提供を受けられる場合、これは利用はできませんよというようなことを決めたものでございます。

次に、町長または教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって、みずから保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して、他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。ということで、これは町の機関、例えば町長部局ですとか、教育委員会部局

が番号法の別表第2の2欄というのがあるんですけども、これは法律ですからこの条例には出てまいりませんが、番号法の別表の第2の2欄、これは先ほど申し上げましたが、具体的に言いますと、例えば健康保険法による保険給付ですとか、児童手当の支給、地方税の賦課徴収などの事務ですけども、この事務を処理するに当たりまして、みずから保有する特定個人情報を利用することができることを規定したものです。

ただし書きは前の項と同じで、みずから保有する特定個人情報を利用することができるんですけども、番号法の規定により、国の情報提供ネットワークシステムを使用して、ほかの団体から特定個人情報の提供が受けられる場合は利用はできないというようなことを定めたものです。

次に、第4項ですが、前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規定により、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。ということで、これは番号法の制度では、行政手続において個人番号を利用し、各種申請の際の添付書類の削減を行って、事務の効率化と国民の利便性を向上させることを目的の一つとしておりますので、第2項及び第3項で、特定個人情報を利用する場合において、この特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を、重ねて求めることは、この制度の趣旨にそぐわないということから、書面の提出があったこととみなすというものでございます。

次に、委任ということで、第5条、この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定める。ということで、これは条例の施行について、必要な細かい部分につきましては、規則に委任することを定めたものでございます。

次に、附則として、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、平成28年1月1日から施行するものでございます。

次に、別表第1につきましては、左の欄に個人番号を利用する機関、右の欄に個人番号を利用する事務を記載してあります。内容につきましては割愛させていただきたいと思いますが、町で独自利用ができる事務は、子ども医療費の助成金支給事務、ひとり親家庭等医療費等の助成事務、重度心身障害者医療費助成事務の3つとしております。

次に、別表第2は、特定個人情報の庁舎内で連携して使用できる事務や、特定個人情報の内容を記載してあります。内容につきましては、説明は割愛させていただきたいと思いますが、個人番号を利用する機関と利用事務は、別表第1と同じで、庁内で連携できる事務は右

の欄に記載されていますけれども、主なものとしては、住民基本台帳や地方税に関する情報でございます。

条例の内容は以上でございますけれども、この条例がなぜ必要かということを簡単に説明させていただきたいと思っておりますけれども、提案理由の中でも触れさせていただきましたが、番号法では個人番号を利用できる事務の範囲が定められており、そのほかに自治体が社会保障、地方税または防災の分野の事務であって、条例で定めるものについては、個人番号を利用することが法律の中で定められております。そのほかに条例で定めることにより、自治体の中で連携して、自治体が保有する特定個人情報を利用することができることと、法律でそのようになっております。

このことから、個人番号を利用する事務について検討した結果、先ほど説明させていただいたとおり、別表第1に掲載した3つの事務で町が独自利用することとし、そのほかこの事務のほかに番号法の別表第2で定められた事務、何回か申し上げますけれども、例えば健康保険法による保険給付や児童手当の支給、地方税の賦課徴収などの事務に、町が保有する特定個人情報を連携して使用し、このことにより、事務の効率化や町民の皆様の行政手続における添付書類の省略などができることになりまして、利便性の向上につながるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 議案第50号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 第3条の文言の中で、適正な取り扱いとあります。適正な取り扱いとはどのようなことを考えているのか。

あと、必要な措置を講ずるとあります。必要な措置とはどのようなことを考えているのか。

あと、地域の特性に応じた施策を実施するものとするとのある。これはいつからどのようなことを実施するのか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず適正な取り扱いということによろしかったですね。適正な取り扱いといいますのは、例えば一般質問の中でありましたけれども、使用する回線については独自回線を使用して、例えばインターネットを使わないとか、そういう適正な措置、国

のマニュアルどおりの指示が考えられます。

そのほか必要な措置を講じる。例えば職員の研修ですとか、そういうものが考えられるかと思えます。

そして、地域の特性に応じた施策ということですが、これは独自利用ですから、たまたま大多喜町は今回この3つの事務ですが、例えばもっといろいろな事務をふやしているところもあると思えます。ですから、それぞれの地域に応じて、こういうものが番号法に使える事務であれば、そういうものを、地域の特性を生かして事務をふやしていく。そして効率化を図っていくというようなことを考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） この番号利用によって、行政の事務が簡略化されて、行政の事務負担が少なくなるということを聞いています。しかし、この適正な取り扱いを万が一誤って、個人に対して多大な被害を及ぼすということがありますと、原子力でも同じだと思いますけれども、安全なうちはいいんですが、万が一あったときには、町にかなりの負担がかかってくると思われれます。万が一、個人に対して被害を与えた場合には、町としてはどのようなことを考えているのか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） なかなか万が一という場合は答えづらいと思えますけれども、それが例えばそういう責任があるということであれば、例えば国家賠償法による賠償だとかということも考えられないわけではないと思えますけれども、ただ、これが一つの社会基盤として確立していくには、間もなく施行されますけれども、これから何回かそういう変遷を経ていかなければならないと考えておりますので、町としては、国のマニュアルあるいは基準、そういうものを参考にして、そういうことのないように取り扱っていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ万が一にも個人に対して被害を及ぼすような漏えい事件とか、そういうことは、今の町の体制で絶対に起こさないということによろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 取り扱いについては、職員は非常に注意して、そういうふうにももちろんやっていくんですけれども、ただこれが絶対ないかといいますと、システムということですから、例えば国の機関でも入るし、例えばアメリカの国防総省にもそういうことが

あるわけですから、全くないとは言えないと思いますけれども、うちのほうとしましては、本当に定められたとおり、それに従って、ないようにやっていくというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 確認になりますけれども、年金情報漏れが発覚した後、国は、情報保全措置ができていないかどうかという調査をしたそうなんです。比較的多くの自治体が不十分だということがあったと。本町では、その辺は大丈夫なんですね。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それは年金に関してでしょうか。その他システム全般に関してでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） システム全体ではないかなというふうに、私はとったんですけれども、年金だけでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） そういう調査というのは、どういうあれかちょっと今わかりませんが、うちのほうでは承知しておりません。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 午前中の麻生議員の一般質問の中で、入院なさっている方、あるいは入所してる方のところには、カードが申請されれば届けることはできるけれどというような内容でした。申請しない人、カードが届かない人というのは、どういう不利益がありますか。カードが届かない場合の不利益。

（「番号」の声あり）

○11番（野中眞弓君） 番号、番号。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 午前中の質問の中で、例えばDVですとか入院とかで、本来住民登録された場所から離れている方については、申請をすればそこに届けますという通知カードですね、通知カードを届けるということなんですけれども、それがもらわないということになると、例えば間もなく税の中でも必要になってくるし、そういうところで書けなくな

ってしまうということが生じてくるというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかに。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうなるとどういう不都合が、カードが届かなかった人に対してあるんですか。例えば認知症で単独の身寄りがいないお年寄りが、認知症で入所しています。自分で申請するとか、そういうのってできないと思うんです。第一この制度があるということを知らないと思うんです。そういう人に対しては、何らかの不利益が生じるおそれはないんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 番号を記載した通知カードというのは、それは申請は要らないんですね。届けることは、本人が受領していただければ受領できる。ですからそれを本人が番号を受領しないというか、何かそうなっちゃいますと、法的にはそれを強制して、例えば自分の勤め先にそれを教えなくちゃいけないというのは、強制はなかなかできないようなんですけれども、そういうふうにマニュアル等を見ますと、できるだけ書いてくださいというふうをお願いをするようになっているようです。ですから、番号が伝わらないとなりますと、その本人もお困りになるでしょうし、行政としては、これは本当に非常に困ってしまう。

例えば、今言ったような書類の簡素化ですとか、本人がいろいろ添付書類とか、今まで要ると思いますけれども、そういうものが今回要らなくなるわけですけれども、そうなるかと本人がそれが無いということになると、また、そういう面倒な手続もしなくてはいけないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうではなくて、私の質問の仕方が悪かったんだと思います。

例えば、認知症とか、そういう老人ホームに入ったりして、本人に申請能力がないような人が、自宅にはいない能力のない人については、どんな不利益があるんですか。カードが手元に、自分で私は自宅にいないでカードもらえなかったの、カードをこちらに送ってくださいというようなことを申請すればそちらに届けますと、午前中の答弁であったと思うんです。その申請ができない、しないんじゃないかと、できない。能力がなくてできない、そういう人はどういう不利益をこうむるのか。あるいはそういう人に対してはどういう手当ををするのか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君）　そういう方で、例えば保佐人ですとか、法律上の代理人とかを置いてある方があれば、それは例えばかわりにできるんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、それがもし全然番号が伝わらないということになると、例えばそういう人に当てはまるかどうかわかりませんが、例えば児童手当をいすみ市に住んでいた方が、今度大多喜町に住んで児童手当を請求しますと、その場合に本来であればいすみ市から所得証明書をとりにいって、また大多喜町に来てという手間がかかるんですが、番号があればそれは大多喜町からいすみ市に照会をして、そういう書類は要りませんよと、そういう利便性が図られるわけですね。

ですから、認知症の方と、今のは話が違うかもしれませんが、例えばそういうことが受けられなくなる。例えば今まで住民票を添付していたものが、今回は不要になるものも出てくると思うんですね。そういうサービスが受けられなくなってしまうという不利益があると思います。

○議長（志関武良夫君）　11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　カード、個人番号がなければ、今までどおりの行政手続でいいということですね。

○議長（志関武良夫君）　総務課長。

○総務課長（加曾利英男君）　それがだから、どうしても番号がなければ、そういうようなことになろうかと思います。

○議長（志関武良夫君）　ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君）　けさほど出がけにテレビでやっていたけれども、はがきぐらいの大きさを3つに切って、自分のIDカードを持って、申請の3つになるんですよ。すごく字も細かいみたいだし、年寄りの対応がすごく大変だと思うんですよ。

そういう見本みたいなのは町のほうへ来ていないですか。きょうたまたま出がけにテレビで、はがきぐらいしかないですよ。それを3つに切っちゃう。自分の持っているやつは本当にちっちゃい、なくしちゃったら本当に困っちゃうような感じ。そういう見本は来ていませんか、手続の。

○議長（志関武良夫君）　税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君）　個人番号カードの見本というふうなことでございますけれども、今のところ町のほうにも来てございません。うちのほうとしても、総務省とかそういう

ところのホームページを見ながら、こういうイメージだというふうなことで、事務のほうを進めております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の野中議員さんのご質問とちょっとダブってしまうかもしれないんですが、個人番号通知は各世帯別というか住所地に、簡易書留で送っていただけるというふうに伺っていると思うんですが、例えばそれは留守だとか何かの場合に、受け取れなかった場合、本来はいるんだけど、留守とかをしていて受け取れなかったような場合というのは、それは例えば役所に戻されるのか。そういった場合には再度、もう一度送っていただくとか、そういう手続をしていただくことができるのかどうか。

これは、通常であれば、家に普通であればいて受け取れる状態が、たまたま受け取れなかったような場合ということの対応ということでお伺いしたいんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 簡易書留で送られますので、当然郵便局の方が配達に行ったときに、どなたかいないと郵便局のほうで、また持ち帰ってしまいます。それを何回かそこのお宅にお邪魔して、いない場合には不在票というふうな形で、お邪魔しましたけれども、局で預かっていますというふうな手紙を置いてくるかと思います。さらにまた、その期間が長ければ、一旦その簡易書留については町のほうでお預かりするというふうな形になります。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ちょっと間違っているのかどうかわかりませんが、このネットワークを使って、個人が何かを利用すると、要するに謄本とるとか、そういうことがある場合があると思うんですよ、ネットワークだから。そんなことはないんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） この情報関係のネットワークは、これは個人は入れません。利用する機関同士のものであります。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） そうすると、利用するのは必ず本庁に来なくちゃ利用できないということですか、このカードを。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それはですから役場に限らず、いろいろな場所といたしますが、利用する機関で利用できるということになりますけれども。あとは、例えばですけれども、条例等で規定すれば、例えば図書館のカードですとか印鑑証明のカードとか、それは条例で規定すればということですから、利用はできるということになります。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 茂原市とか勝浦市とか、ホームページの中に内閣官房のということで検索をマイナンバーのことでやると、だから一般の人も内閣官房で検索でやるとマイナンバーのやつが、動画で15分、個人、法人が20分ぐらいかな、動画で出てくるので、やはりみんな勉強したほうがいいと思いますね。それが一番簡単にわかる。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 町のほうも総務省のほうにつながるようになって、動画を見られるようになっておりますけれども、ただそれがちょっと探しにくいかどうかわかりませんが、町のほうもそういうふうにはなっております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議ありということでございますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、議案第50号 大多喜町行政手続における特定の番号を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

マイナンバーは、日本国内に住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまで、全員に12桁の番号をつけ、年金や税金、金融、医療などの情報を、一本に結びつけて国が管理し、税や社会保障の手続などで利用する仕組みです。午前中に麻生議員がわかりやすいように質問してくださいと思います。

行政側からすれば、国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる反面、国民にとっては分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが一たび外部に漏れ出せば、悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険は飛躍的に大きくなります。先進国のアメリカでは、2006年から2008年の3年間の間に、これを悪用した成り済ましの事件が1,170万件起き、被害額は約2兆円。それから韓国では、大量の情報流出、国民の数よりも多い大量流出があったり、あるいは民間の会社の社員がお金欲しさに自分の会社の持っている個人情報を、やはり1億人などという単位で売ると。日本でもことしベネッセとか、そういうところでそういう似たような事件が起きましたけれども、これは官がやるだけではなくて、民間も参入してくるわけですから、セキュリティーはかなり甘くなっていくのではないかと思われます。

10月5日から番号を国民に知らせる通知カードの郵送が始まります。しかし多くの国民は制度を詳しく知りません。そして、私もそうですが、情報漏れへの不安を広げています。企業の対応もおこなっています。従業員や家族のマイナンバーを集め、罰則つきで厳格に管理することが求められている民間企業、特に中小企業は業務の煩雑さや出費の重さなどに、頭を抱えている状況です。こんな状況で、厳重な保管が必要な番号の通知を始めることは、個人情報危険にいつそうさらすことになります。実施に突き進むのは無謀です。

内閣府の最近の世論調査では、先ほども出ましたが、マイナンバーの内容を知らない人が半数以上です。国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても国民に何の不利益はありません。先ほどもカードが届かない人は今までどおりの手続をすれば済むということでした。

町は、マイナンバー実施中止を、国に申し入れることを提案して、私の反対討論といたします。

○議長（志関武良夫君） 反対討論が終わりました。

次に、本案について賛成者の発言を許します。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 議案第50号 大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について賛成の立場から討論をしたいと思います。

ただいま、反対者の意見がありましたけれども、番号法は既に制定をされ、10月から運用が開始される。こういう状況にあるわけでありまして、今議案については、この個人番号の

利用に関する条例ということでありまして、番号法においては、個人番号の利用範囲を限定的に指定しておりますけれども、地方公共団体が条例で定める事務、福祉、保健、医療、社会保障、地方税、防災分野についても、独自に利用できると規定されております。

総務課長からも説明がありましたけれども、本町では個人番号を独自に利用する事務として、子ども医療費の助成に関する条例による助成金の支給事務、そしてひとり親家庭等医療費助成に関する条例による助成の支給に関する事務、重度心身障害者の医療費助成に関する条例による助成金の支給、この3点について番号法で規定する個人番号を使用するための、この条例を制定するものであるというふうに思います。

妥当な制定であるというふうに判断をし、賛成するものであります。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りします。

休憩をとりますか。

（「要らないよ」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 大丈夫ですか。執行部の皆さんどうですか。大丈夫ですか。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第7、議案第51号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、17ページをお開きください。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

について。

本文入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例は、非常勤職員の報酬の額及び費用弁償の額並びにその支払い方法を定めておりますが、平成27年4月に施行された大多喜町地域包括支援センター設置条例に伴い、地域包括支援センター運営協議会委員の報酬を規定する必要があります。このため、現行の条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第51号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表。

介護保険運営協議会委員の項の次に、次のように加える。地域包括支援センター運営協議会委員、3,500円。

附則。

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

報酬額につきましては、介護保険運営協議会委員報酬と同額であります。半日額となります。

以上で説明を終わります。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第8、議案第52号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、議案つづり19ページをお願いいたします。

議案第52号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入ります前に、提案理由のご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行により、平成27年10月から住民一人一人に個人番号が記載された通知カードが送付され、平成28年1月からは、希望者に個人番号カードが交付されます。本案は、通知カード及び個人番号カードの紛失や損傷等により、再交付が必要となった場合の手数料について、大多喜町手数料条例に加えるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表、住民基本台帳の部、住民基本台帳カード交付手数料の項を削る改正規定につきましては、平成28年1月から個人番号カードが交付されることに伴い、従来の住民基本台帳カードの交付が、平成28年1月から廃止になることにより、削除するものです。

次の、改正条項につきましては、別表、税務等の部の次に、個人番号の通知カード再交付手数料1枚につき500円。個人番号カード再交付手数料1枚につき800円を加える規定でございます。通知カード及び個人番号カードとも、初回の交付につきましては無料とされておりますが、紛失や損傷等により再交付の場合の手数料を、それぞれ定めるものでございます。再交付の手数料の額につきましては、通知カードの原資あるいは個人番号カードのICカード購入原価等を考慮し、総務省から示された額と同額でございます。

なお、それぞれのカードとも住所変更等による追記欄の余白がなくなった場合や、発行主体町等の過失による場合などは、やむを得ないものとして町長が認めることとなり無料とな

ります。

附則といたしまして、この改正条例につきましては、平成28年1月1日から、また、通知カードの再交付手数料の規定につきましては、平成27年10月5日から施行するものでございます。

以上で、提案理由及び改正内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 再交付を受けられる条件というか、そういったものは、先ほど紛失とか損傷とかあったと思います。それ以外にあるのか。それと、再交付を受けてなくしたという場合に、単純になくしたというだけで再交付は受けられるものなのか。再交付を受けた後なくしたとって万が一またカードが出てきた場合、1人で同じカードを3枚も4枚も、極端に言うともつようなこともあり得るのではないかと、そういった場合の措置はどのように考えるのか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 再交付の要件といたしましては、先ほど申しあげました紛失であるとか焼失、破損、カードの機能がなくなってしまった場合というふうなことでございます。当然再交付の場合、例えば破損等であれば引きかえというふうな形もできるかと思えますけれども、焼失あるいは紛失等であれば、そういうものは提示できないと思われまので、申請書を出していただくというふうな形です。

そして、やはりこのカードそのものは、お一人1枚持つのが原則。ただ、通知カードあるいは個人番号カードいずれかを1枚持つというふうな形です。ですから、仮に再交付した後に、なくしたつもりが出てきたというふうな場合は、古いカードは返していただくというふうな形で考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） それともう一つ、カードをちょっと不正に使われた疑いがあるとかという場合、もし万が一ですね。本人が思っ。その場合にすぐ窓口、多分届けるんじゃない

いか。何か不正に使われたということが判明したときには、住民課の窓口に行くと思うんですけども、その場合にどのような措置、再交付というような、番号が変えられるのかどうかかわからないけれども、そのような場合には再交付、番号というか、そのような形になるんですか。どのような形なんですか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ご本人の知らないうちに番号が不正に使われたとか、あるいは漏れてしまったというふうな。基本的にこの個人番号というのは、普通であれば一生変わらないものでございます。ただ、今言われたように漏えいしてしまったとか、そういう場合には、新たな番号をいただく形になるかと思えます。その場合は当然通知カードなり個人番号カードの再交付を受けるというふうなことで、対応する形でございます。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第9、議案第53号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、21ページをお開きください。

大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例は、介護予防・生活支援事業の利用者から負担金を徴収することに関して定めておりますが、今回、緊急通報システム業務委託契約の委託業者が新規事業者となり、委託金の金額が現行より安価となることから、利用者負担につきまして現行の条例について、一部の改正の必要があり、ご提案するものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第53号 大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中、緊急通報体制等整備事業、緊急通報装置のレンタル料、1月当たり360円。ただし、緊急通報装置を撤去した月は徴収しない。を、緊急通報体制等整備事業、緊急通報装置のレンタル料、1月当たり緊急通報システム業務の月額委託料の10分の1の額、10円未満切り捨て、ただし緊急通報装置を設置した月は徴収しない。に改める。

附則。

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

現行の本条例別表中の緊急通報体制整備事業の負担金は、360円と金額を明記しておりますが、今後の契約業者の変更等の対応と、事務の効率化を図るため、緊急通報システム業務の月額委託料の10分の1の額、10円未満切り捨てと明記をさせていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 緊急通報装置は、業者とともにシステムも変わったのでしょうか。

それから、具体的に10分の1の額は幾らになりますか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですけれども、まずシステムが変わって機械も変わります。ただ、操作自体は簡単なもので、前の機械もそうですが、緊急と相談という

その2つのボタンしかありません。今回も機械は変わるんですが、緊急と相談というそのボタンの2つで対応しておりますので、利用者としてはそんなに戸惑いはないと考えております。

それと、今回安価になったということで、360円が270円になったところでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私1年か2年くらい前に、緊急通報装置、ピーッとやったら警備員さんが直接来るような、いすみ市や御宿町で採用しているような、そういうシステム、採用できませんかというようなことを一般質問したんですけれども、それとは違うんですね。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） そのシステムとは違います。一応、緊急の場合、誰かが来るということじゃなくて、センターのほうに連絡が入りまして、それでその情報提供というか、役場のほうに来たり、そういう形になりますので、誰かがそこに行くということではありません。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑

○議長（志関武良夫君） 日程第10、議案第54号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、23ページをお願いいたします。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号法とありますが、一部の規定を除き、平成27年10月5日から施行されます。番号法では、個人番号を利用することができる事務といたしまして、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務について、個人番号を利用できると規定されております。

このことから、本町におきましても、介護保険事務のうち、保険料の徴収、猶予及び減免申請の確認事務について、事務をより効率的かつ正確に行うための改正と、あと延滞金の割合の特例について、大多喜町税条例と同じ扱いをするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第54号 大多喜町介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中、氏名及び住所を、氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）に改める。

第9条第2項第1号中、氏名及び住所を氏名、住所及び個人番号に改める。この改正につきましては、保険料の徴収猶予及び減免の申請時に申請書類に被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所を記載することになっておりますが、これに個人番号を新たに記載する項目として加えるものでございます。

附則第6条を次のように改める。

延滞金の割合の特例。

第6条、当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が、年7.3パーセントの割合

に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に、次のページをお願いいたします、年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントにあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を合算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

この延滞金の割合の特例につきましては、本来国税における延滞税等の見直しが行われた際に、改正をすべきところでありましたが、改正に漏れがあったため、今回改正し、大多喜町税条例と取り扱いを同じくするものでございます。

改正内容につきましては、当分の間、延滞金の年14.6パーセントについては、特例基準割合に、年7.3パーセントの割合を加算した率とするものの規定でございます。また、年7.3パーセントについては、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した率とするというものでございます。ただし、この場合、加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には年7.3パーセントとするというものでございます。

この特例基準割合とは、銀行の新規の短期貸付約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに、財務大臣が告示する割合に1パーセントを加算した割合が特例基準割合となります。

例えば、本年、平成27年の場合は、特例基準割合は1.8パーセントとなります。このことから、平成27年の延滞金の割合は、14.6パーセントではなく、特例基準割合1.8パーセントに年7.3パーセントの割合を加算した年9.1パーセントの割合となります。また、年7.3パーセントの割合は、1.8パーセントに年1パーセントの割合を加算した年2.7パーセントの割合となるものでございます。

附則。

施行期日。

第1条、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための個人の番号等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定及び次項の規定は、平成27年10月1日から施行する。これにつきましては、施行期日についてそれぞれ規定したものでございます。

経過措置。

第2条、改正後の大多喜町介護保険条例、附則第6条の規定は、延滞金のうち平成27年10月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、

なお従前の例による。経過措置について規定したものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 第9条第2項第1号中、氏名及び今まで住所でよかったのに、プラスして個人番号を記載すると。個人番号というのはそもそも個人を特定する番号であるものと思います。普通であれば、個人番号だけを書けば、住所、氏名まで書類に書く必要はないんじゃないかと思うけれども、そうすると個人の名前とあれて下に番号書いちゃえば、この人の番号はこの番号だとすぐにわかっちゃうわけだね。

一般的に個人番号の取り扱いというのは、大体、住所と氏名と番号を書くんですか、役所に届ける場合には。そうすると、一目瞭然、誰が見ても自分の番号が知れちゃうというような気がするんだけど、その辺はどうなんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問なんですが、その番号を一応利用するものは、先ほど言いましたが、保険料の徴収猶予とか、減免の申請に関して番号を用いるものであって、その辺の税条例とか、そういう関係に使うための番号をいただいておりますので、これ氏名、住所、確かに個人番号だけでわかるじゃないかと言われればそれまでなんですけれども、申請なんかにやはり個人の氏名、住所は必要になってくると考えております。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） そうすると、役所に提出する書類に個人番号を書くというのは、ほかにもあると思いますけれども、その際も住所、氏名と個人番号を必ず記載するんですか。それともこの条例に定めたこの介護保険条例のときだけなんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 介護保険は、こちらで使うものもあると思います。ただ、ほかにも使うものとしては、うちのほうは把握しておりませんので、介護保険の場合はこの番号、氏名、住所を使う、申請段階で明記してもらうような形になっております。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ総務課長、役所に個人番号を書く場合あると思うんですけども、その上、やっぱり住所、氏名プラス個人番号、全て書くんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ほとんどの申請書は、たまたま総務課はそういうものはほとんどないと思いますけれども、住所、氏名と個人番号を書くというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 私、延滞金の特例が全然わからないんですよ、さっきからパーセントばかりで。何か事例出せる方法はないんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 事例でいきますと、じゃ平成27年、先ほども言いましたけれども、それを少し詳しく説明させていただきたいと思います。

本来ですと、今までの条例でいきますと、本来14.6パーセントの年延滞金を取らなくちゃいけないのを、この特例で、特例基準割合、これは財務大臣のほうから通知があるものなんですけれども、これが平成27年度は1.8パーセントになります。1.8パーセントで今回の改正でいくと、14.6パーセントの場合は、その特例基準割合に年7.3パーセント、率を足しなさいよということですので、その1.8パーセントに7.3パーセントを足した9.1パーセントが、平成27年の延滞金の率となります。

○議長（志関武良夫君） 代表監査委員。

○代表監査委員（滝口延康君） 監査委員の立場からちょっと言わせてもらいますけれども、これはもうろうとした頭じゃわからないよ。だから、明日でもいいから算式をきちんと出して提示したほうがいいと思います。ちょっとこれ、言葉だけで説明してもわからないと思います。

私はそれを提案したいと思います。ちょっと切っちゃって申しわけありませんけれども、以上です。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、ちょっと例を挙げさせていただきます。

まず、保険料が2,000円の場合を想定していきます。保険料が2,000円の場合、前条例でいきますと、ごめんなさい、2,000円だと無料になっちゃいますね。ごめんなさい。3,000円で行きます。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長、今野村議員が質問したんですが、なかなか口頭だとちょっとわかりにくいということですので、わかりやすく書いたものを本人に手渡していただくようなことでどうですか。後で、今じゃなくて。

（「みんなに配ってよ」の声あり）

○議長（志関武良夫君） だから、あしたにでもちょっとわかりやすい説明のあれで。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、あしたに延滞金の計算例ということでお示しをさせていただきますと思います。すみません。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） この議案はあしたやるということですね。

○議長（志関武良夫君） そうですね。今ちょっと、これ採決するというわけにもいかないかなど。

（「すぐわかるよ」の声あり）

○議長（志関武良夫君） すぐわかる、そうですか。

じゃすぐわかるそうですから、ちょっと。コピーしてきて。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） すみません。資料が旧割合の資料しかありませんでしたので、あした改めて提出させていただきます。

○議長（志関武良夫君） 今、健康福祉課長のほうから説明がありましたから、あしたということでございます。ご理解いただけますか。

（「了解」の声あり）

○議長（志関武良夫君） それでは、これをもちまして、本日の会議は全て終了となりました。

なお、この後9月会議の議事案件の審議要領について、議会事務局から説明を予定していましたが、時間が大分遅くなりましたので、印刷物の配付とします。あしたの議案審議にも関係しますので、お読みくださるようお願い申し上げます。

以上です。

今資料を配ってもらっていますが、54号の関係ですが、あしたの議事日程に組み入れたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（志関武良夫君） それでは、これで全て終了といたしたいと思います。

以上で解散します。

長時間にわたりましてご審議、どうもありがとうございます。ご協力いただきましてありがとうございます。

（午後 8時11分）

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 2 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成27年9月10日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
税務住民課長	市原和男君	健康福祉課長	永嶋耕一君
子育て支援課長	吉野敏洋君	建設課長	末吉昭男君
産業振興課長	野村一夫君	環境水道課長	米本和弘君
特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君	会計室長	三上清作君
教育課長	野口彰君	生涯学習課長	関晴夫君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程（第2号の1）

- 日程第 1 議案第 5 4 号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度大多喜町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について
（提案説明）
- 日程第 8 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出
決算認定について（提案説明）
- 日程第 9 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について（提案説明）
- 日程第 1 0 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について（提案説明）
- 日程第 1 1 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（提案説明）
- 日程第 1 2 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度大多喜町水道事業会計利益の処分及び決算認定に
ついて（提案説明）
- 日程第 1 3 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定に
ついて（提案説明）
- 日程第 1 4 報告第 6 号 平成 2 6 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 5 報告第 7 号 平成 2 6 年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率
の報告について
- 日程第 1 6 報告第 8 号 平成 2 6 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づ
く資金不足比率の報告について

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

昨日の本会議に続き、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎町長の報告

○議長（志関武良夫君） これから、本会議に入るわけですが、その前に、町長から現在の大雨の状況の説明がございましたのでお聞き願いたいと思います。

町長どうぞ。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

きのうから大変雨が降りまして、各地で被害が出ているわけですが、本町の状況を報告させていただきたいと思います。

きのう9日の午前2時9分に、本町に大雨警報の発令、また、本日10日の午前2時46分に洪水警報の発令がありました。よりまして、町といたしましては、土砂災害警戒警報の発令が予想されるため、本日の午前4時に各課長を招集しまして災害対策本部を設置し、土砂災害警戒警報が発令された場合は、避難所を直ちに開設できる体制をとっているところでございます。

現在のところ、被害の報告はないということでございます。そういうことで、きょうの本会議につきましても、職員も夕べ、というのかな、きょうの朝早くから来ておりましたので、きょうの会議につきましても、作業衣で出席させていただきますことをご了解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 本日の議事日程につきましては、ただいま配付してございます議事日程第2号の1より進めてまいりますので、ご承知願いたいと思います。

なお、本日の会議終了後、視察研修につきまして打ち合わせを行いますので、この会場に

お集まりいただきたいと思います。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第1、議案第54号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

なお、本件につきましては、昨日の会議において説明が途中で終わっておりますので、引き続き説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、きのうの途中ということでしたので、延滞金の関係からご説明させていただきたいと思います。

お手元に、延滞金についてということと、あと、計算例1、裏に2枚目に、計算例2ということで資料をお配りしましたので、それをもとに説明させていただきます。

まず、1枚目の延滞金についてでございますけれども、比較表をごらんになっていただきたいと思うんですが、まず、延滞金の率につきましては、1カ月以内と1カ月以上で率が違っております。

（「6,000円」の声あり）

○健康福祉課長（永嶋耕一君） よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 延滞金の率につきましては、納期限が1カ月以内と1カ月以上で率が変わります。まずこの表でいきますと、納期が1カ月経過したものにつきましては、本則では14.6パーセントで、その下に納期が1カ月以内の場合、7.3パーセントがこれ本則でございます。

今回、その改正の関係なんですけれども、その本則に改正前の特例、その場合、1カ月を経過した場合はなしということで、その隣に改正の割合ということで14.6パーセントがそのまま生きることになります。

納期限1カ月以内の場合は、特例基準ということで、改正前は4.3パーセントが基準になります。これというのも、その下に、特例基準割合ということで、改正前の基準につきましては、日本銀行が定める前年の11月30日の基準割引率に年4パーセントを加算する割合。ですから、0.3パーセントがその基準割引率ですか、になりますので、4.3パーセントが該当になります。

改正後の特例としまして、1カ月以上経過した場合は、特例割合に7.3パーセントを加えたもので、平成27年度の率につきましては9.1パーセントが該当になります。ですから、率は下がるということでございます。1カ月以内につきましては、やはり特例基準割合に1パーセントを足した2.8パーセント、これが基準になります。

改正後の関係につきましては、前日申し上げたとおりでございます。

2枚目の計算例1をごらんになっていただきたいと思うんですが、その比較表を見ながら聞いていただきたいと思うんですが、まず、計算例の1でございますけれども、改正前、税額が20万、納期が平成23年2月28日、納付日が平成23年4月27日の場合、これ、日にちとかそういうのは、一応、約2カ月弱で参考にさせていただきました。日数の関係ですけれども、納期が翌日から1カ月を経過する日までの期間の日数ということで2月28日があればなりません、3月1日が基準になりますので、1カ月以内ということで31日が計算になります。1カ月以上ということで4月1日から27日までということで、27日が該当になります。

その下に計算式があるんですが、まず、20万円掛ける31日、これは1カ月以内の場合ですね。31日掛ける1カ月未満ですので4.3パーセントを掛けます。それを365日で割るものがございます。それが右のほうに730円となります。

次に、20万円掛ける27日、これは1カ月以上の日数ですので27日掛ける14.6パーセント、改正前の率は14.6パーセントでその14.6パーセントを掛けるものがございます。それを365日で割ります。そうすると2,160円となります。その合計が2,890円で、延滞金の場合、100円未満は切り捨てとなっておりますので延滞金は2,800円となります。

次に、改正後ですけれども、やはり税額が20万円、納期が平成27年2月28日から、納付日が平成27年4月27日、やはり日数は同じにしてあります。それで、計算式なんですけれども、20万円掛ける31日掛ける2.8パーセント、1カ月以内は今度は2.8パーセントですので、2.8パーセントを掛けます。それ割る365日で475円となります。

次に、20万円掛ける今度は1カ月以上27日ですので、27日掛ける今度は改正後は9.1パーセントですので、9.1パーセントを掛けます。それを365日で割るものがございます。それが1,346円、合計といたしまして1,821円、延滞金は1,800円となります。

これ、税の関係で、税額でちょっと申し上げましたけれども、2枚目に、介護保険の保険料でちょっと計算をさせていただきました。

介護保険料が6,000円の場合、納期とか納付日は全部同じでございます。そうしますと、改正前ですけれども6,000円掛ける31日掛ける4.3パーセントの365で割りますと21円、それ

プラス6,000円掛ける27日かける14.6パーセント、それを365日で割りますと64円で、合計いたしますと85円ですけれども、延滞金の場合、1,000円未満の場合は切り捨てでゼロになります。よって延滞金はゼロということになります。

改正後は、やはり6,000円掛ける31掛ける2.8パーセントですので、それを365日で割ると14円になります。それプラス1カ月以上ですので、1カ月以上が27日ですので、6,000円掛ける27日掛ける9.1パーセントでございますので、それを365日で割りまして40円となります。合計としまして54円、1,000円未満切り捨てということで延滞金はゼロということになります。

以上で説明を終わりにしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行いたいと思います。

質疑ありますか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） すみません、きのう、私が質問をして資料をつくってもらってありがとうございます。

延滞金についての資料の平成27年度中の割合9.1パーセントと2.8パーセントと、この数字はどこから出て、どういうふうに出したんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） この数字でございますけれども、特定基準割合ということで、財務大臣が告示する国内銀行の新規貸出約定の平均金利を当該年の前々年の10月から前年の9月までの平均に1パーセントを足したものでございます。

ですから、ことしは0.8パーセントですか、それに1パーセントを足しますので1.8パーセントが特例基準割合となります。

○議長（志関武良夫君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 毎年毎年、変わるということで、この延滞金のこれ、前回の計算するんですか、これは。変わるということは、非常にわかりにくいよね、今、どこから数字が出てきたかわからないんだけど。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですけれども、これは毎年変わります。

去年が0.9パーセントで1.9パーセントになります。ですから0.1パーセント下がっており

ます。ですから、毎年毎年、この率は変わっていくと思われま

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ないようですので質疑なしとします。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第2、議案第55号 平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第55号の説明をさせていただきます。

25ページをお開きください。

平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,107万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,996万4,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものでございます。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によることを定め

るものです。

初めに、地方債の補正を説明させていただきますので、29ページをお開きください。

第2表地方債補正、起債の目的、上水道出資債は南房総広域水道事業団への出資債で補正前の限度額2,580万円を220万円増額し、2,800万円とするものでございます。

次の道路整備事業債は、過疎対策事業債を充当する橋梁長寿命化事業の事業費の減額を見込み、補正前の限度額7,700万円を590万円減額し7,110万円に補正するものでございます。

それでは次に、事項別明細書により歳入予算の説明をさせていただきます。

32ページ、33ページをお開きください。

2、歳入。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料1万円の増額補正は、個人番号の通知カードと個人番号カードの再交付手数料でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金505万4,000円の増額補正は、障害者自立支援給付費等の増額に伴う国の負担額2分の1でございます。

次の項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金521万8,000円の増額補正は、地方創生先行型交付金3事業分に対するものと、個人番号カード交付事務費補助金でございます。

目4土木費国庫補助金360万円の減額補正は、橋梁長寿命化事業費の減額に伴うものでございます。

次の款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金252万7,000円の増額補正は、障害者自立支援給付費の増額に伴う県の負担額4分の1でございます。

項2県補助金、目4農林水産業費県補助金12万2,000円の増額補正は、対象事業の増加に伴うものでございます。

目5商工費県補助金81万6,000円の増額補正は、商い資料館のトイレの改修工事に伴うものでございます。

次の項3県委託金、目1総務費委託金の17万2,000円の増額補正は、各種統計調査委託金の交付決定等に伴うものでございます。

次の款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金1万円の増額補正は、図書書籍代の寄附1件分でございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目6ふるさと基金繰入金256万8,000円の増額補正は、西小学校の滑り台の購入へ107万4,000円、町道船子東前線、船子城見ヶ丘側の補修工事へ149万4,000円、それぞれ充当するものでございます。

次のページをお開きください。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金5,701万3,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため計上させていただきました。

款20諸収入、項4雑入、目3雑入の513万1,000円の減額補正は、面白峡発電所の管理方法の変更によるものでございます。

款21町債、項1町債、目2衛生債220万円の減額補正と、次の目3土木債590万円の減額補正は、第2表で説明させていただきました地方債の補正分でございます。

次に、今回の補正予算では、職員の人事異動に伴う増減がございますので、初めに、給与費明細書でご説明させていただきます。

56、57ページをお開きください。

給与費明細書の1、特別職の表の区分の欄の比較の項、一番下のところですが、長等の共済費13万6,000円の増額は、年金制度が厚生年金の標準報酬制へ移行する改正に伴う増額でございます。なお、この改正は一般職員も同様でございます。その他特別職の報酬17万9,000円の増額は、総合開発審議会委員の報酬の増額と地域包括支援センター運営協議会委員の報酬の増額でございます。

次のページをお開きください。

2、一般職の1号、総括の表の区分の欄の比較、一番下の行の職員数でございますが、一般職が1人減員し、括弧内の1人の増員は任期つき採用職員でございます。

次に、給料2,174万6,000円の減額、職員手当399万9,000円の減額、共済費1,194万9,000円の減額で、合計3,769万4,000円の減額でございます。

職員手当は、次の職員手当の内訳の表のとおりで、時間外勤務手当の増額はございますが、これは、企画財政関係職員人件費、林業関係職員人件費、商工関係職員人件費、町道改良事業、保健体育職員人件費でそれぞれ増額となっております。

その他の手当につきましては、対象職員の増減等によるものでございます。

以下の表につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書の歳出を説明させていただきますので36、37ページをお開きください。

なお、人件費の各事業につきましては、給与費明細書で説明させていただきましたので、割愛をさせていただきます。

3、歳出、款1議会費、項1議会費、目1議会費169万6,000円の減額補正は、人件費の減額と議会議員視察時の事務局職員の旅費でございます。

次の款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費253万4,000円の減額補正は、人件費の増減のほかに、一般事務費の共済費は追加費用等負担金の減額で、備品購入費は紙折り機の購入、職員研修事業は参加職員の増によるものでございます。

次の目 2 文書広報費 2 万7,000円の増額補正は、上瀑地区の掲示場の変更に係るものでございます。

次の目 3 財政管理費665万3,000円の増額補正は、地方公会計の整備を推進するため町の固定資産台帳のデータ整備を行うものでございます。

次の目 5 財産管理費19万9,000円の増額補正は、庁舎空調用エアフィルターの交換に係るものでございます。

次の目 6 企画費113万1,000円の増額補正の主な内容は、コピーの借り上げ料と、次のページの町国際交流協会補助金で、台湾の集集鎮の鎮長の来町に伴う経費に係る補助でございます。地域公共交通対策事業は、高速バス運行開始時に周知するチラシを作成する経費や、運行開始式典時の横断幕、看板等の作成、会場の設営委託料でございます。

目 8 諸費520万円の増額補正は、地方創生先行型事業として実施するもので、大多喜の冊子発行事業は町を紹介する A 5 判の冊子を5,000部作成するものでございます。愛着心育成事業は教育委員会で副読本として使用されている「わたしたちの郷土 大多喜町の歴史」を各世帯、転入される方などに配布して、町への愛着心を深めていただくとするものでございます。旧上瀑小学校活用事業は、現在、学童保育で一部の教室を使用していますが、使用していない空き教室や調理室をサテライトオフィスやスモールキッチンなどで活用しようとするものでございます。

次の項 2 徴税費、目 1 税務総務費117万5,000円の減額補正は人件費の減額で、次の目に賦課徴収費60万円の増額補正は、法人関係の申請届け出の電子受け付けサービスと税制改正に伴う町の軽自動車税システムの改修でございます。

次の項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費177万9,000円の増額補正は、人件費の減額と戸籍事務費は印鑑登録証明書の印刷製本費と、住民基本台帳ネットワークシステム事業は個人番号の通知カードが10月から発送され、1月からカードの交付が始まりますので、この事業に対応するため、次のページの41ページですが、臨時職員の雇用やカードの裏書き、臨時用機器とタッチパネルの整備に係る経費及び再交付に係る交付金でございます。

次の項 5 統計調査費の目 1 統計調査総務費8,000円の増額補正は、人件費の増額で、次の目 2 各種統計調査費17万3,000円の増額補正は、学校基本調査と国勢調査の交付決定等に伴

う変更でございます。

次の款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費823万5,000円の増額補正は、人件費の減額と障害者福祉事業は対象児の増及び生活保護受給者の医療給付費の増額、国民健康保険特別会計繰出金の減額でございます。

次の目 2 国民年金費51万3,000円の増額補正は、人件費の増額で、次のページをお開きください。

目 5 介護保険事業費の377万4,000円の増額補正は、日常生活支援総合対策事業の実施に伴うパソコン用ソフトの修正と介護保険特別会計への繰出金などでございます。

次の項 2 児童福祉費の目 1 児童福祉総務費425万2,000円の減額補正は、人件費の減額と目 4 児童福祉施設費1,546万3,000円の減額補正は、人件費の減額と非常用照明器具蓄電池の交換などでございます。

次の款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費17万4,000円の減額補正は、人件費の減額でございます。

次のページをお開きください。

目 2 予防費の90万9,000円の増額補正は、健診対象者の増加分でございます。

目 3 環境衛生費530万1,000円の減額補正は、人件費の減額と不法投棄禁止の看板の作成及び小水力発電所管理運営事業は、管理方法の変更に伴うものでございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費 1 万2,000円の増額補正は、人件費の減額と除草作業の賃金が含まれております。

目 2 塵芥処理費13万8,000円の増額補正は、9月の連休時に可燃ごみの特別収集を実施する経費でございます。

項 3 上水道費、目 1 上水道運営費213万4,000円の増額補正は、南房総広域水道企業団への出資金の増額でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費50万円の減額補正は、人件費の減額で、目 2 農業総務費141万1,000円の増額補正は、人件費の増額と、次の47ページに続きますが、臨時職員 1 人分の賃金でございます。

次の目 3 農業振興費18万1,000円の増額補正は、環境保全型農業直接支払対象事業の対象面積の増加に伴うものと、道の駅連絡会の会費の増額によるものでございます。

次の目 5 農地費33万5,000円の増額補正は、平沢ダム管理用ボートの修繕料とダム管理技士の登録更新に係る経費で、基幹農道整備事業は冬季凍結防止用の塩化カルシウムの購入で

ございます。

目 6 農業施設費2,349万9,000円の増額補正の主なものは、味の研修館の備品購入費としてフードミキサーを購入するものと、農村コミュニティーセンターの多目的ホール天井非構造部材の耐震化工事と施工管理委託料でございます。

次の項 2 林業費、目 1 林業総務費 8 万4,000円の増額補正は、人件費の増額で、目 3 大多喜県民の森運営費119万円の増額補正は、人件費の増額と汚泥の収集委託料でございます。

次の48ページ、49ページをお開きください。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費213万4,000円の増額補正は、人件費の増額で、目 2 商工業振興費15万1,000円の増額補正は、エアコンの故障に伴う新規分の購入でございます。

次の目 3 観光費329万1,000円の増額補正は、小沢又駐車場予定地の用地測量委託料と観光地魅力アップ事業として行う商い資料館のトイレ改修工事、観光センターのガスヒートポンプの修繕料、観光振興事業の旅費は徳川家康公顕彰四百年記念事業参加時の旅費、それと大多喜情報マップの作成、原材料費は大塚山万葉ロードの万葉集の立て札100本と、お城まつり実行委員会補助金は台湾の集集鎮の鎮長が参加する際の甲冑の衣装等に係るものと、町観光協会補助金は、10月の連休時に大多喜駅周辺の観光地を巡回するバスを試験的に運行するものでございます。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費256万4,000円の増額補正は、人件費の減額と道路台帳の電子データ化に伴い現況等のかい離箇所分の整備に係るものでございます。

目 2 登記費102万5,000円の減額補正は、人件費の減額でございます。

次のページをお開きください。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費236万3,000円の増額補正は、公用車のタイヤの交換と、三又地先の道路のり面修繕計画の業務委託及び船子東前線の城見ヶ丘側の補修工事として車両運搬手数料、車両借り上げ料、区画線工事、道路補修用材料などでございます。

目 2 道路新設改良費1,583万9,000円の増額補正は、人件費の減額と宇野辺当月川線の土質調査業務、川畑下線の路線用地測量業務、新坂泉水線の路線測量業務、船子東前線の国道465号線側の土質調査業務や、増田小土呂線、弓木西下線の用地取得費、増田小土呂線と船子東前線の補償費でございます。

目 3 橋梁維持費の100万円の減額補正は、48橋分の橋梁点検委託業務の増額と、塩湊橋橋梁補修工事の減額でございます。

目4交通安全対策費25万円の増額補正は、道路照明やカーブミラー、ガードレールの購入でございます。

次の項4住宅費、目1住宅管理費88万4,000円の増額補正は、新丁住宅の污水配管の修繕と田丁団地の駐車場の区画線工事でございます。

目2宅地造成費577万6,000円の増額補正は、旧上瀑保育園の跡地を宅地として分譲するための分筆測量や、次のページの給水設備工事及び工事材料などでございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費140万4,000円の減額補正の主なものは、人件費の減額でございます。

次の項2小学校費の目1学校管理費252万円の増額補正の主なものは、西小学校の滑り台の設置にふるさと基金を充当するものと、大多喜小学校の正門の塗装と高圧受電P A Sの交換工事、大多喜小の修繕は照明器具の基盤等でございます。

次の項3中学校費、目1学校管理費13万6,000円の増額補正は、大多喜中学校の倉庫のシャッターの修繕料でございます。

目2教育振興費132万3,000円の増額補正は、大多喜中学校の備品として楽器を購入するものでございます。

次の項4社会教育費、目1社会教育総務費307万2,000円の増額補正は、人件費の増額でございます。

次のページをお開きください。

目2公民館費23万3,000円の増額補正は、空調設備の修繕などでございます。

目3図書館費6万7,000円の増額補正は、寄附を受領した分の書籍の購入や書庫の除湿器の購入等でございます。

目4文化財保護費は、小土呂区の中野屋と役場中庁舎が国登録有形文化財に認定されたので、認定板を設置する工事でございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費450万8,000円の減額補正は、人件費の減額で、目2学校給食費97万2,000円の増額補正は、人件費の増額と調理用備品の修繕、排水処理施設機械室ドアの改修工事などでございます。

目3体育施設費27万3,000円の増額補正は、トラクターのバッテリーの修繕とテニスコートの部分補修、野球場用の砂の購入、海洋センター管理運営事業は窓ガラスの修繕とバレーボールのポールのカバーを購入するものでございます。

以上で平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません、あれ、これ全体でいいでしたっけ。

○議長（志関武良夫君） はい。

○1 番（根本年生君） ページ39ページの総合開発審議会委員報酬、これ恐らく、当初の予算から会議の回数によって、その委員の報酬がふえたということだとは思いますが、今後、協働のまちづくりということで、盛んに町のほうも言っています。

すると、町民の意見を聞く機会というのが、総合開発審議会を含めてこれからどんどんふえていくんじゃないかと。そうすると、そのたびにこういった予算をとっていくと、予算もなかなか厳しい中、本当はもっと町民の意見を聞きたいんだけど、予算の足かせがあるんでなかなか会議を開けないとか、そういった足かせになっているんじゃないかという気がしてなりません。もし、こういった予算がなければ、もっと意見を聞く場を設けられるのではなかろうかと。

それと、一般質問でも、ほかの方も、私も含めて言っていると思うんですけど、これは町が要請して委員になれば費用が出るけれども、自分たちが自主的にボランティア活動を、よく言われているのは大塚山とかあとほかの面でも、自主的にボランティアの活動をしている方について、多少実費とかですね、そういった補助をできないかということが再三言われているんじゃないかと思えますけれども、それは、答弁の中では、お金がないとか、勝手に、こんなこと言っちゃ申しわけないけれども、自由に勝手にやっているからなかなか難しいよということと言われるんだけど、もし、このこういった委員の報酬とか各種あると思いますけれども、こういったのを少し減らすとかして、そういったほうに回すとか、あと、最初言ったように、こういったことがあると、町民の意見を聞く場が限られてきちゃうんじゃないかという気がしてなりませんけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この総合開発審議会の関係でございますけれども、これはあくまでも町長の諮問機関ということで、町長がその諮問したものに対して適正な答申を出していただくということでございます。

それで、条例で決定しているものでございますし、それに関しては適正な金額ではないかなというふうに考えております。

またこの見直しについては、最近、日当を減額するとか、そういう対応もしておりますので、その辺でご理解いただければと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 住民の方がこれ参加するのに、多分お金が払われるから参加しないとか、そういったことで思っている方は、ほとんどいらっしやらないのじゃないかと思っています。できるだけ町民の聞く機会を設けていただくということを前提に、こういったものはもう少し見直していただければよろしいのかと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 回答要りますか。

○1番（根本年生君） いいです。

○議長（志関武良夫君） いいですか。

ほかにございますか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 51ページ、橋梁維持費の関係で工事請負費、橋梁の補修工事で1,300万減額になってはいますが、まず、塩湊橋の関係で減額になっていると思うんですけども、この場合、塩湊橋、今、工事やってもらっていたんですけども、全体的にやって、橋脚の分も全部やっているんですが、足の分ですよ。何か全部は補修、剥離、何かしているところあるから、実際的に一部剥離しているところも残したまま完成という形になるかと思うんですけども、その点、どういう形に、あれでよろしいんですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 塩湊橋につきましては、本年、継続してやっております。この減額の分の中には、入っておりません。

（「ああそう」の声あり）

○建設課長（末吉昭男君） はい。今、残っているとおっしゃいました分については、継続して本年やります。それで、橋脚1本やって完成となります。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、47ページ、農村コミュニティーセンターの管理運営事業についてお伺いさせていただきます。

こちらの耐震による非構造部材のつり天井の撤去ということで、ご説明をいただきました。ここは、つり天井とともに上に空調がついていると思うんですけれども、こちらも取り外すことになるのかどうか、また、取り外すような場合は、その後の空調設備についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのか伺いたしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 農村コミュニティーセンターの管理運営事業の工事請負費については、平成26年4月1日に建築基準法施行令の改正に伴い、特設天井高さ6メートル以上、水平面積200平方メートル以上について国の認定を受けたものとしなければならないという規定がなされました。これに伴い町では、農村コミュニティーセンターの体育館については、平成26年度実施設計し、平成27年度改修工事を行うという計画を立てました。

また、天井が一部腐りかけている、また、20年以上経過している重厚な冷暖房機が天井裏に6機取りつけてあるということから、耐震診断は行わず、撤去するという一番安全な方法を選択し設計いたしました。

工事内容は多目的ホールの天井及び冷暖房機の撤去、照明器具のLED化、また、事務室屋上上の防水工事になります。それで、冷暖房についての撤去については、平成26年度使用日数について35日、平成25年度が73日という使用日数が少ないため、費用対効果を考えると設置しにくいという判断に至りました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 確かに、今おっしゃっていただいたとおりだと思うんですけれども、コミュニティーセンターを見ていただくとわかると思うんですが、こちらは、上部に排煙窓がついているという状況で、建物自体が冷暖房設備を想定してのつくりになっているのではないかなと、このように私、見た感じ、感じさせていただきました。

使用日数が非常に少ないということだったんですが、避難場所にもなっております、最近では、踊りの練習とかにも使っていただいております。また、地域の人たちがバレーボールをやったり、いろんな形で使っているという中で、この35日前後ということでございましてけれども、この機器の使用が可能なのかどうか、支障がないのかどうかということについてお伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 使用日数については35日と、73日と非常に少ないんですけども、確かに、あのつくりは冷暖房、窓が少ないというつくりになっていますけれども、避難所ということで、体育館にもほかの施設、ほかの体育館には冷暖房も備えていないということで、今回は設置はしないということにいたしました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 例えば、屋根、今、天井についているものを屋根じゃなくて、別のところにつけるとかいう考え方はしなかったのかどうか。また、今後、もし必要になった場合には、この空調ということを再度予算的な部分で検討していただくことができるのかどうか。また、この工事はいつごろ始められるのか、それまでの期間に対するこのコミュニティーセンターの使用というのはどうするのか、こちらをちょっと伺いたいんですが。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 体育館ということで、冷暖房は使用日数も少ないということが必要ないんじゃないかということで、もし、つけるのであれば天井につけるのは考えにくいということで、当然、床につけるようになります。そうした場合に、出っ張ってくるので、体育館としての使用は不可能になるんじゃないかと考えます。

それから、使用の期限ですけれども、これについては、既存の不適格建築物ということで、法が改正になっても特例があって違法建築物には当たらないということで速やかに改修しなさいということになっていますので、一応、これが議会通れば、速やかに入札の手続きをやっ、それまでは使えるというふうに考えています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 築20年ということで、使用頻度は少ないということで、今、エアコンがついておりますけれども、現況のエアコンをそのまま使うということではできないですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 現況のエアコンは、1メートル50cm角くらいのかかなり重厚なものが6機ついている、また、それに付随して配管がされている、もう20年使って古いということで、メンテナンスもきかないということで、そのまま取りつけておくことは可能なん

ですが、またすぐ修繕とか撤去がかかってくるんで、これであれば、今、撤去しちゃったほうがいいという判断です。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 議長、1 問ずつですか。まとめて2つ、3つやっちゃって。

○議長（志関武良夫君） やってもらって、どうぞ。

○5 番（野村賢一君） いいですか。

49ページの目の観光費、19の負担金及び交付金、先ほどの説明で、町観光協会補助金20万とありますけれども、これ町内一周バスの借り上げ料という話ですけれども、これは、全額ということですか。観光協会からの要求の20万というのは全額ということですか。

それと、51ページ、目の宅地造成費、これは上瀑保育園の跡地の造成ということでよろしいですか。はい。であれば、予算がでてきた以上は、販売するときの単価というのは、出ていますか。はい、じゃそれを聞かせてください。

それと、ページの55ページ、目の文化財保護費、節の15の工事請負費、文化財保護活動費、先ほど、何か小土呂の中野屋って話を聞いたんですけども、私は住んでいてよくわからないですけども、この中野屋の場所、文化財保護活動費この中野屋についてどういうふうにこの活動費出たか、そこら辺を、詳細に教えてくれればと思います。

まず、観光協会への補助金ですけども、節目節目で観光協会にはそれなりに全額のいつも補助金が行っているような気がします、私の感じでは。観光協会を社団法人にしてから、やっぱりそのようないろんな面で利益が出ているようなのはあるわけでしょうから、受益者負担金という観点から、いろんな面で今、町はそういうふうに一般町民でも何でもそういう方向に、労力でも何でも奉仕しろと、そのような方向でいろいろやっているような気がします。

何でこれ聞くかというのは、たまたま産業振興課長に、いろいろ私もお願いに上がると、金がないからだめだよって必ず言われるんです。だから、これが全額要求どおりいくというのは、非常に納得できないんです。そこら辺を説明してください。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この観光協会補助金については、町内観光循環バス走行に伴うバスの借り上げ料になります。これについては、観光事業者からの要望もあり、例えば、

本陣からハーブガーデン、オリブを經由して、たけゆらの里に行くようにして、各施設にマイクロバスを循環させ、町内の人や観光客がどのくらい利用するかデータを集めることを目的として実施するものでありまして、事業主体は観光協会で、補助金については、バスの借り上げ料になります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今、私が聞いているのは中身ではないんです。

この補助金、全額、満額出すということは、いいか悪いかということを知っているわけですね。いろいろ観光協会にしては至れり尽くせりじゃないですか、正直言いまして。人件費からみんな出しているわけでしょう。少し、観光協会に半分でも持ってもらったらどうですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） これについては、バスの借り上げ料で、人件費とかそういうものではありませんので、それに、観光協会の補助金は出していますけれども、観光協会の賃金というものはすごく安いんですね。それで、ボランティア的な、それだけやっていますので、ということでご理解願います。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今、人件費どうの云々とか、バスの云々、借り上げ料どうのとか、そういう意味じゃなくて、非常に手厚く保護されているなというイメージですよ、私の言っていることは。

我々は、揚水でも何でも雪害でお願いに行くと、金がないからだめだよという課長の答弁、それと片方では、こうやって満額出している、これは非常に不信に思うわけです。それで、私、質問したんです。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、企画財政課のほうから、ちょっとお答えさせていただきます。

この町の観光協会に対する補助金ということでございます。議員さんのおっしゃることも十分理解しているところでございますが、今回のものにつきましては、観光客のみならず、町民の方も利用していただくというふうに考えております。

それと、これは観光協会のほうで、これからいろいろな事業所、個人とか法人で、観光地ということでやった場合に、そういうところから少しずつ負担金をいただいて、将来的

には可能であればこういう観光のやつは、そういう事業者からの負担で、ある程度賄えるような方向を出していきたいというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「いや、まだ2つ」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ありますか。

（「終わっていない」の声あり）

○議長（志関武良夫君） じゃ、どなた。建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 宅地造成事業で、旧上瀑保育園跡地の分譲に関しましてですけれども、販売単価については、今後庁内で検討していくということで、4区画では、今、検討をしているところでございます。4つ、4区画で。当初、3でいたんですが、1区画を3にしますと、かなり広くなってしまうので、であれば、4区画で販売していったほうがいいんじゃないかということで、4区画で、今、進めているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 登録文化財のプレートの設置ということで中野屋さんでございますけれども、小土呂の中野台に入っていただいて、塩田さんというお宅が……

（「中野屋ね」の声あり）

○生涯学習課長（関 晴夫君） はい。そこのお宅が、この2月、国の文化財審議会のほうから国の登録、有形文化財ということで答申がされましたので、この9月にプレートを、銅板のプレートが町内、登録文化財各所にございますけれども、それと同じものがいただけるということで、同じように看板を設置しようということで予算を計上させていただきました。
以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ページ数で51ページの、目2の道路。

○議長（志関武良夫君） 新設改良。

○8番（渡邊泰宣君） ええ。弓木線かな、ちょっと聞いたんですが、これ、弓木の何線だったかな、今度始めるやつだと思うんですが、入り口が、何かあの端のところの入り口が変更になって、入りやすいような工事をするということでしたんですが、それがおくれていたということであつたんですが、その辺の状況をちょっと伺いたいと思いますが。

それともう一つは、宇野辺線のほうについては、やっぱり同じような工事でやるのかどうか、何か、ちょっとよくわからないので、その辺を伺いたと思います。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 宇野辺線について、入り口のほう、粟又側につきましては、現状のままということで、中のほうへ入りまして、集会所があるんですけども、集会所からトンネルのほうに向かって、一番細いところですね、あそこの住宅の間を拡幅していく予定でございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

（「弓木」の声あり）

○建設課長（末吉昭男君） はい、すみません。

弓木西下線でございますね。弓木につきましては、現在、入り口を、現状の入り口からちょっと奥側に寄ったところに新しく橋梁を新設して、県道と直角にする方向で区の方と調整をしておったところなんですけれども、当初、用地が可能ということで話は進めておったんですけれども、今になりまして、用地がちょっと難しいというような話が出ていまして、まだちょっとはっきりした決定ではございません。まだ、またもとの計画に戻る可能性も、現在、含んできております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） ちょっと伺いますけれども、51ページの町道維持管理、これ、町道も1級から9級までであると思うんですよ、等級が。それで、今、国のほうから全部移管されたと思うんだけど、それで、町としては、その後、赤道の全部維持管理するのかどうか、何級まで町が維持管理するのか、それちょっと伺いたいんですけども。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） まず、赤道のほうの関係ですけども、これは、赤道、青道につきましては、各受益者の皆様に管理をお願いしているところでございます。

町道は、1級から4級でございます。それぞれ、各地区で草刈りとか、何級にかかわらずやっていたところもあるんですけども、あくまでも町道ということでやっておりますので、1級から4級まではやっておりますけれども、主力的にという表現がいいかどうか

かわかりませんが、1、2級については、交通量がある程度ありますので、そういうところを優先的にはやっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 確かにあの赤道は、受益者でやれっていうんだけど、何かあったらこれ、全てこれは赤道だからって行政がタッチするよね、境界とか。そういうことであれば、じゃ、管理なんか全部地元任せにしておいて、それで何かあったら、これは赤道だから行政が全部あれするよって、その点もちょっと常識的に考えにくいんだけど、そういうことであれば、赤道もやっぱり町がちゃんと管理すべきじゃないかと思うんだけど、経費はかかるけれども、維持管理ね。

ということは、宅地があって、それでその後ろに赤道があるんだけど、その赤道に、例えば草がいっぱい生えていて、宅地が邪魔になっているね、じゃ、これは赤道だから誰が管理するっていったら、その地元で全部管理するのか。それで何かあれば、じゃ、管理は地元がしているからこれ地元で使っちゃうぞと言ったら、いやこれ赤道だから行政のやっぱり管理下にあるよ、言われるんだけど、そういうところはどういうふう。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 確かに、今おっしゃいますように、管理、境界に関しましては、町のほうで公衆用道路ということでやっておりますけれども、赤道、青道まで町が全部管理するということになりますと、今でさえも町道1級から4級までありますけれども、それすら約250キロあるわけでございます。それを管理するのにも、四苦八苦の状態です。草刈りもままならないというような状況の中で、その上さらに、青道、赤道までも100パーセント管理しなさいということになりますと、これはほぼ不可能に近い、財政さえ許すことであれば、委託とか工事請負とか、そういう形でやれるということであれば、これ可能かと思えますけれども、現状では、それは不可能ではないかなというふうに考えます。そういうことをご理解いただきまして、ある程度、地元の受益者の方で管理していただくということをお願いしたいと思います。

ただ、その材料費、例えば、ここに赤道の脇とか、青道とかに、U字溝を入れたいとか、そういうご要望がございましたら、それに関しましては、材料費8割は町のほうで補助をいたしますので、その辺も含めて管理いただければと思います。

よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 引き続いて建設課長申しわけないんですけども、一応51ページ、道路維持関係なんですけれども、ちょっと私、聞いた話で、維持関係で、町道、草刈りやっていますよね。臨時職員でやっていると思うんですけども、その場合に、同じ場所を、路線の同じ場所を普通であれば、町道広いから、1回やれば次の町道でやるとか、そういう形でやっているみたいなんですけれども、ある人に聞いたら、そういうことで、聞いたわけじゃなくて向こうが言ってきたんだけれども、どうなっているんだということでは言われたんですけども、1回やったところをまた2回刈っているという話なんだよ、場所をね。どこの場所かそれは聞けなかったんですけども。

形としては、町道広いから、1回やって、あとほかの町道をやるべきだと思うんですよ。同じ場所を2回、繁茂しているからとか、交通量が多いからでやるのかもわかりませんが、形として全体的な形でやるということになると、1回やって、やればいいと思うんですよ。そんなに予算があるわけじゃないから。だから1回やって、1回やったところは後回しにして、やらないところをやるとか、そういう形が一番いいと思うんですけども、その点どうなんですかね。

そういうことを聞いたんですよ。実際どうかは知らないけれども、今、実際やっている臨時職員に話があったわけだから、そういうことでちょっと聞いたからね、やっぱり確かにそれはおかしいと思うから、その点どうかと思ってお聞きしているんです。

それと同時に、町のほうのこの関係かな、この町の庁舎内、総務課に関係すると思うんですけども、庁舎内の草刈りというのは、どういう形でやっているんですか。

（「総務だよ」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ちょっとこの問題については、この問題についてはちょっと修正してもらわないと、この案件についてだけの質疑にしていきたいというふうに思いますので。

○3番（吉野一男君） この町道の関係だけちょっとお願いします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 町道の草刈りを何か2回というような話なんですけれども、吉野議員さんおっしゃるように、その非常に草が繁茂している、非常に交通量が多いとかですね、危険な箇所を重点的にやっているということで、結局、草も1回刈りましても、ご承知のこ

とと思いますけれども、どうしても最低でも年2回刈らないと支障が出てくるという状態ですので、1回刈ったところをそのままに放置していますと、今度は逆に、あそこ1回刈ったんで、何だよ、また同じように伸びたのに何で刈らないんだというようなお叱りの言葉も受ける可能性もございます。

どうしても、必要最小限で一応2回ということで、それもある程度、2回目になりますと、もうこれ以上伸びないだろうという、ある程度先送りした中で、2回目をやっているんですけども、そういうことをご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） ちょっと待って。

議員の皆さんに申し上げますけれども、この議題にのっているものについての質疑にしていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 引き続いてなんですけれども、実際に、確かに予算があるから、予算で補正するってなかなか難しいと思うんですけれども、金がない、その言ったとおり、金がないということであるんですけれども、金がないということと言われても、実際的にやることはやらなくちゃいけないと思うんですけれども、その点でやっぱり、ある程度、確かに、課長言ったとおり、今、草最低2回、年2回はね、刈る、私も経験上あるんですけれども、2回は刈らないと、実際伸びていると思うんですよ。確かに形状もありますし、それと同時に、やっぱりある程度、住民が通るとか、車のよく通るとか、そういうところには、特に重点的に、2回とかって刈るような形で、なるべくそういう形で、普通余り通らないところというのは、そういう点で刈っていないと思うんですけれども、できれば、そういうなるべく通るところをそういう形でやって、そういう条件でやるような形で臨時職員にも話して、やっぱりあるんですよ、やたらに刈ってくれて話すんじゃなくて、こういうわけでこういう形だからこういうところを刈るんだという話を、職員にもちょっと話してもらいたいんですよ。そういうことでちょっとクレームが来るあれがありますので、その点ちょっとお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） ちょっと待ってね。

議案のページをきちんと示して、自分の頭の中で整理していただいて、それできちんとした形で質問をしていただきたいというふうに思います。

(「はい」の声あり)

○議長(志関武良夫君) はい、お願いします。

10番山田久子君。

○10番(山田久子君) すみません、47ページをお願いします。

味の研修館の管理運営事業で、フードミキサーの備品購入費が上げられております。これは、過日、事故があったということでの買いかえかと思うんですけども、そういった意味では、おけがをされた方にはお見舞いを申し上げたいと思いますが、そういった中で、条例上の確認ということで伺わせていただきたいと思っております。

大多喜町味の研修館の設置及び管理に関する条例の9条には、損害の賠償がうたわれております。「使用者は、味の研修館又は設備、器具、備品等を破損したときは、直ちにその旨を届け出し、その修理及び補充に関する費用を賠償しなければならない。」と、このようにうたっているわけなんですけれども、今回のこの件に関しましては、町はどのような対応というか、判断をされて、どのような結果を持ったのかということをちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長(志関武良夫君) 産業振興課長。

○産業振興課長(野村一夫君) 今回の事故は、ここを内側をけがしたということで、もうけがした方は、もう何とかこう動かせる状態ということであったんですけども、この本来は、そういう賠償とかあるんですが、今回については、うちのほうもその管理について完璧ではなかったということで、その負担というものはありません。

以上です。

○議長(志関武良夫君) 10番山田久子君。

○10番(山田久子君) はい、わかりました。

今の農村コミュニティーセンターについては、ちゃんとスイッチをつけていただけました。今回購入するものもそういった部分では、ぴちっとその安全装置というんでしょうか、それがついたものをご購入していただけるということなんでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 産業振興課長。

○産業振興課長(野村一夫君) 安全装置つきのものを購入する予定です。

○議長(志関武良夫君) よろしいですか。

ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません。

先ほどの野村議員の続きの質疑で、ページ49ページの町観光協会補助金20万円、いろいろな多分、疑問が出てきているような気がするんですけども、観光協会の、そもそも観光協会の仕事と、観光行政の仕事がごちゃごちゃになっている、すみ分けができていない、そこから来るいろいろな疑問が提示されているんじゃないかなと思うんです。

そもそも行政が町の観光を発展させて、町を活性化させようとする行事は、本来は行政が補助金とかつげずに独自にやるべきなんです。観光協会に何か下請じゃないけれども、下請といえば多少お金になるんでしょうけれども、これバス運行で20万円もらっても、観光協会には一銭も得になっていないはずですよ。今まで煩雑に一生懸命やっている中に、突然またこういった事業が出てきて、観光協会に、今、職員の方は、これでまた余計な仕事がふえてきちゃうんですよ。いろんな面で。

ですから、本来であれば、こういったのは行政が、観光行政の一環ですから行政がやって、観光協会にはやらせない。ですから、その辺のすみ分けができていないから、観光協会に補助金がたくさん行って、あそこに、やってくれるだろうからということで補助金が行くんだけれども、それについて観光協会の職員、観光協会自体は一銭ももうかっていないはずですよ。かえって職員が余計な仕事に来て、そこでまた余計な仕事をやるようになるわけですから、かえって赤字になる。

その辺を、ですから、観光行政と観光協会のすみ分けをはっきりさせて、行政がいろいろな仕事をしっかり行政でやって、観光協会に負担をかけないような形でやっていただいて、いろんな誤解が出てくると思いますので、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 今回の、この観光協会にやってもらうというのは、観光事業者からの要望もあったので、観光協会のほうに頼んだということでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、この補助金20万円だと、観光協会に利益が出るんじゃないかなという、いろんなそういった疑問が出るのは当然だと思いますけれども、一切この辺については、観光協会は、利益は出ない、逆に赤字なんです。逆に職員、今、観光協会の職員がこれについていろんなまた事務的なこととか、いろんな外に出て何かやらなくちゃいけないとか、いろいろ出てくるわけですね。

ですから、できるだけ、こういったものは、今度は、行政のほうで、手伝ってもらうのは、

観光協会に手伝ってもらってもいいでしょうけれども、予算的には、産業振興課の予算で執行してもらいたい、そう思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 先ほども申しましたように、観光事業者からの要望だということで、観光協会に頼んだんですけれども、実際は、10月にやるんで、もうあしたからでも仕事を始めなくちゃいけないということで、全部観光協会に投げるわけじゃなくて、我々と一緒に、商工観光と一緒にやるような形になります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、この観光協会補助金という名目ではなくて、要は、何というんですか、これバスを運行させるというんですかね、観光協会の補助金という項目ではなくて、ほかの項目で上げていただいて、やっていただきたいと思うんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） ですから、観光事業者からの要望もあるということで、観光協会に補助金を出して。確かに、観光協会は、補助金でバスの借り上げ料だけなんですけれども、そういう観光事業者からの要望もあるということで観光協会に頼んだということです。

○議長（志関武良夫君） 何か、よくわからないけどいいの。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これは先ほど、野村議員さんのときにもお答えさせていただいたんですが、ハーブ園とか、たけゆらとか、そういう民間のところが入ってくるということで、そういうところには、本来であれば、やはりそういうところからもお金をいただいていいんじゃないかなというふうに考えております。

ですから、観光協会が仮にこのお金でやるとしても、プラスアルファでそういうものなるべく安いものでおさめてもらいたいと、しかも、通常であれば、やはりその事務に従事した分ぐらいは、最低でも、やはり観光協会のほうに還元しないと、それは非常に大変な話になってくると思いますので、経営上ですね。ですからその辺については、これからも、この辺を詰めていって、お互いに納得できるような形が一番いいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、すみません、4回目になります。

ですから、観光行政と観光協会の仕事をはっきりすみ分けしてもらいたいと思います。本来、観光協会の仕事でないものも観光協会が請け負って、補助金という名目で請け負ってやっている状況があると思いますので、そのすみ分けをすっきりさせて、何かというと観光協会に仕事が来るといような形になっているんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（志関武良夫君） 根本君の言っていることについて、執行部のほうでも十分検討してみてください。

ほかにございますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 4点ほどお願いします。

ページ33ページです。国庫支出金の地方創生の先行型の交付金の関係です。490万ということですけども、3事業の内訳をお願いします。金額です。この先行型は、これで全て終わりということでしょうか。

それから、次に39ページです。一番上になるかと思いますが、国際交流の補助金の関係ですけども、集集鎮が来るといことの補助金でありましたけれども、その内容について、どういう形でやられるのか説明をお願いします。

そして、次に45ページです。衛生費の上水道費の南房の出資金であります。213万4,000円増額の理由、そして、算定基礎、それから、今わかっている時点で、これからもさらにいろいろな事業があって出資金等が出る可能性がどのくらいあるのか、わかればその辺の金額も提示をしていただきたいと思います。

そしてもう1点でありますけれども、51ページ、土木費の住宅費の先ほどお話がありましたけれども、宅地造成事業、上瀑の保育園跡の分譲の件でありますけれども、基本的な考え方をお聞きしたいと思いますけれども、土地開発基金が現在2億5,000万ほどあると思いますけれども、宅地の販売については、この中から全て回していくようにということと話をした覚えもありますし、そういうことでやっていくというようなこともあったと思いますけれども、つまり、その住宅の、土地開発基金の中でそういうものを回していくということ。

ここに造成費を別枠で、一般予算から常にやるということは、販売をして売れたら基金に入れて、経費はいつも一般会計から持つということで、基金がどんどん土地を買うためにたまっていくというのはいいかもしれませんが、基金そのものはたまっていつて、出す

ものは一般会計ではおかしいではないかというふうに思うんですけども、ここで一般会計からこの造成費を出すという基本的な考え方、そして、じゃ、そういうことであれば、基金はどういうふうな考え方で積んでいるのか、その辺のところを説明をいただきたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、地方創生先行型の交付金でございます。上乗せ交付分の内訳ということでございますが、今回3事業ということで、大多喜の冊子で90万、それと愛着心の育成事業で100万、それと旧上瀑小学校の活用事業で300万円でございます。

これで、先行型のほうがこれで終わりかというご質問でございますが、今回のこの上乗せ交付分ということで、今年度分のものについては、先行型は終了する予定であります。

次に、町の国際交流協会の補助金でございます。これは、台湾の集集鎮からの来町に伴う歓迎会の開催や、あるいは、通訳者への謝礼ですね。あるいは、記念品等に係る補助を予定しております。来町される方の人数が、当初20名ということで情報がございました。それに基づいて計上させていただいたものでございます。まだ未確定な部分も多々ございますので、執行する段階では、人数や必要性に応じた補助とさせていただく予定であります。

次、3点目でございます。上水道の出資につきましては、今回の出資につきましては、繰出金の誤算定ということで南房総広域水道企業団のほうから、当初の段階で、本来はこの金額だったのを誤りがあったので上げていただきたいということでの依頼でございます。これは、中身といたしましては、房総導水路の施設の緊急改築事業というものに基づくものでございます。

あと、これからの見込みについては、現在、資料を持っていない状況ですので、必要であれば、後でご回答するような形をとらせていただければというふうに思います。

それと、最後の土地開発基金の関係でございます。

土地開発基金につきましては、条例上どうしても土地の取得ということに限定されております。したがって、その2億5,000万、今現金でございますが、それにつきましてはあくまでも土地の取得しかできないということで、造成については一般財源で対応しているということでございます。

議員さんが先ほどおっしゃったことについては、今、町長と内部のほうで検討しておりますので、その結果が出たら、また皆様のほうにはお話をさせていただきたいというふうに考

えております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 国際交流の関係で、歓迎、式典というか、そういうことをやられるんだというふうに思っていましたけれども、そのどういう事業というか、どういう形でやられるのかを、説明をもう一度お願いしたいと思います。

ついでに、1人で、4人で答えていますので、南房のやつの緊急改築事業のどういう事業かを、もう少し説明していただければというふうに思います。

それから、宅地造成の件ですけれども、どういうことを検討しているのか、もう少しお願いしたいと思いますけれども、現時点では、購入するだけの目的基金ということは、現時点では、宅地が今まで販売されて売れましたけれども、その金額は、過去に入れたことがあると思いますけれども、それは、全然別枠でと、収入があったからただ入れたということの理解でよろしいのでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） ちょっとここで、時間が大分経過しましたので、トイレのほうも皆さんあれですから、ちょっと10分間休憩。

10分間休憩します。35分からの開会にします。

(午前11時27分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時36分)

○議長（志関武良夫君） 小高芳一君の質問に対しての執行部の答弁をお願いしたいと思います。はい、よろしくどうぞ。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 集集鎮からの来町に伴う、町国際交流協会の補助金ですけれども、歓迎会の関係とか実施する予定でおりますけれども、まだ行程とかがはっきり決定していないという状況ですので、また決まり次第、どういう形でやるかというものは、議長さんとかを通じてお話をさせていただきたいというふうに思います。

それと、房総導水路の関係でございます。これにつきましては、今、出資金として実施しております事業、これが水管橋の耐震補強と房総導水路施設緊急改築、それと非常用発電機の整備ということで、出資債の対象となっております。

これにつきましては、これから先の見込みといたしまして、大多喜町のほうですが、一応、平成36年まで予定が出ておりまして、26年から平成36年までの間に出資金として1億5,722万4,000円ということで計画がされているところでございます。

(「もう一回、出資金」の声あり)

○企画財政課長(西郡栄一君) 1億5,722万4,000円でございます。これは、あくまでも町からの出資金ということで、ご理解していただきたいと思っております。

それと、先ほどの最後の関係でございますが、土地開発基金の関係になろうかと思っておりますけれども、これについては、土地開発基金というのは、目減りしない基金ということで、土地を取得して、何か事業を行うときには一般会計で、本来、買い戻しをして事業を行うということになっておりますので、土地開発基金のその2億5,000万円をそのまま造成に使うということは、今では難しいということでございますので、これから町の内部で十分に検討しまして、皆さんに、また案ができましたら、お話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長(志関武良夫君) よろしいですか。

ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 何点かあります。1点ずつ質問したいと思っております。

39ページの旧上瀑小学校活用事業で、スモールキッチン整備をするということです。全員協議会のときに、スモールキッチンの趣旨伺ったと記憶しております。簡単に言うと、誰もが売れる農産加工品をつくれるところだというふうに私は理解しているんです。そのときの説明では、今、そこを使いたいというところが1グループいるんだけれども、という話ぐらいで終わりました。

そこで不安に思うんですけれども、趣旨の、誰もが利用できる売れるものをつくれる加工所って味研や農村コミュニティーを使っている人たちは、かなり望んでいるんですね。ですけれども、もしも、このところ初めのときに、何かいろんな要綱なしで、その今いるグループを入れてしまうと、誰もがというふうな趣旨が全うできない可能性があると思うんです。初めから、これはこういうふうにするという要綱のようなものをきちんとつくる、運営とそれから管理をきちんとつくって、それに見合うような応募をしないと、私物化されてしまう可能性も考えられます。その辺の手だてというか、取り組みはどうなっているか伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 上瀑小学校の調理室を利用するスモールキッチン、これにつきましては、食品加工をしますので、食品衛生上の問題や品質管理を徹底することが求められます。また、スペースの問題などもございます。このため、不特定多数の方の参加というのは困難だと考えております。多くの方に参加していただけるように、参加者の組合化や法人化などが適切ではないかなというふうに考えております。

運営とあと管理の関係ですか、しっかりしたものをということですが、これはあくまでも、事業所を公募する予定でおります。その内容に基づいて、その場所を貸すというような形での対応を考えておりますので、そこまで私のほうで、町で運営するのではなくて、そこは貸しますよという形でのものを考えております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） その中の条件で、使いたいという人は、その法人にいつでも受け入れると、あるいは組合に受け入れるという、そういうところをきちんとやっぱり募集時までには、その会社が必ず守ってもらわなければならない要綱みたいなのは、やっぱりつくっておいていただきたいなど。それに合ったものでなければ、幾ら来ても、応募があっても、やっぱりはねのけないと、女の世界は厳しいものがありまして、すぐにやっぱりグループで、仲のいいグループで、そうでない人は、こう入れないというか、そういう傾向ってあるような気がします。ですから、そこのところをきちんと押さえていただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。上瀑小の活用事業については、これで結構です。

それから、37ページ、何か企画事務費の中の国際交流の件ですが、ここで補助金が20万、それからもう一つ、集集鎮ですか、集集鎮歓迎の関係の事業として、お城まつりのときに、何ページでしたっけ、お城まつりで三十何万、35万、49ページです。35万1,000円が集集鎮の方々に甲冑をどうのとかってというふうに説明されたと思います。そうすると、集集鎮からの人たちの歓迎行事として55万円計上されるというふうに考えたのですが、55万円って小さいお金ではありません。

私、国際交流はいいと思うんですけども、お城まつりのときに、毎年メキシコ大使館ご一行様を招待しています。飲み食いするだけで何かこれって国際交流かなという、大使館に勤務している人のお友達が来ていたり、それでただ飲んだり食ったりするだけで、その後の交流というものがあるか、大多喜町の何というか、国際感覚の向上に貢献しているか、ある

いは、大多喜町の観光産業なり何なりに貢献しているかということ、全然そうではないような気がします。

先日、御宿にメキシコの大使が新任でいらっしゃったということで、御宿を表敬訪問しています。だけれども、大多喜、全然、目をくれてもらえなかったみたいだね、何か国際交流って、行事があるときに呼ばいいというものではなくて、もっと町民の生活視野が広がる、そういうような取り組みを日常的にしなければならぬんじゃないか。例えば、メキシコとおつき合いだったら、公民館の事業でメキシコ語を、メキシコ語で挨拶ができる、簡単な会話ができるような講座を開いていくとか、そういうことをやってもいいんじゃないか。それでメキシコの大使館に面倒を見てもらうとか。少し日常会話ができたら、じゃ、メキシコに行ってみようよ、マヤ文明実際見てみようよみたいな取り組みをしてもいいんじゃないか。

今度の集集鎮の人たちが来るに当たって、台湾語で迎えられるんだろうか、普通の町民が、もしかしたら大多喜町にも植民地だったころの台湾で育った人がいるかもしれない。そういうところでもっと町民との結びつきが必要だと思うんだけど、またこれ、楽しませてあげただけでそれまでよということになったら、税金の無駄遣いではないか。そういう、これをきっかけに、本当の国際交流というのをどういうふう考えているのか伺いたい。そして、集集鎮の人たちをどんなふうな形で歓迎するのか。先ほど、少し記念品とか何とかという説明がありましたけれども、もっと、見えない、ソフトの面での取り組みはどうなっているのか伺います。大分長くなりましたけれども。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、最初のお城まつり実行委員会の補助金のほうでございませうけれども、こちらについては、集集鎮の鎮長ほか7名の方が、最初のうちは20人ぐらいって話だったんですが、現在、多分3人ぐらいになるんじゃないかなと思っていますけれども、その方が見えたときに、一応、武者の格好をする方と、あと、馬に乗りたいということで、その馬に乗る経費と武者になるその負担分を、今のお城まつり実行委員会にそのまま負担していただくわけにはいきませんので、これについては町から補助金を出していただくということでございます。

通訳者の関係のお話が出ましたけれども、これについては、町で話せる方を、今、探しております。何とか目安がついて、2人程度、何とかなるんじゃないかということで、これは国際交流協会のほうにお願いして通訳というものを頼む予定でおります。

それと、国際交流とこの台湾の関係もあるんですけども、台湾の場合は、あくまでも海

外旅行者というような形での、最初はまだ取り扱いかないというふうには考えております。国際交流協会には、いろいろとご協力をいただいているところなんですけれども、台湾の方というのは、非常に多く日本に訪れております。これは、距離が近い関係もございますし、年間約12パーセントぐらいの方が日本に見えているという実績もございます。そういう中で、台湾の方になるべく多く来ていただくのに、お城やそういう武者の格好ができるということで、そういう情報を、これを利用して発信していただくというふうには考えているところでございます。

この人たちだけではなくて、できれば、大学に留学して来ている方、そういう方にも来ていただいて、若い方がいろいろな情報機器を使って、情報を発信していただくというようなことも効果としては考えているところでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 国内に留学している大学生などにもっておっしゃる、これはこのお城まつりにですか、それともこれからのことですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これについては、お城まつりに合わせて来ていただくというふうに、今、考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） じゃ、この件についての最後の質問に。

この後の取り組みはどんなふうを考えられますか。

（「台湾の」の声あり）

○11番（野中眞弓君） はい、そうです。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この後の、集集鎮との関係でございますけれども、町の手づくり甲冑隊で11月に訪問していただけるということでございます。これについては、いすみ鉄道と集集線が締結後1周年たちますので、それに合わせて台湾の鉄道管理局とその集集鎮に行きたいということで11月に行く予定でおります。

それと、町の国際交流協会としましては、1月の下旬ぐらいを目安に、ことし集集鎮のほうに行こうというような計画をしているところでございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

(「まだあります」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 51ページ、町道改良事業、私、メモとって聞いて聞きそびれちゃったんです。もう一度、ちょっとそこの、どこを改良するのか、教えていただきたいと思います。

○議長(志関武良夫君) 建設課長。

○建設課長(末吉昭男君) 町道改良事業の関係でございますけれども、まず、路線名でよろしいんですかね。

宇野辺当月川線につきましては、盛り土、土質調査を行います。

川畑下線、これは用地測量を行います。

(「川畑下線」の声あり)

○建設課長(末吉昭男君) はい。

川畑下線というのは、基幹農道から入っていきまして、橋を渡ってから左に入っていきまして、さらにもう一回、今度、左に入る道があるんですけれども、上にお寺のほうに、というか右に上がっていかないで、その手前を左に入っていく道路があるんですけれども、その道路ですね。これ、何年か前からご要望いただいている路線でございます。

それと、新坂泉水線、これは路線測量を予定しております。

そのほかに、船子……

(「路線名だけ言われてもわからないので、大体どの辺か」の声あり)

○建設課長(末吉昭男君) わかりました、はい。

続きまして、じゃ、川畑下線まではよろしいでしょうかね。

(「はい」の声あり)

○建設課長(末吉昭男君) 増田小土呂線で、下大多喜台の、台の堰ですかね、台と小土呂の境ぐらいになりますけれども、今、何年かもう継続して工事をやっているところの測量が1点。

それと、新坂泉水線でございますが、これにつきましては、これは場所で言いますと、もとの大多喜ドライブインの手前ですね、手前から泉水のほうへ左に入る道があるんですけれども、昔、ヤワラというラーメン屋さんがあった先ですね。その先から左に入っていきまして、泉水の環状線のところにぶつかるまで、約400メートルぐらいですかね、その路線になります。

続きまして、船子東前線でございますが、これにつきましては、もとの女子高の下からオリブのほうへ向かう路線でございますけれども、この路線の土質調査と同じく路線の用地測量でございます。

それに関係するものですね、全て、公有財産購入費及び補償に関しましての費用でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 町道の改良工事事業って短いところだったら、単年度で終わるんですけども、何年度か、数年次にかけて行われるものがありますよね、例えば、今回の小土呂増田線もそうですし、それから大高のところなんかもそうです。大高のところは、私なんか踏切の形状を変えるだけでこれで終わりかなと思ったら、また次々にこう延びていって、この工事どうなるのだろうって思っていたんです。それで、地元の方に伺っておおよそわかったんですけども、大きい工事、数年次にわたる工事のようなものについては、全員協議会とかで、ぜひ、計画の全容を提示していただけたらと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） はい、まことに申しわけございません。

確かに、大きい工事は、何年か、5年、6年もかかっているような状況でございますけれども、ただいま大多喜高校の前ということで、ただいまお話出ましたけれども、あそこにつきましては、あと2年ほどですね、29年度ぐらいまでは、一応かかる予定でございます。概要につきましては、あそのT字路、大多喜高校線と中野大多喜線のもとの三の丸食堂の前のT字路を、今、やっておりますけれども、あその改良を行いまして、一応、終了する予定でございます。

以上です。

今後ですね、今後、そういう大きい工事につきまして、ご説明させていただきたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「はい、もう1点」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 51ページの宅地造成があります。

町の宅地造成をしたところ、今までの販売状況、町外の方と町内の方の数を教えてください

い。

ああ、ごめんね、今ないかな。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） まことに申しわけございません。

きのうは持っていったんですけども、午後お持ちします。後ほど、お答えさせていただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） というのは、私は、川畑、西畑方面で暮らしています。本当に若い人たちがいないんです。こう、お年寄りだけのところに、前にも話したことがあるんですけども、行くと、子供がこっちに出てきちゃっている。町内での人口流動があるわけですね。よそから来た人を買ってもらいたいんだけど、実は、親と一緒に住んでほしいところの若い人たちが、町内でも便利のいいこちらのほうに流動して、向こうが、よりがらがらになって、若い人たちがいなくなる、子供もいなくなるという状況が生まれているような気がします。実際住んでみて。

それで伺ったんですが、痛しかゆしなんです。便利なところでなければ人は買わないだろうけれども、だけれども、つくってしまうと人口流動が入ってますます過疎化になってしまう。これから先、町は、宅地造成をする、これ以上に土地を求めてまで宅地造成をする考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 若い人の要望、今回、アンケートをいろいろなところでとっております。その中でやはり、住む場所がないというのも非常に大きなウエートを占めているところなんです。

やはり、近隣の市町村でもそうですけれども、つくったことによって、やはりそこに人がふえるという事実もございます。ですから、このまま宅地造成をしないというわけにもいかないんじゃないかなというふうに考えております。ですから、大規模な船子のような、城見ヶ丘のような開発はするつもりはございませんけれども、少しずつ、例えば、今回の旧上瀑保育園のような形で、少しずつでも進めていければというふうには考えておりますけれども。

○議長（志関武良夫君） はい、ほかに。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません、ページ39ページの地域公共交通対策事業で、説明の中でもチラシをつくるというご説明があったと思っています。そのチラシの内容と、こういったものを記載したチラシをつくるのか、あと、配布する範囲ですね、あと、配布する場合にどのような形で配布する方法とか。

あとこれ、住民への周知と、あと、この周辺自治体というんですかね、大多喜町だけじゃなくしているところで使ってもらいたいということがあると思いますんで、その辺をどのように、どの範囲まで考えているのか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） このチラシにつきましては、式典を行うときまでには、周知したいなと思っております。これは、当然のように運行時間、そういったものが入っていないといけないということで考えております。詳細については、まだ、これから詰めていく話だと思えます。

それと、配布の方法ですが、間に合えば、町内の方には、もちろん広報なんかにも載せたいんですけども、期限がもし間に合わない場合もあろうかと思えます。その場合には、新聞折り込みを使って周知をさせていただきたいというふうに思えます。

この場合、大多喜だけではなくて、近隣の旧夷隅町とか、勝浦とか、近隣の市町村にも配布できるぐらいのことを、今、考えております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 新聞の折り込み入れるということですけども、せっかく町も結構な額を負担して出すわけですから、チラシと言わず、パンフレットと言っではおかしいけれども、大多喜町の紹介も兼ねてとか、大多喜町でこういったことをやるんで、ぜひ、いいところだからというようなことも含めた形の、何かそういったものができないのか。

ただ運行時間とかだけ入れるだけで、何か随分、そうするとよく、いすみ鉄道とか、いろんなバス会社の運行時間とか入ってくる、ああいったイメージなのか、それとも大多喜町のPRも兼ねて、要はいろんな宣伝も兼ねてつくるのか、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） まず、この目的は、あくまでもこの高速バスということに一つ限られますので、それはどのぐらいの紙面を占めるかという問題があろうかと思えます。

もし、可能であれば、やはり大多喜のいろいろなものも加えていくことをこれから検討してみたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） なかなか高速バスを走らせるということは、恐らく、これから先もあるかないか、本当、一大事業だと思っています。せっかくですから、こういった時期であれば、高速バスを走らせるというのは、皆さん、手にとって見てくれる方もかなり多いんじゃないかと。要は、ネームバリューというかな、宣伝効果も結構あるんじゃないかなと思うので、できるだけ大多喜町のPRも兼ねた形でつくっていただければと思いますけれども。

○議長（志関武良夫君） ほかにはございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議ありということですので、討論を行います。

先に、反対者の討論を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） おおむね賛成なんですけれども、私は、どうしても、マイナンバーのことが認めがたくて、こここのところで今回の補正予算177万5,000円が計上されています。国の主人公であるべき国民に、まるでウ飼いのウのようにひもをつけるのが、私は共通項な番号制度だと思うんです。こういう、何という、主権者に対するやり方に対して、民主主義の侵害だという気持ちが払拭できません。それが予算化されているこの補正予算に反対いたします。

○議長（志関武良夫君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 私は、賛成の立場から発言します。

いろいろな考えもありますけれども、この補正予算は必要な部分がやはり多くあります。

私も1つぐらいは、ちょっとどうかなということはあるんですけれども、100パーセントと

いうわけにいかないと思いますので、だから私は、賛成いたします。

○議長（志関武良夫君） ほかには討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いしたいと思います。次は、1時から開会します。

（午後 零時09分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（志関武良夫君） その前に、午前の部で野中議員の議案第55号の議案審議について、建設課のほうから答弁をしたいということでございますので、お願いしたいと思います。

建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それでは午前中の関係でございますけれども、こちらのほうの分譲地の販売状況でございますが、町内及び町外がどのくらいあるかということでございましたけれども、まず城見ヶ丘団地につきまして、これにつきましては町内が30、町外が26でございます。町内率が54パーセントです。下大多喜につきましては、町内が4で町外がゼロ、町内率が100パーセントです。大戸につきましては町内が2、町外が1で67パーセントが一応町内と、そういう状況でございます。

以上です。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第3、議案第56号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 議案第56号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のご説明をさせていただきます。

67ページをお願いいたします。

平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,579万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、72、73ページをお開きください。

それでは歳入からご説明申し上げます。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額128万8,000円の減額補正は、人事異動等による職員給与費等の繰入金の減額でございます。

款10繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金、補正額55万9,000円の増額補正は、償還金の補正財源として前年度繰越金を充てたものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額128万8,000円の減額補正でございますが、説明欄記載のとおり人事異動等に伴います人件費、給料、職員手当等及び共済費161万2,000円の減額及び事務費としてパソコン用ソフト修正委託料は、重度心身障害者等医療の現物給付化に伴う高額療養費支給システムの修正経費として32万4,000円を増額補正するものです。

款9諸支出金、項1償還及び還付加算金、目3償還金、55万9,000円の増額補正でございますが、平成26年度療養給付費交付金の確定に伴い返還金が生じたことによるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第4、議案第57号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(永嶋耕一君) それでは議案第57号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

85ページをお願いいたします。

平成27年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,353万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,319万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書により説明させていただきます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

初めに歳入のほうから説明させていただきます。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額1万3,000円の増額、目3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、補正額18万円の増額、これはそれぞれ地域支援事業費の増に伴う国の法定負担金の増でございます。

目5 介護保険事業費補助金、補正額30万円の増額、これは介護保険制度改正に伴うシステム改修事業費の補助金でございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金、補正額81万2,000円の増額、これにつきましては平成26年度精査に伴う追加交付でございます。

目2 地域支援事業支援交付金、補正額1万4,000円の増額、地域支援事業費の増に伴う法定交付金の増でございます。

款6 県支出金、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額6,000円の増額、目2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、補正額9万円の増額、これにつきましても、それぞれ地域支援事業費の増に伴う県の法定負担金の増でございます。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）、補正額6,000円、節3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、補正額9万円の増額、それぞれ地域支援事業費の増に伴う町の法定負担分でございます。節4 職員給与費等繰入金、補正額279万1,000円の増額、これは人事異動に伴う増でございます。節5 事務費繰入金、補正額12万7,000円の減額、これにつきましてはシステム改修事業費補助金の増による一般会計繰入金の減でございます。

款8 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、補正額934万6,000円の増額、款9 諸収入、項2 雑入、目1 雑入、補正額1万2,000円の増額、これにつきましては運動教室参加者増による増でございます。

歳入は以上となります。

次に歳出について説明させていただきます。

92ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節2 給料222万5,000円、節3 職員手当等1万6,000円、節4 共済費55万円は、人事異動に伴う増額でございます。

項2 徴収金、目1 賦課徴収費、補正額17万3,000円、介護保険制度改正に伴う基幹系システムの改修委託料でございます。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目2 一次予防事業費、補正額6万6,000円、

介護予防事業参加者増に伴う消耗品費等の増額でございます。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目2 包括的支援事業、補正額45万5,000円、これにつきましては人事異動に伴います増額及び職員の研修負担金でございます。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付金、目1 償還金及び還付金、補正額1,004万8,000円は、国・県に対する平成26年度精算に伴う返還金及び保険料の過年度分の還付金でございます。

以上で、平成27年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 93ページ、単純な質問ですが、一次予防事業について説明ください。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 一次予防事業、この補正の内容でしょうか、それともその一次事業の全体の。

（「一次事業そのものです」の声あり）

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 一次事業予防につきましては、地域において介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して健康教育や健康相談等の取り組みを通じて、介護予防活動を行うものでございます。例えば介護予防普及啓発事業におかれましては、ひまわり会とかぬくもり給食会に職員を派遣して健康相談を行っているものでございます。それと、介護予防教室の開催では、健康づくり教室、からだいきいき塾、認知症予防教室等を行っております。あと、地域介護予防活動支援事業では、ボランティアの人材の育成事業とか、介護予防に資する地域活動組織の育成とか支援を行っております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 88ページの諸収入、これが1万2,000円ということで、内訳というんですか、多分健康福祉課さんでいろいろことをやられている教室の個人の負担金かなと思うんですけれども、この1万2,000円の内訳がわかりましたら。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） この内訳でございますけれども、運動教室参加者ということでことしから初めている健康クラブの参加者が、35名から37名にふえた、その関係で1万2,000円の増額とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略しこれから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第5、議案第58号 平成27年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 議案第58号 平成27年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

103ページをごらんください。

総則。第1条、平成27年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、既決予定額5億7万9,000円、補正予定額108万8,000円、計5億116万7,000円。

第1項営業収益、既決予定額3億1,664万円、補正予定額160万円、計3億1,824万円。

第2項営業外収益、既決予定額1億8,343万9,000円、補正予定額マイナス51万2,000円、計1億8,292万7,000円。

支出。第1款水道事業費用、既決予定額4億9,208万8,000円、補正予定額318万1,000円、計4億9,526万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額4億5,327万1,000円、補正予定額318万1,000円、計4億5,645万2,000円。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書き中1億3,131万8,000円を1億3,352万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。この本文括弧書き中の金額につきましては、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額の変更となります。

収入。第1款資本的収入、既決予定額8,817万円、補正予定額60万円、計8,877万円。

第1項負担金、既決予定額216万円、補正予定額60万円、計276万円。

支出。第1款資本的支出、既決予定額2億1,948万8,000円、補正予定額280万2,000円、計2億2,229万円。

第1項建設改良費、既決予定額1億3,721万5,000円、補正予定額280万2,000円、計1億4,001万7,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第4条、予算第7条中6,021万円を6,226万7,000円に改める。この変更は職員給与費の合計額の変更となります。

一般会計からの補助金。第5条、予算第8条中7,364万3,000円を7,300万円に改める。これは一般会計から受ける補助金額の変更となります。詳細につきましては106ページ、107ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料により説明をさせていただきます。

初めに収益的収入及び支出の収入ですが、項1営業収益、目2その他営業収益、節4雑収益160万円の増額は、消火栓ボックス交換工事負担金2カ所分です。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金、節1預金利息13万1,000円の増額は、定期預金1件分の利息となります。

目2他会計補助金、節1一般会計補助金64万3,000円の減額は、面白浄水場汚泥乾燥床借入利息が発生しませんでしたので減額するものです。

次に支出ですが、目1原水及び浄水費の主な補正額は、節2手当の中に臨時職員の通勤手

当が含まれておりましたので、これを賃金への組み替え分、36万円の減額。節4賃金193万7,000円の増額は、臨時職員賃金155万3,000円と臨時職員通勤手当の組み替え及び増額分として38万4,000円となります。節10備消耗品費35万2,000円の増額は、浄水場用の水中ポンプ、水質試験試薬等の消耗品となります。節23材料費30万3,000円の増額は、浄水場内流量調整弁設置に伴う材料代となります。節32保険料27万7,000円の増額は、臨時職員2名分の雇用保険料、保険、健康保険料、厚生年金保険料となります。

目2配水及び給水費の節23材料費49万6,000円の増額は消火栓及び空気弁ボックス交換のための材料購入費となります。

次に110ページ、111ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入ですが、目2工事負担金、節1工事負担金60万円の増額は消火栓設置工事負担金1カ所分となります。

次に支出ですが、目1取水施設費、節34工事請負費102万6,000円の増額は、八声配水場塩素注入機設置工事となります。

目4固定資産取得費147万3,000円の増額は、節2機械購入費で浄水場用発電機及び酸素濃度系購入費として39万3,000円。節3車両購入費で、事務連絡用車両購入108万円となります。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 消火栓1基分の予算が計上されていますけれどもそれほどこでしょうか、それからどんな形の消火栓になるのか伺いたいと思います。それと消火栓への変換とどうかそういう計画はあるのでしょうか。

以上。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいま、消火栓の設置負担金ですが、これは今年度工事をやっております泉水岡保台線の配水管布設替え工事に伴う消火栓の設置分でございます。それから、更新の計画という……。

（「消火栓でどんな形のもの。中に入っている」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君）　そうです、地下式の消火栓となります。

（「地上じゃないんですか」の声あり）

○環境水道課長（米本和弘君）　はい。それから計画ということでしたが、本年度は収益的収入支出のほうで雑収益で上げてありましたが、160万円、消火栓ボックスの交換工事ということで、こちら2カ所を予定しております。来年度以降については今のところまだ予定はありません。道路改良工事とかその他本当に古くなったというような場合ですね、それ以外には消火栓のボックスの交換とかというのは予定しておりません、今のところは。

以上です。

○議長（志関武良夫君）　ほかに質疑ありますか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君）　111ページの工事請負費で、100トンで2万6,000円で、八声配水場塩素注入機設置工事なんですけれども、場所とこれどういう内容かちょっと、内容的に教えていただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君）　環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君）　これは、八声の配水場というのが、マツダ製作所があると思いますが、あの手前の右側の山の上に広域のほうから受水する配水場があります。そちらの配水場に設置する塩素注入機ということになります。よろしいですか。

以上です。

○議長（志関武良夫君）　3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君）　わかりました、すいませんどうも。

○議長（志関武良夫君）　ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君）　111ページの車両購入費、事務連絡用車両購入。これ事務連絡用というとほかに工事車両とかといろいろな名目で車両を分けているということによろしいのかということと、あと今何台ぐらいこの環境水道で専門に使うということかな、一般的には総務、財産で車一括して管理しているというようなあれですから、これは特別会計ですから環境水道課のほうで車なんかについても全て管理しているということ。

それで普通車両購入費というところとある程度計画的にことしは何台買う、来年は何台ということ、普通は当初予算で組んで計画的に買っていきべきものではないのかなど。突然補正で出てくるということは本来使っていたものがだめになったのか、何か特別な理由がなければ

補正で出てくるということはちょっと考えにくいんですけども、その説明をお願いします。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） まず、環境水道課の水道のほうの事業として使っている車は今現在4台あります。そのうち2台は浄水場のほうの管理で2台です。それからあとダンプが1台あります。それからトラックですね、これは材料とかを常時漏水修理とかのために使うトラックが1台あります。それから、あとは巡回用の車が2台あります。それで6台になっています。

それで今回取りかえる車両なんですけれども、今まで使っていた車が今年度車検だったんですけれども、その車検の前にオイル漏れがありまして修理屋さんのほうに見ていただいたんですけれども、エンジン乗せかえないともう無理だというような修理ということでしたので、その車は廃車するような形にして、新しく車両を買いかえるということで今回計上させていただきます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ちょっとこれ事務連絡用というのは、要はちょっとよく事務連絡用だけに使って、意味合いがよくわからないんですけども、そのほかに。何か事務連絡用というと浄水、ちょっとよく、事務連絡用という言葉の意味がよく理解できないところがあるんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 今回だめになったその車両が、現場へ向かったり浄水場、配水場とかへいったりする、そういう車両でして、現場用車両の専門でもないし、結局職員が使う車両だということで事務連絡用の車両という名前で上げさせていただきました。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第6、議案第59号 平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 議案第59号 平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

121ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入らせていただきます。

総則。第1条、平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額852万2,000円の減、計2億9,106万3,000円。

科目、第1項営業費用、補正予定額852万2,000円の減、計2億9,006万2,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第3条、予算7条中2億1,829万8,000円を2億283万4,000円に改める。

続きまして、詳細につきましては積算資料によりご説明をいたします。

124ページ、125ページをお開きいただきたいと思います。

第1款第1項第1目総務管理費、補正予定額1,546万4,000円の減額。第2節給料980万5,000円の減。第3節手当261万1,000円の減。第4節法定福利費304万8,000円の減です。4月の人事異動に伴う減額補正で、退職者4名、転出者2名、新規採用3名、転入者1名、差

し引きしまして2名の減の異動によるものでございます。

続きまして、第4目施設介護事業費、補正予定額694万2,000円の増額。第14節委託料694万2,000円の増です。当施設の看護部門は常勤職員2名と臨時職員1名で運営をしておりましたが、このたび常勤職員2名が退職をすることとなりました。施設の運営には看護師が不可欠ですので、現在派遣会社より1日当たり2名の看護師の派遣を依頼しております。計上いたしましたのは、11月末までの委託料を計上させていただきました。

126ページから133ページまでの給与費明細書は記載のとおりですので、省略をさせていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、今課長さんのほうからご説明いただきまして、看護師さん通常ですと2名、あと臨時1名でやるところが、ただいま委託というかそういう形でやっていたらしゃるということだったんですけども、看護師さんが通常一度に2名途中でやめるということはちょっと考えられない状況だと思うんですけども、どのような理由でこういうことが発生しているのかお伺いしたいと思うんですけども。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 昨年入りました看護師がことしで1年4カ月ぐらい経過しまして、介護士との折り合いが悪くなりまして退職ということになりました。それでもう1名の方はことしの4月に採用された職員になりますので、4月からということでまだ仕事がまるでわからなくて責任を負いかねるということで退職という運びになりました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしますと、同じように委託ということだと、全く今まで老人ホームに携わっていない方が看護師さんとして来ていただいていると思いますが、仕事のほうは問題なくできているのかどうか。また、今後募集もかけていくと思うんですけども、今のお話の中には何かちょっと問題点があるのかなと思ってしまったんですが、こういった問

題点というのはどのように受けとめていらっしゃるのかというところも伺ってみたいんですが。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） まず仕事につきましてはうちのほうでマニュアルをつくりまして、あとは相談員という職種の方がおりまして、その方が毎日指導して業務のほうは何とか進めているところでございます。

あと、看護師が退職した理由というんですけれども、やめた看護師が正看護師でございまして、なかなか正看護師の方の思っている、入所者に対する処置が、なかなか介護士とかみ合わないようなところがありまして、結局退職ということになりました。

簡単に説明すると以上になります。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、正看護師さんということで、正看護師という職的な問題なのか人間関係という、人の性格的な問題なのかわからないんですけれども、もし仕事の問題での兼ね合いが悪くてということであるのであれば、何らかのこちらの指導も今後していかなければ、新たに入った看護師さんともまた折り合いが悪くなってしまうのではないかなど、こんなふうにも考えてしまうんですけれどもいかがでしょうか。

私も特養のほうへ行って直接見させていただいたわけではございませんけれども、かなり看護師に対する負担が大きくなっているというような、そんな、うわさ程度のものでございますけれども伺っております。仕事のなものも介護度の大きい方が入ってくるという中で増してまいります。そして介護度が大きくなりますと入所された方が病気になって病院とのやりとりの問題とかもあるということで、非常にそういった精神的な負担も多いというようなことも伺っております。

今回のことだけではなくて看護師さんもかなり、やはり大変であるというようなことも伺っておりますので、こういったところの指導といいますか管理といいますか、こういったものも大変これから重要になってくるのではないかと思っているんですけれども、課長、この辺をいかがお取り組みしていく予定でいらっしゃいますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 今までの経緯を見ますと、看護師と介護士の話し合いが十分されていなかったんじゃないかというような感じがしますので、これからは事あるごとに機会を設けてお互いの意思の疎通が十分できるようにして仕事を進めていきたいと

考えております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 特別養護老人ホームの所長はまだ行ったばかりで、それなのに今までの過去のことよくわからない、そんな中で正看護師さんがやめていくということで大変戸惑ったと思います。しかし総務課長、町の公務員の看護師さんと今民間の看護師さんの処遇を考えたかなり差があるということです。だから民間のほうにどんどん給料が流れていっちゃう。

だから、そこら辺も鑑みて、これ所長ばかりの責任じゃないと思うんで、町全体として捉えて改善していかなくちゃいけないと思います。ぜひそこら辺も含めて特養のほうの改善を。特に今派遣の2人ばかり使ってやっているということですから、その辺も含めて理解してやっていただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、企業会計の補正予算ですけれども総務課のほうでということですので。

賃金形態、これはなかなか民間のほうでも幾らというのはなかなか教えてくれないところもあるようなのではっきりとはわかりませんが、一般的に公務員ですから、年功と言いますか年を重ねるほど高くなっていく傾向があるということは最初の勤め始めた給料は低いと、公務員のほうが低いと、民間のほうが高いということが言えるのではないかなと思います。

ただ、それをある程度務めますと公務員も昇級をいたしますので追いついていくというかそういう形になるかなということもありますけれども、そういう面も考えてある程度その看護師さんの場合やはり職歴がある方が公務員になる場合が多いので、その職歴を決められた範囲で加算していく、そういうようなことも考えたいと思います。

そして、今回また老人ホームの関係ですが、たまたま1人応募がございましたので、そういう方とも面接をしてよろしければまた採用できるのではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 最近入居者のほうも改善されてそれなりに入ってきているそうです。

それなりに、やっぱり迎えるほうの看護師とか介護士とかいろいろな体制を整えないといけないと思いますので、ぜひ町長こちら辺はひとつよろしくお願ひしたいと思いますけれども。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 特別養護老人ホームにつきましては2年前からこういう、一つ潜在的な要素がございました。そして実はこの3月から経営者会議という、経営会議という形を今持っております。今私もその経営会議に参加しているところでございます。

その経過の中で私が感じているところは、給料といいますか、ある意味人間関係というのが非常に重要な要素があるように思います。特に今特別養護老人ホームにつきましては平均年齢が88歳を超えております。そういうことで、非常に手がかかってくるということがありまして、介護士さんと看護師さんの、また相談員さんの、この辺の連携がしっくりいかないのかなど。その辺を今改善の方向でどうするかということで経営会議の中で進めているところでございますけれども、いずれにいたしましても、これはなかなか根がちょっと深そうな気がいたしますので、これからしっかりと改善を進めていきたいと思ひます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 大多喜町の特別養護老人ホームというのはすごい人気があつて、なかなか入りたくても入れないというのが今までの実績だったのがここへ来て、やはりそういう人材育成というか人的な問題で今聞いたところでありますけれども、できるだけこれから高齢化社会でどんどんふえるし利用者も期待していると思ひます。民間との対比もあると思ひますけれども、町長以下これは真剣に、やはり何かうわさがすごく悪いほうへいっちゃっているんで、ホームページも人材募集しているのを見ましたけれども、もう少し、やめた人を臨時採用でもいいですからうまく活用してもとに戻るような、大多喜町の特老はすごいと昔からそういう人気できていたんでその辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 回答いいですか、いただきますか。

○9番（吉野僖一君） いいです。

○議長（志関武良夫君） いいそうですから。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、特別老人ホームいろいろな問題があるというのは何年か前から出てきていたと思ひます。

総合計画とか基本構想を今策定中だと思います。この問題は来年度からの総合計画というか、その中に特老の件について今後どうするのかという抜本的な改革となるのかわかりませんが、今後このような計画でいくよというのを盛り込まれて発表になると考えていいんですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは企業会計のほうでございますので、これは総合計画とはまた別のところになると思います。ただ、先ほどお答えしましたようにこれはまず根本的なところから解決していかなければなりませんので、今経営者会議2カ月に一遍やっております。そういう中で一つ一つ改善点を。1回の会議で問題点がやっぱり1つ見つかる、またそれを改善する、また次の会議で次の問題点が出てくる。そういうことで一つ一つ改善はしていかなければなりませんけれども、ただ一時期のように今老人ホームは入れないという状況ではなくて、今まさに老人の奪い合いに近いところに来ております。

ですから実際に、例えば先般の会議でもそうなんですけれども、5人の方が申し込んでくる、そうしますと、大体88歳とか90歳になりますと既往歴というのは5つ、6つみんなあるんです。何か大変なところがありまして、そうしますとそれを受け入れるかどうかというところで結局そのところで難しいとかという話の判断になるので。本来ならば5人来たら5人全部受けたいところなんですけれども、それは受けられないという状況であります。民間がそれは大体それを受けてしまうということらしいので、今のところのほう为空床率が非常に高くなっている、そこに今の経営悪化という問題があります。

そういったことをどうやって解決するかということ、今これからの会議の中でいろいろと詰めていくところで、特にまずは人間関係を立て直すと、そういうところから入りたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、勉強不足で申しわけないと思うんですけども、特別会計あると思うんですけども、それは今回の総合計画の中では反映されてこない、それは総合計画の対象外だということではないのでしょうか、それともそこも含めて総合計画が立てられるということでしょうか。

（「そういう意味ではちょっと違う」の声あり）

○1番（根本年生君） だから、要は経営が危機的な状況に陥って、今大変じゃないかという思いで言っているんで、それは違うと言われればいいですけども、抜本的な見直しとか何

とかをやっていかないとこの問題は大変なことになるんじゃないかという思いで。すみません、じゃあ違うということであればいいです、すみません。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしということでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号から議案第66号、報告第6号から報告第8号の一括上
程、説明

○議長（志関武良夫君） 日程第7、議案第60号 平成26年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、議案第66号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について及び日程第14、報告第6号から日程16、報告第8号までの各会計の決算認定並びに財政健全化に関する報告までを一括議題とします。

なお、本決算認定については日程にお示ししたとおり、本日は提案説明及び決算審査、財政健全化審査の報告までとします。

これより順次説明並びに報告を求めます。

最初に議案第60号 平成26年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第60号の一般会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

初めに平成26年度、主要施策の成果説明書からご説明させていただきますので、主要施策の成果説明の2ページをお開きいただけますか。

普通会計の歳入歳出総括表で、大多喜町の普通会計は一般会計と鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた会計になりますので、普通会計を性質別に前年度決算額と比較し分析をしたもので、次の3ページは一般会計を性質別に前年度決算額との比較分析をしたものでございます。財政的な数値は普通会計の数値を使用しますが、一般会計の決算説明のため3ページの一般会計の表で説明をさせていただきます。

まず歳入状況でございますが、平成26年度は前年度と比較すると、主な減少の区分として8自動車取得税交付金、10地方交付税、14、15の国、県支出金、19繰越金、21町債が大きく減少しております。

また、増額した主なものは6地方消費税交付金、16財産収入、この増額は城見ヶ丘団地や大戸分譲地の売り払い収入の増額、17寄附金の増額はふるさと納税の増額、18繰入金は大多喜小学校校舎の増築改修工事、上瀑小学校及び総元小学校の屋内運動場の非構造部材耐震化工事、役場中庁舎の屋上防水工事等の実施に伴う基金からの繰入金の増額でございます。

歳入合計は49億558万円で、前年度より8,037万4,000円の減額となり対前年度比で1.6パーセント減少しております。

次に、右の表の歳出状況ですが、歳出合計は45億1,974万2,000円で前年度と比較すると1億6,892万2,000円の減額で、対前年度比3.6パーセントの減少となっております。このため区分の欄では前年度と比較すると多くの区分で減額となっておりますが、増額している主なものにつきましては2扶助費で、この増額は介護給付費、自立支援医療給付費、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業による増額でございます。

次の4ページをお開きください。

本表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき地方公共団体の財政の健全性に関する比率を算出したもので、町の財政の健全化判断比率はいずれも基準の範囲内でございます。このことに関しましては別途報告議案としてご説明させていただきたいと思っております。

次の5ページからは各会計での予算科目ごとの主要施策の成果説明となり、決算書の説明と重複しますので説明は割愛させていただきます。

次に、財産に関する調書についてご説明させていただきますので決算書の264、265ページのほうをお開きください。

財産に関する調書は、決算年度中に増減のあったものを説明させていただきます。

1 項公有財産の 1 号土地及び建物の表の土地の増減高は、区分の欄の公共用財産のその他の施設が4,968平方メートル増加し、区分のその他が5,823平方メートル減少し、増減高の合計は855平方メートルの減少となっております。

養老溪谷観光センターの土地2,994平方メートルと桜台町営駐車場用地1,505平方メートルの4,499平方メートルを、その他の区分からその他の施設の区分に変更したもの及びその他の施設の区分には養老溪谷観光センターに係る土地の交換469平方メートルの増を合わせ、4,968平方メートルの増となっております。その他の区分は葛藤テニスコート2,822平方メートルの減少、養老溪谷観光センターに係る土地の交換165平方メートルの減少に、面白橋遊歩道用地として取得した1,663平方メートルの増減分を合わせたものでございます。

次に、建物の木造の欄につきましては、公共用財産の学校の区分122平方メートルの増加は大多喜小学校の増築をした図工室分で、その他の区分の55平方メートルの減少は小倉野集会所を地元へ譲渡したもので、決算年度中の増減高の合計は67平方メートルの増加でございます。

次の 2 号の山林は決算年度中に面積の増減はなく立木の推定蓄積量といたしまして決算年度中の移動が968立方メートル、決算年度末現在高で 5 万1,925立方メートルとなります。

次のページをお開きください。

3 号の無体財産権は商標登録しているおたつきーを新たに加えたものでございます。4 号の有価証券は、いすみ鉄道たけゆらの里、みずほフィナンシャルグループなど 6 社の株券で決算年度中の増減はありませんでした。次の 5 号の出資による権利は南房総広域水道企業団への出資金が1,532万7,000円増額しております。

次のページの 2 物品の表の自動車の区分中、消防のポンプ車 1 台の減は、3 分団 3 部 3 班の車両がポンプ車から小型動力ポンプ積載車電源照明つきに移動しましたので、1 台減少しました。小型動力ポンプ積載車につきましては、ポンプ車から移動した 1 台の増加がございましたが、消防庁から新規に貸与されたものが別に 1 台配備され、貸与された車両を本表から除きましたので、結果的に配備台数の増減はなく、電源照明つき積載車が内訳として 1 台増加したものでございます。ほかに庁用車両 1 台を買いかえていますが決算年度中の増減はございません。

次のページをお開きください。

上から 7 行目の自動反転機、これは給食センターの調理用の機械ですがそれを 1 台更新しております。

次のページの3基金につきましては予算額に基づき増減しておりますが、ふるさと基金につきましては寄附金の26年度決算額は5,055万4,000円でございますが、出納整理期間の関係で基金への積み立ては4,480万4,000円の決算額のため、4,480万4,000円から繰入金1,342万7,000円を差し引いた3,137万7,000円が決算年度中の増減高でございます。その他の基金の説明については説明を省略させていただきます。

基金の決算年度中の増減高の合計は1,310万6,000円の減少で、年度末現在高は25億1,798万4,000円でございます。

次に一般会計の歳入歳出決算について事項別明細書によりご説明させていただきますので、18、19ページをお開きください。

歳入につきましては右側のページの収入済額、不納欠損額及び収入未済額について……

○議長（志関武良夫君） 座って。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは座って説明をさせていただきます。

款1町税の収入済額は11億3,550万5,588円、不納欠損額は721万1,561円、収入未済額は1億1,312万7,934円、収納率は90.4パーセントでございます。各項別には項1町民税の収入済額は4億3,478万8,400円、不納欠損額は328万661円、収入未済額は2,852万1,062円、収納率は93.2パーセントでございます。

次の項2固定資産税の収入済額は5億7,680万9,400円、不納欠損額は366万7,300円、収入未済額は8,013万172円、収納率は87.3パーセントでございます。

次の項3軽自動車税の収入済額は2,622万4,900円、不納欠損額は26万3,600円、収入未済額は206万5,900円、収納率は91.8パーセントでございます。

次の項4たばこ税の収入済額は8,875万3,038円でございます。

項5鉱産税の収入済額は250万7,600円でございます。

次の項6特別土地保有税の収入済額はなく、調定額241万800円の全額が収入未済額となっております。

次の項7入湯税の収入済額は642万2,250円でございます。

款2地方譲与税の収入済額は5,833万円で、項1地方揮発油譲与税の収入済額は1,746万6,000円。

項2自動車重量譲与税の収入済額は4,086万4,000円でございます。

次の款3利子割交付金の収入済額は165万3,000円でございます。

次のページをお開きください。

款4 配当割交付金の収入済額は727万1,000円でございます。

款5 株式等譲渡所得割交付金の収入済額は509万2,000円でございます。

款6 地方消費税交付金の収入済額は1億2,710万8,000円でございます。

款7 ゴルフ場利用税交付金の収入済額は1億654万5,674円でございます。

款8 自動車取得税交付金の収入済額は1,156万2,000円でございます。

款9 地方特例交付金の収入済額は230万9,000円で、減収補填特例交付金として交付されたものでございます。

次の款10 地方交付税の収入済額は16億5,618万2,000円で普通交付税、特別交付税の内訳は備考欄記載のとおりでございます。

款11 交通安全対策特別交付金の収入済額は178万9,000円でございます。

次のページをお開きください。

款12 分担金及び負担金の項1 負担金は、収入済額1億6,835万1,679円、収入未済額516万393円、収納率は97パーセントで、内容につきましては目1の民生費負担金から次の24ページ目6 災害復旧事業費負担金まで、それぞれの事務事業実施に伴う受益者負担、あるいは関係団体の負担金でございます。

24ページをお開きください。

款13 使用料及び手数料の収入済額は9,087万3,384円、収入未済額168万250円、収納率は98.2パーセントで、項1 使用料の収入済額は6,379万8,104円、収入未済額は166万5,070円で、目1 衛生使用料から目6の教育使用料までの施設等の使用料でございます。

次のページをお開きください。

項2 手数料の収入済額は2,707万5,280円、収入未済額は1万5,180円、収納率99.9パーセントで、目1 総務手数料から目5 土木手数料までの各種手数料でございます。

次の款14 国庫支出金の収入済額は3億1,405万8,253円、項1 国庫負担金の収入済額は1億7,953万5,252円で目1 民生費国庫負担金から次の28ページ目3 教育費国庫負担金までのそれぞれの事業に係る国の負担金でございます。

28ページの項2 国庫補助金の収入済額は1億3,115万4,000円で、目1 民生費国庫補助金から次のページ目6 総務費国庫補助金までの各種事務事業に対する国の補助金でございます。また、前年度からの繰り越し事業に充当する補助金が9,265万4,000円と補助金全体の70.6パーセントを占めております。

次の30ページでございますが、項3 国庫委託金の収入済額は336万9,001円で、目1 総務費

委託金と目2民生費委託金はそれぞれ国の事務に関する委託金でございます。

次に款15県支出金の収入済額は3億744万8,426円でございます。

項1県負担金の収入済額は1億3,143万5,793円でございます。県負担金の内容は目1総務費県負担金から次のページの目5教育費県負担金まで、事務事業に対する県からの負担金でございます。

32ページの項2県補助金の収入済額は1億1,466万3,614円で、目1総務費県補助金から38、39ページの目10消防費県補助金までの各事務事業に係る県からの補助金でございます。

38、39ページをお開きください。

項3県委託金の収入済額は6,134万9,019円で、目1総務費委託金から次のページの目6教育費委託金までの各事務事業に係る県からの委託金でございます。

次の40ページの款16財産収入の収入済額は7,628万261円でございます。

項1財産運用収入の収入済額は1,926万5,044円で、目1財産貸付収入は次のページにわたりますが、自動車学校用地と土地建物の貸付収入及び町が設置した光ファイバーをNTTに貸し付けた収入で、目2利子及び配当金は所有している株の配当金でございます。

次の項2財産売却収入は養老溪谷テニスコートの売却、城見ヶ丘団地と大戸分譲地の売り払い収入で収入済額は5,701万5,217円でございます。

次に款17寄附金の収入済額は5,234万606円で、指定寄附金はふるさと納税が1,838件、教育費寄附金が3件で、一般寄附金は千葉県隅ゴルフほか2件でございます。

次の款18繰入金金の収入済額は1億566万5,963円で、項1基金繰入金は各基金から事業に充当するために取り崩したもので、収入済額は1億539万3,000円でございます。

次のページをお開きください。

項2の特別会計繰入金金の収入済額は27万2,963円で、国民健康保険特別会計からの繰入金でございます。

次の款19繰越金の収入済額は2億9,729万394円でございます。

次の款20諸収入の収入済額は6,942万3,842円、収入未済額は252万2,555円、収納率は96.5パーセントでございます。

項1延滞金加算金及び過料の収入済額は27万5,068円でございます。

次の項2受託事業収入の収入済額は226万5,784円で、後期高齢者医療広域連合受託事業収入でございます。

項3雑入の収入済額は6,678万7,217円、収入未済額は252万2,555円で、収納率は96.4パー

セントでございます。

目3雑入の内容は次のページから51ページまでの備考欄に記載のとおりでございます。

50ページ、51ページのほうをお開きください。

項4町預金利子の収入済額は9万5,073円でございます。

款21町債、項1町債の収入済額は3億1,050万円で、目1総務債から目5臨時財政対策債まで各種事業の財源に充当するため記載したものでございます。

以上、歳入合計は予算現額49億1,199万8,000円、調定額50億3,528万2,763円、収入済額49億558万70円、不納欠損額721万1,561円、収入未済額1億2,249万1,132円でございます。

続きまして、一般会計の歳出決算の説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

各款または項の支出済額及び各目の事務事業の概要についてご説明させていただきます。

初めに款1議会費、項1議会費の支出済額は8,069万3,654円で……

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長、ちょっと時間が経過しましたので、休憩とってからにしたいと思いますので、ここで10分間休憩とります。25分の開会とします。

（午後 2時15分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは歳出からご説明させていただきます。

各款または項の支出済額、及び各目の事務事業の概要についてご説明させていただきます。

初めに、款1議会費、項1議会費の支出済額は8,069万3,654円で、町議会議員と事務局職員の人件費、議会活動に要する事務的経費、会議録作成委託料、町村議会議長会負担金、政務調査費等補助金等でございます。

次の、款2総務費の支出済額は8億753万7,486円で、翌年度繰越額は9,403万9,000円でございます。

項1総務管理費の支出済額は6億6,275万9,863円で、目1一般管理費は特別職人件費、次のページの一般職の人件費、行政連絡員の報酬、職員健康診断委託料、次の57ページになり

ますが、各種団体への負担金補助金や一般事務費として電話料あるいは職員研修事業で、そのほかには電子調達管理事業などがございます。

58、59ページのほうをお開きください。

目2 文書広報費の主な事務事業は、個人情報保護制度再構築支援業務として195件の対象事務の洗い出しや、例規集のデータ更新や、法制ソフト支援業務の委託料等で、広報おたきの発行事業は年12回の発行と町長への手紙を年2回発行しております。またホームページへのアクセスユーザー数は14万7,755人、アクセス件数は23万5,085件でございます。

次の目3 財政管理費は、予算書、決算書の印刷製本費、財務会計システム用のパソコンソフト保守委託料や、ソフトの借り上げ料が主な経費でございます。

次のページをお開きください。

目4 会計管理費は会計室における出納事務管理経費でございます。

目5 財産管理費の主なものは、公有財産管理事業の町有建物及び公用車の保険料、小沢又貯水池改修工事で、庁舎管理費は庁舎管理のための光熱水費が、次のページになりますが、役場中庁舎の屋上防水工事、町有林の維持管理経費、庁舎関係事業は25年度から繰り越した庁舎修復再生工事報告書と看板設置工事、財政調整基金積立金が主な事業でございます。

目6 企画費の主な事業は、次のページになりますが、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金、空き家改修事業補助金2件、地域情報通信基盤維持管理事業は光ファイバー網の保守経費、大多喜ダム対策事業は大多喜ダム跡地の管理事業補助金、結婚活動支援事業、次のページのふるさと納税を基金への積み立て、大多喜高校への支援事業助成金、総合計画策定業務委託料、町内4路線及び一宮線の補助をしている地方バス路線対策補助金、いすみ鉄道の下部を補助する基盤維持費補助金、鉄道輸送対策事業費補助金、ふるさと納税事業は返礼品等に関する経費でございます。

68ページの目7 電子計算費は、町のコンピューター業務に係る経費で、電子計算機の保守委託やサーバー15台、パソコン172台の賃借料が主なものでございます。

次の目8 諸費の主な内容といたしましては、町に管理責任がある事故が発生した場合の総合賠償保険事業、交通安全対策事務費は、次のページの防犯灯LED化調査事業、防犯灯の電気料金補助金などで、合併60周年の記念式典とユネスコアジア太平洋遺産賞授賞式典の経費が主なものでございます。

項2 徴税費の支出済額は9,014万9,590円で、目1 税務総務費の主な内容は、職員人件費や、次のページの関係団体への補助金等でございます。

目2 賦課徴収費の主な内容は、基幹系システム大量一括処理委託料、家屋評価システムの設定変更委託料、住民税電子申告サービス利用料や、次のページの地図情報データの修正委託料が主な内容でございます。

次の項3 戸籍住民基本台帳費の支出済額は3,528万2,589円でございます。戸籍関係職員の人件費や、出張所の臨時職員の賃金、戸籍システムの借り上げ料と保守管理委託料、本庁及び老川、西畑出張所の窓口業務の運営に係る経費や、住民基本台帳ネットワークシステム事業などがございます。

次のページをお開きください。

項4 選挙費の支出済額は842万5,178円で、目1 選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の委員報酬や事務的管理経費及び団体の負担金でございます。

目2 千葉県議会議員選挙費は、平成27年4月12日執行に係る平成26年度分の選挙経費でございます。

目3 大多喜町農業委員会委員選挙費は、平成27年3月1日執行の選挙経費でございます。

次のページをお開きください。

目4 衆議院議員選挙費は、平成26年12月12日執行の選挙経費でございます。

項5 統計調査費の支出済額は1,055万1,286円で、職員の人件費のほか、次のページの各種団体等への負担金、各統計調査に係る統計調査員への報償や事務的経費でございます。

項6 監査委員費の支出済額は36万8,980円で、次の83ページの監査委員の報酬や事務経費等でございます。

次の款3 民生費の支出済額は12億3,673万8,502円でございます。

項1 社会福祉費の支出済額は、8億323万6,735円でございます。

目1 社会福祉総務費の主なものは、職員の人件費、事務費のほか、次のページの町社会福祉協議会への補助金、障害者福祉事業の委託料の障害者計画等策定業務委託料、地域生活支援事業委託料15施設分、扶助費は介護給付費1,125件、1億5,321万4,000円、重度心身障害者医療費補助1,039名、2,768万4,000円、自立支援医療給付費7名、1,228万円などで、次の民生委員活動事業は報償費が主なもので、次の87ページのほうになりますが、国民健康保険特別会計への繰出金、少子化対策事業として45件分の出産祝い金及び臨時福祉金1,743名分でございます。

次の目2 国民年金費は、職員の人件費と国民年金事務に係る経費でございます。

次の88、89ページをお開きください。

目3 老人福祉費の主な内容は、緊急通報システム業務は50人が利用し、517件、外出支援サービスは255人が利用し、6,840件、敬老祝事業費の報償費は、147人分の敬老祝い金や208人分の祝い品です。その他老人クラブ活動に対する補助金や地域ボランティア事業補助金でございます。

次の目4 青少年女性対策費は、青少年相談員の報酬及び活動に係る経費で、次のページの目5 介護保険事業費は、介護保険事業の推進に係る経費で、主なものは地域包括支援センターの運営経費、介護保険特別会計への繰出金、次期介護保険事業計画策定業務委託料などでございます。

次のページをお開きください。

目6 後期高齢者医療費の主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金、療養給付費及び後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

次の項2 児童福祉費の支出済額は4億3,350万1,767円でございます。

目1 児童福祉総務費は、職員の人件費のほか、子ども医療対策事業の扶助費は乳幼児医療費5,232件、児童医療費小学生分3,947件、児童医療費中学生入院1件の助成で、次の子ども・子育て支援事業は次のページになりますが、計画策定委託料と例規整備委託料、子育て世帯臨時特例給付金事業は867人分の給付金支給に係る経費で、前年度から繰り越された子ども・子育て支援事業は、保育システムの改修委託料でございます。

目2 児童措置費の主な内容は、扶助費の児童手当及びその支給事務に要した経費でございます。

目3 母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費等、入院延べ日数68日、通院延べ日数234件、調剤延べ件数92件の助成でございます。

次の目4 児童福祉施設費は、職員の人件費、保育園管理運営事業は、次のページの保育園嘱託医の報酬、臨時保育士15人、臨時調理員2人分の賃金のほか、保育園児223人の保育に係る消耗品、光熱水費及び給食用賄い材料費並びに保育園の管理運営に係る施設警備や保守点検、英語教室業務や送迎バス、つぐみの森保育園の借地料等で、児童クラブの運営経費や、次のページのみつば保育園内に設置してある地域子育て支援センターの運営経費として、職員の人件費と臨時保育士の賃金等でございます。

次の款4 衛生費の支出済額は4億9,229万8,188円で、項1 保健衛生費の支出済額は2億3,637万4,119円でございます。

目1 保健衛生総務費の主なものは、職員の人件費と国保国吉病院の負担金、養育医療給付

金2件分でございます。

目2 予防費は、次のページにわたりますが、5,486人が受診した各種健診業務、3,742人が接種を受けた各種予防接種、健康相談、健康教育、健康づくり教室、高齢者肺炎球菌ワクチンの助成等に関するものが主な内容でございます。

102、103ページのほうをお開きください。

目3 環境衛生費は、職員の人件費と環境対策審議員の報酬及び不法投棄監視員10名分の報償費、夷隅環境衛生組合負担金、次のページになりますが、合併処理浄化槽13基分の補助金、小水力発電所の管理運営経費等が主な内容でございます。

目4 母子保健事業は、次のページにわたりますが、母子保健事業の運営に係る協力医の報酬や健康診査に当たり必要な消耗品や健康診査の委託料でございます。

106、107ページのほうをお開きください。

目5 火葬場費は、運営委員会の委員報酬のほか、火葬場の燃料費、施設修繕料、管理経費、設備の点検管理、火葬炉運転業務などの委託料や、火葬炉改修工事が主なものでございます。

目6 地域し尿処理施設管理費は、船子城見ヶ丘団地内のコミュニティプラントの維持管理費でございます。

次の項2 清掃費の支出済額は1億6,203万4,069円でございます。

次のページをお開きください。

目1 清掃総務費は、職員の人件費、臨時職員の賃金、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金が主な内容でございます。

目2 塵芥処理費は、環境センターの管理運営に係る経費で、ごみ収集委託料や粗大ごみ処理委託料、ごみ袋の作成や販売委託料、一般廃棄物処分業務委託料、次のページのいすみクリーンセンター塵芥処理負担金等でございます。

項3 上水道費の支出済額は9,389万円でございます。水道事業会計に対する上水道高料金対策補助金と南房総広域水道企業団に対する補助金と出資金でございます。

款5 農林水産業費の支出済額は2億3,966万8,636円で、項1 農業費の支出済額は1億7,484万6,338円でございます。

目1 農業委員会費は、職員の人件費及び農業委員会委員の報酬、事務経費のほか、関係機関への負担金が主な内容でございます。

次のページをお開きください。

目2 農業総務費は、職員の人件費及び農家組合長の報酬が主な内容でございます。

次の目3 農業振興費は、農業再生協議会補助金、青年就農者確保育成給付事業補助金5件、次のページの被災農業者向け経営体育成支援補助金19件、中山間地域等直接支払交付金5件や、都市農村交流推進委託料等でございます。

次の目4 畜産業費は、関係する各種団体に対する補助金、負担金でございます。

次の目5 農地費の主なものは、平沢ダムの管理委託料や、次のページの多面的機能支払交付金事業、繰り越し事業の農業基盤整備促進事業の暗渠排水工事55.6ヘクタールや、揚水ポンプの更新工事2カ所でございます。

目6 農業施設費は、次のページの養老溪谷観光センターを初め、農業関係の各施設の維持管理経費を計上したものでございます。

次のページをお開きください。

120ページの項2 林業費の支出済額は6,482万2,298円で、目1 林業総務費は、職員の人件費や事務経費、関係機関の負担金、有害鳥獣、猿87頭、猪858頭、鹿444頭、小動物284頭の捕獲報償金、有害鳥獣の駆除委託料や、次のページの有害獣被害防止の物理柵、電気柵等に係る補助金が主な内容でございます。

目2 林業振興費は、森林の機能を保持していくための間伐や下刈り、枝打ち等を行う森林整備事業委託料でございます。

目3 大多喜県民の森運営費は、職員の人件費、臨時職員及び臨時作業員の賃金、竹細工や各種講座等の講師謝礼、光熱水費などの施設管理運営経費でございます。

款6 商工費と、次のページの項1 商工費の支出済額は同額の7,664万5,849円でございます。

目1 商工総務費は、職員の人件費のほか、商工関係の事務及び管理経費でございます。

目2 商工業振興費は、商工会による補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金、次のページになりますが、商い資料館の管理経費で施設管理業務委託料などでございます。

目3 観光費は、公衆トイレや公園の維持管理、町営駐車場の管理業務委託料や、大多喜駅前観光センターの維持管理経費でございます。

次の129ページの観光振興事業の備品購入費は、公用車の購入でお城まつり実行委員会、町観光協会や関係団体への補助金、負担金が主なものでございます。遊歩道整備事業の公有財産購入費は面白峡遊歩道用地として取得したものでございます。

次のページをお開きください。

次の款7 土木費の支出済額は3億1,413万2,907円で、項1 土木管理費の支出済額は1億75万4,417円でございます。

目1 土木総務費の主なものは、職員の人件費と臨時職員賃金、道路照明32カ所分の電気使用料、道路台帳更新業務委託料、パソコン用ソフト保守委託料や借り上げ料、各種団体への負担金や補助金でございます。

次のページをお開きください。

目2 登記費は、職員の人件費のほか、用地測量委託料、測量機器の保守委託料や使用料が主なもので、登記実績は所有権移転登記や地目変更登記など54件でございます。

次の目3 国土調査費は、地籍調査に係る臨時職員の賃金のほか、事務経費や、次のページの地籍調査委託料が主な内容でございます。

目4 道の駅管理費は、石神地先の道の駅の維持管理等で、トイレの水道使用料や清掃管理委託料が主なものでございます。

項2 道路橋梁費の支出済額は1億6,131万9,749円で、目1 道路維持費は、町道の補修員4人と草刈り等の際雇用する臨時作業員に係る経費及び公用車の燃料費、調査設計業務委託料は、トンネル24カ所の点検調査と20路線の道路ストック調査でございます。

次のページをお開きください。

中野大多喜線の舗装の打ちかえ工事、道路補修用材料などがございます。

目2 道路新設改良費は、職員の人件費と、測量、設計委託料は、中野大多喜線、増田小土呂線、弓木西下線、新坂泉水線、宇野辺当月川線の5路線で、工事請負費は、増田小土呂線の歩道整備工事、中野大多喜線の道路改良工事、排水整備工事でございます。

目3 橋梁維持費は、橋梁長寿命化のための塩渕橋、補修工事でございます。

目4 交通安全対策費の区画線工事は、町道中野大多喜線のほか、交通安全対策用材料は、カーブミラー等の購入費が主なものでございます。

次のページをお開きください。

項3 都市計画費の支出済額は655万7,960円で、目1 街路事業費は街なみ整備助成事業補助金でございます。

項4 住宅費の支出済額は4,550万781円でございます。

目1 住宅管理費は、町営住宅9団地111戸の管理に関する経費で、黒原団地の改修に係る工事請負費等が主な経費でございます。

目2 宅地造成費は、次のページの大戸分譲地の埋設管空隙充填工事と、城見ヶ丘団地の定住化補助金1件が主なものでございます。

目3 住宅助成費は、住宅取得奨励金15件、住宅リフォーム補助金24件、住宅用太陽光発電

設備導入促進補助金20件でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費の支出済額は 2 億8,124万6,332円でございます。

目 1 常備消防費は、夷隅郡市広域常備消防負担金で、目 2 非常備消防費は、消防団員345名の報酬、消防団員の健康診査、退職報奨金支給事務負担金等でございます。

次のページをお開きください。

目 3 消防施設費の消防用施設維持管理事業は、消防機庫の設計業務委託料、黒原、八声の防火水槽等改修工事、消火栓改修工事等でございます。消防機械整備事業は、各分団における消防車の燃料、車両の検査や、整備費用、小型動力ポンプつき積載車の購入が主な内容でございます。

目 4 災害対策費の地域防災対策事業は、災害の発生が懸念される場合の職員の時間外手当や、次の145ページの排水機場管理委託料と防災行政無線の修繕料と保守委託料が主な内容でございます。

次の款 9 教育費の支出済額は 5 億439万6,588円で、項 1 教育総務費の支出済額は、7,026万6,632円でございます。

目 1 教育委員会費は、教育委員の報酬や教育委員会活動に要する事務費、関係団体への負担金等でございます。

目 2 事務局費は、教育長人件費や、次の147ページの職員の人件費、教育委員会事務事業は、特別支援教育支援員の賃金、法令改正に伴う例規整備委託料、関係団体への負担金や補助金、奨学基金積立金が主な経費でございます。

次の148、149ページをお開きください。

項 2 小学校費の支出済額は 1 億5,280万8,492円でございます。

目 1 学校管理費の小学校管理事務事業は、学校医、薬剤師の報酬のほか、西小学校の送迎バス委託料等が主な経費で、小学校施設管理事業は光熱水費、施工管理委託料と次の151ページの設計業務委託料、施設改修工事は西小学校防火シャッターの改修工事、施設改築工事は総元、上瀑小学校屋内運動場の非構造部材耐震化工事でございます。次の学校管理事業は町内 4 小学校の管理事務経費や学校施設管理経費でございます。

次のページをお開きください。

目 2 教育振興費は、4 小学校の教材備品等の購入費、クラブ活動助成補助金や遠距離通学費補助金が主な内容でございます。

155ページが一番下の、小学校教育振興事業は、英語教室と低学年の外国語活動委託料で、

次の157ページになりますが、総元小学校と、上瀑小学校の閉校行事实行委員会補助金と合併60周年記念の音楽鑑賞教室の負担金、扶助費は、準要保護児童20人分の学用品等の就学支援、6人分の特別支援教育就学奨励費でございます。

目3 学校建設費は、大多喜小学校校舎増築改修工事に係るものでございます。

次の項3 中学校費の支出済額は3,155万5,552円でございます。

目1 学校管理費の中学校管理事務事業は、学校医、薬剤師の報酬のほか、中学校施設管理事業の光熱水費や、次のページのパソコン借り上げ料、2中学校の管理事務経費や学校施設管理経費でございます。

目2 教育振興費は次のページにわたりますが、2中学校の教材備品等購入費、クラブ活動や各種大会等への生徒派遣補助金、あるいは遠距離通学生徒の通学費補助金等が主な内容でございます。

161ページをお開きください。

中学校教育振興事業の扶助費は、準要保護生徒8人分の学用品等の就学支援や、4人分の特別支援教育就学奨励費でございます。

次の項4 社会教育費の支出済額は5,769万1,118円でございます。

目1 社会教育総務費は、職員の人件費のほか、社会教育委員の報酬、生涯学習の推進事業は次のページにわたりますが、町民カレッジやおいでよ子ども土よう塾等の開催経費、旧田代分校の管理費、社会教育関係団体への負担金や補助金でございます。

次の目2 公民館費は、公民館運営審議会委員報酬のほか、公民館運営のための維持管理経費でございます。中でも、決算額の大きなものは、光熱水費、施設や設備の管理委託料、次のページの公民館バスの管理経費でございます。

次の目3 図書館費は、年間1万1,487人が入館する図書館（天賞文庫）の管理運営経費及び図書の購入費、各種活動に要した経費でございます。

次の目4 文化財保護費は、次の167ページの文化財審議会委員報酬や負担金補助及び交付金が主なものでございます。

次の目5 視聴覚教育費は、夷隅郡視聴覚教材センターの負担金でございます。

項5 保健体育費の支出済額は1億9,207万4,794円でございます。

目1 保健体育総務費は、職員の人件費、スポーツ推進委員の報酬やキンボール教室などの主要事業に係る経費と、合併60周年記念のラジオ体操に係る経費、次の169ページの町体育協会補助金が主な内容でございます。

目2 学校給食費は、職員の人件費のほか、臨時調理員の共済費や賃金、給食センター施設管理用消耗品、光熱水費、賄い材料費、次のページの給食配送委託料、調理場の床防塵塗装改修工事や機械室配管改修工事、自動反転機の購入が主なものでございます。

次の目3 体育施設費は、海洋センターや野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営経費でございます。海洋センター屋外施設管理事業は、野球場バックスクリーンや、放送設備の修繕、芝の管理や、シルバー人材センターへの委託料などが主な内容でございます。海洋センター管理運営事業は、次の173ページのプール監視業務委託料、シルバー人材センター委託料などでございます。

款10 災害復旧費の支出済額は1,248万8,646円でございます。

項1 公共土木施設災害復旧費の支出額はありませんでした。

次のページをお開きください。

項2 農林水産施設、災害復旧費の支出済額は1,248万8,646円で、前年度からの繰り越し事業で、目1 農地災害復旧費は8カ所分の復旧工事、目2 農業施設災害復旧費は4カ所分の復旧工事費でございます。

款11 公債費の支出済額は4億7,389万5,115円でございます。今まで借り入れた起債134件分の元金及び利子でございます。

款12 予備費の当初予算額は500万円で、予備費を充当した額は247万4,000円でございます。

次のページをお開きください。

歳出合計の支出済額は45億1,974万1,903円、翌年度繰越額の繰越明許費は2億1,902万4,000円、事故繰越額は134万4,000円、不用額は1億7,188万8,097円でございます。

以上が一般会計歳出決算の事項別明細書の状況でございます。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。この表は、会計年度の実質的な収入支出の額を示したものでございます。1、歳入総額49億558万円、2、歳出総額45億1,974万2,000円、3、歳入歳出差引額3億8,583万8,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額1億590万4,000円、事故繰越額134万4,000円、5、実質収支額は、繰越額を差し引いた2億7,859万円となりました。

以上で、平成26年度の大多喜町一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、議案第61号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第61号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

この特別会計につきましては、合併前の1市5町からの拠出金をもとに設けられた基金を運用するための会計で、必要に応じて取り崩した基金を当会計で受け入れ、いすみ鉄道に助成費として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

基金の主な運用につきましては、平成22年度までは、いすみ鉄道への赤字助成でしたが、平成23年度以降は、老朽化した車両の更新に対する助成となっております。平成26年度も計画に基づき車両を1台更新する予定でありましたが、国からの内示額が補助基本額の3分の1を下回り、この補助額の減少分を県及び2市2町で負担することが困難なことから減額させていただいたところです。

それでは、事項別明細書により決算内容をご説明させていただきますので、決算書の186、187ページをお開きください。

款1 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金の収入済額は34万5,000円で、鉄道経営対策事業基金を運用した利子でございます。

款2 繰入金、項1 繰入金、目1 繰越金は減額補正させていただき、予算現額及び収入済額もございませんので歳入合計額の収入済額は34万5,000円でございます。

次のページをお開きください。

歳出、款1 鉄道経営対策事業費、項1 鉄道経営対策事業費、目1 事業費、節25 積立金の支出済額34万5,000円は、鉄道対策事業基金の利子を基金へ積み立てたものでございます。

次の目2 助成費、節19 負担金補助及び交付金は、予算現額及び支出額はございませんので、歳出合計額は36万5,000円でございます。

次のページをごらんください。

実質収支に関する調書は、歳入総額と歳出総額が同額のため歳入歳出差引額以降はゼロ円でございます。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、議案第62号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは議案第62号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、国民健康保険の加入状況でございますけれども、加入者数は、対前年度比3.3パーセント減の3,213人、世帯数は2.7パーセント減の1,829世帯、被保険者は被保険者の年齢構成を見ますと、65歳以上75歳未満の割合が被保険者全体の35パーセント、60歳以上では約51パーセントを占めており、加入者の高齢化が進んでおります。

決算収支につきましては、歳入総額15億239万3,531円、歳出総額14億2,371万2,065円。前年度と比較しますと、歳入では3.2パーセント、歳出では3.0パーセントそれぞれ増加しております。

また、保険給付を見ますと被保険者数が減少している一方、医療費の高度化や被保険者の高齢化等に伴い、前年度と比較し3.9パーセント、3,474万3,000円の増加となります。

それでは、決算につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

決算書202、203ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款1 国民健康保険税、予算現額3億2,299万7,000円、調定額4億4,463万9,887円、収入済額3億2,636万6,255円、不納欠損額795万6,140円、収入未済額1億1,031万7,492円、収納率は現年度分92.7パーセント、滞納繰越分12.4パーセント、合計で73.4パーセントでございます。

また、不納欠損につきましては、地方税法の規定による時効成立によるもので、件数が129件。不納欠損の事由といたしまして、生活困窮、生活保護受給、あるいは出国等によるものでございます。平成25年度と比較しますと、件数で9件、金額で55万9,360円それぞれ減少しております。

国民健康保険税の内訳といたしまして、目1 一般被保険者国民健康保険税、調定額4億2,607万8,386円、収入済額3億1,005万2,311円、不納欠損額783万6,832円。

目2 といたしまして、退職被保険者等国民健康保険税、調定額1,856万1,501円、収入済額1,631万3,944円、不納欠損額11万9,308円でございます。

次に、款2 一部負担金につきましては、収入はございません。

次に、款 3 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 督促手数料、調定額、収入額とも11万7,100円でございます。

款 4 国庫支出金、調定額、収入済額とも 3 億7,193万5,252円でございます。

内訳といたしまして、次のページをお願いいたします。

目 1 療養給付費等負担金、調定額、収入済額とも 2 億8,734万3,493円、療養給付費に要する費用及び後期高齢者支援金、介護納付金等に対する国庫負担金でございます。

目 2 高額医療費共同事業負担金、調定額、収入済額とも838万5,759円、高額療養費共同事業拠出金の 4 分の 1 を県が負担するものでございます。また、同額が県からも交付されます。

目 3 特定健康診査負担金、調定額、収入済額とも140万円、特定健康診査の国庫負担金となり、補助率は国基準額の 3 分の 1 でございます。

項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金、調定額、収入済額とも7,480万6,000円、市町村間の財政の均衡を図るため交付されるものでございます。

款 5 項 1 療養給付費交付金、目 1 療養給付費交付金、調定額、収入済額とも5,274万2,000円、退職被保険者分の医療費に係る交付金でございます。

款 6 項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金……すみません、座って失礼させていただきます。

款 6 項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金、調定額、収入済額とも 2 億628万4,439円、65歳から75歳未満の医療費の負担を軽減するため交付されるものでございます。

款 7 県支出金、調定額、収入済額とも8,917万5,759円でございます。

内訳といたしまして、項 1 県負担金、目 1 高額医療費共同事業負担金、調定額、収入済額ともに838万5,759円、高額療養費共同事業拠出金の 4 分の 1 を県が負担するものでございます。

目 2 特定健康診査負担金、調定額、収入済額とも140万円、特定健康診査の県負担分でございます。

項 2 県補助金、目 1 財政調整交付金、調定額、収入済額ともに793万9,000円、国保財政の平準化を図るための県補助金でございます。

款 8 項 1 共同事業交付金、目 1 共同事業交付金、調定額、収入済額とも 2 億428万5,089円、内訳といたしまして、節 1 になりますけれども、高額医療費共同事業交付金はレセプト 1 件当たり80万円を超えるもの、次のページをお願いいたします、節 2 保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト 1 件当たり30万円以上80万円未満の高額療養費に対しての交付金でござ

います。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、調定額、収入済額とも1億3,417万3,620円でございます。内訳といたしまして、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございますが、収入済額4,567万4,540円、経験実績に応じたの県及び町からの法定負担分でございます。節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、収入済額925万4,885円、軽減世帯の平均保険税等に応じたの国・県及び町からの法定負担分でございます。節3職員給与費等繰入金、収入済額3,501万7,195円、人件費及び事務費に対する繰入金となります。節4助産費等繰入金、収入済額332万円、出産育児一時金の3分の2相当の繰入金でございます。節5財政安定化支援事業繰入金、収入済額519万7,000円、国保財政の健全化及び保険税の負担の平準化に対する繰入金でございます。節6財政調整繰入金、収入済額3,500万、一般会計からの法定外繰入金でございます。節7特定健康診査等事業費繰入金、収入済額71万円。特定健康診査の追加項目等に対する繰入金でございます。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、収入はございません。

款10繰越金、調定額、収入済額とも1億1,525万8,957円、前年度繰越金でございます。

款11諸収入、調定額、収入済額とも205万5,060円でございます。

内訳といたしまして、項1延滞金及び過料、目1一般保険者延滞金、調定額、収入済額ともに13万1,175円でございます。

目2退職被保険者等延滞金は収入はございません。

項2雑入、調定額、収入済額とも192万3,885円、次のページをお願いいたします、内訳といたしまして、目1延滞処分費から目5退職被保険者等返納金につきましては収入はございません。

目6雑入、収入済額192万3,885円の内訳といたしまして、節1特定健康診査徴収金32万3,500円、40歳以上70歳未満の受診者1人当たり500円をいただくものでございます。節5保険者支援金146万4,385円、国民健康保険中央会からの臨時的に交付されました支援金でございます。節6特定健康診査負担金精算金13万6,000円、平成25年度特定健康診査負担金の確定に伴う、国及び県の追加交付分でございます。

歳入合計、予算現額14億7,799万3,000円、調定額16億2,066万7,163円、収入済額15億239万3,531円、不納欠損額795万6,140円、収入未済額1億1,031万7,492円でございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

210、211ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、支出済額3,586万1,195円、備考欄記載のとおり、職員4名分の人件費及び事務費並びに千葉県国保連合会への負担金でございます。事務費の主な支出は、13節委託料として基幹系システム大量一括処理委託料、レセプト電算処理委託料、レセプト電算業務委託料、さらに14節使用料及び賃借料としてパソコンソフト使用料等でございます。

項2 運営協議会費、目1 運営協議会費、支出済額8万4,000円、国民健康保険運営協議会、3回分の委員報酬でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、支出済額8億662万1,561円、前年度と比較いたしまして3.7パーセントの増となっております。

内訳といたしまして、目1 一般被保険者療養給付費、支出済額7億5,806万1,600円で医療費の現物給付分でございます。

次のページをお願いいたします。

目2 退職被保険者等療養給付費、支出済額3,844万2,291円、厚生年金、共済年金など年金受給者で65歳未満の方の現物給付の医療費分でございます。

目3 一般被保険者療養費、支出済額817万1,254円、補装具等の療養費で償還払い分でございます。

目4 退職被保険者等療養費、支出済額38万5,562円、退職者被保険者の償還払い分の医療費でございます。

目5 審査及び支払手数料、支出済額156万854円、レセプトの審査手数料等でございます。

項2 高額療養費、支出済額1億1,272万2,399円、前年度と比較いたしまして5.1パーセントの増でございます。

内訳といたしまして、目1 一般被保険者高額療養費、支出済額1億813万4,294円。

目2 退職被保険者等高額療養費、支出済額458万8,105円でございます。

目3 一般被保険者高額介護合算療養費及び次のページの日4 退職被保険者等高額介護合算療養費については支出はございません。

項3 移送費、目1 一般被保険者移送費及び目2 退職被保険者等移送費につきましても、支出はございません。

項4 目1 出産育児一時金、支出済額498万1,890円、1件当たり限度額42万円の支給で、支給件数は12件でございます。

項5 目1 葬祭費、支出済額115万円、1件当たり5万円を支給するもので支給件数23件で

ございます。

款 3 目 1 後期高齢者支援金、支出済額 1 億7,527万9,520円、後期高齢者医療制度を支えるため各保険者、これはゼロ歳から74歳が負担する支援金でございます。

次のページをお願いいたします。

目 2 後期高齢者関係事務費拠出金、支出済額 1 万2,665円でございます。

款 4 目 1 前期高齢者関係事務費拠出金、支出済額13万5,523円、65歳から75歳未満の国保加入者数に応じて納付するものでございます。

款 5 項 1 老人保健拠出金、目 1 老人保健事務費拠出金、支出済額7,441円、老人保健制度の清算事務費でございます。

款 6 項 1 介護納付金、目 1 介護納付金、支出済額8,469万4,347円、40歳から65歳未満の国保加入者が負担する納付金でございます。

款 7 項 1 共同事業拠出金、目 1 高額療養費共同事業拠出金、支出済額3,354万3,036円、レセプト 1 件当たり80万円を超える医療に係る拠出金でございます。

次のページをお願いいたします。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金、支出済額 1 億3,068万4,596円、レセプト 1 件当たり30万円以上80万未満の高額医療費に係る拠出金でございます。

目 3 その他共同事業拠出金、支出済額368円でございます。

款 8 保健事業費、支出済額1,356万1,076円。

内訳といたしまして、項 1 目 1 保健事業費、支出済額308万8,282円、備考欄記載のとおり、国保総合健康づくり支援事業として、人間ドック受診者61名分の経費補助金、285万682円が主な支出でございます。

項 2 目 1 特定健康診査等事業費、支出済額1,047万2,794円、備考欄記載のとおり、13節委託料、特定健康診査委託料820万1,302円、及び特定健康指導委託料138万242円が主な支出でございます。なお、特定健康診査の受診者数は853名、受診率は35.1パーセントでございます。

款 9 諸支出金、項 1 償還及び還付加算金、支出済額2,438万5,113円。

内訳といたしまして、目 1 一般被保険者保険税還付金、支出済額128万3,100円。

次のページをお願いいたします。

目 2 退職被保険者等保険税還付金は、支出がございません。

目 3 償還金、支出済額2,310万2,013円、平成25年度国保負担金等の確定に伴います返還金

でございます。

款10予備費につきましては、備考欄記載のとおり、1款総務費のほうに、これは国民健康保険事務費委託料に2万2,000円、2款これは出産育児一時金になりますけれども78万円、合計で80万2,000円を充当いたしました。

歳出合計、予算現額14億7,799万3,000円、支出済額14億2,371万2,065円、不用額5,428万935円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、単位は千円でございます。

1、歳入合計15億239万4,000円、2、歳出総額14億2,371万2,000円、3、歳入歳出差引額7,868万2,000円でございます。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額7,868万2,000円でございます。

以上で、平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計の決算の説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

途中ですが、ここで10分間の休憩をとります。35分の開会にします。

（午後 3時25分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時37分）

○議長（志関武良夫君） 次に、議案第63号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、議案第63号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明させていただきますので、決算書230、231ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料、予算額7,193万5,000円、調定額7,334万5,000円、収入済額7,273万7,600円、不納欠損額36万600円、収入未済額24万6,800円でございます。

収納率につきましては、現年度分99.7パーセント、滞納繰越分42.8パーセント、合計で99.2パーセントでございます。

不納欠損につきましては、2名分でお一人は施設に入所していた方でお亡くなりになった方、また、もう一方は生活困窮によるものでございます。

また、27年3月末の被保険者数が75歳以上の被保険者で2,018人、障害認定を受けられておる65歳以上で75歳未満の方が39人、合計で2,057人でございます。

保険料の内訳といたしまして、目1特別徴収保険料、調定額、収入済額とも5,160万3,700円、収納率は100パーセントでございます。年金からの特別徴収分でございます。

目2普通徴収保険料、現年度分と滞納繰越分を合わせまして、調定額2,174万1,300円、収入済額2,113万3,900円、収納率は97.2パーセントで、現金納付や口座振替納付によりものでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料、調定額、収入済額とも2万3,100円でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、調定額、収入済額とも3,553万3,228円。

内訳といたしまして、目1事務費繰入金、調定額、収入済額とも78万4,838円で、事務費相当を一般会計から繰り入れるものでございます。

目2保険基盤安定繰入金、調定額、収入済額とも3,474万8,390円、保険料の軽減対象者分の繰入金で、県が4分の3、町が4分の1を負担しております。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、調定額、収入済額とも3万9,200円、前年度からの繰越金でございます。

款5諸収入、項1償還金及び還付加算金、調定額、収入済額ともに21万8,900円でございます。

内訳といたしまして、目1保険料還付金21万8,900円、目2還付加算金はございません。

歳入合計でございますけれども、予算現額1億819万5,000円、調定額1億915万9,428円、収入済額1億855万2,028円、不納欠損額36万600円、収入済額24万6,800円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、支出済額60万6,809円、備考欄記載のとおり需用費、役務費、委託料等事務的経費で13節の委託料、基幹系システム大量一括処理委託料が主な支出でございます。

項2目1徴収費、支出済額20万1,129円、備考欄記載のとおり保険料の徴収経費で、需用費、役務費でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億678万2,000円、被保険者から納付されました保険料及び基盤安定繰入金を保険者であります後期広域連合へ納付するものでございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、支出済額21万8,900円、保険料の還付金でございます。

項2繰出金につきましては、支出がございません。

次のページをお願いいたします。

歳出合計、予算現額1億819万5,000円、支出済額1億780万8,838円、不要額38万6,162円でございます。

次のページ、実質収支に関する調書でございますけれども、1の歳入総額で1億855万2,000円、2、歳出総額1億780万9,000円、3、歳入歳出差引額74万3,000円、4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。5といたしましては、実質収支額74万3,000円でございます。

以上で、平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、議案第64号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、議案第64号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算内容につきましては、決算書によりご説明申し上げます。

決算書の238ページ、239ページをお願いいたします。

歳入の合計ですが、予算現額10億8,130万5,000円、調定額10億8,847万960円、収入済額10億8,411万3,960円、不納欠損額57万6,600円、収入未済額378万400円でございます。

次に、支出の合計ですが、240ページ、241ページをお願いいたします。お開きください。

予算現額10億8,130万5,000円、支出済額10億1,982万7,001円となっています。歳入歳出差引額ですが、6,428万6,959円でございます。

次に、決算明細につきましては、事項別明細書で説明をいたしますので、244ページ、245ページをお開きください。

ではまず、歳入でございますけれども、款1 保険料、調定額1億8,568万4,600円、収入額1億8,132万7,600円、収納率は97.65パーセントでございます。内容につきましては、65歳以上の第1号被保険者3,636名分の保険料でございます。対前年度と比較いたしまして44名の増となっております。不納欠損額57万6,600円は、法的時効成立による22名分の処理でございます。

以下につきましては、収入済額を主に説明させていただきます。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 介護予防教室事業参加者負担金18万9,000円、これにつきましては、各教室の参加者の負担金でございます。

款3 使用料及び手数料、収入済額8万8,540円。

目1 督促手数料4万2,900円、目2 事務手数料4万5,640円、これは認定情報の情報公開に伴う手数料でございます。

款4 国庫支出金、収入済額2億5,409万6,329円。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金1億7,060万円、介護給付に係る国の法定負担分でございます。

項2 国庫補助金、収入済額8,349万6,329円、目1 調整交付金、収入済額7,936万4,000円、介護保険の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して市町村に交付されるものでございます。

目2 地域支援事業交付金（介護予防事業）、収入済額104万9,750円につきましては、介護予防事業に係る国の法定負担分でございます。

目3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、収入済額298万5,579円、包括的支援事業・任意事業に係る国の法定負担分及び平成25年度精査に伴う追加交付でございます。

次のページをお願いいたします。

目5 介護保険事業費補助金、収入済額9万7,000円、介護保険制度改正に伴うシステム改修の補助金でございます。

款5 支払基金交付金、収入済額2億7,733万7,681円。

項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金、収入済額2億7,611万1,000円、これは介護給付費に係る第2号被保険者分の法定交付金でございます。

目2 地域支援事業交付金、収入済額122万6,681円、地域支援事業に係る第2号被保険者分

のやはり法定交付金と平成25年度精査に伴う追加交付金でございます。

款 6 県支出金、収入済額 1 億5,125万6,440円。

項 1 県負担金、目 1 介護給付費県負担金、収入済額 1 億4,923万8,776円、介護給付に係る県の法定負担分でございます。

項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金のうち介護予防事業補助金、収入済額52万4,875円、目 2 地域支援事業交付金のうち包括的支援事業・任意事業補助金、収入済額149万2,789円、これにつきましては、それぞれ地域支援事業に係る県の法定負担分及び平成25年度精査に伴う追加交付金でございます。

款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、収入済額 1 億6,585万775円です。一般会計が負担すべき介護給付費、地域支援事業費に係る法定負担金及び職員の人件費、事務費の繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、収入済額5,291万5,195円、これは前年度の繰越金でございます。

款 9 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料につきましては、実績がございません。

項 2 目 1 雑入、収入済額105万2,400円、生活保護者の認定調査等の手数料、あと、予防給付介護負担金、運動教室等の参加負担金でございます。

以上、歳入の明細でございます。

次に、歳出の明細の説明をさせていただきます。

250ページ、251ページをお願いいたします。

歳出につきましても支出済額を主に説明させていただきます。なお、支出のない科目は割愛させていただきたいと思っております。

款 1 総務費、支出済額3,721万721円。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、支出済額2,876万450円、これは、職員の人件費及び介護保険事業の事務的経費でございます。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費、支出済額111万65円、第 1 号被保険者に対します保険料の徴収事務費、基幹系システムの業務委託料及び法改正に伴うシステム改修等でございます。

項 3 介護認定審査会費、目 1 介護認定調査等費、支出済額383万8,600円、認定調査に従事する臨時保健師、看護師の賃金、あと主治医意見書作成手数料及び遠隔地の入居者等の認定調査委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

目 2 介護認定調査会共同設置負担金、支出済額338万9,596円、2市2町による審査会共同設置に係る負担金でございます。

項 4 目 1 運営協議会費、支出済額11万2,000円、介護保険運営協議会委員の報酬でございます。

款 2 介護保険給付費、支出済額 9 億5,490万6,906円。

項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費、支出済額 2 億7,309万1,238円、訪問系及び通所系サービス及び短期入所等に係る給付費でございます。

目 2 地域密着型介護サービス給付費、支出済額3,922万2,702円、これは認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホームの給付費でございます。

目 3 施設介護サービス給付費、支出済額 5 億863万3,585円、これは介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の入所費の給付費でございます。

目 4 居宅介護福祉用具購入費、支出済額88万1,053円、入浴あるいは排せつ等に使用する補助用具の購入といたしまして、対象額10万円を限度に支給するものでございます。

254ページ、255ページをお願いいたします。

目 5 居宅介護住宅改修費、支出済額309万7,613円、これにつきましては、手すりの取り付けや段差解消などの改修をした際、対象額の20万円を上限に費用を支給しているものでございます。

目 6 居宅介護サービス計画給付費、支出済額3,702万9,250円、これは介護支援専門員によります居宅介護サービス計画作成費でございます。

項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費、支出済額2,113万7,129円、これにつきましては、要支援 1、2 の方に対する予防サービスに係る経費でございます。

目 3 介護予防福祉用具購入費、支出済額19万7,469円、やはり要支援 1、2 の方に対する福祉用具の購入経費でございます。

目 4 介護予防住宅改修費、支出済額83万2,815円、これにつきましても、要支援 1、2 の方の住宅改修に係る経費の支給でございます。

目 5 介護予防サービス計画給付費、支出済額276万7,900円、これは介護予防ケアプランの作成費でございます。

次のページをお願いいたします。

項 3 その他諸費、目 1 審査支払手数料、支出済額64万2,408円、国保連合会への介護給付

費の審査支払手数料でございます。

項4 高額介護サービス等諸費、目1 高額介護サービス費、支出済額1,934万6,916円、月額の利用者負担が一定額を超えた場合に支給するものでございます。

項5 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費、支出済額176万5,798円、介護保険と医療保険を利用したときの合算した自己負担が、年額の限度額を超えた分を支給するものでございます。

項6 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費、支出済額4,616万9,980円、低所得者の施設利用が困難とならないよう、食事、居住費について、所得に応じた負担限度額と基準費用額との差額を給付するものでございます。

次に、258ページ、259ページをお願いいたします。

目2 特定入所者介護予防サービス費、支出済額9万50円、これは要支援1及び要支援2の方が対象となっております。

款4 地域支援事業費、支出済額1,898万3,979円。

項1 介護予防事業費、目1 二次予防事業費124万661円、介護が必要となるおそれのある人に対し介護予防を図る事業で、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の内容で実施しております。

目2 一次予防事業費、支出済額344万3,201円、一般高齢者等を対象とした介護予防普及啓発事業等の経費でございます。

次のページをお願いいたします。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 任意事業費、支出済額108万2,584円、介護保険事業の安定的な運営及び地域の実情に応じた必要な支援を行う事業で、介護給付費通知、家族介護支援等の事業経費でございます。

目2 包括的支援事業、支出済額1,321万2,533円、これは地域包括支援センター関係職員の人件費でございます。

款5 諸支出金、収入済額872万5,405円、これにつきましては、過年度分の精算に伴う国・県への返還及び過年度分保険料の還付金でございます。

次のページですが、実質収支に関する調書につきましては、1の歳入総額10億8,411万4,000円、2、支出総額10億1,982万7,000円、3、歳入歳出差引額6,428万7,000円、4の翌年度への繰り越すべき財源はゼロでございます。5、実質収支額6,428万7,000円。

以上で、平成26年度大多喜町介護保険特別会計の決算の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、議案第65号 平成26年度大多喜町水道事業会計利益の処分及び決算認定についての説明を願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、議案第65号 平成26年度大多喜町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、説明いたします。

別冊の水道事業会計決算書をごらんください。

1 ページになります。

平成26年度大多喜町水道事業決算報告書。

（1）収益的収入及び支出。

収入。第1款水道事業収益の決算額は5億1,334万1,398円、第1項営業収益3億1,919万7,840円、第2項営業外収益1億9,414万3,558円。

支出。第1款水道事業費用の決算額は5億637万5,538円、第1項営業費用4億5,991万8,981円、第2項営業外費用4,182万697円、第3項特別損失463万5,860円、第4項予備費についてはありません。

次に2ページの（2）資本的収入及び支出。

収入。第1款資本的収入の決算額は1,086万8,868円、第1項負担金286万2,000円、第2項企業債800万円、第3項固定資産売却代金6,868円。

次に支出。第1款資本的支出の決算額は1億3,543万9,584円、第1項建設改良費4,330万2,202円、第2項企業債償還金、9,213万7,382円。

資本的収入及び支出において資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,457万716円は、過年度分損益勘定留保資金5万3,785円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,451万6,931円で補填をいたしました。

また、棚卸資産の購入執行額は、357万1,572円で、うち仮払い消費税は、26万4,554円でした。

次に3ページをごらんください。

平成26年度大多喜町水道事業損益計算書。

1、営業収益。（1）給水収益、2億9,622万6,746円、（2）その他営業収益71万4,760円。営業収益合計は2億9,694万1,506円です。

2、営業費用は、(1) 原水及び浄水費から(6) その他営業費用までの合計額は4億4,177万1,289円です。この結果、営業損失として1億4,482万9,783円となりました。

3、営業外収益。(1) 受取利息及び配当金から(5) 雑収益までの合計は1億9,414万2,518円です。

4、営業外費用。(1) 支払利息3,488万7,433円、(2) 雑支出277万7,864円。営業外費用合計3,766万5,297円です。この結果、営業外利益として1億5,647万7,221円となりました。このため、水道事業としての経常利益が1,164万7,438円となりました。

5、特別損失。(1) 過年度損益修正損463万5,860円。この内容といたしましては、会計基準の見直しに伴う賞与引当金293万242円と水道料金の不納欠損金170万5,618円です。

当年度純利益は、701万1,578円となりました。

前年度繰り越し欠損金が1,033万9,847円、会計基準の見直しに伴うその他未処分利益剰余金変動額として4億6,175万1,422円が発生し、最終的に当年度未処分利益剰余金として4億5,842万3,153円となりました。

次、4ページをごらんください。

平成26年度大多喜町水道事業剰余金計算書です。

平成26年度から会計基準の見直しが行われましたので、剰余金のうち利益剰余金、未処理欠損金以外の当年度変動額の行の増減額については、全て会計基準の見直しに伴う変動額となっております。内容につきましては、計算書記載のとおりとなっております。

続いて5ページをごらんください。

上段部分の平成26年度大多喜町水道事業会計剰余金処分計算書(案)について、説明いたします。

先ほど説明いたしました損益計算書において、当年度未処分利益剰余金としました4億5,842万3,153円の処分方法について、全額を資本金へ組み入れる処分とするものです。

資本金へ組み入れる理由といたしましては、この未処分利益剰余金が発生した理由としまして、会計基準の見直しによるものであることや現金の発生を伴わないものであることなどによりまして、資本金に組み入れることが最も適していると判断いたしました。

続きまして、平成26年度大多喜町水道事業会貸借対照表について説明いたします。

資産の部。1、固定資産、1、有形固定資産の合計は32億8,227万2,421円で、前年度比6億3,556万5,186円の減となります。この減額要因は、会計基準の見直しに伴う減価償却累計額の増加によるものです。

2、無形固定資産合計額が506万2,503円で、前年度と同額です。

3、投資合計額は8,087万3,800円で、前年度と同額です。

固定資産の合計額は33億6,820万8,724円となります。

2、流動資産、1、現金預金の合計額は2億7,804万2,358円で、前年度比1,104万6,355円の減となっています。

2、未収金の合計額は2,948万2,033円で、前年度比178万6,082円の増です。

3、貸倒引当金、138万3,000円は、今年度より新たに引当金として計上をいたしました。

4、貯蔵品の合計額は907万4,207円で、前年度比120万2,204円の増です。

流動資産の合計額は3億1,521万5,598円で、前年度比944万1,069円の減となります。

資産合計額は36億8,342万4,322円となり、前年度比6億4,500万6,255円の減です。

6ページになります。

負債の部。3、固定負債、1、企業債13億9,968万9,663円は、会計基準の見直しに伴い前年度の資本金の企業債から科目が変更となり新たに計上をいたしました。

2、引当金の合計は2,229万1,368円で、前年度同額です。

固定負債の合計は14億2,198万1,031円となります。

4、流動負債、1、企業債合計8,227万2,391円で、会計基準の見直しに伴い、翌年度に支払い予定の企業債償還金を新たに計上しています。

2、未払金合計は2,774万300円で、前年度比859万2,070円の減となります。

3、引当金は、賞与引当金として317万9,524円を新たに計上いたしました。

流動負債の合計は1億1,319万2,215円で、前年度比7,685万9,845円の増です。

5、繰延収益、1、長期前受金合計は18億6,349万8,793円で、会計基準の見直しに伴い前年度の資本剰余金から今年度より科目が変更となり新たに計上をいたしました。

2、長期前受金収益化累計額9億5,939万6,308円につきまして、今年度より新たに計上いたしました。

繰延収益の合計は9億401万2,485円となります。

負債の合計が24億3,918万5,731円で、前年度比23億8,056万1,993円の増となります。

資本の部。6、資本金、1、資本金合計は6億8,487万4,470円で、前年度比15億6,609万9,436円の減となります。

7、剰余金、1、利益剰余金合計は5億5,936万4,121円で、剰余金合計も同額となり前年度比14億5,946万8,812円の減となります。

資本合計額は12億4,423万8,591円となり、前年度比30億2,556万8,248円の減となります。

負債資本合計は36億8,342万4,322円で、前年度比6億4,500万6,255円の減となります。

貸借対照表の説明については、以上のとおりとなります。

続きまして8ページをお開きください。

平成26年度大多喜町水道事業報告書。

1、概況。(1) 総括事項、ア、業務の状況。本年度の給水状況は、給水戸数3,783戸、前年度に比べ、17戸の増加です。給水人口は8,892人で、前年度に比べ107人の減となりました。

年間総配水量は120万6,302立方で、前年度に比べ、3,774立方の減、年間総有収水量は106万6,012立方です。前年度に比べ1万200立方の減となり、これに伴う有収率が88.37パーセントで前年度に比べ0.57パーセントの減となりましたが、過去10年間では昨年度に続き2番目に高い有収率となりました。

イ、建設改良状況。工事につきましては、緊急性のあるものを優先し、老朽化した配水管の布設がえ工事4カ所439メートル、県道整備に伴う配水管布設がえ工事1カ所200メートル、県道橋梁のかけかえのための仮設橋梁設置に伴う配水管の橋梁添架工事1カ所150メートルを実施いたしました。

ウ、経理状況。これにつきましては、決算報告及び損益計算書と重複しますので割愛をさせていただきます。

次に、9ページをごらんください。

(2) 議会議決事項ですが、議案5件、認定1件、全て記載のとおり可決をされております。

次のページ、10ページの(3)の規程、規則等の改正事項ですが、大多喜町水道事業会計規程の全部改正を実施いたしました。改正理由につきましては、会計基準の見直しに伴い制度との整合性を図ったものでございます。

(4) 行政官庁認可事項は、平成26年度市町村水道総合対策事業補助金交付金申請及び起債同意申請の2件となります。

(5) 職員に関する事項ですが、期間中の増減はなく前年度と同様でございます。また、給料等につきましては、下表の記載のとおりとなっております。

次のページをごらんください。

2、工事等。(1) 建設改良工事の概況ですが、配水管布設がえ工事、町道鍛冶住宅1号

線ほか6件の改良工事を実施し、内容につきましては、記載のとおりとなっております。

(2)の主な修繕工事では、面白浄水場取水ポンプ仕切り弁修繕工事ほか、4件を実施し、内容につきましては、記載のとおりでございます。

12ページの(3)保存工事の概況では、量水器の交換工事として665戸を実施いたしました。

次に、13ページ、14ページにつきましては、重複する部分がございますので、割愛をさせていただきます。

15ページの4、会計。(1)契約では、建設工事請負契約4件、業務委託契約2件を実施し内容については、記載のとおりです。

(2)企業債の状況ですが、前年度末残高15億6,609万9,436円、前年度借入額は、800万円で、本年度償還額が9,213万7,382円、本年度末残高は、14億8,196万2,054円です。この借入残高の件数は59件、内容につきましては、20ページ、21ページの企業債の明細書のとおりとなっております。

次に(3)その他会計経理に関する重要事項につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、16ページの平成26年度大多喜町水道事業キャッシュフロー計算書について説明をさせていただきます。

このキャッシュフロー計算書も会計基準の見直しにより新たに導入された計算書となっております。内容につきましては、平成26年度会計期間の現金の流れを事業活動別に記載したものととなっております。

計算書中段部分の業務活動によるキャッシュフロー①の行がありますが、この部分が収益的収支に該当する現金の収支となり、1億1,108万9,884円のプラスとなっております。

投資活動によるキャッシュフロー②では、資本的収支に該当する現金の収支となり3,799万8,857円のマイナスとなっております。

財務活動によるキャッシュフロー③では、企業債の借入れによる収入及び企業債償還金による支出となり8,413万7,382円のマイナスとなります。

平成26年度中の現金預金の増減額は、マイナス1,104万6,355円となり、現金預金の期末残高は、2億7,804万2,358円となります。この額については、5ページの貸借対照表に流動資産、1、現金預金の金額と一致するものとなっております。

次に、17ページ、18ページの収益費用明細書については割愛をさせていただきます。

19ページ、固定資産明細書について説明いたします。

1、有形固定資産明細書中、資産の取得等に伴う当年度増加額の合計が9,967万7,116円、資産の除却に伴う当年度減少額が2億175万8,136円となり、年度末現在高は、61億6,676万4,343円となります。

減価償却累計額につきましては、当年度増加額6億5,165万5,644円、当年度減少額が1億1,817万1,478円となり、償却額累計は28億8,449万1,922円で、有形固定資産の年度償却未済額が32億8,227万2,421円となりました。

(2) 無形固定資産明細書及び(3) 投資明細書については、増減額がありませんでした。

20、21ページの企業債明細書につきましては、先ほど説明した企業債の状況の内訳、59件分が計算をされております。

以上で、平成意26年度大多喜町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、議案第66号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についての説明をお願いいたします。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 議案第66号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてご説明いたします。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別添の決算書の1ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。

(1) 収益的収入及び支出。

まず、収入でございます。

第1款特別養護老人ホーム事業収益、予算額の合計は2億9,844万2,000円、決算額は2億8,226万6,375円となり、決算額は予算額に比べ1,617万5,625円の減額となります。

次に、支出ですが、第1款特別養護老人ホーム事業費用、予算額の合計は3億573万8,000円、決算額は2億9,270万4,940円となり、不要額は1,303万3,060円となります。

続きまして、2の資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入、予算額及び決算額ともにゼロでございます。

次に、支出ですが、第1款資本的支出、予算額の合計は200万円、決算額は145万407円となり、不要額は54万9,593円となります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額145万407円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続いて3ページをお開きください。

損益計算書でございます。1の営業収益合計2億7,154万230円から2の営業費用2億8,262万1,642円を差し引きますと、1,108万1,412円の営業損失となり、3の営業外収益1,072万6,145円を加えた事業の経常損失は35万5,267円となります。

4の特別損失ですが、公営企業法の会計基準の改正により、今年度から賞与引当金を計上することとなりました。12月から5月までの6カ月を支給対象期間として、翌年度の6月に期末勤勉手当を支払う場合、12月から3月までの4カ月分については、当年度中に発生していると考えられるため、翌年度の6月に支払うことが予定されている期末勤勉手当のうち6分の4について引き当てるものです。今年度からの引当金の適用ということで、昨年度に計上すべき分について、過年度損益修正損として1,008万3,298円を計上するものです。経常損失35万5,267円に1,008万3,298円を加え、当年度の純損失は1,043万8,565円となります。

前年度繰越利益剰余金5,997万8,712円から当年度純損失を差し引きますと、当年度未処分利益剰余金は4,954万147円となります。

続いて4ページをお開きください。

事業剰余金計算書でございます。今年度は処分する剰余金はありません。

続いて、5ページ、6ページをお開きください。

貸借対照表でございます。これにつきましては、記載のとおりですので省略させていただきます。

続きまして、決算附属書類をごらんいただきたいと思っております。

7ページをお開きください。

1の概況、総括事項、業務です。枠の中をごらんください。

初めに施設入所ですが、26年度の年間利用者数は2万4,810人で、1日の平均利用者数は68人となります。

続いて、短期入所ですが、26年度の年間利用者数は1,059人で、1日の平均利用者数は2.9人となります。

次の設備から12ページの4、会計までは、記載のとおりですので省略させていただきます。

と思います。

続いて、13ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書でございます。キャッシュフロー計算書は、1年間の資金の流れを示したもので、今年度は資金が1,102万366円増加して資金期末残高は2億1,469万1,031円となりました。

続いて、14ページをお開きください。

特別養護老人ホーム事業会計収益費用明細書でございます。

(1) 事業収益。

第1款事業収益は2億8,226万6,375円となります。

第1項営業収益は2億7,154万230円でございます。

内訳として、第1目介護報酬収益が2億2,951万7,034円でございます。

第2目の介護負担金収益は4,202万3,196円となります。

第2項営業外収益は1,072万6,145円となります。

内訳としまして、第1目受取利息1万9,164円、第2目寄附金はゼロでございます。

第3目長期前受金戻し入れは944万9,730円となります。公営企業法の会計基準の改正により固定資産の補助金を控除して減価償却を行っていた見なし償却制度が廃止され、補助金等を長期前受金として計上し、減価償却見合い分を順次収益化するものです。

第4目その他営業収益は125万7,251円となります。

続いて、(2) 事業費用でございます。

第1款事業費用2億9,270万4,940円。

第1項営業費用2億8,262万1,642円、第1目総務管理費1億7,189万2,523円。

内訳でございます。第1節報酬1万4,000円、運営委員さん、4名分の報酬でございます。第2節給料8,154万7,654円、第3節手当2,971万4,362円、第4節賞与引当金繰入額1,204万6,995円、第5節法定福利費4,281万7,141円につきましては、職員29名分の人件費でございます。第6節旅費2万1,890円、第8節備消耗品費30万7,276円、第9節燃料費25万4,977円につきましては、備考欄説明のとおりでございます。

続いて、15ページをお開きください。

第10節手数料24万7,107円につきましては、細菌検査手数料と口座振替手数料でございます。第11節印刷製本費3万円につきましては、封筒の印刷費でございます。第13節通信運搬費40万2,323円、第14節委託料112万8,567円につきましては、職員の健康診断と建築物定期

調査の委託料でございます。第15節広告料2万736円、第16節使用料259万8,911円につきましては、公営企業会計のシステムリース料、福祉パソコンの借り上げ料、栄養管理システムの借り上げ料、インターネットサービスの使用料、コピー使用料等でございます。第17節負担金29万4,444円、第18節保険料40万2,041円、第19節公課費4万3,200円については、備考欄説明のとおりでございます。

第2目施設管理費2,490万2,741円、第8節備消耗品費543万9,272円、第9節燃料費360万8,468円、第10節手数料128万1,370円につきましては、同じく備考欄説明のとおりでございます。第12節修繕料112万7,638円につきましては、ボイラーなどの修繕料でございます。第14節委託料346万7,017円につきましては、エレベーター、電気保安業務、庁舎清掃業務などの委託料でございます。第20節光熱水費997万8,976円につきましては、備考欄説明のとおりでございます。

第3目居宅介護事業費、こちらは短期入所に関する事業でございます、265万4,547円。第4節法定福利費32万5,320円、第6節賃金223万2,530円、臨時職員1名分の人件費と第8節備消耗品費9万6,697円でございます。

第4目施設介護事業費6,437万4,065円、第1節報酬123万1,200円、定期往診の3病院分でございます。第4節法定福利費487万8,794円、第6節賃金3,283万3,329円、臨時職員19名分の人件費でございます。第7節報償費2万5,000円、第8節備消耗品費65万1,150円、第10節手数料123万4,189円につきましては、備考欄説明のとおりでございます。第14節委託料214万800円につきましては、協力医といすみ医療センターの定期往診、そして、いすみ医療センターのリハビリ訓練士に対する委託料でございます。第16節使用料231万3,739円、第21節賄い材料費1,906万5,864円については、備考欄説明のとおりでございます。

第5目減価償却費、第1節有形固定資産減価償却費1,879万7,766円。

第6目資産減耗費、第1節固定資産除却費はゼロ円でございます。

第2項特別損失、第1目過年度損益修正損1,008万3,298円でございます。

16ページの固定資産明細書及び17ページの注記につきましては、記載のとおりですので省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、報告第6号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率について報告願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 報告第6号を説明させていただきます。

149ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を報告いたします。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率、表内の項目の実質赤字比率は、一般会計、鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた普通会計の実質収支が赤字の場合、その額の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成26年度は黒字のため該当ありませんでした。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらに、公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計の収支の合計から判断するもので、平成26年度の連結実質収支は黒字のため該当ありませんでした。

次に、実質公債費比率は、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成26年度決算は、前年度より1.0ポイント減少し6.5パーセントとなり早期健全化基準を下回っております。

最後に将来負担比率は、地方債現在高が一部事務組合等の地方債の償還に対する将来の負担見込み額、退職手当負担見込み額等から、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、算入見込み額等を控除した額の標準財政規模等に対する割合を示したもので、平成26年度決算は、前年度より6.0ポイント減少し64.2パーセントとなり早期健全化基準を下回っております。

以上のとおり平成26年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でありま

すことをご報告させていただきます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、報告第7号 平成26年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率についての報告を願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 報告第7号 平成26年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、説明をさせていただきます。

151ページになります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による経営健全化に関する

指標については、平成26年度に資金不足率は、マイナス68.0パーセントで資金不足はなく、国の基準である20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲となっておりますので、報告をさせていただきます。

なお、この資金不足比率の算出方法につきましては、流動負債から流動資産を差し引きまして得た数値を営業収益で除した数値となっております。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、報告第8号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率についてのご報告をお願いいたします。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 報告第8号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、説明いたします。

153ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を報告いたします。

平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率はゼロパーセント未満のため、経営健全化基準の20パーセント以下であることを報告いたします。

老人ホームでは計算しますとマイナス123.7パーセントと計算が出ております。

説明は以上です。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

それでは、議案第60号から議案第64号までの決算認定について、議案第65号の利益の処分及び決算認定について、さらに、議案第66号の決算認定についての提案理由の説明並びに報告第6号、7号、8号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。

滝口代表監査委員。

○代表監査委員（滝口延康君） ただいま議長からご指名いただきましたので、平成26年度大多喜町一般会計、特別会計及び事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査につきまして、野村監査委員とともに慎重に審査した結果についてご報告いたします。

少し時間がかかりますので、失礼ですけれども、かけさせていただきますのでよろしくお

願います。

それでは、事業会計につきまして、去る6月17日に、それから、一般会計、特別会計につきましては、8月20日にそれぞれ決算審査を実施いたしました。

初めに、一般会計、特別会計ですが、各会計の歳入歳出決算書及びその他法令で定める附属書類等が関係法令に準拠して作成されているか、また、予算は自治法に規定する原則、ご承知だと思いますけれども、公共の福祉の増進のため適正に執行されたか、また、計数は正確であるかなどに主眼を置いて、担当職員の説明を聴取しながら審査を実施しました。その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類等は、いずれも法令に準拠して作成されており、また、予算の執行は適法かつ適正に執行されておりまして、計数も正確でありました。

続いて、基金の運用ですが、基金は総数で22種ございますが、年度末の総額は、25億1,798万4,000円であります。この22種の基金のうち、積極的に運用されている基金もありますけれども、しかしながら、全く移動のない基金も見受けられます。基金の持つ本来の目的に従い、有効にまたタイムリーに活用されることを希望いたします。

次に、水道事業会計及び特別養護老人ホームの事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づき目的どおりに執行されているか、また、計数は正確であるなどに主眼を置いて担当職員の説明を聴取しまして審査を行いました。

その結果は、両事業とも決算書及び附属書類はいずれも法令に準拠して作成されておりました。

しかし、先ほど来説明ありましたが、地方公営企業会計制度が改正されまして、それに伴う会計基準の見直しの関係で前年度との対比が困難な一面もありましたが、適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき、目的どおり執行され、計数も正確で決算は適正なものとして認められました。

ただし、残念ながら、先ほどもお話が出ていましたけれども、特別養護老人ホームの事業会計におきまして、平成26年度に赤字に転じてしまいました。その要因は経営実績に顕著にあらわれておりますけれども、町の町長初め、皆さんで今後はより一層の経営努力をされるというふうに聞いておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第2条第1

項の規定によります、大多喜町財政健全化審査及び大多喜町経営健全化審査を実施いたしましたのでご報告いたします。

まず初めに、財政健全化審査について申し上げます。審査に付されました健全化判断比率及びその算定となる字句を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置いて、これまた、担当職員の説明をヒアリングしながら審査を行いました。

その結果は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の経営健全化審査について申し上げます。審査に付されました資金不足比率、先ほどお話が出ていましたけれども、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているかどうか主眼を置いて、これも担当職員の説明を聴取し、審査を実施しました。その結果は、先ほどお話が出ていましたけれども、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されております。これは問題ありませんでした。

なお、各会計の決算の概要は、お手元に配付されていると思いますけれども、決算審査意見書の中で、それから、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、おのおの審査意見書の中でお示ししてございますので、これをご確認の上、ご承知くださるようお願い申し上げます。

最後に所感といいますか、大げさなものではありませんけれども、ちょっと述べさせていただきますが、ご承知のとおり、当大多喜町の行政に係る財源につきましては、町税等の自主財源が約40パーセント、それから依存財源が約60パーセントとなっております。

前年度は自主財源の割合が、2.8パーセント増加しております、これは大変好ましいことだと思えます。ただ、今後の財政等の状況を考えますと、現状のまま推移していくことは考えにくいと思えますので、新たな財源の確保に、町当局もそうですが、議員の方々も、あるいは私もそうですけれども、町民の皆様の英知を結集する時期であり、その必要性は非常に高いと思えます。

以上をもちまして、平成26年度大多喜町一般会計、各特別会計及び各事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査結果について所感を交え、報告にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

これをもって報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（志関武良夫君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

14日月曜日は、午前9時から福祉経済常任委員会協議会が開催されます。

また、16日水曜日は午前9時から総務文教常任委員会協議会が開催されます。

いずれの委員会、協議会も本庁舎2階の第1、第2会議室ですので、時間厳守でご参集願いたいと思います。所属していない委員会についても傍聴ができますので、議案調査のため、ぜひご活用されますよう、お知らせ申し上げます。

9月18日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。なお、この後打ち合わせをしたい案件がありますので、議場にお集まりいただきたいと思います。

本日はこれにて散会します。

どうもお疲れさまでした。

(午後 4時59分)

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 3 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

平成27年9月18日(金)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
税務住民課長	市原和男君	健康福祉課長	永嶋耕一君
子育て支援課長	吉野敏洋君	建設課長	末吉昭男君
産業振興課長	野村一夫君	環境水道課長	米本和弘君
特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君	会計室長	三上清作君
教育課長	野口彰君	生涯学習課長	関晴夫君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度大多喜町水道事業会計利益の処分及び決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 8 選挙第 1 号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 追加日程第 1 発議第 6 号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

会議の前に申し上げます。

本日の会議は平成26年度大多喜町一般会計のほか、各特別会計4会計及び2事業会計の決算に関する質疑、討論及び採決を予定しております。議事の進行につきましては、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これから、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 議会定例会9月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会9月会議の最終日でございますが、議長さんを初め、議員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、本定例会初日以降の行事でございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと思います。

先週、降り続いた大雨により、鬼怒川の堤防が決壊し、茨城県の常総市を中心に、大きな被害が発生しました。現在も自宅に帰れず、避難所で過ごしている方もいらっしゃるということでございまして、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本日の定例会9月会議最終日の会議事件でございますが、平成26年度の一般会計のほか、4つの特別会計の決算認定並びに2つの事業会計の決算認定でございます。決算の内容につきましては、既に本会議で提案を説明させていただき、その後、常任委員会協議会で詳細な説明をさせていただいているところですが、いずれの会計においても経常的な経費が増加する中で、創意工夫に努め事業を推進してまいりました。この結果、健全な財政運営に配慮しつつ、一定の成果を上げることができたものと考えておりますので、よろしくご審議

をいただきご承認くださるようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで、行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に、諸般の報告であります。9月10日以降の議会関係の主な事項は、お配りした議会報告書によりご了承いただきたいと思います。

また、本日の傍聴の関係ですが、職員研修の一環として、役場職員補佐級の方々の傍聴が予定されておりますので、あわせてご承知おき願いたいと思います。

また、皆さんに申し上げます。

議会報編集のため、議場内の写真撮影を許可しましたので、ご承知おき願いたいと思います。

◎議案第60号から議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） これより、日程に入ります。

日程第1、議案第60号から、日程第7、議案第66号までの平成26年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計の決算については、既に一括議題として提案説明が終わっておりますので、9月10日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑、討論、採決の方法については、本日配付いたしました資料のとおり進めたいと存じておりますので、よろしくご承知おき願いたいと思います。

次に、質疑要領についてですが、特に一般会計決算について、歳入については全般にわたり、また、歳出につきましては款ごとに行いますのでよろしくお願いします。

また、質疑の際は、決算書記載のページを必ずお示しいただいて、質疑に当たっては、議題外にわたり、またその範囲を超えることがないようにお願い申し上げます。

さらに、数多くの項目について質疑を行う場合は、できるだけ区切って質疑されますようお願いいたします。

なお、1項目について3回までといたします。

それでは、日程第1、議案第60号 平成26年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入については全般です。

歳出については、初め款1 議会費、款2 総務費の質疑から行います。

質疑を行います。質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ページ18ページ、町民税なんですけれども、その法人税のほうで、説明書によれば、その法人の分類が分割法人それから単独法人とあって、その中にも町内法人、町外法人とあると。その法人なんですけれども、3つの分類、分割法人の中の町内法人、町外法人、そして単独法人の納税状況、均等割のみの会社が幾つあるのか、それから所得割も納められる会社が幾つあったのかということをお教えいただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 法人数の関係では、主要施策の成果説明書のほうに、それぞれ7ページのほうに、分割法人あるいは単独法人等の法人数が合計で271法人ということで載っております。その法人の均等割のみの法人が何社、あるいは、所得割を納めている法人が何社というふうなご質問でございますけれども、この区分ごとの法人数がちょっと把握できておりませんので、とりあえず総数というふうなことでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、均等割のみを納めておる法人が175社、所得割を納めておる方が152社でございます。なお、この数につきましては、所得割につきましては、予定納税あるいは修正申告等行っておる法人もおります。1社で数回のカウントというふうな延べ件数というふうなことでご了解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私が知りたかったのは、町内法人のこの納税状況から見えてくる会社の経営状況、好景気になっているのか、景気が停滞しているのか、例えば、均等割だけしか納めていない会社だったら、ちょっと経営が滞りぎみだということがわかりますし、所得割も納めている会社が多ければ、町内経済としては、よくなっているのかなというのわかるなという思いで伺ったわけですが、そういうことというのは、税務住民課のほうでは、キャッチしているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 法人の町内、町外の区分ごとのちょっと納税額等までは、把握はしていないんですけれども、ただ、全体で見ますと、法人税割のほうは、平成25年度と

比較しますと、平均で6万8,000円ほど増加しておるといふような状況でございます。

ただ、その景気が税収に即響くかというのと、やはり、企業の場合には、ある程度、収入、増収になりますと、その分、設備投資等する関係があるかと思えます。必ずしも、そういう税収が、企業の景気が税収に反映されているかというのと、なかなかそこはつかみづらいところがあるというのが現実でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 質問させていただきます。

ちょっと質問の前に、この主要施策の成果表のことについて、25年度までは、この前に、成果説明の前に、成果の一覧表とかついていまして、本当に、成果表がご丁寧につくられていて、これを見ると、大体、町でやろうとしている施策がよくわかるんで、大変助かっているんですけども、25年度は、主要成果の成果一覧表というのがまた1ページつくられていて、全体を見なくても、これで大体把握できるような状況になっていて、大変助かったんですけども、26年度はない。それと、24年度までは、字がかなり大きかったんです。それで、現在は字がちょっと、申しわけないんですが小さくて、読みにくいところもあるものですから、何か、できれば前に戻してちょっと大きくしてもらえないかなという、これは要望でございます。

じゃ、本題にいきます。

まず、ホームページの関係で、成果表のページ5です。

たしか平成25年に760万の費用をかけてその当時もう古くなったホームページを変えて、いろんな面で利用者をふやそう、町民の意見も聞いていろいろな面で改善しようということで、費用をかけてやったんですけども、アクセス数を見てみると、平成24年がアクセスユーザー数が16.5万人、アクセス件数が26.5万件、25年がアクセスユーザー数が15.6万人のアクセス件数が21.5万件、26年度はアクセスユーザー数が14.7万人でアクセス件数が23.5万件と。大金をかけてやった割には、さほどアクセス数とかユーザー数がふえていません。

これ、760万をかけてやったということは、当然、ここで何らかの効果があらわれてこないといけないのではないかと思いますけれども、その辺は、どのような感覚というんですかね、成果が出ていないことについては、どのように考えますか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ホームページにつきましては、ご指摘のとおり平成25年度にそれまでのものを、レイアウトを変えるような作業をいたしました。ただ、26年度はご指摘がありましたとおり、例えばアクセス数で言いますと23万5,000件ですが、25年度は21万5,000件、それと比べましても2万件ふえておる。ただ、平成24年度は、これは26万5,000件ということで、この平成24年度は突出して多いわけでございます。ただ、今年度、まだ5カ月終わった時点、8月末で見てもみますと、これは、大体月当たり2万6,600件アクセス数がございます。

これをですから12カ月しますと、31万9,000件になるわけですが、これは計算上の話ということですので、ただ、ホームページにつきましては、まだレイアウトを変えたばかりでありますので、もう少し長い目で見ていただければ、職員もできるだけ新しい情報を、またタイムリーで皆さんが興味があるであろうものをお知らせするように努めておりますので、もう少し長い目で見ていただければ助かると思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、いろいろ調べてみると、やはり情報量が、ホームページ見ても、ふだんも余り変わっていない。毎日一つでも何か変わっていればいいんだけど、何かきょう見ても、次の日、きのう見ても、まるっきり内容が変わっていない、情報が一つも発信されていない、下手すると1週間ぐらい何ら情報に変更になっていないのではなかろうかと思えます。

これは少なくとも、毎日、何か皆さん、一生懸命やっているわけですから、何らかの情報はあるのではなかろうかと思うんです。ですから、少なくとも、きのう見て、きょう見たら何も変わってなかったら、また見る気もしなくなるんで、少なくとも、毎日何かは変えてやるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではお答えしますが、ホームページに関しましては、いろいろ一般質問でも議員さんご指摘ございまして、ある一面、同じものをずっとというようなこともないわけではない。また、情報に関しましては、非常にそれが最初のページに出でこない場合もあります。

例えば、観光なんかですと、観光のほうをクリックしないと出でこないというようなことで、なかなか探すのが難しいような情報も、重要な情報で、それが探すのが難しいようなものもある状況でございますので、できればそういうものを、例えば最初のページに持ってく

るとか、また、できるだけ写真等も更新するように努めていきたいと思いますが、町の中にはいろいろ情報がありますので、各課協力して、そういうふうに努めていきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ、大金をかけてやったことですので、随時見直しをしてホームページのアクセス数をふやしていただければと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 18ページの固定資産税なんですけれども、ことしは、とりわけ滞納がある、収入未済額がこう多い原因は、法人の大きい滞納があるからだということを常任委員会協議会で説明ありましたけれども、その滞納者の数とか、法人、個人の別だとか、それから町内、町外の別だとか、それから滞納額のやはり同じように個人、法人別、町内、町外別の数字というのはわかりますか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、お答えをさせていただきます。

固定資産税の滞納額、収入未済額の内訳ということでございますけれども、まず、滞納者の数につきましては、個人の町内で181名、町外で79名、法人の町内で14法人、町外で27法人でございます。

そして、その滞納額の内訳でございますけれども、まず、個人の町内の滞納額が2,888万4,000円、個人の町外が854万1,000円、次に、法人でございますけれども、法人の町内で594万円、法人の町外で3,637万7,000円でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 固定資産税の未納者に対する対処の仕方、徴収対処の仕方というのは、差し押さえも含めてどういうふうにやっていますか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 徴収の方法というふうなことでございますけれども、全般的には、督促から催促、あるいは電話連絡等行ってまいります。そして、分納できる方は、分納誓約等いただく場合もございます。ただし、そういうものが履行されない、長期にわたっ

て納付されないというふうなことであれば、土地等の謄本等を取りまして、その土地がどうなっているのか確認する。あるいは、会社でありますと、会社の謄本等をとって、その状況を確認しながら、場合によっては差し押さえというふうな形に最終的には進んでいくかと思えます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「関連」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 差し押さえなんかをした物件というのは、過去にどのくらいあって、それがどのくらい競売等で処理されて、成果上げているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 差し押さえ物件というふうなことでございますけれども、ちょっと今、手元に数字がすぐ出てこないんですけれども、あと、競売に関係しては、なかなか本町よりも先に差し押さえしてあるとか、あるいは抵当権がついておるとか、そういうところの物件が非常に多いと感じております。実際、競売にかけても、なかなか町のほうに配当が回ってこないというケースが非常に多いというふうに感じております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今、野中さんのあれとちょっと関連するんですけれども、やっぱり、滞納額というのは非常にゆゆしき問題であると思います。それで、監査委員さんの意見書の中にも、最後のほうのまとめのところに、納税につきましては、国民の義務である認識を納税前の若い世代から教育することも納税教育であると思います。それで、既に実施されていると、それを広報紙等で紹介するとなおさら効果が上がるのではないかという記述があります。

確かに、何か学校で、そのような授業を行っているということは聞いております。ただ、そういったことは、表に出ていない、広報にも何か過去に載ったかどうかわかりませんが、住民に周知されていない。滞納する方は、当然大人の方で、一番私なんかも響くのは、小さい子供とか、まして自分の子供とかに、お父さん税金払っているのとか、そういったことを言われることは、非常にやっぱりきすんとくるような気がするんですね。だから、こういったいわば若い世代に対する教育をもっと広めていくべきですし、広報でも紹介すべきだと思いますけれども、今、どのような取り組みを行っているのかもあわせてお聞かせくださ

い。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それではお答えをさせていただきます。

町では、小学生、6年生なんですけれども、対象に毎年1回租税教室というのを行っております。これは、去年は、西小学校で27年1月14日、あと大多喜小、総元小、上瀑小は合同で大多喜小学校で1月15日に行っております。町の職員が西小の場合には、講師となりまして、消費税の流れであるとか、あるいはパネルを利用しての税金の流れ、使い道、予算等の関係、そういうものを小学生の前でお話すると、また、DVDの鑑賞をしたり、プリント等を配付して、そういう税に対する関心を持っていただくというふうなことを行いました。また、大多喜小学校で行った租税教室につきましては、茂原税務署の方が講師となられまして行ったというふうなことでございます。

また、去年、公開というふうな形で、保護者の方にも呼びかけをいたしましたけれども、実際には、ちょっと保護者の方がお集まりにならなかったというふうなことでございます。

またことしも、年明け1月に、それぞれ両学校で、租税教室の開催を予定しております。

また、中学校につきましては、やはり2校、こちらのほうは、茂原税務署の職員が講師となって、やはり同じような教室を実施しておるというふうなことです。

ただ、おっしゃられたように、広報紙等の掲載がちょっと今までないというふうなことでございますので、今後は、そちらのほうをお知らせしていく機会を設けていきたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 確かに、いいことをやっているんで、役場のことは本当に全てそうなんですけれども、一生懸命やっているんですけども、ただ情報発信が少なく、町民にそれが伝わっていないということがたくさんあると思いますので、特にこの税関係、本当にゆゆしき問題ですので、できるだけ皆さんに広報して、滞納額を減らしていただければと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 59ページの広報おたき発行事業について伺います。

予算案が394万2,000円に対して執行額がほぼ300万、執行率が76パーセント、特に、予算

案と比べると、印刷費が大幅減になっておりますけれども、これは何なんでしょうか。

そして、私自身は、広報紙の果たす役割というのは、本当に大きいと思うんです。何を広報紙に載せるか、どういう方針でいくかという、編集方針というのはどんなのか伺いたいと思います。

そして、多分、担当は経験の、今まで経験したことのない方が担当するという場合、すごく多いと思うんですね。研修がどうしてもこれは必要だと思うんですが、研修費というものがありません。その担当職員の技能を高めるためのその研修というのはどうなっているんでしょうか。

この3点、お願いします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではお答えします。

初めに、印刷製本費の減額の理由ですけれども、これは、当初予算編成時に、1ページ当たり、カラーとかカラーでないとかいろいろありますけれども、2円60銭ぐらいで1ページ見積もりをいたしました。執行に当たりましては、5者の見積もり合わせで行いまして、その中で、一番最低価格を示した業者さんが約1ページ当たり1円安く見積もりをいたしましたので、その業者と契約を締結いたしまして、その関係で大幅な減額になったというふうなことでございます。

あと、編集方針でございますけれども、広報ですから、文章ということで、その読む人の持っているその感性とか、例えばどういうものに興味があるとか、そういうものによって受け取り方も違ってくるということで、数字とは違いますので、同じ広報を見てもさまざまな反応があるかと思っておりますけれども、町としましては、広報の使命は、これは不変だと思いますので、読みやすく、わかりやすい表現で、そして町の主な施策ですとか、これから行う行事予定、またその結果等につきましてお知らせをしていくというふうに考えております。

なお、今年度からですが、字を少し大きくして、また余白等も広目にとりまして、非常に読みやすいというような意見も伺っております。

最後1点、職員の研修でございますけれども、ご質問にありましたとおり、これまで広報を経験したことがない職員が、今、つくっておりますけれども、昨年度は研修のほうは実施いたしませんでしたが、今年度、6月に3日間の研修を総合事務組合でございましたので、そこで3日間の研修を受講してまいりました。内容につきましては、基本的な広報の事項ですとか、企画あるいはレイアウトまた写真の撮り方、どうしてもまたこういうことは避けた

ほうがいいのか、そういういろいろノウハウがございまして、そういうものを研修を受けてもらって、勉強してきてもらいました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「関連」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 見てわかりやすいのは当たり前なんですけれども、何を町民に伝えるのか、どんな町民になってほしいのか、町民にこれはわかっていたいただきたいということが一番大事なんじゃないかと思うんです。

ずっと見てみますと、大多喜町の広報って、こういうことがありましたという事後報告が圧倒的に多くて、町民にこんなことをやってもらいたい、こうなってもらいたい、こういうところに意識を持ってもらいたい、あるいは、町としてはこういう事業をこれからはまずけれどもこれはこうですよと、わかりやすく町のやりたいことをわかってもらおう、そういう記事がない。それから、近々の行事については、インフォメーションだとか何とかとちょっとあるんだけど、そのところはもうぎゅっと詰まっていて読みづらい。見てみると、これPTAだよりじゃないのと思うようなところが、もう何回もあるわけです。そういう面で、広報というのは、本当に役場の顔と脳みそだと思うんです。

その広報発行の体制、組んだりなんかするのは個人でもいいんでしょうけれども、中身とか、そういうことについては、複数で当たって三人寄れば文殊の知恵と言います。そういう体制をつくって町民に的確な情報を提供する。そして、行政も頑張るけれども町民にも頑張ってもらおう。町長いわく、選挙のときのキャンペーン見たって、町民との協働というようなことおっしゃったと思いますけれども、広報こそが町民と町政を結ぶパイプだと思うんです。その観点がないのではないかなということを常々感じております。

それで、400万近くとれる予算があるのだから、必要に応じてページ数もふやし、町民から本当に歓迎される、広報を読めば賢くなると、大多喜町民として賢くなるような広報おおたきにしていきたいと思うんですがどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 何点か質問ございましたけれども、まず1点目、その行事が間近に迫っているということですが、これは、広報がやはり1カ月に1回ということなので、これはある程度、やむを得ないといえますか、そういう状況になってしまうのかなというふ

うに思っております。

あと職員につきましては、これはずっと以前からですが、職員1人体制で実施をしております、そのほかに係長、また、同じ系の職員がサポートするというような形で、中にはたまにその誤字ということもありますけれども、できるだけそういうことがないように、チェックはしております。

あと、内容につきましては、今年度から少し方針を変えまして、昨年度実施しました総合計画を作成する段階での住民公聴会で、いろいろ町がいろいろな施策をしていますが、なかなか町民の方に伝わっていないというようなご意見も多かったということで、今年度から、町が力を入れているものを紹介していこうということで、例えば、子育てですね、英語の授業ですとか、介護教室とか、男女協働参画、またその産業にかかわるもの、例えば、猪の有害鳥獣の対策ですとか、あと環境保全、あと学童保育ですとか、出産祝い金、赤ちゃんの計測会とか、そういうものをシリーズを組んで、これまで4月から実施をまいりました。

今後も、こういう町の特に重要な施策、またこれから力を入れていかなければいけないものにつきまして、広報に掲載して、できるだけそういうものを最初のページのほうに持ってくるというようなことで、改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） まず、今の質問時間は、歳入だけということでよろしいですね。

○議長（志関武良夫君） 一般会計の歳入全般と歳出では、議会費と総務費です。

○7番（小高芳一君） はい、わかりました。

43ページです。

寄附金のふるさと納税についてお伺いをしたいと思います。

ふるさと納税の目的でありますけれども、26年と27年では寄附目的が変わっているようでもありますけれども、これ、26年の決算でありますけれども、変わった理由、そして寄附目的はどのように決定をされているのか、その決定の基準を説明をいただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ふるさと納税の26年の途中で変わった理由でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） まず1点は、返礼品を新たに加えたということでございます。

これは、ふるさと納税の全般的な制度として返礼品を行っているというのと、それと、ご質問は、支出する目的を変えたという、支出というか、ふるさと納税で入ってきたものをどのように使うかということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○企画財政課長(西郡栄一君) わかりました。

その使用につきましては、今まで、多岐にわたっておりました。いろいろな「美しく快適なおおたき」を目指すですとか、総合計画にある程度基づいたようなものになっておりましたけれども、非常に漠然としていると。本来であれば、一件一件で寄附をもらってもいいんじゃないかということで、ことしになりまして、高速バスの運行と面白峡の遊歩道ということに力を入れて、その2点について寄附をいただきたいということで周知をしております。

ただ、その2件につきましても、寄附する方が選択することができますので、町にお任せしますというものが今現在は大多数を占めているようなところでございます。

○議長(志関武良夫君) 7番小高芳一君。

○7番(小高芳一君) その寄附の目的が、今言われたのは、27年度から2つの目的に沿ってという話でしたよね、寄附をする側が。その前は、幾つか5つぐらいの項目がありましたけれども、この寄附をしてもらうための目的そのものをどういうプロセスで決めたのかということをお尋ねしたんですけれども。

○議長(志関武良夫君) 企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) この使用につきましては、規則で定めております。

高速バスの運行と面白峡の遊歩道も、決算上は入ってきていると、26年度の中途で改正してございます。

それで、この変え方ですけれども、これはあくまでも規則ということで、町長がこの2件に絞るんだということで変えたものでございます。

○議長(志関武良夫君) ほかにいかがですか。

7番小高芳一君。

○7番(小高芳一君) ふるさと納税という部分の本来の、この制度ができた趣旨というものから考えて、今現実には本当に返礼品ということで、それを目的にということで、今、進んでおりますけれども、本来のふるさと納税ができた経緯といいますか、市町村にそれぞれふるさとに寄附をして、このそれぞれのふるさと頑張ってくださいというような意味でという

ことなんですけれども、そういうことからすると、ふるさと納税の趣旨そのものに沿った寄附使途でなければいけないというふうに思っているんですけれども、それは、今までの26年には、それはかなりいろいろな部分で、少しですけれども使われましたよね、学校でも、いろんな部分でも。

そういうふるさと本来の目的そのものがある中で、ここの2つに絞るという部分というのは、どうなんでしょうかということちょっとお尋ねをしたんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 一つは、ふるさと納税と言われるように、要は、住民票をここに置いていなくても納税ができるということでの一つの目的だと思います。

納税という本来のことを考えますと、私たちも当然、町に納税しておりますけれども、その使途については、ある程度、その予算の中で配分されているというようなことございます。ですから、本来、この寄附を必ず指定しなくちゃいけないのかというと、決してそんなことはないのではないかなというふうに考えております。

ですから、これあくまでもこの2件で今回は、高速バスと面白峡の遊歩道ということで規定しておりますけれども、それ以外については、町長がまちづくりに必要と認められるものに充てられるということがございますので、そういう形で運用をしているところでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 先ほどの野中さんの広報おたきの発行事業の件のあれなんですけれども、ページ59ページですかね、あの、広報おたきはやっぱり野中さん言ったように、町民とをつなぐ大変重要な情報の手段だと思います。

広報おたき担当者の方がいて、毎日のように、多分取材、いろんなところに行っていると思います。広報おたき月1回です。ただ、一般の新聞は、毎日出ていますよね。それで、広報おたきで情報を知ることもあるけれども、一般紙で大多喜町がこういったことをやっているんだという情報を知ることもたくさんあると思います。ですから、取材に行ったその内容を報道機関にもこう流すことによって、この広報おたきが果たそうとしている役割がますます高まるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の報道機関に対する情報の発信というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではお答えしますけれども、いろいろな事業、大きな事業ですけれども、そういう事業がありますと、例えば、大手の新聞社ですとか、地元紙とか、それを決めてあるんですが、そこに一斉にファクスを送ります。それで、何月何日にどういう事業がありますというようなことを、関係する場所にお知らせします。場合によっては、テレビ局等にも流しますけれども、それを一斉にファクスをしてお知らせをして、できれば取材に来ていただくというようなことをいたします。

そしてどうしても、取材に当日来られなくて情報を提供してくれというような新聞社もございますので、そういう場合には、広報係で撮った写真を、データを送りまして、内容を簡潔に記載して提供している。そういうこともございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 何日か前に、新聞記者の方とお話しさせていただきました。その際、周辺、いすみ市さんとか勝浦市さんに比べて、大多喜町の情報量が大変少ないと、極端なこと言うと、いすみ市は毎日のように10通も20通も情報が流れてくるそうです。大多喜町については、情報量が少ないんで流すことができないと、新聞社としては、当然、均等に、一つの市町村に偏ることなく均等にやりたいんですけども、大多喜町の情報が少ないんで何とかならないのかという要望をお聞きしました。

いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） いすみ市と比べまして、いろいろ人口とか、地域とか、そういう人口が少ない、また地域が広い狭いとかいろいろあるかと思うんですけれども、あと、その例えばですが、我々が考えているのは、新聞に掲載するということ、かなりの大きな事業を想定しているんですが、いるんですけれども、例えば、いすみ市が毎日のようにあるということになると、本当に日常的なイベントも送っているのかなという気がしますので、その辺は、大多喜町が少しその遠慮し過ぎというようなことであれば、また情報を聞いて、どの程度の情報までいいのかというようなことも聞いて、発信もすることも考えてみたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 新聞社の方に聞きますと、情報を発信いただいて、正直、全部これを記事にすることはできないと、しかし、そのときの新聞のスペースのあきぐあいとか、ニュースがないとき、いわば極端な話、あしたやったことでも、1週間後、10日後とか、流すこ

とは可能ですよと。

ただ、情報がないと、やっぱり取材にも来られないということですので、広報おおたきの発行事業の目的を果たすためには、いろんな面で、いろんなことを、それは今回とは違いますが、4月からの広報おおたきの何かCDで作成して貸し出してちょっと不自由な方にも何か、聞いてもらおうというんですかね、そういった取り組みもやっていると思いますので、改めて、いろんなことを考えて、広報おおたきの果たす役割を高めていただければと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 広報おおたきの果たす役割を高めていくというのは、本当に重要なことだと思いますので、そういうことは全く異存ございませんので、できるだけ努力をしたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ページ30の項6ですか、総務費国庫補助金の中の区分の4の地域活性化・効果実感臨時交付金という項目がありますが、この辺については、具体的にどのようなものに使うのか伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それは、事業の使途先でよろしいですか。使った先でよろしいでしょうか。

（「事業の内容です」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） 内容ですね、わかりました。

このものにつきましては、農業基盤整備促進事業、翌年度に、前年度から繰り越してきた分、それと町道の維持管理事業、道路ストック調査業務にそれぞれ充当しております。

町道維持管理事業の道路ストック調査業務、それが対象事業費としては、3,133万7,000円ございますけれども、そのうちの交付金として449万6,000円を充当しております。残りにつきましては、先ほど言いましたが、農業基盤整備促進事業に103万9,000円を充当しております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

はい、ほかにございますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 31ページの中の、総務費の国庫補助で、農業基盤整備に使うということであったので、具体的にはどのような使い方をするのかお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 農業基盤整備促進事業ですが、これは、暗渠排水工事やりましたので、これ16.2ヘクタールと、あと、平塚と黒原の揚水機場の改修工事のほうに充ててあります。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 決算書の49ページの雑入ですかね、雑入の中の自動販売機の手数料とかいろいろ上がっています。それで、多分これ、大多喜町、自動販売機がいろんなところに設置されていると思います。多分これは、各課でそれぞれに対応しているのかなど。管理とかやっているとしますけれども、その項目が、何か決算書に書かれている項目が設置手数料という項目で、環境課と海洋センター、設置料ということで中央公民館、電気使用料ということで本庁舎と防災倉庫ですかね、電気料という項目で海洋センターと商工観光、売り上げ手数料という項目で商工観光、これはなぜこんなにばらばらな項目になっているんでしょうか。

それで、何が何に含まれているのか、これだけ見るとよくわからない。これ、なぜ、こんなばらばらに各課で、設置手数料というのは、当然、みんな設置手数料あるわけでしょうから、これ各課で全部設置手数料という項目で上げるべきじゃないですか、電気料についても、なぜ、こんなばらばらな項目になって、わかりづらくしているんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ご指摘のとおり、自動販売機を設置してあって、その設置料等でございます。

いろいろなところでそれぞれ個別になっているので、非常に見づらい決算となって、その辺は申しわけなく思っておりますけれども、一つは、電気料相当を本来もらうというようなこともございます。それと、それらに基づいて、ほかにも、中には、どうしてもここに置きたいからということで、電気料以外に設置の使用料条例に基づいた面積案分でもらっているものもございますし、例えば、屋外に置いてあるものについては、そういったものはなくて、電気料だけでもいいですよというようなものもございます。

今回、全部ばらばらにこう上げてあるので、一時、まとめて全部上げたこともあるんですけども、なるべく各課いろいろなところでこのぐらいありますよということで、それぞれ別にさせていただきましたけれども、表現につきましては、もう少し検討して、来年あたりは見やすくなるようになれば、皆さんもわかりやすいのかなというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ、わかりやすい表示にしていただければと思います。

それと、これ多分、手数料というのは、置いてあるだけで何パーセントかの手数料をもらうのと、あと、売り上げに応じて何パーセントかの手数料を取るという二本立てだと思いますけれども、これだと、どこの課が、いやどこに置いてあるのが何パーセントとって、何か、ちょっと聞くと、あるところは5パーセント、あるところは10パーセント、何か、同じ町で置いてあるのに手数料がパーセントが違うということもちょっとお聞きしたんですけれども、これはできるだけ同じ町で置いてあるのであれば、統一すべきではなかろうかと思えますけれども、その辺が、基準というか、規則というか、何に基づいてこれは、各課で勝手に決めているわけじゃないと思うんですよね。当然、自動販売機を置くについては、町の敷地に置いてあるので、ある程度の基準に基づいてやるべきだと思いますけれども、その辺はどうなっていますか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 建物の中に、設置してあるものについては、本来、建物のその1平米当たりの単価とか、そういうものを出して算出しますので、それは当然のようにいただいております。それと電気料、はっきりとしているものについては、全部、別の料金ということで電気はもらっております。

それと、1本当たり幾らかというようなものもございます。これについては、非常にサービスのもの、利便性を図るために置いてあるんだというものもございます。それは、住民のための利便性を図るために置いてありますよというものもございます。そうすると、値段の関係で、値段が高くて町のものになります。あるいは、町民の方にするためにもっと安くしても置けますよというもので、いろいろな条件によって異なってくる場合がございます。

それと、例えば、海洋センターなんかですと、やはり置きたがる業者さんも非常に多いというようなことで、それぞれに応じて、やはりその辺のマージンといたしまししょうか、その辺は設定できるんじゃないかなと、特に決まりはなくて、こちらである程度、一番高い業者さんというような選定ができるのではないかなというふうには思っておりますけれども。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ちょっと少し抜けて、やっぱり規則というか、何か要綱とか、何かそれに基づいてやらないと、お金取るわけですから、各課で勝手に業者と話し合っ、幾らにするんだよということではないと思うんです。逆に、そうだとおかしいと思うんですよ。

ですから、何かの規則とか要綱とかをつくって、ある程度、統一性を持たせて、それに全部当てはめることはできないかもわからないと思いますけれども、その辺は、何か一筆、そのよくあるのは、その他町長が認めればいいのか何とかって項目をつくりますよね。だから、その辺の、要は、要綱なり規則なり、お金を手数料を取るんですから、何かしっかりしたものが無いといけないんじゃないかとか、その辺はあるんでしょうか。何に基づいて決めているのか、あるのかないのか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 原則的には、行政財産の使用料条例に基づいていますので、土地をその分、建物をその分、お貸ししますよというのであれば、これは基準はもちろんございます。

あとは、先ほど言いましたように、利便性というものをどのように考えるかだと思うんです。W i - F i だとかを設置する、今回W i - F i を設置していますけれども、そのW i - F i を使えるようにするために、そういう例えば、電気料以外は町には入れませんよとか、そういう条件もついて、それでW i - F i を設置できるとか、そういうものもございます。

ですから、あえて規則とか、要綱とかで定めるというよりも、その都度、その都度、比較、決定していくことがある程度必要なんではないかなと、ですからそれについては、各課のほうで起案を、それぞれ比較した起案をして、それで町長が最終的に決定すると。そういう形で処理しております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

9 番吉野僖一君。

○9 番（吉野僖一君） すみません、今の件ですけれども、この備考の中で、こういっばいいろんな課でもって、そういう設置してあるので、この備考の中で、自動販売機、項目 1 カ所にまとめてくださいよ。これ、相当飛んでいるし、それを、今、質問していると思うんで、もっとわかりやすいように備考の中に、その自動販売機のあれを項目、会計監査の人もこれ大変だと思うんだよね、あちこち飛んでいて、そういうことで、わかりやすく備考の中に自動販売機なら自動販売機の項目を割り当ててくれれば一括で見られるんで、こう飛んでいる

から見づらいということもあるから、そういう点、よろしくをお願いします。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。答弁要りますか。いいですか、はい。

ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 65ページです。

地域情報通信基盤維持管理事業と、それからちょっとページ不確かなんですが、財産貸し付けのところ、光ファイバーケーブル貸付収入というのがあります。

これは、プラス・マイナスで一体の事業として考えたいと思っています。というのは、光ファイバーケーブルを数年前に大変なお金をかけて整備をして、町のものとして整備をしました。それをNTTに貸し付けて、NTTが光回線の事業を展開しているわけです。加入件数もふえて恩恵はこうむっているんですが、この光ファイバー事業というのは、しょせん民間企業の営業なんだと、私は思っております。

田舎でなくて都市部の人口密集地においては、もういち早くNTTは自分のお金で回線を整備して、どんどんこう仕事をしていたわけです。田舎のほうの投資のかかる部分については、国に費用を出させて、自分たちはその投資なしで、この事業を、営業活動を展開しているわけです。

そういうこう前提で考えると、あの何か非常に腹立たしいというか、腹立たしい思いがあります。民間の営業活動に対して、税金を、多額の税金をつぎ込むと。

今回、26年度事業に対して、町はこの光回線を維持するために1,380万円のお金を使いました。それに対して、貸付収入、使用料をNTTは1,251万円払いました。そうすると、町としてはほぼ130万円の損失をこうむっています。

予算レベルで考えますと、予算レベルですと、貸付収入が1,135万、維持管理費が1,065万で74万円弱の収入があるはずでした。あるはずの収入がなくて、出ていったわけですから、帳簿上は町としては、約200万円のお金が見込み違いであるわけです。その分、予算がないとかっていうふうにしわ寄せが、これ一般財源だと思うんですね、この予算書なんかを見ても。ほかにしわ寄せが行くわけです。

その賃料、どうして支出がふえたのかということが1点と、賃料について、ハプニングがあった場合でも、町としてプラスになるような、あるいは、損失を得ないような賃料設定というものはできないだろうか。今、どういう賃料設定をしているのか伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 質疑中ですが、ここでしばらく休憩をとります。15分からの開会と

します。

(午前 11時05分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時14分)

○議長（志関武良夫君） 先ほどの野中眞弓君の質問に対し、答弁をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、地域情報通信基盤維持管理事業、65ページでございますけれども、これについて、まず初めに、賃料のほうなんですけれども、NTTに貸してあるものですね、これにつきましては1件18円、それに、加入日数、それと消費税を掛けたものでございます。

それで、今回の決算では、ご指摘のとおり、事業費で1,380万9,528円と、それと、歳入のほうですね、1,251万1,389円、それと、あと雪害とかで、保険の対象になったものがございまして、それが、このページでいくと47ページ、歳入のほうの47ページの下から12行目ですかね。

公有建物災害共済金というのがございます。

この169万6,100円の中に2回入っております、4万2,000円と106万9,005円ということで、2回その保険で対象になったものがございます。

それを入れても、現実的には、議員さんおっしゃったように26年度では18万7,134円がマイナスということになります。仮にそれを収入として見た場合ですね。歳出に対する補填ということで見ればなんですけれども、それで、今回の主にふえた理由というのが、やはりあの雪害と、それともう1件ございまして、NTT柱の中に、内部入水等の影響で腐食が進みやすい鉄筋を用いた電柱があるということで、その総点検をNTTで実施して、その安全対策を図りたいということで、その本数が、うちのほうで確認しただけで28本程度含まれております。全部で、これ82本電柱を直したんですが、それらもございまして、今年度については、26年度については、金額のほう、歳出のほう、上回ってしまったというようなことでございます。

その金額につきましては、この地域情報通信基盤維持管理事業、65ページにございますけれども、一番最初に委託料で入っているこの481万4,640円、これがいろいろな電柱の移転と

か、そういうところにかかった経費ということで、ここの部分が通常の管理費プラスアルファというようなことでございます。

それ以降のものについては、約899万5,000円、900万弱あるんですけども、これについては、定例的な管理に係る費用だということで、今回につきましては、この地域情報通信基盤設備保守委託料、これの移転する対象の電柱が多かったということで、先ほど言ったような理由でございますので、ご説明させていただきます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） この直した電柱は、持ち物はどこですか。町の持ち物で、電柱はありましたっけ。

それが1点と、その保険金の戻りというのは、実は、25年度のこの分ですよ。だから、今回の26年度の決算には影響ありませんよ。26年度の決算は、そのまま130万ほどの持ち出しだということですよ。去年、25年度分の決算の議事録を読んで、課長は、これだけ持ち出しがあるけれども、雪害のときの保険で戻ってくるから、ほぼ25年度は損失は、持ち出しはないことになるというようなことをおっしゃっていますよね。

そして、ああ、電柱か……これ町が持っていて、町独自で事業を展開できるわけではないので、これから先、やっぱり架線が切れるとか、そういうことって、今までよりももっと頻繁に起き得ると思うんです。そういうときに、都市部だったら、みんなNTTなり、その会社が修繕費を出すわけですから、もうけの中からね。

これをもう全部、全面的に、こう修理代も含めて委託してしまうとか、あるいは、売り払ってしまうとか、マイナスの何かしわ寄せが、こう町税にこないような、そういうことってこれから先できないのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 1点目のNTT柱につきましては、もちろんNTTが持っているものでございますので、それに共架しているということになります。

それと、先ほどの雪害の関係ですけども、雪害のほうで、去年、直した分ももちろんございます、25年度に発生したやつですから。それで26年度も発生した分がございまして。ですから、議員さんおっしゃるように、全額ではないんですけども、その一部分については今年度の分もあると、決算だけの対比で先ほどお話しさせていただいたものでございます。

やはり、結構今回は、この支出がかかっているということでございますけれども、今後の

ことについては、非常に難しい面もあろうかと思えますけれども、一つは、これ、国の政策で行ったものだと思っております。国がそういう方針を出して、地方にこういう形でやってくれというようなことだと思えます。なかなか地方に行くと、生産性がとれない、採算がとれないということで、こういう形でというのだと思えますので、その差額分について、例えば、特別交付税で国に見てもらおうとか、要求するとか、そういう対応はしていきたいというふうには考えております。

ただ、全部を、それを委託してできるかどうかというのは、そういう方式が本当にあるかどうかというのを、いろいろなところを参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ページ55ページの備考欄の12節の役務費の保険料、これは多分、行政連絡員の保険料、それで、ページ69ページのまた総合賠償保険事業というのが中段以降にあります。それで、皆様ご存じのように、新丁地区のほうで奉仕作業中にちょっと痛ましい事故がありまして、それで私も今まで無知だったんですけども、いろいろ奉仕作業をやっているときの保険ってどうなっているのかなってちょっと調べさせていただいたんですけども、ちょっとよくわからない面が、多いんで、今、役場のほうで、火災保険とか自動車保険とかいろんな保険あると思えますけれども、人が、要は、職務中とか奉仕作業中に事故だけが等を負った場合に、どのような保険に入っていて、この保険は、どのようなことに適用になるのか。それが26年度、どこの項目でどういった保険が落とされているのか。

当然、職員の方が入る保険もあるでしょうし、だからその辺の何か適用の関係が、要はこういった保険に入っていて、こういった保険はこういった人が対象になるよと。あと、当然、建設屋さんのほうでも、資材を提供して、地元で奉仕作業をするといった作業もあるでしょうし、そういった場合は、こういったようになるんだよと。最終的にはケース・バイ・ケースで、当然、そのときによって金額とか内容とかによって違う面もあろうかと思えますけれども、ある程度の基準があって、漏れがないのか。当然、各区でその都度、区で保険に入ればいいんでしょうけれども、なかなか区のほうも負担が、要は、人口減少とか高齢化によって、なかなか区費の運営もままならないところに来ています。

それで、この間の議会の答弁でも草刈り等については、大きなところは行政でやるけれども、小さいところについては、地元で、小さい道路とか、路線、級数の低い道路については、

区とか皆さんでやってほしいというような答弁もあったように記憶しています。その辺は、どのようになっているのか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、保険のことということでよろしいかと思えますけれども、まず、56ページの保険料ですが、これは、区長さんと区長代理の方が、その町の依頼した業務、また、その管理下等であったものに対して、入院ですとか通院また後遺障害とか、そういうものがあつた場合に対する保険でございます。保険金でございます。

そのほかに、臨時職員等がけがをした場合、それは、一般管理費の総務費の共済費ですが、同じページ55ページになりますが、その共済費の中で、労災等で手当てをするというようなことでございます。

あと、正規の職員ですと、これは当然、公務災害の対象になりますので、そういうもので対応いたします。

それとあと、ボランティア活動といいますか、草刈り等、そういうもので入院とかされた場合、それは、26年度と27年度で若干違いますが、26年度の場合は奉仕活動災害見舞金ということで、今年度も同じですけれども、名称は同じですが、若干金額違いますけれども、そういうもので対応いたしますが、ただ、要件がございまして、事前にその届け出をして、町の町長の承認を得たボランティア活動、公共的活動というようなことになりますので、例えば、その神社の関係ですとか、お寺の関係、そういうものはご遠慮願っております。

主に、届け出の内容につきましては、町道の草刈りが圧倒的に多いということで、これは、保険ではございませんで、町的要綱ですと、見舞金、お見舞いというような形で規定をしております、その規定に基づきまして、それぞれ金額が違いますけれども、通院の場合ですと、1万円から、あと、不幸にして亡くなられた場合、200万というような範囲で、それぞれの通院または入院、あるいは後遺障害そういうものに依じて、お見舞いしております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、69ページのほうの、総合賠償保険の関係でございます。

こちらにつきましては、まず、賠償保険ということであれば、町が賠償の義務を負うもの、これについては保険に入っております。身体賠償で1億、財物賠償で2,000万ということでございます。

それと、先ほど総務課長のほうからお話のありました補償保険といたしまして、同額の保険に入っております。そのほかに、個人情報の関係の漏えいの保険に1億円入っております。内容は以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） これから、町のほうでもさかんに言っています協働のまちづくりを進めるということで、今まで、町が行ってきた事業というんですか、作業をやっぱり町民に担ってもらわないとなかなか難しい面が、今も来ているし、今後はますます来ると思うんですね。ですから、万が一、そういった場合の補償については、今のままではなくて、もっと充実させるべきだと思いますけれども、この金額で十分だとお考えですか、それとも、もっと今後は充実させるというお考えがありますか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 奉仕活動に関するものということでよろしいでしょうか。

（「協働事業に、協働活動に伴って」の声あり）

○総務課長（加曾利英男君） 先ほど申し上げましたけれども、総合賠償保険のほうで補填はされますが、町としては、今、お見舞金というような形で支出しておりますので、それが十分かどうかということは、なかなか判断が難しいと思いますけれども、お見舞いですが、例えば常識の範囲ですとか、世間一般、社会通念上、それが妥当かというようなことになるかと思えますけれども、ちなみに、近隣の状況ですと、例えば、いすみ市と勝浦市はそういう制度はないということです。細かいボランティア保険というのがほかにあるかどうかわかりませんが、とりあえず聞いた段階では、いすみ市、勝浦市はそういう見舞金制度はないということで、御宿町は、例えば、死亡ですと100万というのがあるということでございます。

そういうことから、近隣あるいは、その常識的な範囲から考えまして、それが十分と言えるかどうかあれですが、見舞金としては、それなりの常識を逸脱した範囲ではないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） さっきのときも言いましたけれども、これからますます役場の職員ができないことを町民にやってもらわなくちゃいけないんだと思うんですよ。それは、皆さんもよくわかっていると思うんですよ。ただ町民に、もっと公共的サービスを、今まで役場がやってきたことをやれと、やってほしいという要望をするのであれば、かけ声だけではなくて、そういった面も充実させていかないと、それいいんでしょうかね。それで果たして、協

働のあれが進むんだらうか。

ぜひ、一生懸命ボランティア、ほとんどボランティアでやっているわけですから、保険だけではないと思いますけれども、そういう充実した内容のものを、ぜひ、検討してもらいたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 奉仕活動、今までですと、ほとんど先ほど申し上げましたが、町道の草刈りが大半で、町道でいいますと、それも3級、4級町道ですとか、地元の本当に特定の方が通る道路、私たちの地元もそうですけれども、そういう草刈りを行っているということで、それは地域の皆さんに、非常に大変な苦勞をしてもらってやっているというふうに考えております。

また、これを充実していくということですが、例えば、区によりますと独自で保険に入っているという区もいろいろ聞きます。ですから、そういうことも一つの方法ではないかなと思いますけれども、そうしますとまた、町の補助とか、そういうような形になってこようかと思えますけれども、それにつきましては、今後いろいろな町の状況、町が全ての町道、また、いわゆる赤道ですとか、そういうものの草刈り、全部、できるわけではありませぬので、そういう状況も見ながら、どういう方法がいいか、一番適当であるか、また考えてみたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ないようですので、以上で、款1議会費、款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

なお、関連する歳入についても質疑を許します。

質疑はありますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 青少年相談員の報酬というのはここでいいんですかね。

（「はい」の声あり）

○1番（根本年生君） ここでいいですか。

成果表の10ページの、決算書にも載っているんでしょうけれども、青少年相談員が現在22名で、昨年度、26万1,000円で、1人当たり1万2,000円だよということであります。これ、

1年間1万2,000円だということだと思います。

青少年相談員はいろんなところに出かけているというんですか、町の事業に参加して、いろんなことをやっていると思います。青少年相談員は、どのような要請というんですかね、町のほうからこういったのがあって出てくれということで、要請して出るものなのか、自発的に出るものなのか。年間1人何日ぐらいこれに、何かもうほとんど奉仕活動だと思いますけれども、出ているのか。それでこの1年間何日出るかわからないけれども1万2,000円という額が、適当なのかどうか、1回出ると幾らという形になっているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 青少年相談員の年間どのくらい出るか、また、どのような活動をされていらっしゃるかと申しますと、まず活動のほうですけれども、青少年のつどい大会、キックベースの大会、町大会を夏休みに入りますと実施しております。その前に、審判講習会とか各地区に参りまして、キックベースのルール、あるいは子供たちにそういう指導をしております。

そのほかにも、夜間の見回り等をやっているというふうに認識しております。1人当たり、年間、どのくらい出るかといいますと、大体5日、6日、その程度だというふうに認識しております。

それで、先ほど議員さんおっしゃられたように、年額で1万2,000円ということで、報酬のほうをお支払いしておる状況ですが、これについては、年額ということで、1回幾らとかということではなくて、年額ということでお支払いしております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 青少年相談員の方、本当に一生懸命やったださっていると思います。多分、これ出ると、1時間2時間とかじゃなくて、大体半日ぐらい出ているんじゃないかと思うんです。ただ、他のいろんな審議会とかいろんなこと出ると報酬に比べると、どうなんですかと。あの暑い炎天下の中でも一日真っ黒になりながらやったださいますよね。これをもうちょっと見直したほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 確かに、夏場、暑い中、キックベースの大会等がございますと、大汗を流してやったださっております。ただ、県のほうで、歳入として1人当たり

5,000円ですか、補助金をいただいております。町にそれに上乗せして、お支払しているわけですが、現在のところは、県下、大体この金額でやっておりますので、それと歩調を合わせてやっておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 金額の面で難しいのであれば、一生懸命やっている方々、やっぱりこれも情報の発信じゃなかろうかと思えますけれども、皆さんを応援する意味でも、またいわば、町民にこういった方々がこういうふうに一生涯懸命やっているということを、常日ごろ、何か発信するような形をとっていただいて、皆さんを応援していただけるような体制をもっと充実していただければと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 今、議員さんがおっしゃられたように、大変なご苦勞をされております。事務局が中央公民館の中にごございますので、事務局の職員も一緒になってやっているわけですので、まずは今まで以上にまた協力しながらやっていきたいというふうを考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

ないようですので、以上で、款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑はありますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。まず125ページ、商い資料館管理運営事業について伺いさせていただきます。

現在、この商い資料館運営事業の具体的な事業内容を教えていただけますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 商い資料館につきましては、シルバー人材センターに委託しております。毎日、資料館のほうをあけております。

それと、夜間についてはセコムに委託しております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、内容的なものをちょっと伺いたかったんですけれども、

町の城下の本当にメインの場所に、この商い資料館は、今、設置されているのではないかと
思っております。

若干の展示品がございまして、今、課長さんお話しいただきましたように、シルバー人材
センターの方がいていただいて、管理をしていただいているという状況ではないかと思うん
ですけれども、非常に、私は、この施設の取り扱いというか、この活用の仕方が、もっとほ
かの、もっと利便性のいい形で活用することができないのかというふうに思うわけなんです
けれども、町としては、この辺は何か、お考えがございませうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 今、先ほど申したとおり、シルバー人材センターの人に毎日
あけてもらっていますけれども、あと、お城まつり等で会場として使っております。

今後、そういう周辺の、街なみ整備事業等もありますので、有用な活用の方法について、
また考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ここの施設なんですけれども、そういった事業ができるのかどうか
ということもあるんですが、商い資料館という名前がついているのに商いがされていないと
いうか、商いとしてのそういった活用がされていない、商い資料館であるのであれば、そう
いった商いとしての、そういった資料に関するものとして、観光客の方も見えていただい
ておりますので、そういった視点での考え方が一つできないかということと、あと、城下を見
学をしてくださっている、また、見に来てくださっている方たちの中から、あそこの通りの
ところに、ちょっと坂にもなっておりますし、休むところがない、腰かけるところがないと
いうことで、もうちょっと休むところがあればいいのにというお声もいただいております。

千葉銀行の近くにおきまして、ちょっとお休みどころみたいな形で看板をかけていただい
ている方もいらっしゃいますけれども、この商い資料館の後ろのほうのお部屋ですとか、公
園的になっているところもあると思えます。今、立入禁止みたいな、立入禁止というか駐車
禁止でしょうか、そういった形になっておりまして、ちょっと入りづらい、活用しづらい状
況になっております。

町民の皆様の中からは、商い資料館に、そのお湯などを提供していただいて、お茶などを
飲んでいただいて活用するようなことも考えられないのかというお声もいただいております。
その際に、経費がないということであるならば、お茶っ葉などは町民の皆様から寄附をして

いただいたらどうなのというお声もいただいております。多分、各家庭の皆様には、それなりに眠っているお茶っ葉があるんじゃないのという、ちょっとこういったご意見もいただいておりますけれども、町としてお考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 商い資料館について、座るところ、ベンチというか座るところについては、後ろのほうにもありますし、入り口のところも何人か座れるんじゃないかと思えます。

それと、そのお茶の提供ですけれども、これについては、ちょっと今のところは考えていないんですけれども、そういうお茶を提供してもらえるとかということであれば、お湯とかそういうものは提供できるんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 115ページです。農業振興費の一番上になります。被災農業者向けの経営体育成支援事業の補助金でありますけれども、19件ということで伺っておりますけれども、実際に雪害で被害を受けた件数は何件でありましょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 実際に、受けた件数が、今ちょっと資料ないんですけれども、この事業が19件ありまして、あとほかに材料の支給、100パーセント材料支給するという、ハウスの支給をするというのが、それについては、県の協議会のほうから使用者に直接支払われているので、件数はわかりませんが、それと合わせてかなりの件数があると思えます。ちょっと件数については資料がございません。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 前もって、お願いしておけばよかったんでしょうけれども、実際に雪害を受けて、支援を受けられなかった人、こういう人は、何人かおられると思うんですけれども、こういうやはり補助率がいいやつで、実際に、それは申請を本人がしなかった部分もあるだろうし、なかなか面倒だからという部分もあるんだろうけれども、どうも感じるのは、こういう書類がそろっていないとだめですよというような、そういう感じがすごい受けるんですね。

少しでも多くの、被災をした、じゃハウスを再建しようよということであれば、できるだ

け不都合があれば、規則があれば直してやるとか、やっぱり1人でも多く救ってあげようというような、そういう態度といっちは何ですけれども、そういう気持ちがやっぱりなさ過ぎる、いろんな申請をしても、これはもう、こう決まっているからだめだよというようなことではなしに、じゃ、このだめなら、どこをどうしたらいいのか、少しでも支援をしてあげたり、事業をうまくいくようにやってあげようというようなことがちょっとなさ過ぎるんで、一応ちょっと質問したんですけれども、まして、こういう災害については、1人でも多く救ってあげようという気持ちを、ぜひ持っていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） このハウス雪害に限らず、やはり農業者の立場に立って、それなりにやっているつもりですけれども、足りなかったということで、何件かの人たちが、この被災の中にも、受けられなかった方もいらっしゃると思いますけれども、今後は、農業者の立場に立って考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ページで117ページの農業基盤整備促進事業繰越明許の中の節の15の揚水ポンプ更新工事で、先ほどちょっと触れていたと思いますが、この工事について、多分、老朽化した揚水ポンプの工事だと思うんですが、これは基準としてはどのような基準で工事をやっているのか伺います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） これは、黒原については、もう昭和30年代の後半のポンプを使ってまして、もう老朽化で動かないということで更新ということになりました。

また、平塚については、中山間地域総合整備事業で整備したんですけれども、何回か故障しまして、うまく使えないということで現在も故障していたんで、要望により事業を実施しました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それについては、全面的に、全額支給ということなんですか。それとも、それが基準として何年ぐらいというか、そういう基準もあるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 特に、その何年という基準はありませんけれども、県と見てもらって、事業に該当するかしないか見てもらって、実施したものです。

特に、そのポンプの基準とか、もう実際壊れているんで、特にその基準、黒原みたいに何年たっているからということではなくて、現場を県と見てもらって実施したものです。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 基準もいろいろあると思うんですが、例えば、営農組合とか、あるいは、中山間整備でやって、ポンプ、これちっちゃいものなんですが、そういうものに対しても、対象になるのかどうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 多分、平沢の中山間地域総合整備事業で整備したものだと思いますけれども、もう故障しているのであれば、それはまた、現地見て検討できるんじゃないかと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ページ127ページの節の13の委託料の公園等管理委託料なのか、ちょっと、項目よくわからないんですけども、いすみ側の親水公園の管理費として、これこの支出して、漁業協同組合に管理を委託していると思うんですけども、この委託の内容が、どのような委託の内容で86万円という支出になっているのか。

正直言って、あそこ、もう川のほうは、多分、川の部分、通路と護岸があつて川になっているんですけども、川で護岸があるんですけども、あの部分は、県の管理になるのかどうか、その辺はわかりませんが、何か、86万円がいいのかな、委託料。うん、85万円でもいいということですけども、これもっと県のほうが、最近、全然何か、以前は土がたまる結構掃除とかをしていたんですけども、最近は何か、ほとんどやっていないような気がしてならないんです。

町独自であそこ、きれいにしようと思って管理委託料を払っても、何か効果があるのかなと、もっと県のほうに働きかけて、一緒にやっていかないと、何かあそこ、効果が出ているのかなというふうに、非常に疑問に思うんですけども、もっと効果が上がるように県のほうに働きかけるなりしてやったらどうですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この公園の管理事業につきましては、フィッシングパークということで草刈り、また、三口橋の下の遊歩道ありますね、それから、行徳橋のところの遊歩道、あの、飛び石、ああいうところの河川のごみの除去などが主な管理費内容なんですけれども、何で町がやっているかというのは、ちょっといきさつはわからないんですけれども、また聞いてみたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） その辺、よく調べていただいて、あとまた、委託の内容もよく精査していただいて、そして、あそこへ行っても、果たしてこれで管理しているのかな、人が来て、あそこで何か遊んでいるというか、公園で人が何かしているということも余り見受けられないんですよ。それで、なかなかあそこ、多分、施設つくるのに数億円の金を県のほうでかけてつくってあるはずなんです。

なかなかあいった施設、町でつくろうと思ってもつくれないわけですから、あそこをやったり、今後、町民の方が利用するとともに、観光客もあそこで遊べるというんですかね、何かそのためにも、委託料86万を有効に使うために、もっといろんな施策を考えていくべきだと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） その辺は、もう一回現地見て、考えてみたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 課長、現地見て考えてみたいということで終わることが多いので、ぜひ、実効性のあるものにしていただきたいと、だから、先の続きになるけれども、あそこがもっと整備されていれば、あの痛ましい事故が起きなかったのかなという気もしてならないんです。あそこ、川の対岸にも大きな木が生い茂ってすごい崖にもなっているし、やはりそれも含めて、ちょっと考えていただければと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ページは、成果説明書の20ページなんですけど、道の駅のことについて伺いたいんですが。管理とか、建物の所有者とかということで問題あると思いますが、トイレの手すりとかそういうものを要望されていると思うんですよね。その辺がまだ、進捗して

いないので、どうなんでしょうか、今後、やる予定を持っているのかどうか、和式のほうのトイレは、お年寄りが、老人の方が利用するとちょっと不便だということを聞いておりますので、その辺、どうでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 道の駅の手すりですけども、来年、今年度に県のほうで改修を予定しておりますので、その中で検討させていただきたいと、また要望していきたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 和式とそれから、じゃ、洋式のほうにも考えていただけるのかどうか、今、和式が大体ですよ。だからその辺、洋式のほうにも改修を取り入れてもらえるのか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 細部につきまして、また、調整させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 成果表のページ18ページの産業まつりの関係で、産業まつり、ここ何年か道の駅でやっていると思えます。それで、シャトルバスが確か大多喜駅から出ています。公民館バスを利用しているということです。大多喜駅からその道の駅に行くシャトルバスについては、何便あって、何人ぐらい利用しているのか。

それと、道の駅で産業まつりをやることは大いに結構だと思えますけれども、同じ、たしか去年は同じ日に中央公民館のほうの文化祭、文化団体のあれがありまして、そこにもいろんな催し物の方がボランティアで出ていただいた。

それで、道の駅のところに出店している方々でも、あそこは大概、町民の方というより、ほかの、他県の方とか、遠くの方が多いと思うんですね。そこで出ているイベントの中で、記憶だと、税の関係で税を知る週間とか、税の関係とか、商工会さんとか、何かいろんな配りものしたり、あと、自動車工業会のほうでも安全性について何かいろんな実験してみたり、パンフレット配ったりしていると思うんですね。

果たして、あそこに出てやるより、町民の方に知ってもらい……大多喜町のことを他県の方に知ってもらって産業を高めようという業種はあそこでもいいかもわからないけれども、逆

に、大多喜町の町民に知ってもらいたいというんですかね、そういった出店者の方は、ほかの、仮にですよ、中央公民館の駐車場とかでいろいろやっていますから、そこで出てもらって、町民の方にいろんなPRをしてもらってやるという方法が、産業まつりの効果をより高めるんじゃないかならうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） バスについては、6便、駅前と公民館と道の駅を6便出しています。

それで、ニーズについてはちょっと資料がないのでわかんないんですけれども、あと、出店者については、一応、希望をとって取りまとめてやっているんで、出店者の希望で出しているということになります。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません。じゃ、まず、人数のほうを多分把握は、せっかく走らせるわけですから、把握はしていると思いますので、後でいいんで、人数は何人だということは教えてください。

それと、先ほど、出店者の希望によってということですが、産業まつりをやるからそこに来店してくれということでは要望している場合と、趣旨を説明して、いや、自分のところはそこじゃなくてこっちのほうがいいよという、産業まつりに参加したいと思えばそこに行くしかないんだけど、何か、その辺のところの趣旨をもう少し説明して、正直申しわけないけれども、ちょっと来店している方に聞くと、果たして、自分たちの業種があそこがいいのかと。ただ、町の要請があつて、にぎやかさ、何店も出店者がなければ産業まつり、成り立ちませんから、そういう人たちは、無理して行っているところもあるのかなって、果たして、私たちがここでいいのかなって思いしながら、町のためにということで行っている方もいるのではなからうかと思えますけれども、その辺をもう一度精査してみたらどうなんでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） ことは、もう実行委員会開いて、同じ場所でやるということですが、また反省会等がありますので、またそういうところで聞いてみたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 127ページで、観光費の中で観光施設管理事業、その中、清掃管理業務委託料115万4,220円、これは、主な内容と、中野駅のトイレのこともこれには入っていますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） これは、町内の公衆トイレ9カ所の清掃管理で、中野駅が入っているかどうかというのは確認しないとわかりません。すみません。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） すぐまた連休があるんですけども、中野駅のトイレの管理を、ほかの地区はみんなトイレ結構やっているんですけども、中野駅はやはり拠点でありますので、できるだけまめに、というのは、大体詰まってトイレが使えなくなると、うちに借りに来るんですよ。

大体それで役場へ連絡してということであるんですけども、初め、自分が議員になったときに、トイレのドアが内側にこう開いて、中に随分入りづらいかと、それ改善してありますか。最近ちょっと確認していないんですけども。普通は手前にドアがあいて中にスムーズに入れるんですけども、初めできたときにドアが内側、便器の上を通過して、中にちょっと入りづらいんですよ。だからその辺、多分、昔のままだと思うんですけども、その辺も、今後、よく現場を見て、使いやすいようにしてもらいたいと思います。

それと、あと最近、その便座も座ってできるような、そういう身体障害者の対応もしてほしいとか、また、予算で動いていますんで、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 答弁いいですか。

○9番（吉野僖一君） お願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） それについては、現地を確認して見ておきます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ページ135ページの町道維持管理事業の賃金のところですか。

たしか工事関係、この賃金は、工事維持管理ですかね、維持工事のために6人、あと、草刈りに8人、合計14名で賃金が1,065万円。これ、工事関係の方が年間大体何日ぐらい出て、多分、工事関係の方がほとんど出ているような気がするんですけども、草刈りの方は年間何日ぐらい出ていて、どのような内訳になっているのか教えてください。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） まず、維持で常用で来ていらっしゃる方なんですけれども、大体、年間200日から230日ぐらいですね、1人。それで、草刈りのほうが、1人当たり大体37日ぐらいですか、平均しますと。1人当たり37日ぐらい出ております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それはそれで、それで常用の方と草刈りの方とも1日出ると、この賃金ですよ。それで、草刈りの方は、草刈り機とか油とか、も持っていると思うんですけども、それは町の負担でやっているのか。それと、仮に草刈りを8人で大体37というと、1人当たり、5回、5日ぐらいですかね。それで常用が200から230日で、じゃ、1人当たりの金額と、それに伴う経費がどうなっているのか。

○議長（志関武良夫君） 皆さんにちょっと申し上げます。

お昼の時間がちょっと過ぎておりますので、ここで質疑が続くようであれば、ここで休憩をとりますけれどもいかがですか。

質疑があるようであれば、ここで休憩とります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） いいですか。ありますか、ほかに。ないですか。

じゃ、根本君のあれだけ教えてください。

建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） まず、草刈りの、燃料とか刃は、町のほうで支給しております。機械については、個人で提供していただいております。持ってきていただいて、燃料、刃は町のほうで支給という形になります。ただし、機械代がちょっとはっきりしないんですけども、機械代を500円払っていたかどうかちょっと確認ができないんですけども、燃料と刃については、町のほうで支給してしております。その機械代は、後ほど、またお答えさせていただきます。

あと、賃金ですけども……

○議長（志関武良夫君） 答弁も簡潔に。

○建設課長（末吉昭男君） はい。

常用に関しましては、オペレーターが1万1,000円、あと、作業員につきましては7,300円と7,900円でございます。それと、草刈りにつきましては、主任さんが7,200円で一般が

6,900円になっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 質疑の途中ですが、ここで休憩します。1時から質疑に入ります。
(午後 零時09分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後 零時59分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に、根本君の質疑がありますので、継続させていただきます。
建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 午前中、道路維持管理事業の中で、草刈りの関係で作業員のほうに町のほうで支給しているものの中で、草刈り機のお話をちょっとさせていただいたんですが、私のほうの勘違いで、草刈り機分については、町のほうでは支払いはしておりません。作業員、出てくださいの方の機械を使用させていただいている状態です。
以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） たしかシルバー人材センターに頼むときは、人件費プラス草刈り代金を請求されますよね。だから、それを見ると、何でそれを草刈り、自分の消耗品ですから、多少補助してあげないとかわいそうじゃないかなという気がします。

それと、皆さん自分のトラックとかで、トラック、軽トラが多いですけれども、大多喜町広いですから、遠くまで自分の車で行って、ガソリン代も補助してないのかということになるかと思えます。その辺は見てやらないと。

それと、維持工事の関係で、何かちょっと聞きますと、今まで維持のほうは要請があるとU字溝を直したりとか、ちょっと舗装直したっていう工事を大多喜町一円やっているということですが、ここが何か、今もやっています造成工事、上瀑の造成工事とか、あと今度、小沢又の駐車場の整備とか、いろいろ何かそのほかにもいろんな作業が出てきていると思われます。

ですから今後はこの人数でやっていくと、それでも町中の維持管理、町道のU字溝直すとか、草刈りでも、本当にもう大変で、今聞くと、要請があっても1年後だよというみたいなことを言われています。この辺はもっと人数を充実させて、できるだけ町民の期待に応えら

れるようにすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 議員さんおっしゃるように、非常に要望が多くて、おこなっているような状況があって大変申しわけないんですけども、非常に維持管理がふえてきているということで、今いる人数で非常に手が回り切れないというのが本当に実情です。

もう少し、来年は、この後、もう少し充実させていければなというふうには考えてはいますので、できるだけ要望に応えられるような形で体制はつくりたいとは考えています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 先ほどの根本議員の産業まつりのバスの利用者ですけれども、全部で68人。始発が大多喜駅を9時半に出発しまして、最終便が大多喜駅を14時30分に出発しまして、68の方が利用しています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

ないようですので、以上で、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

先ほど、答弁保留となっておりました税務住民課所管の滞納処理の関係ですが、説明をしたい旨の申し出がありましたので、許可しました。説明をお願いします。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） では、午前中、野中議員さんから質問のありました、まず法人数の区分について、その数をご報告させていただきます。

まず分割の町内法人、本店の部、均等割のみの数、これが19法人、分割の町外本店の法人数27法人、単独町内のみの事業所が137法人、合計で183法人でございます。

さらに、税割を納めておられる法人数、まず分割の町内本店の部分が6法人、分割の町外本店の法人が50法人、町内のみのものが32法人、合計88法人。合計で271でございます。

それとあと、滞納関係というふうなことでご質問があった件でございますけれども、今現在26年度末で、滞納処分をしておる件数というふうなことで、まず不動産の差し押さえが27件、あと電話加入権が2件、合計29件でございます。

あと差し押さえしてある物件の換価と申しますか、競売の状態というふうなことでご説明

をさせていただきます。

まず昨年度はあと2件、該当がございました。1件は配当がございましたけれども、もう1件、相続財産管理人制度を利用したもので、亡くなられましたけれども、相続人が相続放棄等をして、固定資産税のちょっと納付者がいないというふうな方について、相続財産の管理人制度を利用しまして、その物件について売買を行わせてもらいました。

売買価格が220万というふうなことで、それに伴ういろいろ手数料等が発生しておりますので、実際には町のほうに127万2,927円納入されております。これで、滞納分の本税分の税金のほうに全て充当したというふうなことでございます。

過去にさかのぼりますと、平成25年につきましては、4件の滞納処分を実施しております。これにつきましては、町のほうには配当はなかったということでございます。さらに、24年につきましては、5件ほどの競売等の実施がありまして、その時には30万1,900円の配当がございました。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 143ページ、地域防災費です。具体的な項目は、すみません、ありません。

1週間前に台風18号の影響で鬼怒川が氾濫して大変な被害が出ました。宮城県でも大きな被害が出ています。避難勧告のことで、出さなかった、どうのということが今取り沙汰されています。大多喜でも最近雨が降って、大雨のやみそうなときになると大雨注意報が出ていますとか、洪水警報が出ていますとかと言って、聞いている方はちょっと遅いんだよねとか、ああ、またかという感じで、真剣にこう聞かない気持ちが、私自身の中には生まれているなというふうに自分で思います。

オオカミ少年ではありませんけれども、何か警報ってすごく出すの難しいと思うんですね。けれども、それが本当にいざというときになって効果がなくなったら、今までの頑張りが全く水泡に帰してしまうし、重大な結果を招くしということで、避難勧告のこととか、警報を出す基準とか、あるいは注意報が出ました、警報が出ました、指示が出ましたといっても、

何か指示が一番軽いみたいな印象がなきにしもあらずで、住民がそういう警報の種類をきちんと理解して動けるかとか、そういうことって、パーフェクトに、誰が担当になっても大多喜町ではできるようになっているのかということを確認したいんです。

よろしくをお願いします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではお答えします。

まず警報に関しましては、これは町で出すということではございませんので、気象庁でいろいろな状況を判断して出すということだと思いますので、その辺については、私どもここでお答えすることはできないわけですが、まず避難勧告につきましては、これはこのほど作成しました防災計画にもその基準が出ておりますけれども、例えば、その基準の水位、それが夷隅川ですと避難判断水位というのがありますので、そういうものに達したとき、あるいは昨年そういう情報が出ましたけれども、土砂災害の警戒情報、そういうものが発令された場合、これは気象庁と県で協議して出すわけですが、それが出された場合には避難勧告をいたします。

その後、非常に危険が切迫しているというような状況であれば、避難指示というようなことを出しますけれども、先ほど、何回もという話だったんですが、警報は、これは比較的多く出るわけですが、町から出す避難勧告につきましては、直近では昨年の12月に台風が襲来したときに出しております。常時出しているというか、そういうわけではございません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 款9の教育費で伺います。

教育費の145ページの繰越明許費と不用額3,204万2,000円と1,251万5,412円。

繰越明許費は、ここに説明がある中で、目の体育施設費で、工事請負費で、これは年度内に工事ができなかったということで承知してよろしいですか。

それと、公民館費にしろ、もろもろの不用額が非常に多い。この辺の説明をよろしく願いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 繰越明許費につきましては、26年度中に予算化いたしました体育館の改修工事、それとプールの配管工事がございましたので、その分が繰越明許費に計

上されております。

それとあと、公民館費、予算残が多いということでございますけれども、各種事業をやっている上で、講師をお願いしたりなんかした場合には、学校の先生とか、警察の方とかをお願いした場合には、講師の謝金が無料ということでやらしていただいておりますので、そういうものが積み重なって執行残が多くなっているという状況でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） ほかの課はどうなんですか。保健体育の73万9,070円とか。

特に需用費が非常に残っているということで、その需用費のこの中身が51万2,717円ですか、不用になっていますね。163ページ。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 公民館費の需用費でございますけれども、これは修繕を予定していたものが、修繕が不要となったもので、需用費が残ったものでございます。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） もう一度、修繕が何ですか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 修繕を予定していたものが、修繕が不要となりましたので残ったものでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 147ページの、ちょっと款項すみません、奨学金の積み立てがあります。奨学金のこの積立額には、269ページ、一番最後の基金の一覧表のところを見ますと、161万ではなくて二百何ぼ、三百何ぼになって、この表を見ると、奨学金の貸付金のほうから返ってきて現金として管理されたんだなとこうわかるんですけども、たまたまこの26年度は新規の貸し付けがないからこういうお金の出入りを第三者が見てもこれでわかるのですが、この数字が、私が見つけられなかったのは、この返還金が、借りた人が戻してくれたお金が入っているんだけど、その記載がされていないというところで、第三者にとってはわかりづらい報告なんではないかと思うんです。

何でこれ気にするかというと、26年度はお金の管理の問題で大変残念な事件がありました。ですから、お金の管理というのはきちんと可視化できるということが必要だと思うんです。

部分的にはあの事件があったときに、外部団体の事務局として預かっているものについてはという改善点があったと思うんですけれども、そうではなくて、町のお金の出入りについては、全てわかりやすい形で記録に残しておくべきではないかと思うんですけれども、改善の考えというのはどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 奨学金の管理につきましては、決算書の269ページ、基金の上のほうの奨学金というところで出ておりますけれども、その返還金につきましては、決算年度中の増減高というところで処理をさせていただいておりますけれども、あくまでも一般会計とは別の奨学金の基金会計のほうで管理をさせていただいております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 聞いているのは現状じゃなくて、改善すべきではないかと。お金の流れを誰が見てもわかるようにすべきではないか。私たちにとってはこの奨学金の返還の部分というのはブラックボックスみたいな感じがするんですね。どうでしょうか。

検討課題でもいいんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） これはあくまでも一般会計とは別に基金会計、奨学金というところで管理しておりまして、ほかの基金もそのような形でわかりやすくできれば一番いいんでしょうけれども、その辺は、検討させていただきたいと思います。

（「検討することならいいです」の声あり）

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 175ページ、款の11の公債費でありますけれども、町債の元金の償還の内訳について、その中で、小学校の廃校となりました老川、総元、上瀑の起債の、あと残高と、償還終わるまでの期間、どのくらいか説明を願いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 旧老川小学校からお話しさせていただきます。旧老川小学校の平成27年3月31日の残は8,011万6,020円でございます。平成32年3月31日まででございます。旧総元小学校でございます。これは体育館分で、26年度末で4,912万1,816円です。これは平成41年3月31日まででございます。旧上瀑小学校ですが、体育館分でございます。これ

が27年3月31日現在で5,242万6,249円でございます。これは平成38年3月31日までということで、先ほどの終期なんですけれども、3月31日で全てお話しさせていただきましたが、その年度までということでご理解いただければと思います。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 163ページの公民館費の建物調査業務委託料、この間、ここで常任のときにも説明受けたんですけれども、ちょっとその後またいろんな疑問な点が出てきたものですから。

これは向こうでも話しましたけれども、建築基準法の法律に基づいて行われる定期点検。このほかにちょっと見てみると、消防の定期点検もあるやに思います。それと、大多喜町として、これ、ある一定の建物の規模になると、法律でこれを調査して報告しなさいということになっていると思いますけれども、大多喜町ではどのくらいの建物があるのか、全てですね。それで調査する内容、定期的に報告する内容、これはどのような内容を調査して報告するのか、それを教えてください。

わからなければ大体でも。はっきりした数字がわからなければ大体でも。

じゃ、すみません。わからなければ後でもいいんですけれども、ちょっと思っただけでも、中央公民館があつて、海洋センター、ありますよね。当然役場庁舎、これが新しいところと多分古いところと。あとそのほかにも農村コミュニティーセンターとか、要は町が財産で維持管理しているところは必ずやらなくちゃいけないと思います。

それと定期検査といいますと最近いろんな事故が起きるんで、いろんなエレベーターとか階段とか、エスカレーターはないでしょうけれども、そういったところを定期的に点検して報告するという、消防は消防で別のほうになっていると思いますけれども、それはやっぱり一度事故が、やっぱり何でも安全面が非常に大切だと思っていますので、これは必ず定期的に行っていると思いますけれども、今回、26年度にやったのはこの公民館運営事業の1件だけでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この消防の定期点検につきましては、もう法定で決まっております、大体公共の施設はほとんどあると思います。ただ、その施設によって消火栓設置であったり、スプリンクラー設置であったり、また誘導灯の、そのものの程度によってありますけれども、

それぞれみんなその基準に沿った検査は、町としては全てやっております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 消防のほうは大体皆さん、大体わかると思うんです。消防施設ということであればですね。

私の言っているのは、もう一つの、建物、不動産、建築基準法にのっとって行われる定期的な報告、2年に一遍だと思います。それはどのような内容を調査して報告しているのか、それでそれを行ったのは26年度、ちょっと私が見る限り、この公民館だけのように思われるんですけれども、たしか2年に一遍じゃなかろうかと記憶しているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この建物の調査業務は、法律で定められておりまして、今言われた年数も、2年のものと3年のものが確かあったように記憶しております。ちょっと資料が手元にないんであれなんですけれども、主にやっているのは学校と社会教育施設、一定の大きさになりますので、多分公民館と各学校がやっていたんじゃないかというふうに記憶しております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 教育費でページが147ページ、メールの配信システムとありまして、あと総務課のほうの消防団の非常時のメール配信というのがここには出ていないんですけども、その辺。

それで、きょうの津波のあれで、全国的に、大多喜は今防災無線でやっている、全国各市町村あると思うんですけれども、ある町は町民に対しメール配信も全部しているというところあるんですけれども、その消防団員のメールのやつがここには出ていない。これは県のほうで出ているのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 消防団のメール配信につきましては、夷隅広域消防ですね。消防署から一斉に出ますので、消防署のほうでやっております。

（「町は関係ない」の声あり）

○総務課長（加曾利英男君） 町からは消防団には、火災等のメール発信はいたしません。

（「消防団は広域消防の予算で」の声あり）

○総務課長（加曾利英男君）　そういうことですね。

○議長（志関武良夫君）　9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君）　学校のほう、これはメール配信、これ出ているけれども、これはどういった内容というか、年何回ぐらいやっているの。ああ、274回……はい、わかりました。

○議長（志関武良夫君）　いいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、以上で、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで一般会計歳入歳出決算の質疑を終了とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　私は、平成26年度大多喜町一般会計決算に反対の立場から討論いたします。

一般会計は、最も住民に、生活全般に密接した会計であります。一つ覚えですが、地域自治の本旨は住民の福祉の増進にあります。ですからこの26年度という年が、住民にとってどんな年であったか、特に経済的にどういう年であったのかまず確認したいと思います。

4月から消費税が5パーセントから8パーセントに、3パーセント引き上げられました。たかだか3パーセントといいますが、今まで5パーセントですから、6割も値上がりしたことになります。そしてさらに円安がありました。食品や燃料を中心に物価全体が大幅に値上げさせられ、どこでも生活が大変になったという声を聞きました。

担当省庁の数字ですと、この間、実質賃金は、25年、26年、27年の3月までにかけて、連続20カ月で実質賃金は前年同月比を下回っておりましたし、それから、消費支出もことし4月まで、前年度比はずっとマイナスでした。

こういう中で、一般会計歳入の滞納は26年度末で1億1,000万を超え、26年1年間で新規の滞納が2,851万円もふえている。これは大変な、町民が苦境に陥っているという証明だと思えます。

こういう中で、町がどのくらい無駄を省き、町民の負担軽減を進め、町民に安心感を与えたかということを考えますと、お金の出入りそのものについては間違えることはありません。

私の住んでいるところでは、外出タクシーの自己負担が高い、だからなかなか乗れない、要するに外出支援サービスの相乗り化といいますか、デマンド化を進めてほしい。この件については、私はもう10年来やっております。

議員になった年の、私の皆さんへの約束は巡回バスを走らせるということでした。どうなったかといいますと、いすみ鉄道があるから巡回バスは走らせられない、そのかわり当分の間は外出支援だということで、十何年間外出支援のためのバスが1台、1人という対応で、走っております。

ですから、私は長いことこれを相乗りにしろ、別の言葉で人はデマンドタクシーとおっしゃっていると思いますけれども、これが本当に進みません。そして去年、おととしぐらいから、公共交通全体を見直すからといって、それでも去年26年には改善されませんでした。西畑、老川の住民にとっては気軽に、安直に使える足というのは本当に逼迫しているのに、残念なことです。

それから今、日本列島全体が人口減に陥っています。そして人口の奪い合いをしておりますけれども、非常に難しいと思うんです。表層的に、まるでやりのように人口対策、人口対策と言って人口定着と称する呼び込み事業が展開されています。

本町でも少なくない予算が執行されているはずですが、果たして本当に効果があるのだろうか、全体が少なくなっている中で、本町に呼び込める、本当にお金をかけてできるのだろうか。お金をかけて宅地開発をしたことによって、常任委員会協議会でも報告……町内での新しく町が開発した宅地を買い求めた方は町内の方が圧倒的だと。それで人口の町内での移動が起こっていて、西畑、老川方面の過疎化に拍車をかけている。そういう実態も生まれている。

実際に列島レベルで見ると、人口問題で効果を上げた自治体に共通していることは、地域に密着した地域資源の活性化に取り組んでいる。大多喜でいえば、本当に農林業が地域資源の最たるものではないかと思うのですけれども、その地域ならではの産業を魅力的に掘り起こし、そして若者を支援する、子育て支援とかそういうのですね。それが、両方ができているところに人口増が実現しているという例があちらこちらに見られます。

ところが26年度決算書を見ますと、不用額で多額を上げたところ、数字の上だけなんですけれども、農林課とか商業とか、まさに町の産業そのもののところで多額の不用額を出している。

そういうことを考えると、本当に大多喜町が人口を激減させない、ずっと豊かな、心豊か

な町であるためには、町のことをもっと掘り下げて考えていく識見というかそういうものが、職員にも、議員もそうだと思います、求められていると思いますけれども、それを養うのは研修だと思います。そういう研修関係に本当にお金をかけていない。人材育成が今一番求められていると思うんです。人口増のためにも、そういう点で、26年度決算については、もろ手を挙げて賛成するわけにはいきません。

ここで明らかになったことを、来年度の予算に反映していただきたいことを切望して反対討論といたします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 反対討論が終わりました。

次に賛成者の発言を許します。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） 平成26年度の大多喜町一般会計歳入歳出決算につきまして、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成26年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入歳出総額で49億558万円。歳出については、45億1,974万2,000円で、25年度に対しては歳入では約8,000万円の減少、また歳出については1億7,000万円の減少となりましたけれども、財政が非常に厳しい中、町の福祉の後退をすることもなく、社会保障も充実を期するために予算支出や将来財政安定のためにやりくりをしての財政調整基金の積立金を26年度4,500万円、国や県の補助金等最大限有効利用されまして、事業執行などあらゆる面においてその努力が見られます。

自主財源が4割、そして投資的経費は10パーセントを切っている中で、行政運営は毎年増加する多種多様な、住民ニーズを十分満たすことはできませんけれども、それにしても町執行部の努力が随所に見られていると私は思います。

このようなことから私は、平成26年度一般会計決算について賛成をいたします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまです。

ほかに討論はありませんか。

7 番小高芳一君。

○7 番（小高芳一君） 私も賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

ただいま江澤議員のほうから賛成のご意見ありました。私も賛同するところであります。

平成26年度の歳入は49億558万、歳出のほうは45億1,970万2,000円、実質収支は2億7,859

万でありました。全体として今回職員2名減の中で、それぞれ担当されている所管の事業は適正に予算執行されたものと私も認めます。

不用額が、先ほどからお話にありましたけれども、1億7,188万8,000円ということでありました。事業実施に当たりまして、効率よく精査をし慎重に実施した結果であろうというふうに思いますけれども、一部に、計画当初の予算にもう少し慎重な予算計上をするところもあったのではないかとこのように考えます。

また特に評価をしたいところは、この人口減少に当たりまして、非常に財政運営の部分については慎重にやらなければいけない中で、財政健全化に関する法律の中で実質公債費比率、平成26年度は6.5パーセントでありました。資料によりますと平成22年が9.1パーセントですから、6.5パーセント、大変すばらしい数字であろうと思いますし、将来の負担比率についても年々減ってまいりまして、平成26年が64.2パーセントということで、将来の子供たちにも負担をなるべくかけないで、今いる人たちが応分の負担をしていくというような部分では非常に評価できるものであるというふうに思います。そのほかにも、新たな財源としてのふるさと納税、5,055万4,000円計上の収入がございました。大変職員の皆さんのご努力に敬意を表するところであります。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、使途については、だんだんこの辺の収入が多くなって経済効果もどんどんふえてくる、そうすると町にこのお金はどうやって使うんだ、必ず出てくることであります。一部いろいろ、私たちも住民の声を聞く中では、もっとほかに使ってほしい、これだけあるのであれば、私たちはもっと福祉の面でも少し援助してもらえないかというような声があります。

そういう意味からいえば、貴重な町の財産でありますので、住民に十分説明できるような使途の使い方を規則の中で定めていく、こういうことはある意味大事なことでありうというふうに思っています。

また、財産収入として懸案でありました城見ヶ丘の団地、大戸の分譲地、それぞれ3区画が売れました。本当に長年売れない中で、大変創意工夫されての今回の販売だったというふうに思います。しかし、まだ10区画、城見ヶ丘には10区画、大戸に2区画、猿稻に1区画ということで、まだ残っておるとこのことであります。今までないような工夫で売りさばっていくということも今回の中では十分感じられる部分がありました。

いろいろな議会のほうでも提案はありますし、今の補助金をつけてただ販売するというだけでは、全て売りさばくことはできないというふうに思いますので、さらなる工夫をお願い

をしたいところであります。

そして、住宅の、先ほど野中議員のほうからも少しありましたけれども、定住化の中で住宅の奨励金があります。今年度は15件で1,280万、リフォームで339万1,000円ということで実績がありますけれども、本来の定住化の目的は本当に達成されているのか、費用対効果の部分で問題ないのか、あるいは今の時代ですから、ほかの市町村ではもう土地もただで、家もただでやるから来なさいよと、こんなような政策をぶち上げているところもありますけれども、こんなことはずっと続く話ではありません。

この政策が持続していくのか、今年度の住民課の説明ですと、26年には200人減っているという中であります。地方創生で幾ら頑張っても200人をカバーすることはできない。このままいけば10年後には8,000人、何もしなければと言いますけれども、ある程度これは現実を帯びた中でこういう事業がそのまま継続していけるのかどうか、十分に検討していただきたい。

そして、その10年後とかあるいは15年、20年後に、この町がどうなるか。こういう部分も含めて住宅政策をどうしたらいいのか、どこに住宅を建てたらいいのか。こういうものも政策によって誘導を今からしていく。ただ単に住宅を建てたらこれだけあげますよということではなしに、将来を見据えた政策につくっていく。こういうことも必要ではないかというふうに思うところであります。

以上、いろいろありますけれども、全体として皆さんの事業そのものは適正に執行されたというふうに認められ、賛成するものであります。

以上であります。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成26年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第60号 平成26年度大多喜町一般会計歳入歳出決算は認定することに決

定しました。

次に、日程第2、議案第61号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第61号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、日程第3、議案第62号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論あります。初めに反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 私は、平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計決算に、反対の立

場から討論させていただきます。

国民健康保険と後期高齢者医療保険と介護保険は、住民にとってとつても保険料の重たい、何とかしてくれという要望が一番強いのはこの3つなんですが、その中の国民健康保険の負担が大き過ぎるというのは、やはり滞納額の大きさを証明されるのではないのでしょうか。

平成26年度末の国民健康保険の滞納は1億1,000万を超えています。この額は、ほぼ一般会計の滞納額に近いんです。年金の保険料を払うとお医者さんに通えなくなる、そう思って、例えば70歳を超えると今までは医療費が1割になりました。でも、お医者さんに通ったらお金がかかる、お金がないということで、1割負担になるにもかかわらず、それも知らないで我慢をしているお年寄りがかかりいらっしやいます。

それに対して、医療費の一部負担、お医者さんに払うお金の減免制度はあるにもかかわらず、あんまり知らされていない。1割になるよということもあんまり知らされていない。そういう点で、いざというときに心細い人たちが、大多喜町にはかなりいらっしやいます。そういう人たちに今温かい目を向けていくということが、私は足りないのではないかと思います。

本当に一つ覚えで言わせてください。行政、地方自治の本旨は住民福祉の増進です。住民をいかに幸せにしていくか、そこるところに力を注いでいただきたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（志関武良夫君） 反対者の発言がありました。

次に賛成者の発言を許します。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 私は、賛成の立場で発言させていただきます。

国民健康保険特別会計でありますけれども、やはり高齢者が毎年ふえている中で、実績に伴った経費というのは大分かかってきております。そのために26年度も一般会計からやはりたしか3,000万だと思っておりますけれども、補助をしております。その中で、やはり職員の方々もいろんな面で経費節減等しながら事業運営をしております。そういった実績を買って、私は、26年度の国民健康保険特別会計決算賛成といたします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまです。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第62号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、日程第4、議案第63号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 賛成多数です。

したがって、議案第63号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

質疑の途中ですが、ここで10分間の休憩をとります。2時10分からの開会とします。

（午後 1時59分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

○議長（志関武良夫君） 次に、日程第5、議案第64号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 年々介護保険も規模が大きくなってきています。保険料の上昇に伴って、不納欠損とか収入未済額も年々ふえています。解消されていません。収入未済、滞納の傾向というのはどうなんでしょうか。教えてください。

それから、滞納が不納欠損で消された後、さらに滞納が続いていく方っていうのは多いんでしょうか、少ないんでしょうか。そういうのも教えてください。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 滞納の状況でございますけれども、平成26年度で言いますと、81名の方。内容的には経済的困窮者、その辺が多いところでございます。

それともう1点は滞納が……。

（「1回だけじゃなくて、こうやって継続して滞納があるのかという」
の声あり）

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 今申しましたように、経済的な困窮者ということで、やはりずっと続いて滞納は続く人が結構おります。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そういう方のペナルティはあるんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 介護保険の場合、2年で時効が成立いたします。その関係で、10年間はその滞納した分がペナルティとして課せられます。もし介護保険を使った場合は、1割とか2割とかそういう形で償還払いという形になります。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

関連ですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 滞納が継続している人は、介護保険にかかったときに全額を自分で

とりあえず払うんですか。例えば、デイサービスに通うと1日に7,000円ぐらいかかるとします。そうしたら、週に一遍通っているとしたら、2万8,000円を払って、何カ月後かに9割が戻ってくるという形になるんですか。

実際そういう方ってあり得るんですか。だってお金がなくて保険料が払えないのだから、自分がかかった分、全部10割分を出して、後で9割償還してもらうなんてことはちょっと現実的には考えられないんですけれども、実際はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですけれども、今言ったとおり、一旦10割払って、その何カ月後かに9割を払う、そういう形になります。ただ、今現在、そういう方はおりません。大体、滞納してずっと継続している方は今のところ利用していないのが現状でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 261ページ、包括支援事業の中の事業で一つお伺いしたいんですけれども、この事業の中に、高齢者の実態把握事業があるかと思えます。独居世帯の訪問ですか、高齢者世帯の訪問という事業だと思うんですけれども、平成25年度は独居世帯が86件、高齢者世帯が51件の訪問でございました。平成26年度が独居世帯が148件、高齢者世帯が21件ということで、非常に独居世帯に関しましてはお取り組みをいただいたと思うんですけれども、この取り組みをしていただいた上での結果というんでしょうか、回っていただいた状況、そういったところはどのような感じになっているのか伺いたいと思えますが。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 取り組んだ結果でよろしいのでしょうか。

この高齢者世帯と独居老人に関しては、交互に一応重点的にやっております。そこで、一応うちのほうの施策といいますか、その辺の紹介とか、あと、今高齢者、そのうちに行ってどういう心配事があるとかそういうのを聞いて、うちのほうの担当じゃない相談でも一応聞いて、あとでうちのほうからその担当課のほうへ報告するような形で一応相談とかそういうのを聞いております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 交互にというのは、独居世帯と高齢者世帯ということだと思うんですけれども、ということは、下手をすると独居世帯は2年に1回という形の訪問ということになりますですね。施策等のご紹介いただいているということで施策等に関しましてはそ

んなに大きく変わるということもないかとは思いますが、高齢者の方の置かれている状況というのは、場合によっては本当に急変をしてしまったり、いろいろ状況があると思います。この2年に1回は、あるいは1年に1回という中で、本当に十分に把握がし切れるのか、そういう部分ちょっと疑問に思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですけれども、確かに2年に一遍という形になりますが、その中でやはり高齢者にもせば詰まっている方だとか、この人は1年間見ないとか、そういう人もいるということで、問題のある高齢者世帯については1年と言わず、その中で何回か回るような形で、1年という間を置くものではありません。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 問題のあるご家庭においては、何回か回っていただいていると思うんですけれども、1年前もしくは2年前に回っていただいたときに問題がなくても、例えば、その間の1カ月後には問題があつて、そこから1年なり2年なり置かれてしまうというケースもあるのではないかと、そのようにも考えます。

別の施策としまして、町としては見守りという形で、例えば業者さんとかそういった形も使いながら気を配っていただいておりますけれども、やはり今後、高齢者世帯がふえてくる中で、やはり高齢者の皆さんが発信をしているSOSの信号を、どうやって受けとめてあげることができるのかということが非常に大事になってくるのではないかと考えております。

私のところにも、ご高齢者の方からそういう声を何とか聞きとってやってもらいたい、最後一人で送らせるようなこと、またみずからそういった状況を踏まえるようなことがないようなそういった形をとれないのかと、こういったお声もいただいております。

大多喜町におきましては、ご近所の力というものは非常に都市部よりは強いわけですが、現在はなかなかそういった部分の関係性も薄くなってきているということの中で、やはりもう一度こういった部分もお力、何というんですか、見守りというんでしょうか、そういったものを考えていただく必要があるのではないのかなと、このように思うわけなんですけれども、今では車ですつと行っちゃうと隣、会わなかったりということもありますので、ちょっとそういった部分を踏まえまして、今後のお取り組みということで、考えていただきたいと思うんですが、例えば、財政的な問題も出てくると思うんですね。人が要るわけですので、人件費の問題とかいろんなものもあると思うので、ちょっと決算書の中で質問させていただいておりますけれども、どのように思われますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 平成27年度から職員をふやしまして、臨時職員なんですけれども、それで今、極力高齢者世帯とか独居、それと過去に回ったところでやはり何カ月かに1回は行かなくちゃいけないとかそういう世帯については、今努力して回っているところがございます。今後もそれは続けていきたいと思っております。

あと、先ほど言いましたように、見守り、ネットワークとかそういうのをうまく活用してなるべく高齢者が、それこそ独居で一人で自然に亡くなるとかそういうことがないように、うちのほうも気をつけて各事業に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 介護保険が始まって12年になるのでしょうか、26年度で。介護保険始まるときには、保険があって介護なし、お金のないものは保険料だけ天引きで取られてサービスを受けられない、こういう事態が介護保険の制度にあるんだということを、本当に言われました。まさしく先ほどの滞納とサービスの関係でいうと、お金のない人がこの介護サービスから排除されているのではないかとということがありありとこう浮かび上がってきたような気がします。

こういう人たちに対して、保険料の軽減措置だとか、あるいは利用料の援助だとか、そういうのをととっても全然実現していません。お金のないものを本当に切り捨てていくようなそういうまちづくりでは住民に申しわけない、そう思います。

全体が、それも国策といえど国策ですけれども、そこを歯どめになるのが自治体だと思います。先ほどふるさと納税の話も出ましたけれども、ふるさと基金などを有効に使って、この町の隅々から高齢者の恨み節が聞こえないような、そういうまちづくりにしていただきたいということを切に願って、反対討論といたします。

○議長（志関武良夫君） 反対者の討論が終わりました。

次に、賛成者の討論を許します。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 私は、賛成の立場から介護保険特別会計の討論をさせていただきたい
と思います。

介護保険、ふえ続けるニーズにどういうふうに対応していくか、非常に大変な問題であろ
うと思います。介護保険の算定については3年に一遍見直すということになっており、この
ふえ続けるニーズ、そして負担をどう解消していくかということで、軽減措置はもちろん含
まれておるといふことでもありますし、介護予防として少しでも介護にならないように、予防
措置そのものも地域の包括支援センターを初め、あるいはボランティア等を使いながら少し
でも負担のないように、また予防ができるようにということで取り組んでおるところであり
ますし、ある程度負担ができる人については、それ相応の負担をしていただくと、そういう
ことで持続可能な介護保険制度というものを、これからもそういう目線の中でやっていっ
ていると私は理解しております。

したがって、本介護保険特別会計については賛成をするものであります。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
を採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第64号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定する
ことに決定しました。

日程第6、議案第65号 平成26年度大多喜町水道事業会計利益の処分及び決算認定につい
ての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 水道には預金があると思うんですけれども、決算の監査委員のほうか

らも意見の中で書き加えている、財源確保のために預金の預け方法等を見直すなどの資金運用面について検討したほうがいいよというようなご意見がありますけれども、これはぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、26年度は多分やっていないんでしょうけれども、今後はこれほどのようにやっていくつもりでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいまの資金運用の関係のご質問ですけれども、平成26年度末現在で現金預金約2億7,800万ほどございます。この資金管理につきましては、現在は決済用の普通預貯金及び別段の貯金で利息のつかない預金で管理をしています。これは平成14年度から制度ができました預金保護制度、ペイオフですね、それ以降利息のつかない預金で保護されるものということで利息がつかないような状況でありましたけれども、今年度から、具体的に言いますと7月から定期預金のほうに預けがえをいたしまして、水道会計の資金約1億5,000万ですけれども、定期に預けいたしまして、9月の補正予算におきまして13万1,000円の利息を計上したところです。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） できるだけ利益が出るような、少しでも収入になるような形でやっていただきたいと思っておりますけれども、そのほかにも考えていると、こういったことをやると収益が上がるんじゃないかならうかと思われることを検討していることがあれば、教えてください。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 水道事業の場合は、料金収入がほとんどでございまして、そのほかの営業外の収入とかもございまして、今現在の水道料金の未収金対策が一番の収益を上げる部分ではないかというふうに考えておりまして、今年度も未収金対策に向けた取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ただいま未収金対策ということが出ましたけれども、26年度、何件で幾らの未収金があるのか教えてください。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 平成26年度末で総額で2,911万1,361円という未収金になって

おります。件数で言いますと、2,046件になります。これ、件数ですので、要するに一つのメーターごとの件数となっておりますので、人数とかではない、件数というようなことになります。よろしいでしょうか。

(「その「けん」というのは事件の件、それとも1軒2軒の軒。「1けん」というのはどういう単位ですか」の声あり)

○環境水道課長(米本和弘君) メーター1つという意味です。1つのメーターです。そのメーターを通過している料金ということです。

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 2,046のメーターで滞納があるということですか。

○議長(志関武良夫君) 環境水道課長。

○環境水道課長(米本和弘君) はい、そうです。これ当然ダブっている方もいらっしゃいますので、人数での把握というのはちょっとしておりませんで、申しわけないんですけどもその1件ごとの滞納が何件あるかというような管理になっております。

○議長(志関武良夫君) ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番(山田久子君) すみません、有形固定資産のほうでお伺いしたいんですけども、年度末残高の中に建物あるいは構築物で、実際にあるんだけども本当はもう使い物にならないんだよ、使うことできないんだよというようなものが含まれているのかどうか。いるとしたらどういう建物、どういう施設があって、幾らぐらいの金額に、この中に含まれているかを教えていただきたいんですが。

○議長(志関武良夫君) 環境水道課長。

○環境水道課長(米本和弘君) ただいまの質問なんですけれども、具体的な金額はちょっと今わからないんですけども、ちょっと例を挙げますと、紙敷の浄水場というのは昔動いていたんですけども、今現在動いておりません。あそこにある資産は、本来でしたらもう使っていない資産ですので、除却で処分してこの資産台帳から取り除くというようなことが本来なんですけれども、除却をするのにやはり水道事業の経費として上げなければいけないという部分もありますので、この除却については今後水道事業の中の営業経費等を見ながら除却のほう進めていきたいというふうに考えています。

○議長(志関武良夫君) 10番山田久子君。

○10番(山田久子君) 営業の経費を見ながらということは、例えば何年度にこうするとか

そういう形ではなくて、経費を見て場当たりの対応していくというような形という考え方なんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 場当たりのと言うと余りいい表現ではないと思うんですけども、あとで計画的な中で当然給水の収入支出のほうを見た中で、できれば計画的に進めていきたいというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 先ほどは未収金そのものについて伺ったのですが、課長は未収金の回収ということを対策として、収益を上げる対策としておっしゃいました。今、未収金については、税務課の収税課何かが一括して引き受けるというような制度になっているのではないかと思いますけれども、2点そこで質問があるのですが、未収金者の経済的な傾向というのはどういうことでしょうか。それから、徴収の担当として、果たしてその滞納の解消の徴収というのは、簡単な仕事なんでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 税務課のほうで、水道料金で未納の方の債権の移管というようなことで受けております。

26年度につきましては移管件数が6件、金額で106万1,536円。そのうち収納となったものが4件で23万9,602円でございます。

ある程度、全て税務のほうで受けることできませんので、その中でも環境水道課のほうから依頼があったものだけ税務のほうで収納対策を行っておるといふような状態でございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 未収金、滞納されている方の経済的な状況がどうかというようなことなんですけど、これも一概にはちょっと言えないんですけども、本来水道料金というのは、その方が使用された部分について料金を納めていただくような形にしております。その生活というか、その大変な生活をされている方は、それなりに切り詰めた中でも水道料等の、水道の使用等も控えられていると思いますので、今現在の滞納の中で、ほとんど人は同じような方が毎年なっているのは現実です。

そういった中で私のほうで滞納を減らしていきたいとお話ししたのは、水道の場合は給水

停止というような措置もとらなければいけないようになっておりますので、すぐに給水停止じゃないんですけども、それなりの手続を踏んだ中で給水停止もやむを得ないのではないかとこのように考えておまして、そういった徴収のやり方といいますか、そこら辺をある程度マニュアル化した中でなるべく未収金を減らしていくような形を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 先ほど、滞納件数が2,046あって、その中で、多分1軒のうちなら1年間のうち6回徴収がありますよね。とりに行くときにはこれをまとめるわけでしょう。そのまとめた件数が、まとめて税務課に渡したのが6件なんです。残りについては、どんなふうに水道課では、さっきマニュアルがあるとおっしゃっていましたが。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 先ほど、税務住民課のほうに依頼している方については、恐らく水道だけではなくていろんな部分で滞納されている方についてはお願いをしているところなんですけれども、それ以外の方については、マニュアル化は、今できていないので、これからしていこうという形で進めていきたいという考え方で今考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今年度、純利益が701万でしょうか、700万を超えて出ました。昨年度の300万円台、400万円台に比べれば随分出ていると思うんですけども、この一部を水道料金体系の引き下げとか、そういうのに使う考えというのは26年度中に出ませんでしたか。というのは、私、2年くらい前でしょうか、水道料金の引き下げということで、基本料金が使わなくても8立米分払わなきゃいけないので、そこの基本料金の基本水量を引き下げることによって、水道料金の引き下げを図れないかというようなことをお願いしたんですが、ならぬと。この利益は、町からの繰り入れの減少に使うんだという答弁があったかに思います。

でもそうじゃなくて、お水って本当に大変で、先ほど課長がおっしゃったみたいに、経済的に困っている人たちは全てにつましく生活しているので、使わない分の水道料金も払っているわけです、基本料金として。ですから、そこのところを下げることによって、助かる人たちが少なくないと思うんです。町からの繰り入れを減らすという、全部それを使いなさ

いとは言いません。でも、そういうのも対策をとりながら、担当課が情深く滞納の料金を徴収すれば、お金も3,000万近い滞納が解消されれば、できると思うんですが、28年度に向けて担当課としてはそういう考えありませんか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 料金を下げるということは、我々も最終的にはそれが一番いいとは思っております。

しかしながら、先ほど山田議員のご質問にもありましたように、本来除却しなければいけない資産がまだたくさんございます。今回700万の利益を出したというのは、ちょっと操作の失敗でありまして、本当はそれに見合う、除却に見合うだけの、ちょうど見合いのものがなかったんですよ。本来除却に見合うものがあれば、それはもう除却に回したいんです。

本来、健全な水道の経営ということになりますと、本来、以前からずっとこれは除却していなければいけないものがまだいっぱい残っているんです。ですから、先ほど課長が言ったようなことが、そういう施設がまだ一つありますけれども、皆さんもご存じのようにもう既に二の丸の浄水場ようやく利益の中で除却をしてきたんです。ですから、それは今度はいわゆる紙敷とか、まだそのほかに山の上にも水槽があるんですね。こういったものはもうすぐに除却をしなければいけない資産であります。

そういったことをやることと、もう一つはやはり公料金で1億5,000万近くのものを受け入れていただいております。もらっています。ですから、そういったことをもう少し健全化をした中で最終的には料金のほうにいきたいと思いますが、まだまだ有収率の問題等も含めまして、もう少し利益を上げながらそういった健全財政にした中で、最終的には料金というところに入りたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 動いていない施設を除却処分するといっても、それはお金の出入りが実際あるわけではないですよ。帳簿上のことですよ。

ただ、今水道料金で、今生きている人の問題で、財政が健全になってから、水道料金に手をつけるというのは、そのときには今生きている人たちがいないかもしれないじゃないですか。今いる人たちに手当てをしながら並行して進めていくという作業が求められているんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今現在、使われていない施設を除却するという事は、正直取り壊す

ということなんです。ですから野中さんが全部ただでやってくれれば一番いいんですけども、そうはいかないと思いますんで、やはりこれは業者にお願いしてお金をかけて壊さなければいけない。そういう事業でございますので、ただではできないということなんで、よろしくその辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ちなみに、勉強不足で申しわけない。基本料金は、すみません、お幾らですか。

○議長（志関武良夫君） 何、基本料金。環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 今、基本料金は月8立方になっておりまして、8立方で1,650円だと思います。1カ月です。これが8立方までですので、8立方以上になってくるとあと1立方当たり幾らというあれになってきますので。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 平成26年度大多喜町水道事業会計決算に反対の立場から簡単に討論させていただきます。

高過ぎる水道料金の値下げに、町民の気持ちを考えない会計処理に対して反対したいと思います。

本当に大多喜の水って、今すごくおいしくなっていて、安心して飲める水になっているのは大変喜ばしいことだと思います。水道の入っているところの方は、それこそ町から大変な援助を受けています。それも承知しています。だけれども、本当に困った人たちに対して、それを見捨てるような会計処理があってはならないと心から思います。

これをもって私の反対討論といたします。

○議長（志関武良夫君） 反対討論がありました。

次に、賛成者の発言を許します。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 私は、平成26年度大多喜町水道事業会計決算の賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今言われたように、確かに高い水道料金ではありますけれども、これは内容を見ればわかるように、相当他会計から1億5,000万弱のお金は出ているところでありまして、会計処理の問題といたしますけれども、これは一つの会計基準に従って経営内容をしっかりと把握するためのもので、法定に従ってやる、そしてそれを経営の判断材料としてどこを改善していくか、大切なものであり、そこに現金が動かないから大丈夫だろうというのは本末転倒の話だというふうに思いますし、きちんと会計処理もされ、方向的には有収率も相当上がっている中で、一歩ずつではありますけれども、徐々に料金のほうも今後経営が安定をしてくれば下げるといふ努力をされるということでもありますので、そういう意味からも賛成をするものがあります。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 平成26年度大多喜町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決します。

利益の処分については原案のとおり可決することに、また決算については認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第65号 平成26年度大多喜町水道事業会計利益の処分及び決算認定については原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

○議長（志関武良夫君） 日程第7、議案第66号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についての議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私は、安全面というんですかね、その辺でちょっと質問させていただきます。

以前たしか消防署ができる前は、避難訓練とかまではいかないかもわからないけれども、地元の消防団と、あそこは新丁になりますので新丁区の区民と、協働になって施設を皆で見回って、万が一災害起きたときには、ここにこういった人がいて、こういうふうにやろうよと、実際に災害があったことはありませんのでそれでうまくいくかどうかわからないけれども、多分今の状況は、消防署ができてからは、消防署のほうと避難訓練等、安全面でやっているんじゃないかと思うます。

しかしいざ災害が起きたときに、まさかその老人ホームだけで災害が起きるということは考えられませんので、消防署のほうが果たしてここに来てくれるのかどうか、これははっきり言ってわからないと思うんです。多分ほかに行ってしまう可能性が大きいんじゃないかと。そうすると、万が一事故が、事故というか災害があったときに頼りになるのは、一緒に行動するのは地元の消防団、あるいは地元の区民が、できる範囲で一緒に行動するということになるかと思えますけれども、最近は何かそういったことをやったよということを聞かないものですから、その辺はどのようになっているのかということと、今後どのように考えていくかということをお聞かせください。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 現在、年4回、消防署さんの指導を受けまして、消火訓練とか避難訓練を行っております。

方法としましては、職員が居室のほうからロビーまで入所者の方を運んで、その方法につきまして、消防署の方が評価をしていただくというような形で実施しております。今後、地元の消防団の皆さんと実施できるような訓練がございましたら、検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 年4回、全てに多分参加できるかどうか不透明ですけれども、1回でも2回でも地元のほうにもし声をかけていただいて、地元のほうがぜひということ、以前はやっていたはずですので、ぜひそういった形をとっていただければ、少しでも皆さん、入所している方も安心感が増すんじゃないかと思われまます。ひいてはそれが経営の足しになるかどうかはわからないけれども、地元の区とか地元の消防団と一緒に行動しているという

ことであれば、多少なりともそういった改善の方向にも向かっていくのではなかろうかというようなことを考えます。どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 地元の消防団の方と協議しまして進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてを採決します。

本決算は、認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第66号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算については、認定することに決定しました。

◎選挙第1号の上程、説明、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第8、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

本件につきましては、現選挙管理委員及び補充員の任期が10月4日をもって満了となることから、地方自治法第182条の規定により、委員及び補充員それぞれ4名を選挙するものです。

選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関して公正な識見

を有する者のうちから議会において選挙することとされており、またこの選挙を行う場合においては、同時に選挙管理委員と同数の補充員を選挙しなければならないこととなっております。

また、選挙管理委員及び補充員の選任に当たっては、法律の定めにより行われる選挙や投票、また国民審査に関する罪を犯し、刑に処せられた者でないこと、委員または補充員はそれぞれの中の2人が同時に、同一の政党、その他の政治団体に属する者でないこと、委員は地方公共団体の議会の議員及び長等を兼ねることができないものであることなどの制約事項があります。

なお、委員及び補充員の選挙は、それぞれ全員を1回の選挙により選挙することとなっておりますが、議員各位の異議がなければ、指名推選の方法により選挙することができることとなっております。また、補充員を指名推選するときは、その際、補充の順序もあわせて定めておく必要があります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

ここで議長が指名する選挙管理委員及び補充員候補者の一覧表を作成しておりますので、議会事務局職員をして配付いたします。

(一覧表配付)

○議長(志関武良夫君) 候補者の一覧表の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（志関武良夫君） 配付漏れなしと認めます。

初めに、選挙管理委員について、指名いたします。

大多喜町栗又724番地、末吉正治さん、大多喜町久我原761番地、岩瀬貞夫さん、大多喜町小内28番地、渡邊勝さん、大多喜町森宮97番地の1、宇野徹さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました末吉正治さん、岩瀬貞夫さん、渡邊勝さん、宇野徹さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員を指名します。

大多喜町堀切285の13、吉野康夫さん、大多喜町大多喜415番地、矢代健雄さん、大多喜町堀之内236番地、齋藤ふく代さん、大多喜町横山469番地、伊嶋正尚さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、吉野康夫さん、矢代健雄さん、齋藤ふく代さん、伊嶋正尚さん、以上の方が選挙管理補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

ここで、選挙の結果について事務局職員をして印刷物を配付いたします。

（選挙結果配付）

○議長（志関武良夫君） 以上をもちまして、選挙管理委員会の議事を終了します。

◎日程の追加

○議長（志関武良夫君） お諮りします。

ただいま、野中眞弓君外1名から、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の提出について、発議案が提出されました。

この発議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（志関武良夫君） 議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 配付漏れなしと認めます。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 追加日程第1、発議第6号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局職員をして、議案を朗読させます。

局長。

○議会議務局長（渡辺八寿雄君） 発議案の朗読をさせていただきます。

発議第6号。

平成27年9月18日。

大多喜町議会議長、志関武良夫様。

提出者、大多喜町議会議員、野中眞弓、賛成者、大多喜町議会議員、吉野僖一。

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由。

国民的議論が不十分な中で、安全保障関連法案が参議院で可決されようとしている。

国民の安全と利益を確保するため同法案の慎重審議を求める意見書を提出するもの。

1枚開けていただきたいと存じます。

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書（案）。

現在国会では、政府が提出した安全保障関連法案が審議されている。

これは、本年5月14日に法の改正を行う「平和安全法制整備法案」と新法の「国際平和支援法」を閣議決定し、法案が7月16日に衆議院を通過し、現在、参議院で審議されている。

一方、衆議院憲法審査会においては、憲法学者全員から集団的自衛権の行使を容認する解釈は、憲法に抵触する恐れがあると指摘され、憲法学者の間でも判断が分かれている現状である。

これまでの国会審議では、憲法解釈をはじめ、様々な問題が指摘されている。

多くの国民がこの法案に注目しており、政府の説明が不十分、法案に反対という世論の声も多数あがっており、最近では学生をはじめとしたデモ活動も活発化している。

このようなことから、本町議会は、政府に対して、安全保障関連法案に関して、国民の不安や疑問を真摯に受け止め、国民への丁寧な説明と、立憲主義のもとに、今国会での法改正の成立にこだわらず、国会で十分な時間をかけ慎重に審議されるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣あて。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

本案についての提案理由についての提出者の説明を求めます。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） きょう、国会で、参議院で、この問題が強行採決されようとしているのではないかと思います。この間のいきさつについては、議員の皆さんもここにいらっしゃる執行部の皆さんも本当に経緯を見守ってきたのではないかと思います。

いろんな意見があります。でも、国会は審議の場です。ここの意見書（案）にあるように、疑問がある以上、それを徹底審議して、国民が納得できる形にすること、それが最も大事ではないでしょうか。

そしてもう一つは、私たちの国は、憲法を最高法規として、憲法を実現するために政治を

行う、特に天皇、内閣、国会、裁判所、我々普通の地方議員や公務員たちは、憲法を守らなければならないという立憲主義の縛りがあります。

今出されている法案は、憲法に違反しているのではないかという意見が、元最高裁の長官、判事を初め、弁護士、憲法学者、法律にかかわる多くの人たちから疑問が出されています。そういう状況の中で、この法案を強行採決することは、悔いを残すことだと思います。法案の中身が何であれ、慎重審議に徹することを国会、参議院に求めたいと思い、この意見書（案）を提出しました。

よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

（「異議あり」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議があります。

討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） 今出されました発議でありますけれども、残念ながら私ももう少し慎重審議ということも考えておったんですけれども、夕べのあれから言いますと、きのう参議院の特別委員会で可決されました。それで、きょうは遅くとも何か可決されるんじゃないかなということでありまして、今国会で慎重審議しているような状況ではないと私は見えています。

それと、今まで自公でやっておったのが、きのうですか、野党の中の3党が合意しました。国会議員はやはりそれが職業でありまして、そのほかにやはり秘書が2名とか3名専属でいろんなことで勉強しています。そういった方々がやっていて、それで国会の中でどうなるのかわかりませんが、そういう専門の人たちがやっている中のことを私は、どっちに転ぶかわかりませんが、尊重していきたいと。

確かに、正常な運営であれば意見書を出すのも結構だと思うんですけども、今の現状で

意見書を出しても、これは残念ながら、こういう慎重審議するような現状じゃないので、私は、反対といたします。

○議長（志関武良夫君） 本案に賛成者の発言を許します。

9番吉野儔一君。

○9番（吉野儔一君） この件に関しましてはふだん余り関心なかったんですけども、やはり相当な資料出してまでここでまとめて答えるというのは難しいんですが、日本の憲法で、自民党も昨年の12月に日本国憲法改正案素案というのができまして、その中にもいろいろ出ていまして、今までこういう憲法改正というのは日本は1回もやっておりません。資料見るとドイツなんか59回、イタリアが16回、カナダが19回、フランスが27回、アメリカ6回という資料が出てきました。

それで、この中に、素案の中には自衛隊を国防軍に変えるというのが出てくるんですよ。そうすると明治憲法にまた戻るような感じなんで、それで日本は今、三権分立ということがありますよね。久しぶりに勉強したんですけども、国民が一番の主役でもって、いろいろそういう国会とか内閣とか、司法、裁判所とかあって、過去のそういう弁護士団、最高裁判所長官山口さん、経験者とか言っていて、これは違憲だと、専門家がそう言っている、第9条。

今回のあれは集団的自衛権がそこにひっかかるわけであって、その辺が、今までは後方支援で発砲とかそういうのでできないんだけど、これからは発砲できるようなことになると、戦争に参加するようなあれになっちゃうんで、そこら辺が今、ああやって毎日、きのうもあれだけ遅い、雨の中をデモで訴えている。

外国のメディアも日本の若者が変わったというか、そういう報道もされております。今まではそういう組合とか何とかで命令でもってああいうデモをやっておったんですけども、日本の、こういうふうに出ていますけれども、そういう海外のメディアも日本の若者が変わったという、それを、やはり真摯に受けとめなくちゃいけないと思うし、いいことであればいいんですけども、何かちょっと怖いというか、その辺が。

まして、山東昭子さんですか、何かそういう人が、そういう審議委員会のメンバーを選んだ、そういうメンバーを選んだのが間違いだとか、そういうのもインターネットで出てきたし、それはちょっと、そういうことを言っていていかどうかという、えらい問題なんだよね。

だからやはり慎重審議というのがやはり必要であると思うし、またこの大多喜町の町民も、議会の皆さんがどういう考えで議事、町政に参加してやっているかという、そういう判断材

料も、今回のあれはすごく町民も注視していると思うんで、私は、個人的なあれで申しわけないんですけども、そういう今回のあれに関しては違憲だということで、やはり三権分立のそういう人たちの、先輩が言っている、大学の先生も言っている、弁護士さんも言っている、元最高裁判所の長官も言っている。

それでまた安倍さんが、山口さんに対して、過去の人だとかそういう発言をして、ちょっとやはりリーダーとしてはえらい問題があると思う。

何かあった場合には、最高司令官は内閣官房長官なんですね。内閣総理大臣なんですよ。だからそういうことがあると、今回のことはすごく心配であります。

それでもって私は、賛成をします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論ありますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 私は、本意見書の反対の立場から討論をさせていただきたいと思いません。

今話がありましたように、私も一議員であります。一自民党員であります。そういう意味から、それぞれが自分の考え方を公の場で示すことは大切なことと考えまして、討論をさせていただきたいと思えます。

日本は、ことしは戦後70年ということで、首相談話が出ました。戦後の復興から見事に経済発展を遂げ、現憲法下で自由で平和で本当に豊かになった。人権も尊重され、世界に比べれば、本当に平等な社会を築いてきました。

しかし世界の多くの国の中には、この平和や自由や人権、民族の自決、こういうものを勝ち取るためには、本当に血を流し、多くの犠牲を払ってきたのが現実だというふうに思っています。

日本は、この平和憲法と、そして日米安全保障条約、このもとに私は今日の繁栄を築いたものというふうに思っております。

しかし、世界の情勢は最近大きく変わってまいりました。新興国の台頭とともに、世界のパワーバランス、こういうものが崩れてまいりました。冷戦時代に、ソビエト、アメリカ、2大大国が、世界のバランスをとって、武力のバランスをとっておりました。共産国の崩壊により、今まではアメリカ1国が世界の秩序の警察だということで、世界秩序の中心的な役割を果たしてきました。

しかし、もうアメリカにその力はだんだんなくなってきた。新興国の台頭、あるいはよくアフリカや中東で民族対立や宗教対立、あるいはテロ等が起きている。そういう状況も生まれてきた。そういう中では、日本も国際貢献をする必要が出てきてまいりました。

また、私たちの周り、中国にしる北朝鮮にしる、ご存じのように反日パレードではあの軍備の様子を目の当たりにしたところでもあります。フィリピン沖に基地をつくる、フィリピンから米兵が撤退したらすぐ現状で力の支配で変えてしまう。北朝鮮のミサイルはいつも日本に向いている。こういう状況は現実であります。

こういう状況を我々は、自由民主党の中は、国民の生命、財産を守る、そういう立場から今回の平和安保法案を考えた提案をしているところでもあります。

こういう流れは私は当然とっていくべき話だというふうに思っており、この法案の中身については賛同するものであります。

しかしながら日本には、憲法第9条、戦争の放棄であります。武力の威力や行使は国際紛争の解決に永久に放棄する。陸空海軍、その他の戦力は保持しない。これは日本が戦争に負けたときから、全て今は個別自衛権、集団自衛権認めるといようなそういう話がありますけれども、憲法には自衛権すら認めていないというふうに私は理解をしています。戦争そのものは自衛から始まるのであります。

今の憲法下において、自衛隊は、私は違憲であると思っていますし、一内閣が、憲法の解釈を変更すると、そして限定的にしる、集団自衛権を認めることは私は許されないというふうに思っています。憲法を改正して、安保法制を制定を目指し、国民の生命や財産を守る、こういう方向に進むべきであり、そもそも自民党の公約は、憲法改正であります。正々堂々と憲法改正案を提出し、国民投票を実施して、日本の安全保障のあり方は国民自身が判断する。こういうふうになるべきというふうに考えております。

そこで今回出された意見書でありますけれども、慎重審議を求めるという部分については、もう既に江澤議員のほうからお話がありましたけれども、特別委員会は可決をし、きょうまさに本会議がという状況にあります。慎重審議をするということは、今の与野党の戦力からいけば可決をされるということでもありますし、この意見書を今出すということは的外れではないか、こういうふうにと考えるとあります。

いずれにしても、私の意見とすれば、今の有事にどうやって応えるか、それは憲法を改正して国民の、主権者である国民の意見の中で、どういう方向に進むか、そういう部分を今後目指すべきというふうに考えますし、例えばこの法案が通ったとしたら、実施計画の中でし

っかりと議論をし、どういう方向に行くのか、国会がきちんと目を光らしている、こういうことが必要だろうというふうを考えるものであります。

以上をもちまして、反対の意見とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論はありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私は、平和安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の提出について、反対の立場から発言をさせていただきます。

この法案は、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化し、厳しさを増している中で、日米防衛協力体制の実効性をより一層向上させ、隙間のない防衛体制を構築しておくことにより、抑止力を高め、対話によって外交的な手段で平和的に物事を解決し、戦争を未然に防止するためのものと考えます。そして日本の繁栄と安全には国際社会の平和が不可欠です。そのため、国際社会の平和と安全のために貢献することも必要になってきているのではないかと考えます。

平和安全法制は、厳しさを増した安全保障環境の中で自衛の措置がどこまで認められるのか、その限界を定めたものです。他国防衛の集団的自衛権の行使は認めていません。自衛の措置が他国防衛にならないよう、公明党は新3要件の中で厳格な歯どめをかけました。

後方支援活動は重要影響事態法案と、国際平和支援法案で定められているようですが、外国軍隊の武力行使と一体化しないよう、PKO参加5原則と両法案とも厳格な歯どめが定められているようです。

そして自衛隊の活動に対する民主的な統制を確認することが重要との観点から、国際平和支援法では、公明党が国会の例外なき事前承認を盛り込んだ経緯があります。

国会での審議時間を見ても、衆院は審議時間歴代6位の116時間、参院も約100時間で、国論を2分した国連平和維持活動、PKO協力法の審議時間を超えているようです。

さらに質疑時間の与野党の配分比率は、衆院では与党が約14パーセント、野党が約86パーセント。参院では採決日前までに与党が約23パーセント、野党が約77パーセントに上り、野党側に十分な審議時間が確保されたのではないかと考えます。参院審議では、議論が深まってきたことを背景に、野党の皆さんから対案や修正案も出され、結果、与党と野党3党の合意形成がなされたものと考えます。

このようなことから、昨年7月の閣議決定、国の存立を全うし国民を守るための切れ目のない安全保障の整備についてに基づいた本法案の審議は、おおむねされたのではないかと考

えますことから、本意見書の提出に反対の立場とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論者ありますか。

ないようですので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（志関武良夫君） 挙手少数です。

したがって、発議第6号は否決されました。

◎休会について

○議長（志関武良夫君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす19日から本年12月31日まで、休会といたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、あす19日から本年12月31日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（志関武良夫君） 本日はこれをもって散会とします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

なお、この後、旅行委員会からの説明がありますので、お聞き取り願いたいと思います。

（午後 3時31分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年 1月15日

議 長 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 吉 野 一 男

署 名 議 員 麻 生 勇